

医療介護総合確保促進法 に基づく山梨県計画

【令和6年度計画】

令和7年2月

山 梨 県

目次

1. 計画の基本的事項

(1) 計画の基本的な考え方	1
(2) 都道府県医療介護総合確保区域の設定	11
(3) 計画の目標の設定等	12
(4) 目標の達成状況	18

2. 事業の評価方法

(1) 関係者からの意見聴取の方法	19
(2) 事後評価の方法	19

3. 計画に基づき実施する事業

(1) 事業の内容等

【医療分】

[事業区分1-1] 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	20
[事業区分1-2] 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業	28
[事業区分2] 居宅等における医療の提供に関する事業	30
[事業区分4] 医療従事者の確保に関する事業	52
[事業区分6] 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業	106

【介護分】

[事業区分3] 介護施設等の整備に関する事業	108
[事業区分5] 介護従事者の確保に関する事業	111

1. 計画の基本的事項

(1) 計画の基本的な考え方

令和7年（2025年）に団塊の世代が全て75歳以上となる超高齢社会を迎えるにあたり、効率的で質の高い医療提供体制の構築を図るとともに、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの充実と強化を図り、地域において急性期から在宅医療・介護までの一連のサービスを切れ目や過不足なく確保する体制を整備していくことが、喫緊の課題となっている。

本県においても、今後、高齢化の一層の進展が見込まれており、現在の医療、介護サービスの提供体制のままでは十分な対応ができなくなることが考えられるため、令和7年を見据え、限られた医療、介護資源を有効に活用しながら、利用者の視点に立って必要なサービスを確保していく必要がある。

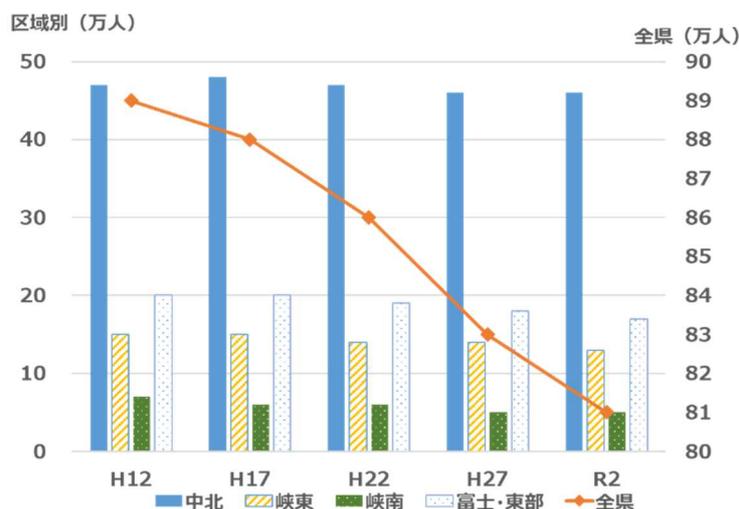
このため、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条に基づく本計画を策定し、地域医療構想を踏まえた病床の機能分化・連携の推進を図るための事業を本格化させるほか、地域包括ケアシステムの充実・強化に向けた在宅医療や住み慣れた地域での生活を支える介護サービス提供体制の構築、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・定着を図るための事業に取り組むことにより、本県における医療及び介護の総合的な確保を推進していく。

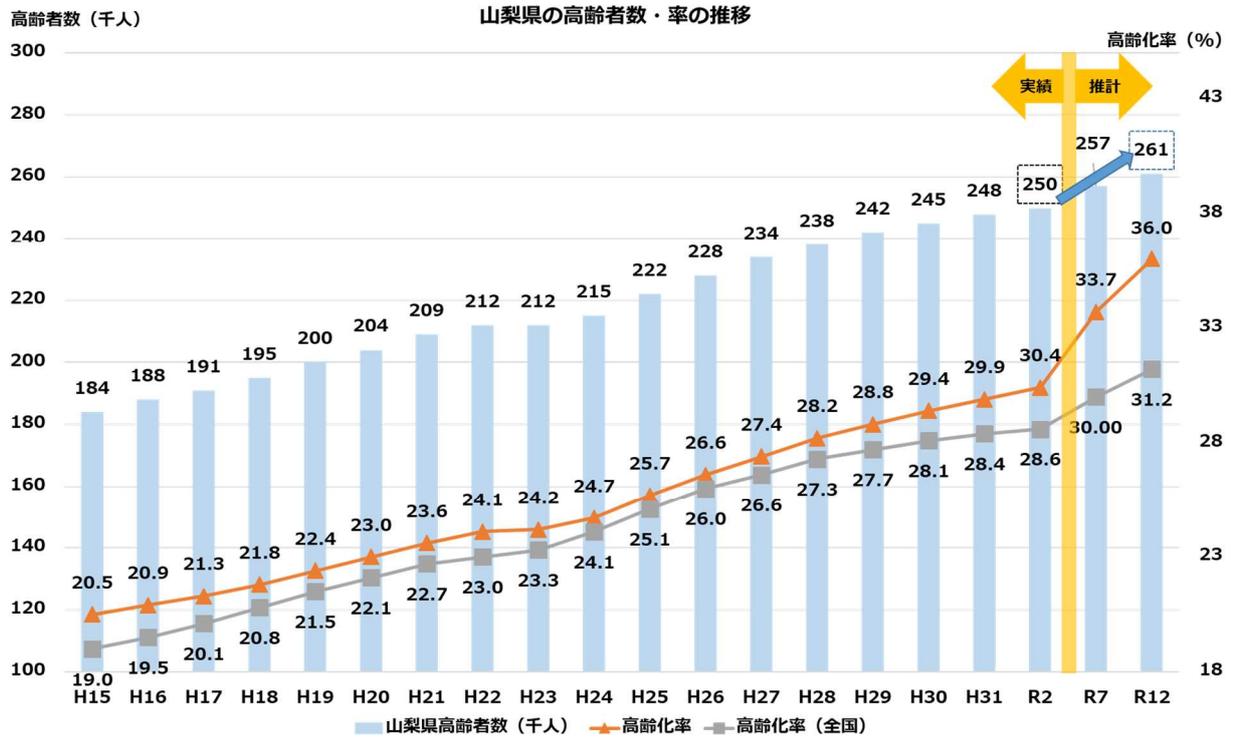
山梨県の人口

(単位：人)

	H12	H17	H22	H27	R2
山梨県全県	888,172	884,515	863,075	834,930	809,974
中北	472,472	476,572	473,854	464,759	459,608
峡東	147,747	146,319	141,288	136,371	129,619
峡南	67,022	63,466	58,137	52,771	47,836
富士・東部	200,931	198,158	189,796	181,029	172,911

出所) 総務省「国勢調査」





出所) R2 まで
 総務省「国勢調査」「人口推計」(全国)
 山梨県「高齢者福祉基礎調査」(山梨)
 R7 以降 国立社会保障・人口問題研究所
 「日本の将来推計人口 (平成 29 年推計)」(全国)
 「日本の将来推計人口 (平成 30 年推計)」(山梨)

[令和6年度計画に基づき実施する事業]

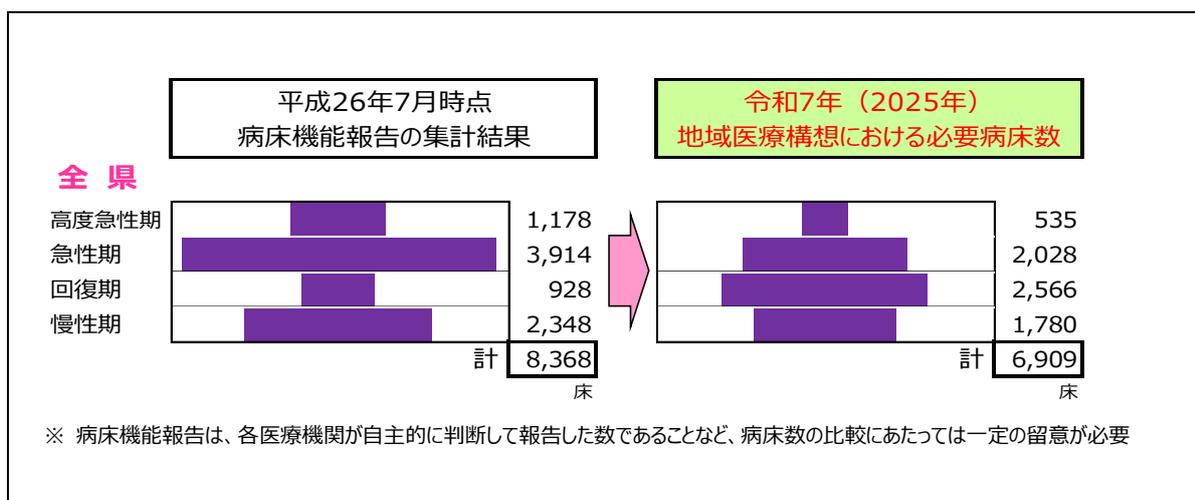
1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業

(医療分)

- No. 1 地域医療構想推進事業
- No. 2 医療機能分化・連携推進地域移行支援事業
- No. 3 医療機能多職種連携促進事業
- No. 4 地域医療連携推進総合拠点事業
- No. 5 単独支援給付金支給事業

- 平成28年5月に策定した「山梨県地域医療構想」は、患者の状態に見合った病床で、その状態にふさわしい医療を受けられるようにすることができるための方向性を示すものとして、令和7年における必要病床数等を推計したものである。
- この構想で示した令和7年における機能区分別の必要病床数は、図表1のとおりであり、平成26年度の病床機能報告の結果と比較すると、急性期機能からの転換等による「回復期機能の充実・強化」や、今後在宅医療等での対応が必要とされる「慢性期機能の見直し」が課題となっている。
- このため、令和7年を見据えて、在宅医療等による患者の受け皿を整備していくとともに、不足する回復期機能への病床転換等を促進するための取組を本格化し、病床の機能分化・連携を推進していく。

図表1 令和7年における機能区分別の必要病床数（出所「山梨県地域医療構想」）



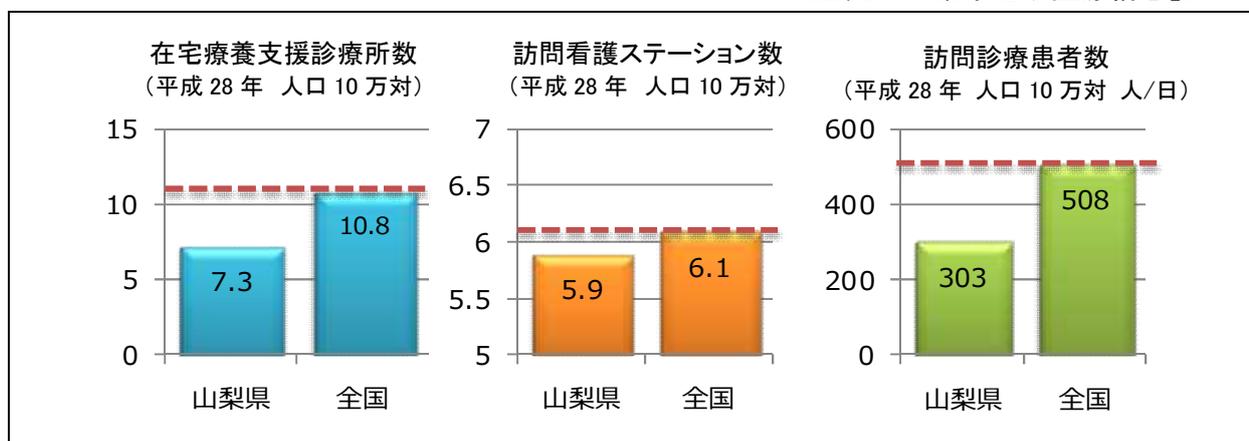
2 居宅等における医療の提供に関する事業

(医療分)

- No. 6 在宅医療推進協議会設置事業
- No. 7 在宅医療チーム形成促進事業
- No. 8 在宅医療広域連携等推進事業
- No. 9 在宅歯科医療連携室整備事業
- No. 10 訪問看護推進事業
- No. 11 医療と生活をつなぐ看護人材等育成事業
- No. 12 在宅医療連携拠点形成促進事業
- No. 13 医療的ケア児支援センター運営事業
- No. 14 医療型短期入所事業所整備促進事業
- No. 15 医療型短期入所利用時夜間見守り体制支援事業
- No. 16 在宅透析患者の医療提供体制強化事業

- 令和7年における在宅医療等の医療需要は、県全体で1日あたり8,201人と推計されている。この内、訪問診療の受領者は1日あたり3,508人の対応が必要となっているが、平成28年度の訪問診療の受領者は1日あたり2,577人となっており、体制の整備が必要となっている。
- 本県は、図表2のとおり、人口10万人対の在宅療養支援診療所数が全国平均を大きく下回るほか、平成28年における訪問診療患者数が人口10万人対で全国43位となるなど、在宅医療の提供体制は総じて脆弱な状況となっている。
- このため、引き続き在宅医療に取り組みやすい環境を整備し、在宅医療を担う医師、歯科医師、看護師等の確保・養成や、医師連携・多職種連携体制の構築等に向けた取組を総合的に推進していく。

図表2 在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、訪問診療患者の数
(出典「山梨県地域医療構想」)



3 介護施設等の整備に関する事業

(介護分)

事業番号 1 山梨県介護施設等整備事業

- 本県ではこれまで、在宅サービスの充実と併せ、自宅での生活が困難な高齢者が安心して生活できるよう、特別養護老人ホーム等の整備を計画的に実施してきた。

図表3 特別養護老人ホーム整備状況（令和4年度）

特別養護老人ホーム整備状況（令和4年度）

	65歳以上人口 a	要介護認定者数 b	特別養護老人ホーム定員数 c		要介護3以上の認定者のうち入所申込者数 d	入所申込者の割合 d/b*100
			65歳以上千人当たり定員数 c/a	要介護認定者千人当たり定員数 c/(b/1000)		
山梨県	253千人	42,164人	5,307人	21.0人	125.9人	4,878人 11.6%

- ・65歳以上人口(a): 令和5年10月1日現在。「総務省人口推計」
- ・要介護認定者数(b): 令和5年10月末現在。「介護保険事業状況報告月報(厚生労働省)」
- ・定員数(c): 令和5年4月1日現在。山梨県調査
- ・入所申込者数(d): 令和4年4月1日現在。厚生労働省調査

出所) 山梨県「健康長寿やまなしプラン」(令和6年度～令和8年度)

- しかし、特別養護老人ホームへの入所申込者(待機者)は、依然として全国平均より多く、入所の必要性の高い方(要介護認定者)も相当数待機している状況にある。
- これら必要性の高い待機者の数は、健康長寿やまなしプランに基づく施設整備等により減少してきたが、高齢化に伴い、介護サービスの利用者も増加することが見込まれていることから、計画的な施設整備が必要となる。
- このため、在宅での生活が困難な高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じた生活を人生の最期まで続けることができるよう、地域密着型を基本として特別養護老人ホーム等の整備を進めていく。
- また既存の施設については、生活環境の向上を図るため、高齢者のプライバシー保護のための施設改修や簡易陰圧装置設置の設置、看取り環境の整備、大規模修繕にあわせた介護ロボット、ICTの導入支援等を計画的に進めていく。

4 医療従事者の確保に関する事業

(医療分)

- No. 17 地域医療支援センター運営事業
- No. 18 医師派遣推進事業
- No. 19 医療勤務環境改善支援センター運営事業
- No. 20 医学生等体験研修事業
- No. 21 産科医等確保対策事業
- No. 22 小児救急医療体制確保事業
- No. 23 救急搬送受入支援事業
- No. 24 医師修学資金貸与事業
- No. 25 医療従事者確保対策事業
- No. 26 新人看護職員研修事業
- No. 27 看護職員資質向上推進事業
- No. 28 看護職員確保対策事業
- No. 29 看護師等養成所運営費補助事業
- No. 30 病院内保育所運営費補助事業
- No. 31 歯科衛生士確保対策事業
- No. 32 発達障害児医療支援ネットワーク構築事業
- No. 33 心身障害児者歯科診療体制強化事業
- No. 34 看護職員就労環境改善事業
- No. 35 周産期医療体制等整備事業
- No. 36 特定行為研修受講促進事業
- No. 37 医学生等キャリア形成支援体制強化事業
- No. 38 感染症専門医等感染症対応人材養成事業
- No. 39 歯科衛生士修学資金貸付事業
- No. 40 看護師等養成所施設整備事業
- No. 41 山梨 DMAT 隊員研修事業
- No. 42 看護職員確保・定着促進コーディネーター事業
- No. 43 看護師等養成所実習機会確保事業

○ 平成30年における本県の医療施設従事医師数は、図表4のとおり、人口10万人対で239.2人であり、全国平均(246.7人)を下回る。

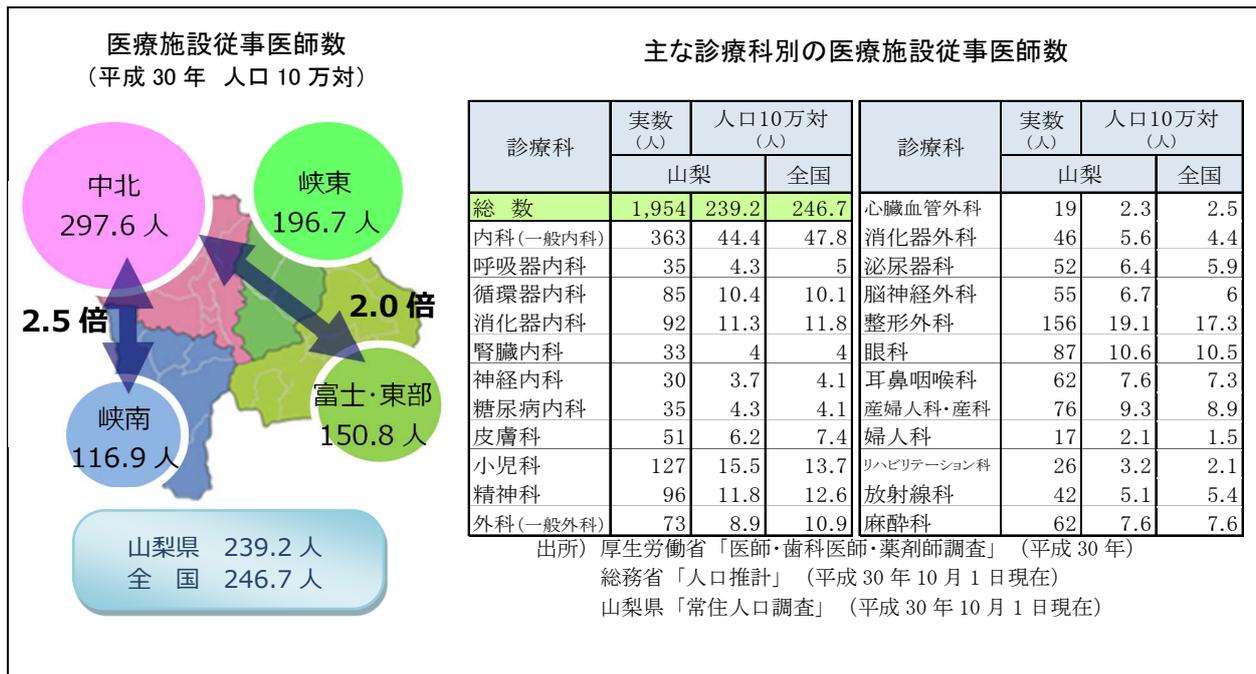
加えて、医療圏域別の人口10万対医師数では、中北区域に医師が集中する一方で、峡南区域、富士・東部区域では医師数が極めて少なく地域偏在が顕著となっている。

○ また、平成28年における本県の就業看護師・就業准看護師数は、図表5のとおり、人口10万人対で1,198.7人であり、県全域では全国平均(1,160.1人)を上回っている。

加えて、医療圏域別では、中北区域や峡東区域に看護職員が集中し、峡南区域や富士・東部区域との間で、地域偏在が顕著となっている。

- 地域に必要な医療従事者の確保が困難になっている背景としては、若い世代の職業意識の変化や医療ニーズの多様化、医師の偏在等が挙げられる。特に、当直や交替制勤務を行う医療従事者の勤務環境が厳しい状況に置かれていることから、勤務環境の改善を一層進めることにより、人材の定着を図ることが必要である。
- このため、医師等の偏在の解消、医療機関の勤務環境の改善、潜在看護職員の再就業支援、チーム医療の推進等に必要の事業を総合的に実施し、医師、看護師等の地域に必要な質の高い医療従事者の確保・養成を推進していく。

図表4 医療施設従事医師数



図表5 就業看護師・就業准看護師数(平成30年人口10万対)



5 介護従事者の確保に関する事業

(介護分)

事業番号 2	福祉・介護人材確保対策情報発信事業
事業番号 3	介護の魅力発信プロジェクト事業（介護アンバサダー設置等）
事業番号 4	介護福祉士養成校による介護の魅力発信事業
事業番号 5	職場体験事業
事業番号 6	介護人材掘り起こし事業
事業番号 7	介護職員初任者研修助成事業
事業番号 8	求人・求職マッチング機能強化事業
事業番号 9	介護助手等普及推進事業
事業番号 10	介護分野就職支援金貸付事業
事業番号 11	福祉・介護人材キャリアパス支援事業
事業番号 12	主任介護支援専門員養成研修事業
事業番号 13	介護支援専門員資質向上事業
事業番号 14	認知症地域医療支援事業
事業番号 15	認知症対応型サービス事業者等研修事業
事業番号 16	外国人介護人材研修支援事業
事業番号 17	外国人介護人材受入制度研修会開催事業
事業番号 18	外国人介護福祉士候補者支援事業費補助金
事業番号 19	介護の魅力発信プロジェクト事業（合同入職式等開催）
事業番号 20	労働環境・処遇改善、人材育成力強化事業
事業番号 21	テクノロジーを活用した業務効率化モデル事業
事業番号 22	介護生産性向上推進事業
事業番号 23	やまなし感動介護大賞事業費
事業番号 24	介護分野外国人留学生奨学金給付事業費補助金
事業番号 25	訪問介護適正実施事業
事業番号 26	やまなしK A I G O マスター養成・認証事業
事業番号 27	介護従事者のハラスメント対策事業
事業番号 28	介護の魅力発信プロジェクト事業（事業所認証評価事業）
事業番号 29	再就労者支援事業

- 県ではこれまで、介護人材の養成事業や職業訓練、介護ロボットや ICT の導入支援事業を実施して、介護人材の確保と資質の向上を図ってきた。
- しかし、介護事業所の人手不足感は解消せず、県内の介護サービス事業所を対象とした令和 4 年度の調査結果を見ると、事業所の 65.7%が、従業員が不足していると回答しており、特に、訪問介護員（81.9%）、介護職員（70.8%）の不足感が高くなっている（介護労働安定センター「令和 4 年度介護労働実態調査・山梨県版」）。介護分野の有効求人倍率や離職率は、全産業中でも上位に位置しており、需要と供給のバランスが取れていない状況である。

従業員の過不足の状況（山梨県）

(%)

	当該職種のある 事業所数	①	②	③	④	⑤	（不足感 ①＋ ②＋ ③）
		大いに不足	不足	やや不足	適当	過剰	
全体	32	3.1	31.3	31.3	31.3	3.1	65.7
訪問介護員	11	27.3	45.5	9.1	9.1	9.1	81.9
サービス提供責任者	10	10.0	20.0	40.0	30.0	-	70.0
介護職員	24	20.8	29.2	20.8	25.0	4.2	70.8
看護職員	25	4.0	24.0	20.0	52.0	-	48.0
生活相談員	17	-	5.9	5.9	88.2	-	11.8
PT・OT・ST等	9	-	11.1	11.1	77.8	-	22.2
介護支援専門員	22	13.6	9.1	9.1	68.2	-	31.8

（出所）令和4年度介護労働実態調査（介護労働安定センター）

- 厚生労働省の推計によると、本県の介護職員数は、14,072人（令和4年度）となっており、高齢化の進展等に伴って、今後も介護サービス利用者は増加し、令和8年（2026年）には、本県では15,072人の介護人材が必要となると見込まれるが、同年の本県の介護職員数は14,476人と見込まれており、介護人材の需要と供給のギャップが生じることとなる。
- このため令和6年度では、課題の解決に向けて、山梨県地域医療介護総合確保計画事業である介護人材の確保・定着を図るため、介護人材の資質向上や介護の仕事の魅力発信、労働環境の改善を図るための事業を推進する。
- 介護人材の資質向上事業として、介護支援専門員の研修事業や認知症対応型サービス事業等の研修事業を推進する。また、労働環境の改善を図るため、介護ロボットやICTの導入支援事業も推進していく。
- 併せて、潜在的な介護人材を確保するため、求人と求職のマッチング事業や、再就労者の支援事業、他分野から介護分野へ就職を希望する者への就職支援金の貸付事業を実施する。

6 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

(医療分)

№. 44 地域医療勤務環境改善体制整備事業

- 山梨県においては、2024年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の労働時間短縮を強力に進める必要があることから、勤務医の働き方改革の推進の取組を進める。
- ・救急医療機関で救急車受入件数1000以上2000件未満、又は救急車受入件数1000件未満で夜間・休日・時間外入院件数が500件以上の医療機関において、客観的な労働時間管理方法を導入している医療機関の増加

(2) 都道府県医療介護総合確保区域の設定

山梨県における医療介護総合確保区域については、中北地域、峡東地域、峡南地域、富士・東部地域を区域とする。

- 二次医療圏及び老人福祉圏域と同じ
 二次医療圏及び老人福祉圏域と異なる
 (異なる理由：)



区域名	面積 (km ²)	人口 (人、R2)	人口密度 (人/km ²)	高齢化率 (R6)	構成市町村
中北区域	1,335.5 (29.9%)	459,608 (56.7%)	344.1	29.6%	甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、北杜市、中央市、昭和町
峡東区域	755.8 (16.9%)	129,619 (16.0%)	171.5	33.5%	山梨市、笛吹市、甲州市
峡南区域	1,060.0 (23.8%)	47,836 (5.9%)	45.1	41.3%	市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町
富士・東部区域	1,309.3 (29.4%)	172,911 (21.3%)	132.1	33.1%	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村

出所) 国土地理院「令和2年全国都道府県市区町村別面積調」
 総務省「令和2年国勢調査」
 山梨県「令和5年度高齢者福祉基礎調査」

(3) 計画の目標の設定等

■山梨県全体

1. 目標

地域の医療ニーズに対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたり持続的に受けられるよう病床の機能分化・連携を進めるほか、地域包括ケアシステムの充実と強化に向けた在宅医療や、住み慣れた地域での生活を支える介護サービス提供体制の構築、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・定着を進めることにより、医療計画 ※1 や介護保険事業支援計画 ※2 に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

※1 「山梨県地域保健医療計画」（令和6年度～令和11年度）
（医療計画の一部である「山梨県地域医療構想」を含む）

※2 「健康長寿やまなしプラン」（令和6年度～令和8年度）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

地域医療構想を踏まえ、不足する回復期機能への病床転換等を促進するための取組を実施し、病床の機能分化・連携を推進する。

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標）

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・高度急性期機能 1,178床（H26）→ 535床（R7）
- ・急性期機能 3,914床（H26）→ 2,028床（R7）
- ・回復期機能 928床（H26）→ 2,566床（R7）
- ・慢性期機能 2,348床（H26）→ 1,780床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

高齢化の進展に伴う在宅医療の需要増加に対応するため、在宅医療を担う人材の育成等に取り組み、在宅医療を総合的に推進する。

【定量的な目標値】

- 退院支援を実施している病院・診療所数 9施設（R3）→ 13施設（R8）
- 訪問診療を実施する病院・診療所数 112施設（R3）→ 121施設（R8）
- 機能強化型在宅療養支援病院・診療所数 22施設（R5）→ 25施設（R8）
- 24時間体制を取っている訪問看護ステーション数 69施設（R4）→ 74施設（R8）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 34施設（R3）→ 40施設（R8）
- 歯科訪問診療を実施している歯科医療機関数 123施設（R3）→ 133施設（R8）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 164施設（R3）→ 177施設（R8）
- 特定行為指定研修機関数 3箇所（R5）→ 維持（R8）
- 特定行為研修修了者の就業者数 31人（R4）→ 115人（R8）

- トータル・サポート・マネジャー
の修了者数者 60人 (R4) → 100人 (R8)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第9期介護保険事業支援計画等（令和6年度～8年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,661床 → 1,777床
- 認知症高齢者グループホーム 1,139床 → 1,148床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 28カ所 → 31カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 6カ所 → 7カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8カ所 → 13カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

医師や看護師の偏在解消のための取組を中心に、医療従事者の確保を推進する。

【定量的な目標値】

- 医師数 2,041人 (R4) → 2,066.9人 (R8)
- 就業看護職員数 11,288人 (R2) → 11,705人 (R7)
- 養成所等卒業生県内就業率 75.2% (R5) → 維持 (R11)
- 感染管理認定看護師の就業者数 25人 (R4) → 85人 (R11)
- 特定行為指定研修機関数【再掲】 3箇所 (R5) → 維持 (R8)
- 特定行為研修修了者の就業者数【再掲】 31人 (R4) → 115人 (R8)
- トータル・サポート・マネジャー
の修了者数者【再掲】 60人 (R4) → 100人 (R8)

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

介護人材の確保・定着を図るため、介護人材の資質向上や介護の仕事の魅力発信、労働環境の改善を図るための事業を推進する。また潜在的な介護人材の確保事業も推進していく。

【定量的な目標値】

- 令和8年度において必要となる介護人材等の確保及び定着のための取組みと、上記対象事業を実施し人材を確保する。
介護職員数 14,072人 (R4) → 15,072 (R8)

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業に関する目標

山梨県においては、医師の時間外・休日労働時間の上限規制等に対応し、医師の健康を守るとともに、安全で質の高い地域医療を提供するため、医師の労働時間短縮を強力に進める必要があることから、勤務医の働き方改革の推進の取組を進める。

- 医師労働時間短縮計画に定める時間外・休日労働時間数の目標を達成した医療機関の割合の増加
- 特定労務管理対象機関における特定対象医師数の減少

2. 計画期間

令和6年4月1日～令和8年3月31日

■中北区域

1. 目標

中北区域は、甲府市を中心とする峡中地域に医療資源が集中し、他区域から多くの患者が流入する一方で、北部の峡北地域は医療資源が乏しく、区域内の格差が著しい。

区域全体では、全県的な課題である在宅医療提供体制の確保が課題であるほか、峡中地域以外の他区域からの患者流入等による医療機能不足の解消、峡北地域の医療資源確保等が課題となっている。

令和6年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 1,962床 (H26) → 1,353床 (R7)
 - ・回復期機能 263床 (H26) → 1,227床 (R7)
 - ・慢性期機能 1,486床 (H26) → 1,161床 (R7)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 退院支援を実施している病院・診療所数 6施設 (R3) → 7施設 (R8)
- 訪問診療を実施する病院・診療所数 60施設 (R3) → 65施設 (R8)
- 機能強化型在宅療養支援病院・診療所数 13施設 (R5) → 14施設 (R8)
- 24時間体制を取っている訪問看護ステーション数 42施設 (R4) → 45施設 (R8)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 31施設 (R3) → 34施設 (R8)
- 歯科訪問診療を実施している歯科医療機関数 75施設 (R3) → 81施設 (R8)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 113施設 (R3) → 122施設 (R8)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第9期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 794床 → 910床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 13カ所 → 14カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 4カ所 → 5カ所

2. 計画期間

令和6年4月1日～令和8年3月31日

■ 峡東区域

1. 目標

峡東区域は、人口当たりで県平均を上回る病院数・病床数を有するが、リハビリテーションを提供する病院が多く、急性期医療を中心に中北区域（峡中地域）への流出患者が多い一方で、リハビリテーション目的の患者の流入が多い区域である。

区域全体では、今後の高齢者の増加を見据え、在宅医療を担う医師の確保、連携体制の構築など在宅医療提供体制の確保・充実等が課題となっている。

令和6年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776床（H26）→ 279床（R7）
 - ・回復期機能 639床（H26）→ 978床（R7）
 - ・慢性期機能 587床（H26）→ 419床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 退院支援を実施している病院・診療所数 3施設（R3）→ 4施設（R8）
- 訪問診療を実施する病院・診療所数 27施設（R3）→ 29施設（R8）
- 機能強化型在宅療養支援病院・診療所数 5施設（R5）→ 5施設（R8）

- 24時間体制を取っている訪問看護ステーション数
- 12施設（R4）→ 13施設（R8）

- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 3 施設 (R3) → 4 施設 (R8)
- 歯科訪問診療を実施している歯科医療機関数 27 施設 (R3) → 29 施設 (R8)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 26 施設 (R3) → 28 施設 (R8)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第9期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1カ所 → 5カ所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 4カ所 → 5カ所

2. 計画期間

令和6年4月1日～令和8年3月31日

■ 峡南区域

1. 目標

峡南区域は、県下で最も高齢化・過疎化が進展しており、在宅医療に対する需要が高い地域である。一方、医療提供体制は特に脆弱であり、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

令和6年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 310床 (H26) → 78床 (R7)
 - ・回復期機能 26床 (H26) → 102床 (R7)
 - ・慢性期機能 124床 (H26) → 83床 (R7)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 退院支援を実施している病院・診療所数 0 施設 (R3) → 1 施設 (R8)
- 訪問診療を実施する病院・診療所数 6 施設 (R3) → 7 施設 (R8)

- 機能強化型在宅療養支援病院・診療所数 0 施設 (R5) → 1 施設 (R8)
- 24 時間体制を取っている訪問看護ステーション数 7 施設 (R4) → 7 施設 (R8)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 0 施設 (R3) → 1 施設 (R8)
- 歯科訪問診療を実施している歯科医療機関数 0 施設 (R3) → 1 施設 (R8)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 3 施設 (R3) → 4 施設 (R8)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第9期介護保険事業支援計画等（令和6年度～8年度）において地域密着型サービス施設等の整備は予定していないが、随時、高齢者のプライバシー保護のための施設改修等を支援していく。

2. 計画期間

令和6年4月1日～令和8年3月31日

■富士・東部区域

1. 目標

富士・東部区域は、大規模な病院が集積する中北区域に比べ医療資源の面で大きな格差が生じていると同時に、中北区域とは御坂山系等で分断され、自動車でも1～2時間程度離れているという地理的条件があり、他の区域よりも区域内で医療を完結する必要性が高いことから、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

令和6年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866 床 (H26) → 318 床 (R7)
 - ・回復期機能 0 床 (H26) → 259 床 (R7)
 - ・慢性期機能 151 床 (H26) → 117 床 (R7)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 退院支援を実施している病院・診療所数 0 施設 (R3) → 1 施設 (R8)
- 訪問診療を実施する病院・診療所数 19 施設 (R3) → 20 施設 (R8)
- 機能強化型在宅療養支援病院・診療所数 4 施設 (R5) → 5 施設 (R8)
- 24 時間体制を取っている訪問看護ステーション数 8 施設 (R4) → 9 施設 (R8)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 0 施設 (R3) → 1 施設 (R8)
- 歯科訪問診療を実施している歯科医療機関数 21 施設 (R3) → 22 施設 (R8)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 22 施設 (R3) → 23 施設 (R8)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第9期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 387 床 → 416 床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 カ所 → 2 カ所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 9 カ所 → 10 カ所

2. 計画期間

令和6年4月1日～令和8年3月31日

(4) 目標の達成状況

別紙「事後評価」のとおり

2. 事業の評価方法

(1) 関係者からの意見聴取の方法

【医療分】

- 令和6年6月20日、山梨県医療審議会において意見聴取

【介護分】

- 令和6年度中に山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取を予定

(2) 事後評価の方法

計画の事後評価にあたっては、山梨県医療審議会、山梨県地域包括ケア推進協議会あるいは個別分野に関して設置されている協議会等の意見を聞きながら評価を行い、必要に応じて見直しを行う。

3. 計画に基づき実施する事業【医療分】

事業区分1-1：地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

事業区分1-2：地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業

事業区分2：居宅等における医療の提供に関する事業

事業区分4：医療従事者の確保に関する事業

事業区分6：勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

(1) 事業の内容等

事業の区分	1-1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業			
事業名	【No.1 (医療分)】 地域医療構想推進事業		【総事業費 (計画期間の総額)】	139,606 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体			
事業の実施主体	医療機関、山梨県			
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
背景にある医療・介護ニーズ	患者の状態に応じた適切な医療を将来にわたって持続的に受けられるようにするため、不足する回復期機能への転換を促す必要がある。			
	アウトカム指標	地域医療構想上確保が必要な県全域の回復期病床 928床 (H26) → 1,750床 (R5) (R7:2,566床)		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想を達成するため、医療機関等が行う回復期等への転換に係る検討や施設・設備整備の費用に対して支援する。 ・地域医療構想調整会議で活用する医療提供体制のあり方に係る調査・分析等を行う。 			
アウトプット指標	施設整備を行う医療機関 3箇所			
アウトカムとアウトプットの関連	医療機能の分化・連携に資する事業を実施することにより、構想の実現に向けて必要とされる回復期機能の充実強化が促進される。			
地域医療構想の関係性及びスケジュール (注1)				
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (千円)		うち過年度残額 (千円)
		(A+B+C)		
	基金	国 (A)		うち過年度残額 (千円)
		49,595		
	都道府県 (B)		うち過年度残額 (千円)	
			49,595	

				24,797	24,797
			計 (A+B)	(千円) 74,392	うち過年度残額 (千円) 74,392
		その他 (C)		(千円) 65,214	
備考	基金充当額 (国費) における公民の別 (注2)	公		(千円) 7,423	うち過年度残額 (千円) 7,423
		民		(千円) 42,172	うち過年度残額 (千円) 42,172
			うち受託事業等 (注3)	(千円) 3,062	うち過年度残額 (千円) 3,062

(注1) 区分I-1の標準業例5「病床の機能分化・連携推進のための基盤整備」かつ医療機関支援に係るソフト事業の場合のみ記載すること。

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	1-1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業					
事業名	【No.2 (医療分)】 医療機能分化・連携推進地域移行支援事業		【総事業費 (計画期間の総額)】 69,140 千円			
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	山梨県 (山梨県看護協会委託)、地域活動拠点事業者					
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	地域医療構想上必要となる慢性期機能病床の見直しを進めるためには、病院や介護関係者、訪問看護間での調整や連携を行うための体制整備が必要である。					
	アウトカム指標	地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床を令和7年度までに568床減少				
事業の内容	病院関係者やケアマネジャー、訪問看護師等多職種間のネットワークの拠点となるセンターの設置に対して支援する。また、センターと連携し、実際に各地域で活動を行う地域活動拠点の機能強化等に支援することにより、慢性期病床の入院患者の在宅移行を促進する。					
アウトプット指標	支援センターにおける、県民、病院等医療機関、ケアマネジャー支援関係者からの退院支援等相談対応 180件 (R5年度) →200件 (R6年度)					
アウトカムとアウトプットの関連	入院患者の早期・円滑な在宅復帰に向けたネットワークの構築により、患者の地域移行が図られ、慢性期機能病床の見直しなど、病床の機能分化・連携が推進される。					
地域医療構想の関係性及びスケジュール (注1)						
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 69,140		
		基金	国 (A)		(千円) 25,363	うち過年度残額 (千円) 25,363
			都道府県 (B)		(千円) 12,681	うち過年度残額 (千円) 12,681
			計 (A+B)		(千円) 38,044	うち過年度残額 (千円) 38,044
		その他 (C)		(千円) 31,096		

	基金充当額（国費）における公民の別（注2）	公	(千円)	うち過年度残額 (千円)
		民	(千円) 25,363	うち過年度残額 (千円) 25,363
			うち受託事業等（注3） (千円) 14,996	うち過年度残額 (千円) 14,996
備考				

（注1）区分Ⅰ－1の標準業例5「病床の機能分化・連携推進のための基盤整備」かつ医療機関支援に係るソフト事業の場合のみ記載すること。

（注2）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注3）施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	1-1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業				
事業名	【No.3 (医療分)】 医療機能多職種連携促進事業		【総事業費 (計画期間の総額)】 2,424 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体				
事業の実施主体	山梨県 (山梨県看護協会委託)				
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日				
背景にある医療・介護ニーズ	病床の機能分化・連携を推進するためには、医療に関して幅広い知識を有し、多職種間の調整を図れる看護師の養成・確保及び質の向上を図ることが必要である。				
	アウトカム指標	地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床を令和7年度までに568床減少			
事業の内容	医療や介護等関係職種の調整役を担う看護師(トータル・サポート・マネジャー)を養成するとともに病院等での活躍の場の拡大や周知を図り、多職種間の連携を強化する。				
アウトプット指標	調整役を担う看護師養成人数 年間10人×4年				
アウトカムとアウトプットの関連	多職種の調整役を養成・活用し、患者の症状等に応じたきめ細やかなサービスを提供できる体制を整備することで、病床の機能分化・連携を推進することができる。				
地域医療構想の関係性及びスケジュール(注1)					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 2,424	
		基金	国(A)	(千円) 1,616	うち過年度残額 (千円) 1,616
			都道府県 (B)	(千円) 808	うち過年度残額 (千円) 808
			計(A+B)	(千円) 2,424	うち過年度残額 (千円) 2,424
		その他(C)		(千円)	
	基金充当額(国費)における公民の別(注2)		公	(千円)	うち過年度残額 (千円)
		民	(千円)	うち過年度残額 (千円)	

			1,616	1,616
			うち受託事業等(注3) (千円)	うち過年度残額 (千円)
			1,616	1,616
備考				

(注1) 区分Ⅰ－1の標準業例5「病床の機能分化・連携推進のための基盤整備」かつ医療機関支援に係るソフト事業の場合のみ記載すること。

(注2) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注3) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	1-1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業				
事業名	【No.4 (医療分)】 地域医療連携推進総合拠点事業		【総事業費 (計画期間の総額)】 2,310 千円		
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体				
事業の実施主体	山梨県医師会				
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日				
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展を見据え、地域完結型医療の構築のため、今後一層の医療・介護の連携強化が求められている。				
	アウトカム指標	①在宅療養支援病院数・診療所数 77 箇所 (R5) →79 箇所 (R6) ②研修を受けた主任介護支援専門員 17 名 (R5) →17 名以上 (R6)			
事業の内容	県医師会館内に設置される総合拠点において、病院関係者やかかりつけ医、ケアマネージャー等多職種からの相談に対応できる総合相談窓口を設置するとともに、相談員となる介護支援専門員に医療を始めとする多職種連携への知識を深める研修を実施することにより、医療・介護連携を推進する。				
アウトプット指標	①研修の実施 3 回/年 (R5) →3 回/年 (R6) ②相談件数 96 件/年 (R5) →97 件/年 (R6)				
アウトカムとアウトプットの 関連	医療・介護の連携強化を図り、患者の状態に適した医療・ケアを提供する体制を整備することにより、在宅への移行を促し訪問診療に取り組む医療機関の増及び医療と介護の知識を身につけた主任介護支援専門員の増に繋げる。				
地域医療構想の関係性及び スケジュール (注1)					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 2,310	
		基金	国 (A)	(千円) 1,540	うち過年度残額 (千円) 1,540
			都道府県 (B)	(千円) 770	うち過年度残額 (千円) 770
			計 (A+B)	(千円) 2,310	うち過年度残額 (千円) 2,310
		その他 (C)	(千円)		

	基金充当額（国費）における公民の別（注2）	公	（千円）	うち過年度残額 （千円）
		民	（千円） 1,540	うち過年度残額 （千円） 1,540
			うち受託事業等（注3） （千円）	うち過年度残額 （千円）
備考				

（注1）区分Ⅰ－1の標準業例5「病床の機能分化・連携推進のための基盤整備」かつ医療機関支援に係るソフト事業の場合のみ記載すること。

（注2）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注3）施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	1 - 2 地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業				
事業名	【No.5 (医療分)】 単独支援給付金支給事業		【総事業費 (計画期間の総額)】 66,120 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	峡南構想区域				
事業の実施主体	山梨県内の医療機関				
事業の期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日				
背景にある医療・介護ニーズ	中長期的な人口減少・高齢化の進行を見据えつつ、今般の新型コロナウイルス感染症への対応により顕在化した地域医療の課題への対応を含め、地域の実情に応じた質の高い効率的な医療提供体制の構築が必要				
	アウトカム指標	令和6年度基金を活用し再編を行う医療機関及び病床機能毎の病床数 医療機関数 : 2 医療機関 (しもべ病院、峡南病院) 急性期病床 : 40 床 → 25 床 (△15 床) 慢性期病床 : 85 床 → 68 床 (△17 床)			
事業の内容	医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編の実施に伴い、減少する病床数に応じた給付金を支給する。				
アウトプット指標	対象となる医療機関数 2 医療機関				
アウトカムとアウトプットの関連	地域医療構想調整会議等の合意を踏まえ自主的に病床数を減少する医療機関に対し財政支援することにより、地域医療構想の実現に向けた取組の促進を図る。				
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A + B)		(千円) 66,120	
		基金	国 (A)	(千円) 66,120	うち過年度残額 (千円)
		その他 (B)		(千円)	
		基金充当額 (国費) における公民の別 (注)	公	(千円)	うち過年度残額 (千円)
		民	(千円) 66,120	うち過年度残額 (千円)	
備考					

(注) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業				
事業名	【No.6 (医療分)】 在宅医療推進協議会設置事業		【総事業費 (計画期間の総額)】	3,210 千円	
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体				
事業の実施主体	山梨県医師会、地区医師会 (10 地域)				
事業の期間	令和 6 年 4 月 1 日 ~ 令和 7 年 3 月 31 日				
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展を見据え、在宅医療需要の高まりに対応するためには、訪問診療実施医療機関の増加等在宅医療提供体制の強化が必要である。				
	アウトカム指標	①在宅療養支援病院数・診療所数 77 箇所 (R5) →79 箇所 (R6) ②訪問診療を受けた患者数 (レセプト件数) 3,397 人 (R3) → 3,398 人以上/日 (R4)			
事業の内容	県医師会及び地区医師会における在宅医療に取り組む医師及び多職種からなる協議会の設置、地域及び全県における在宅医療の課題の検討、研修会等の開催に対し支援を行う。				
アウトプット指標	①全県及び 10 地区医師会で在宅医療推進協議会(研修会を含む)を開催。 協議会(研修会)開催数 4 回 (R4) → 7 回 (R6)				
アウトカムとアウトプットの 関連	全県及び 4 区域に在宅医療推進協議会を設置し、課題の検討や研修会の開催を通じて在宅医療の拡大を促進することで、24 時間の在宅医療が提供可能な医療機関の増や、訪問診療を受けた患者数の増加を図る。				
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	
		(A+B+C)		3,210	
	基金	国 (A)		(千円)	うち過年度残額 (千円)
		都道府県 (B)		(千円)	うち過年度残額 (千円)
		計 (A+B)		(千円)	うち過年度残額 (千円)
	3,210		(千円)		
	その他 (C)		(千円)		
基金充当額 (国費)に おける公民 の別 (注1)	公		(千円)	うち過年度残額 (千円)	
	民		(千円)	うち過年度残額 (千円)	
	うち受託事業等 (注2)		(千円)	うち過年度残額 (千円)	
2,140		(千円)			

備考	
----	--

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業				
事業名	【No.7 (医療分)】 在宅医療チーム形成促進事業		【総事業費 (計画期間の総額)】	1,150 千円	
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体				
事業の実施主体	在宅医療チーム				
事業の期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日				
背景にある医療・介護ニーズ	本県では、訪問診療を実施する医療機関の数や、在宅療養支援診療所届出数が全国平均を下回っているため、在宅医療を実施する医師の増加や、関係職種の連携を促進するための医師を中心とした在宅医療の推進に向けた取り組みに支援する必要がある。				
	アウトカム指標	①在宅療養支援病院数・診療所数 77 箇所 (R5) ⇒ 79 箇所 (R6) ②訪問診療を受けた患者数 (レセプト件数) 3,397 人 (R3) → 3,398 人以上/日 (R4)			
事業の内容	在宅医療を実施する医療機関等が中心となって形成される在宅医療チームが行うグループ活動 (会合、勉強会、研修会、先進地視察等) に対して支援する。				
アウトプット指標	在宅医療チームが行うグループ活動 3 グループ (R5) → 5 グループ (R6)				
アウトカムとアウトプットの 関連	在宅医療の参入や提供体制強化に必要となる連携体制を強化することにより、訪問診療に取り組む医療機関の増及び訪問診療を受けた患者数の増につなげる。				
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 1,150	
		基金	国 (A)		(千円) 767
	都道府県 (B)		(千円) 383	うち過年度残額 (千円)	
	計 (A+B)		(千円) 1,150	うち過年度残額 (千円)	
	その他 (C)		(千円)		
	基金充当額 (国費)に おける公民 の別 (注1)	公	(千円)	うち過年度残額 (千円)	
	民		うち過年度残額		

			(千円) 767	(千円)
			うち受託事業等(注2) (千円)	うち過年度残額 (千円)
備考				

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業				
事業名	【No.8 (医療分)】 在宅医療広域連携等推進事業	【総事業費 (計画期間の総額)】	669 千円		
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体				
事業の実施主体	山梨県				
事業の期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日				
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展を見据え、在宅医療需要の高まりに対応するためには、訪問診療実施医療機関の増加等在宅医療提供体制の強化が必要である。				
アウトカム指標	①在宅療養支援病院数・診療所数 77 箇所 (R5) ⇒ 79 箇所 (R6) ②訪問診療を受けた患者数 (レセプト件数) 3,397 人 (R3) → 3,398 人以上/日 (R4)				
事業の内容	県内各保健福祉事務所において在宅医療の多職種関係者の連携会議を開催する。				
アウトプット指標	連携会議の開催 4 圏域×3 回				
アウトカムとアウトプットの 関連	連携会議を開催し成果を意識した取り組みを推進することにより、訪問診療に取り組む医療機関の増及び訪問診療を受けた患者数の増につなげる。				
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 669	
		基金	国 (A)		(千円) 446
	都道府県 (B)		(千円) 223	うち過年度残額 (千円)	
	計 (A+B)		(千円) 669	うち過年度残額 (千円)	
	その他 (C)		(千円)		
	基金充当額 (国費)に おける公民 の別 (注1)	公		(千円) 446	うち過年度残額 (千円)
民		(千円)	うち過年度残額 (千円)		

			うち受託事業等（注2） （千円）	うち過年度残額 （千円）
備考				

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業			
事業名	【No.9 (医療分)】 在宅歯科医療連携室整備事業	【総事業費 (計画期間の総額)】	4,002 千円	
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体			
事業の実施主体	山梨県 (山梨県歯科医師会委託)			
事業の期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日			
背景にある医療・介護ニーズ	在宅歯科医療需要の高まりに対応するためには、在宅歯科医療における医科や介護など多職種と連携した医療提供体制の強化が必要である。			
	アウトカム指標	①在宅療養支援病院数・診療所数 77 箇所 (R5) ⇒ 79 箇所 (R6) ②訪問歯科相談窓口対応件数 60 件 (R5) → 60 件以上 (R6) ③在宅歯科医療機器貸出日数 延べ7,443 日 (R5) → 7,443 日以上 (R6)		
事業の内容	①医科・介護等との連携・調整、②在宅歯科医療希望者への歯科医師紹介、③在宅歯科医療機器の購入・貸出等を行うとともに、住民や医科、介護関係者等からなる推進協議会等を設け、事業の評価・検討を定期的に行い業務の効率化を図る。			
アウトプット指標	在宅歯科医療連携室の設置・運営 1 箇所			
アウトカムとアウトプットの 関連	在宅歯科医療における医科や介護など多職種と連携した医療提供体制の強化を行うことで、より多くの県民等からの在宅歯科に関する相談に対応ができ、機器の貸出日数が増えて自宅で治療を受けられる患者が増加する。			
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 4,002	
	基金	国 (A)	(千円) 2,668	うち過年度残額 (千円) 2,632
		都道府県 (B)	(千円) 1,334	うち過年度残額 (千円) 1,316
		計 (A+B)	(千円) 4,002	うち過年度残額 (千円) 3,948
		その他 (C)	(千円)	
	基金充当額 (国費)に おける公民	公	(千円)	うち過年度残額 (千円)

	の別（注1）	民	(千円)	うち過年度残額 (千円)
			2,668	2,632
			うち受託事業等（注2） (千円)	うち過年度残額 (千円)
			2,668	2,632
備考				

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業		
事業名	【No.10 (医療分)】 訪問看護推進事業	【総事業費 (計画期間の総額)】	545 千円
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体		
事業の実施主体	山梨県 (一部山梨県看護協会委託)、国立大学法人山梨大学		
事業の期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日		
背景にある医療・介護ニーズ	医療機関から在宅に移行する患者が、在宅医療にかかる高度な知識・技術を有する身近な訪問看護師により、関係職種との連携体制のもと一貫したケアを受けられるようにするため、研修による質の向上を図る必要がある。		
アウトカム指標	訪問看護職員数 591人(R5) → 620人(R6) 5%増 「令和5年度介護サービス施設・事業所調査」		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関・訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所、市町村、保健所等で構成する訪問看護推進協議会で、訪問看護に関する課題や対策等を協議する。 ・看護職を対象に、在宅医療の推進に不可欠な訪問看護の充実を図るための研修を実施する。 		
アウトプット指標	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護推進協議会の開催回数 (9人×2回) ・訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師相互研修の受講者数 (定員10人×5日) ・訪問看護管理者研修の参加者数 (10人) 		
アウトカムとアウトプットの 関連	協議会での検討や訪問看護師等への研修を行うことで、訪問看護に携わる看護師の質の向上と確保が図られる。		
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 545
	基金	国 (A)	(千円) 363
		都道府県 (B)	(千円) 182
		計 (A+B)	(千円) 545
		その他 (C)	(千円)
基金充当額 (国費) に	公	(千円)	うち過年度残額 (千円)

	おける公民 の別（注1）		51	
		民	(千円)	うち過年度残額 (千円)
			312	
		うち受託事業等（注2） (千円)	312	うち過年度残額 (千円)
備考				

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業				
事業名	【No.11 (医療分)】 医療と生活をつなぐ看護人材等育成事業		【総事業費 (計画期間の総額)】	4,060 千円	
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体				
事業の実施主体	山梨県 (山梨県看護協会委託)				
事業の期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日				
背景にある医療・介護ニーズ	病院完結型医療から地域完結型医療への移行推進によって在宅療養者の増加が見込まれる中、療養環境の充実を図るためには、在宅療養者が抱える様々な問題に対応できる人材の育成や、訪問看護ステーションの確保が必要である。				
	アウトカム指標	24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 74施設 (R5末) → 74施設 (R6末)			
事業の内容	在宅療養者の抱える問題に対応できる人材を育成するための研修や、訪問看護師の養成研修・教育研修等を実施する。				
アウトプット指標	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護師動機付け研修 (計2日間・20人) ・新人訪問看護師教育研修 (計4回・14人) ・新人訪問看護師採用育成支援研修 (計29人) ・訪問看護師養成研修 (計14日間・40人) ・在宅療養者関係職員研修 (2日間・50人) 				
アウトカムとアウトプットの 関連	新人訪問看護師の研修により訪問看護師を確保し、訪問看護ステーションの増加に繋げる。				
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	
		(A+B+C)		4,060	
	基金	国 (A)		(千円)	うち過年度残額 (千円)
		都道府県 (B)		(千円)	うち過年度残額 (千円)
		計 (A+B)		(千円)	うち過年度残額 (千円)
			4,060		
その他 (C)		(千円)			
基金充当額 (国費)に おける公民 の別 (注1)		公	(千円)	うち過年度残額 (千円)	
		民	(千円)	うち過年度残額 (千円)	
			2,706		

			うち受託事業等（注2） （千円） 2,706	うち過年度残額 （千円）
備考				

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業					
事業名	【No.12 (医療分)】 在宅医療連携拠点形成促進事業		【総事業費 (計画期間の総額)】	45,223 千円		
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	山梨県、医療機関					
事業の期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	人口10万人当たりの医療機関数に比べ、訪問診療を実施する医療機関が他県より少ない状況を踏まえ、2040年に向けて増大する在宅医療ニーズに対応するため在宅医療に取り組む医療機関を増やす必要がある。					
	アウトカム指標	①在宅療養支援病院数・診療所数 77箇所 (R5) ⇒ 79箇所 (R6) ②アドバイザーの派遣を受けた医療機関において「在宅患者が増加」もしくはより高い診療報酬が受けられる状態になった医療機関数が増加 9カ所 (R5) →9カ所以上 (R6)				
事業の内容	在宅医療へ新規参入の促進のための研修会の開催や、参入意欲を有する医療機関に対しアドバイザーの派遣等の個別支援を行う。また、各地域において24時間対応が出来る緊急時体制の構築に向けた取組を支援する。					
アウトプット指標	アドバイザー派遣等要請施設数 14施設 (R6)					
アウトカムとアウトプットの 関連	在宅医療への参入に興味を有する医療機関等に対し、具体的な参入メリットや運営上のノウハウを提供することで、新規医療機関の在宅医療への参入を促進し、在宅医療を受けた患者数の増に繋げる。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 45,223	/	
		基金	国 (A)	(千円) 30,149		うち過年度残額 (千円)
			都道府県 (B)	(千円) 15,074		うち過年度残額 (千円)
			計 (A+B)	(千円) 45,223		うち過年度残額 (千円)
	その他 (C)	(千円)	/			
基金充当額 (国費)に	公	(千円)		うち過年度残額 (千円)		

	おける公民 の別（注1）		25,982	
		民	(千円)	うち過年度残額 (千円)
			4,167	
		うち受託事業等（注2） (千円)		うち過年度残額 (千円)
備考				

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業				
事業名	【No.13 (医療分)】 医療的ケア児支援センター運営事業	【総事業費 (計画期間の総額)】	29,804 千円		
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体				
事業の実施主体	山梨県 (国立病院機構甲府病院等への委託事業)				
事業の期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日				
背景にある医療・介護ニーズ	<p>人工呼吸器の装着など、医療依存度が高い子どもが増加しており、県内には2019.4.1時点(県が実施した実態調査による)で、187人の在宅医療的ケア児者(児童66人、成人121人)が居住しているが、NICU等医療機関から退院した後の在宅児の発達に応じた専門性の高い適切な支援が求められている。</p> <p>医療的ケア児者の支援は、現在、個々の制度の相談窓口だけで対応しているが、適切な支援に繋げるためには様々な相談をワンストップで受け止める窓口が必要であり、また、医療、福祉、保育、教育、労働、行政等の多職種連携をコーディネートする、特に医療的知識を持つ相談員が必要となる。</p>				
	アウトカム指標	年間相談累計対応件数 57件(R5年度)→102件(R6年度)			
事業の内容	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年9月18日施行)」第14条に基づき、医療的ケア児者及びその家族を包括的に支援する体制を整備するための医療的ケア児支援センターを設置する。				
アウトプット指標	医療的ケア児支援センターの設置数 2				
アウトカムとアウトプットの 関連	相談窓口の設置に伴う評価であるため、アウトプット指標は相談窓口としての医療的ケア児支援センターの設置数を、アウトカム指標は相談対応件数とする。				
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 29,804		
		基金	国(A)	(千円) 8,862	うち過年度残額 (千円) 8,862
			都道府県 (B)	(千円) 4,431	うち過年度残額 (千円) 4,431
			計(A+B)	(千円) 13,293	うち過年度残額 (千円) 13,293

	その他 (c)		(千円) 16,511	
	基金充当額 (国費)に おける公民 の別(注1)	公	(千円) 8,862	うち過年度残額 (千円) 8,862
		民	(千円)	うち過年度残額 (千円)
			うち受託事業等(注2)	(千円)
備考				

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業		
事業名	【No.14 (医療分)】 医療型短期入所事業所整備促進事業	【総事業費 (計画期間の総額)】	16,000 千円
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体		
事業の実施主体	山梨県 (医療法人等への補助事業)		
事業の期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日		
背景にある医療・介護ニーズ	医療技術の進歩により小児の救命率が向上し、地域で生活する医療的ケア児者の数が全国的に増加しているが、本県においては医療型短期入所が可能な施設数に地域格差が生じていることから、医療的ケア児者及びその家族がどの地域でも安心して在宅生活を送れるよう体制を整備する必要がある。		
	アウトカム指標	医療型短期入所の月平均実利用者数 25.6人 (R2年度) → 55.9人 (R6年度) 在宅医療的ケア児者の13.6% 在宅医療的ケア児者の25.4%	
事業の内容	医療的ケア児者の地域生活を支える医療型短期入所事業所のニーズに対して、十分な事業所数が確保できていないことから、新たに医療型短期入所事業所を開設する医療法人等に対し、備品購入等に係る経費の支援を行う。		
アウトプット指標	医療型短期入所事業所の新規開設数 12施設 中北医療圏 4施設 (R3) →6施設 (R6年度末) 峡東医療圏 0施設 (R3) →1施設 (R6年度末) 峡南医療圏 0施設 (R3) →0施設 (R6年度末) 富士・東部医療圏 1施設 (R3) →5施設 (R6年度末)		
アウトカムとアウトプットの 関連	身近な地域に医療型短期入所事業所の開設を促進することで、移動等の負担が軽減されるなど利便性が向上し、利用者数の増加に繋がる。		
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C) (千円) 16,000	
	基金	国 (A) (千円) 8,000	うち過年度残額 (千円) 8,000
		都道府県 (B) (千円) 4,000	うち過年度残額 (千円) 4,000
		計 (A+B) (千円) 12,000	うち過年度残額 (千円) 12,000

	その他 (c)	(千円) 4,000		
	基金充当額 (国費)に おける公民 の別(注1)	公	うち過年度残額 (千円)	
		民	(千円) 8,000	うち過年度残額 (千円) 8,000
			うち受託事業等(注2)	うち過年度残額 (千円)
備考				

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業			
事業名	【No.15 (医療分)】 医療型短期入所利用時夜間見守り体制支援 事業	【総事業費 (計画期間の総額)】	6,653 千円	
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	富士・東部区域			
事業の実施主体	山梨県 (重度訪問介護事業所への委託事業)			
事業の期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日			
背景にある医療・介護ニーズ	富士東部圏域の医療機関では、医療型短期入所の対象となる重症心身障害児者や医療的ケア児者の受け入れに看護師が慣れておらず、医療型短期入所事業所の開設も進まない状態。医療機関の人員体制が手薄な夜間にヘルパーを派遣し、看護師の支援を行う必要がある。			
	アウトカム指標	医療型短期入所事業所 (2事業所以上が目標) を開設		
事業の内容	夜間等 (20時~8時) の見守りを行うヘルパーの派遣			
アウトプット指標	4人×12時間/泊×3泊/週×12ヶ月			
アウトカムとアウトプットの 関連	派遣されたヘルパーの働きを通して、当該医療機関の看護師は重症心身障害児者や医療的ケア児者への対応方法を学習・習得する。看護師がスキルアップすることで、医療機関側(現場)の不安は解消され、医療型短期入所事業所開設が促進される。 医療型短期入所事業所が開設されることで、在宅医療の実施にかかる医療連携体制が整備される。			
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 6,653	
		基金	国 (A)	(千円) 4,435
	都道府県 (B)		(千円) 2,218	うち過年度残額 (千円)
	計 (A+B)		(千円) 6,653	うち過年度残額 (千円)
		その他 (C)	(千円)	
	基金充当額 (国費)に おける公民 の別 (注1)	公	(千円)	うち過年度残額 (千円)
民		(千円) 4,435	うち過年度残額 (千円)	

			うち受託事業等（注2） （千円） 4,435	うち過年度残額 （千円）
備考				

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業		
事業名	【No.16 (医療分)】 在宅透析患者の医療提供体制強化事業	【総事業費 (計画期間の総額)】	5,329 千円
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体		
事業の実施主体	山梨県透析医会		
事業の期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日		
背景にある医療・介護ニーズ	<p>本県には約 2300 人の在宅透析患者がいるが、災害に備え、患者・家族の自助の取り組みの推進と、災害発生時に迅速にコーディネートできる体制を整備し、在宅透析患者の医療提供体制を強化することが必要である。</p> <p>高齢化・核家族化が進み、医療需要が増加する中で、自助の取り組みを推進していくことと、災害発生時に救急医療機関が逼迫する状況下においても、すべての透析医療機関が参加し、在宅の透析患者をカバーする仕組みを構築することは非常に重要である。</p>		
	アウトカム指標	<ul style="list-style-type: none"> 透析患者への教育を実践する施設の数 0 施設⇒34 施設 災害時透析情報共有システム導入施設数 0 施設⇒34 施設 	
事業の内容	県協議会及び各保健所圏域での連携推進会議、研修会、実態調査、災害時透析情報共有システム導入、患者教育教材・手引き作成事業		
アウトプット指標	県協議会および各医療圏域での連携推進会議開催 0 回/年 (R5) → 5 回/年 (R6)		
アウトカムとアウトプットの 関連	協議会を開催し成果を意識した取り組みを推進することにより、災害時にも透析医療を提供できる医療機関を確保するとともに、迅速に患者調整を行える体制を整えることで在宅透析患者の医療体制を確保する。		
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 5,329
	基金	国 (A)	(千円) 3,553 うち過年度残額 (千円)
		都道府県 (B)	(千円) 1,776 うち過年度残額 (千円)
		計 (A+B)	(千円) 5,329 うち過年度残額 (千円)

	その他 (c)		(千円)	
	基金充当額 (国費)に おける公民 の別 (注1)	公	(千円)	うち過年度残額 (千円)
		民	(千円)	うち過年度残額 (千円)
			3,553	
		うち受託事業等 (注2)	(千円)	うち過年度残額 (千円)
備考				

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業				
事業名	【No.17 (医療分)】 地域医療支援センター運営事業		【総事業費 (計画期間の総額)】 23,419 千円		
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体				
事業の実施主体	山梨県 (山梨大学委託)				
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日				
背景にある医療・介護ニーズ	医師不足の深刻化に加え、地域の医療機関に勤務した場合に将来のキャリア形成に不安を感じることにより、医師の地域偏在が生じているため、医師のキャリア形成と医師確保を一体的に支援することが必要である。				
	アウトカム指標	修学資金の貸与を受けた医師の県内勤務者数 258人 (R5) → 280人 (R6)			
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の地域偏在の解消と定着を図るため、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保を支援する。 ・県内の医師不足状況の把握分析を進めるとともに、若手医師を地域の医療機関に誘導するため、地域卒医学生等に対する面談等を実施する。 ・地域の医療機関における研修体制を整備するため、臨床研修指導医講習会を開催するとともに、若手医師を対象とした講習会を実施する。 				
アウトプット指標	地域医療支援センターの運営 <ul style="list-style-type: none"> ・地域卒医学生等への面談者数 40人 ・地域医療機関への斡旋等医師数 10人 ・臨床研修指導医講習会の開催 1回 (25人) ・若手医師医療技術向上研修会の開催 1回 (50人) 				
アウトカムとアウトプットの 関連	斡旋等により医師不足病院への医師確保を支援することで地域偏在を解消し、また研修会等を開催することにより地域の医療機関でもキャリア形成ができる環境を整えることで医師の定着を図る。				
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 23,419		
	基金	国 (A)	(千円) 15,613		うち過年度残額 (千円)
		都道府県 (B)	(千円) 7,806		うち過年度残額 (千円)
		計 (A+B)			うち過年度残額

			(千円) 23,419	(千円)
		その他 (c)	(千円)	
	基金充当額 (国費)に おける公民 の別 (注1)	公	(千円) 15,613	うち過年度残額 (千円)
		民	(千円)	うち過年度残額 (千円)
		うち受託事業等 (注2)	(千円)	うち過年度残額 (千円)
備考				

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業				
事業名	【No.18 (医療分)】 医師派遣推進事業		【総事業費 (計画期間の総額)】	75,052 千円	
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体				
事業の実施主体	山梨大学				
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日				
背景にある医療・介護ニーズ	県内に4つある二次医療圏のうち、3つの医療圏で人口10万人あたりの医療施設従事医師数が全国及び全県の平均を下回っており、1つの医療圏に医師が偏在しているため、医師の地域偏在の解消が必要である。				
	アウトカム指標	医師の確保を特に図るべき区域等に所在する病院への医師派遣決定数 10名 (R5) → 10名 (R6)			
事業の内容	医師派遣調整検討委員会における協議を踏まえ、医師不足病院に対し医師派遣を行う山梨大学の運営等に対し支援する。				
アウトプット指標	県内病院における医師不足実態調査の実施 年1回 医師派遣調整検討委員会の開催 年1回				
アウトカムとアウトプットの 関連	医師を派遣することにより、医師不足病院の医師確保を支援し、医師の地域偏在の解消を図る。				
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 75,052	
		基金	国 (A)	(千円) 50,035	うち過年度残額 (千円)
	都道府県 (B)		(千円) 25,017	うち過年度残額 (千円)	
	計 (A+B)		(千円) 75,052	うち過年度残額 (千円)	
		その他 (C)		(千円)	
	基金充当額 (国費)に おける公民 の別 (注1)	公		(千円) 50,035	うち過年度残額 (千円)
		民		(千円)	うち過年度残額 (千円)

			うち受託事業等（注2） （千円）	うち過年度残額 （千円）
備考				

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業			
事業名	【No.19 (医療分)】 医療勤務環境改善支援センター運営事業		【総事業費 (計画期間の総額)】	1,525 千円
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体			
事業の実施主体	山梨県			
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
背景にある医療・介護ニーズ	県民が将来にわたり安全で質の高い医療サービスを受けるためには、医療分野の勤務環境改善により、医療に携わる人材の確保を図ることが必要である。			
	アウトカム指標	<ul style="list-style-type: none"> ・病院医師数 (立入検査調べ) 1520 人 (R5) → 1541 人 (R6) ・就業看護職員数 11,316 人 (R4) → 11,944 人 (R6) 		
事業の内容	医療機関における勤務環境改善の自主的な取組を支援するためのセンターを設置し、マネジメントシステムの普及・導入支援、相談対応、情報提供等を実施する。			
アウトプット指標	医療勤務環境改善支援センターの支援により医師労働時間短縮計画を策定する医療機関数 1 施設			
アウトカムとアウトプットの 関連	医療勤務環境改善支援センターを設置し、研修会等の実施を通じて医療機関による勤務環境改善に向けた自主的な取組を支援することで、医療従事者の確保を図る。			
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 1,525	
	基金	国 (A)	(千円) 1,017	うち過年度残額 (千円)
		都道府県 (B)	(千円) 508	うち過年度残額 (千円)
		計 (A+B)	(千円) 1,525	うち過年度残額 (千円)
		その他 (C)	(千円)	
	基金充当額 (国費)に おける公民 の別 (注1)	公	(千円) 1,017	うち過年度残額 (千円)
民		(千円)	うち過年度残額 (千円)	

			うち受託事業等（注2） （千円）	うち過年度残額 （千円）
備考				

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業				
事業名	【No.20 (医療分)】 医学生等体験研修事業		【総事業費 (計画期間の総額)】	1,040 千円	
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体				
事業の実施主体	山梨大学				
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日				
背景にある医療・介護ニーズ	本県では4つの二次医療圏のうち1つの医療圏に医師が偏在している状況にあり、また在宅医療提供体制が不十分な状況にあるため、将来の地域医療従事者・在宅医療従事者を確保するために、学生のうちから意識付けを図ることが必要である。				
	アウトカム指標	在宅療養支援病院数・診療所数 77 箇所 (R5) ⇒ 79 箇所 (R6)			
事業の内容	在宅医療に取り組む医療従事者の確保に向け、在宅医療への意識付けを図るため山梨大学・県立大学の医学生・看護学生を対象に、在宅医療機関での体験実習の実施を支援する。				
アウトプット指標	医学生・看護学生の在宅医療体験研修 20 人				
アウトカムとアウトプットの 関連	在宅医療体験実習を実施、情報交換をすることで、医学生等への在宅医療への意識付けを図る。				
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 1,040	
		基金	国 (A)	(千円) 693	うち過年度残額 (千円)
	都道府県 (B)		(千円) 347	うち過年度残額 (千円)	
	計 (A+B)		(千円) 1,040	うち過年度残額 (千円)	
		その他 (C)		(千円)	
	基金充当額 (国費)に おける公民 の別 (注1)	公	(千円) 693	うち過年度残額 (千円)	
		民	(千円)	うち過年度残額 (千円)	
うち受託事業等 (注2)			(千円)	うち過年度残額 (千円)	

備考				

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業				
事業名	【No.21 (医療分)】 産科医等確保対策事業		【総事業費 (計画期間の総額)】	66,710 千円	
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体				
事業の実施主体	山梨大学、医療機関、助産所				
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日				
背景にある医療・介護ニーズ	過酷な勤務状況にある産科医師や新生児医療担当医師は県内で充足しているとはいえ、医師確保のための支援が必要となっている。				
	アウトカム指標	<ul style="list-style-type: none"> 産科医師数 52人 (R5) → 52人以上 (R6) 新生児医療担当医師数 40人 (R5) → 40人以上 (R6) 			
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> 産科医師を養成・確保するため、県内統一の産科後期研修プログラムの運営及び研修医の募集を支援する。 産科医師等に対し分娩手当を支給する医療機関を支援する。 新生児医療担当医師に対し手当を支給する医療機関を支援する。 				
アウトプット指標	<ul style="list-style-type: none"> 新たな専門研修医の確保 1人 分娩手当支給者数 52人 NICU入室児担当手当支給数 10人 				
アウトカムとアウトプットの 関連	研修プログラム等への支援を行うことにより、産科医師を確保するとともに、産科医師や新生児医療担当医師の処遇改善に取り組む医療機関を支援することにより、周産期医療提供体制の維持・充実を図る。				
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 66,710	
		基金	国 (A)	(千円) 28,601	うち過年度残額 (千円)
	都道府県 (B)		(千円) 14,301	うち過年度残額 (千円)	
	計 (A+B)		(千円) 42,902	うち過年度残額 (千円)	
		その他 (C)		(千円) 23,808	
		基金充当額 (国費) に	公	(千円)	うち過年度残額 (千円)

	おける公民 の別（注1）		15,872	
		民	(千円)	うち過年度残額 (千円)
			12,729	
		うち受託事業等（注2） (千円)		うち過年度残額 (千円)
備考				

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業			
事業名	【No.22 (医療分)】 小児救急医療体制確保事業	【総事業費 (計画期間の総額)】	84,551 千円	
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体			
事業の実施主体	山梨県小児救急医療事業推進委員会、山梨県(甲府市医師会委託)			
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
背景にある医療・介護ニーズ	県内の小児救急医は充足しているとはいえないため、休日及び夜間において、入院治療を必要とする小児の重症患者に対する医療体制を維持・確保するとともに、医師の負担軽減を図るため、不要・不急の受診を抑制する必要がある。			
アウトカム指標	小児二次救急輪番病院の小児科医師数 37人(H29)→39人(R6)			
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・休日・夜間に、小児科を標榜する病院等が輪番制により小児患者を受け入れる体制を整備するための経費に支援する。 ・休日・夜間に、小児患者の保護者等向けの専門の看護師による電話相談体制を整備する。 			
アウトプット指標	<ul style="list-style-type: none"> ・小児二次救急輪番体制の維持確保 参加病院数 7病院(H29)→7病院(R6) ・小児救急電話相談員数 11人(H30)→11人(R6) 			
アウトカムとアウトプットの 関連	小児二次救急輪番体制の維持や、不要な小児救急医療の受診を減らすことにより、小児救急医の負担を軽減し、小児科医の確保を図る。			
事業に要する費用の額	基金	総事業費 (A+B+C)	(千円) 84,551	
		国(A)	(千円) 43,674	うち過年度残額 (千円)
		都道府県 (B)	(千円) 21,837	うち過年度残額 (千円)
		計(A+B)	(千円) 65,511	うち過年度残額 (千円)
	その他(C)	(千円) 19,040		

	基金充当額 (国費)に おける公民 の別(注1)	公	(千円) 25,384	うち過年度残額 (千円)
		民	(千円) 18,290	うち過年度残額 (千円)
			うち受託事業等(注2) (千円) 18,290	うち過年度残額 (千円)
備考				

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業				
事業名	【No.23 (医療分)】 救急搬送受入支援事業		【総事業費 (計画期間の総額)】 19,922 千円		
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体				
事業の実施主体	最終受入医療機関				
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日				
背景にある医療・介護ニーズ	本県では救急専門医の人数が少ないため、救急搬送において搬送先の医療機関を速やかに決定するなど円滑な受入体制を構築することにより、救急専門医の負担を軽減し人材を確保する必要がある。				
	アウトカム指標	救急専門医 20名 (R元) → 21名 (R6)			
事業の内容	患者の疾病別の搬送のルール化や最終受入医療機関の継続的な確保など救急患者の受入体制を整備することにより、受入医療機関の医師のスキルアップを図るとともに、救急専門医の負担を軽減し人材の確保を行う。				
アウトプット指標	救急搬送受入困難事例の対象となる救急搬送1件あたりの平均受入要請回数 1.5回 (H30) → 1.4回 (R6)				
アウトカムとアウトプットの 関連	最終受入医療機関を維持確保し、救急搬送受入困難事案を解消することにより、救急専門医の負担軽減や救急医療体制の充実、救急専門医の確保を図る。				
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 19,922	
		基金	国 (A)		(千円) 13,281
	都道府県 (B)		(千円) 6,641	うち過年度残額 (千円)	
	計 (A+B)		(千円) 19,922	うち過年度残額 (千円)	
	その他 (C)		(千円)		
	基金充当額 (国費)に おける公民	公		(千円) 6,641	うち過年度残額 (千円)

	の別（注1）	民	(千円) 6,640	うち過年度残額 (千円)
			うち受託事業等（注2） (千円)	うち過年度残額 (千円)
備考				

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業				
事業名	【No.24 (医療分)】 医師修学資金貸与事業		【総事業費 (計画期間の総額)】	291,720 千円	
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体				
事業の実施主体	山梨県				
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日				
背景にある医療・介護ニーズ	県民の医療ニーズに対応し、効率的質の高い医療を提供するため、医師不足及び地域による偏在の是正に向けた事業を一層推進する必要がある。				
	アウトカム指標	病院医師数 (立入検査調べ) 1520 人 (R5) → 1541 人 (R6)			
事業の内容	医師の県内定着を促進し、医師不足や地域及び診療科の偏在を是正するため、地域枠入学者に対し修学資金の貸与を行う。				
アウトプット指標	新規医師修学資金貸与者数 37 (人)				
アウトカムとアウトプットの 関連	修学資金の貸与により、中長期的に県内病院に勤務する医師を確保することができる。				
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 291,720	
		基金	国 (A)	(千円) 194,480	うち過年度残額 (千円) 73,074
	都道府県 (B)		(千円) 97,240	うち過年度残額 (千円) 36,537	
	計 (A+B)		(千円) 291,720	うち過年度残額 (千円) 109,611	
		その他 (C)		(千円)	
	基金充当額 (国費)に おける公民 の別 (注1)	公	(千円) 194,480	うち過年度残額 (千円) 73,074	
		民	(千円)	うち過年度残額 (千円)	
	うち受託事業等 (注2)		(千円)	うち過年度残額 (千円)	
備考					

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業				
事業名	【No.25 (医療分)】 医療従事者確保対策事業		【総事業費 (計画期間の総額)】	856 千円	
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体				
事業の実施主体	山梨大学				
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日				
背景にある医療・介護ニーズ	県民の医療ニーズに対応し、効率的質の高い医療を提供するため、医療従事者の抱える様々な心理的不安を解消し、安心して働ける職場環境を整備する必要がある。				
	アウトカム指標	病院医師数 (立入検査調べ) 1520 人 (R5) → 1541 人 (R6) 就業看護職員数 11,316 人 (R4) → 11,944 人 (R6)			
事業の内容	医療有害事象発生時のファーストエイドを適切に行うため、ピアサポート体制の構築に支援する。				
アウトプット指標	ピアサポーター研修会の開催 1 回/年				
アウトカムとアウトプットの 関連	医療従事者の心理的負担を軽減することにより、人材の確保に繋げる。				
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 856	
		基金	国 (A)	(千円) 571	うち過年度残額 (千円)
	都道府県 (B)		(千円) 285	うち過年度残額 (千円)	
	計 (A+B)		(千円) 856	うち過年度残額 (千円)	
		その他 (C)		(千円)	
	基金充当額 (国費)に おける公民 の別 (注1)	公	(千円) 571	うち過年度残額 (千円)	
		民	(千円)	うち過年度残額 (千円)	
	うち受託事業等 (注2)		(千円)	うち過年度残額 (千円)	
備考					

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業			
事業名	【No.26 (医療分)】 新人看護職員研修事業		【総事業費 (計画期間の総額)】	23,584 千円
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体			
事業の実施主体	山梨県 (山梨県立大学、山梨県看護協会委託)、各医療機関			
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
背景にある医療・介護ニーズ	医療機関において看護職員が不足している中、新人看護職員に対しても質の高い看護が求められる。そのため、新人看護職員の研修の充実を図る必要がある。			
	アウトカム指標	就業看護職員数 11,316人 (R4) → 11,944人 (R6)		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自施設での新人看護職員に対する臨床研修実施への支援を行うとともに、自施設では研修を完結できない小規模病院に対する新人看護職員を対象とした合同研修を実施する。 ・実地指導者、新人看護師指導担当者等への研修の実施により、適切な研修実施体制を確保する。 			
アウトプット指標	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止を図るために実施する各研修の実施回数 <ul style="list-style-type: none"> ・多施設合同研修の実施 (6日間・35人) ・実地指導者研修・教育担当者研修の実施 (6日間・19人) ・新人看護職員卒後研修の実施 (22病院・計300人) ・新人看護師指導担当者研修の実施 (3日間・30人) 			
アウトカムとアウトプットの 関連	新人看護職員及び指導者等への研修を支援することにより、新人看護職員の質の向上を図り、就業看護職員を確保する。			
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 23,584	
	基金	国 (A)	(千円) 8,601	うち過年度残額 (千円)
		都道府県 (B)	(千円) 4,301	うち過年度残額 (千円)
		計 (A+B)	(千円) 12,902	うち過年度残額 (千円)
		その他 (C)	(千円) 10,682	
	基金充当額 (国費) に	公	(千円)	うち過年度残額 (千円)

	おける公民 の別（注1）		4,781	
		民	(千円)	うち過年度残額 (千円)
			3,820	
		うち受託事業等（注2） (千円)	417	うち過年度残額 (千円)
備考				

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業			
事業名	【No.27 (医療分)】 看護職員資質向上推進事業		【総事業費 (計画期間の総額)】	8,440 千円
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体			
事業の実施主体	山梨県 (一部山梨県看護協会委託)、山梨県立大学			
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
背景にある医療・介護ニーズ	将来に向け看護職員を確保するためには、個々の能力開発や資質の向上を図り、自信と誇りをもって看護業務に従事できるよう職能別研修等ニーズにあった支援を行う必要がある。			
	アウトカム指標	就業看護職員数 11,316人 (R4) → 11,944人 (R6)		
事業の内容	看護職のラダーや職能別の研修、実習施設の指導者への研修、潜在看護職員等の有資格看護職者を対象とした復職支援研修を実施するとともに、認定看護師の養成を支援する。			
アウトプット指標	看護職員の資質向上を図るために実施した各研修の実施回数 ・看護職員実務研修の実施 (2～5日間・計200人) ・潜在看護職員復職研修事業 (3～5日間・計20人) ・看護職員実習指導者講習会の実施 (長期30日間・27人、特定分野10日間・10人) ・看護職員専門分野研修の実施 (認知症看護 7ヶ月間・計19人)			
アウトカムとアウトプットの 関連	各看護職員の個々のキャリアに応じた研修の実施を支援することにより、資質やモチベーションの向上を図り、就業看護職員を確保する。			
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 8,440	
		基金		うち過年度残額 (千円)
		国 (A)	(千円) 5,627	
		都道府県 (B)	(千円) 2,813	うち過年度残額 (千円)
		計 (A+B)	(千円) 8,440	うち過年度残額 (千円)
		その他 (C)	(千円)	
	基金充当額 (国費) に	公	(千円)	うち過年度残額 (千円)

	おける公民 の別（注1）		4,126	
		民	(千円) 1,501	うち過年度残額 (千円)
			うち受託事業等（注2） (千円) 1,501	うち過年度残額 (千円)
備考				

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業			
事業名	【No.28 (医療分)】 看護職員確保対策事業		【総事業費 (計画期間の総額)】	2,740 千円
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体			
事業の実施主体	山梨県 (山梨県看護協会委託)			
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
背景にある医療・介護ニーズ	県内病院の看護職員の離職率が高い現状であるため、看護職員の離職予防・定着促進や、潜在的看護職員の再就業促進などの取り組みを実施し、就業看護職員数を確保することが必要である。			
	アウトカム指標	就業看護職員数 11,316人 (R4) → 11,944人 (R6)		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の看護職員を対象に、仕事に関する悩みや不安を気軽に相談できるよう臨床心理士による相談窓口を設置し、心の悩みを解消する。 ・ナースセンターのナースバンク事業において、離職者等を含めた未就業者に対する就業支援を強化する。(ナースバンク事業における第5次NCCS更新・運用等に要する経費) ・潜在看護職員の再就業を効果的に進めるため、ナースセンターと公共職業安定所(ハローワーク)が連携し、情報共有を行うとともに、ハローワークを巡回し就業相談を実施する。 			
アウトプット指標	就業継続のために実施した看護職の心の健康相談の実施回数 月1回(毎月実施) ナースセンターの就業相談における就業者数 266人 (R4) → 400人以上 (R6) ハローワークにて実施する就業相談の実施回数 県内7箇所 月1回・相談件数 100件/年			
アウトカムとアウトプットの 関連	専門職のカウンセリングを受けられる体制づくりや、未就業者への再就業支援を行うことにより、看護職員の就業及び定着促進を図る。			
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 2,740	
	基金	国 (A)	(千円) 1,827	うち過年度残額 (千円)
		都道府県 (B)	(千円) 913	うち過年度残額 (千円)
		計 (A+B)	(千円)	うち過年度残額 (千円)

			2,740	
		その他 (c)	(千円)	
	基金充当額 (国費)に おける公民 の別 (注1)	公	(千円)	うち過年度残額 (千円)
		民	(千円) 1,827	うち過年度残額 (千円)
			うち受託事業等 (注2) (千円) 1,827	うち過年度残額 (千円)
備考				

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業				
事業名	【No.29 (医療分)】 看護師等養成所運営費補助事業		【総事業費 (計画期間の総額)】	95,100 千円	
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体				
事業の実施主体	民間立看護師養成所 (3 施設)				
事業の期間	令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日				
背景にある医療・介護ニーズ	看護職員は依然として不足しており、看護ニーズを満たしていない。県内医療機関に看護職員を安定的に供給するために、看護師等養成所の運営を支援する必要がある。				
	アウトカム指標	養成所卒業生県内就業率 62.6% (R5 年度卒業生) → 62.6%以上 (R6 年度卒業生) 養成所の定員(1 学年)に占める入学者の割合 83.9% (R5 年度入学者) → 83.9%以上 (R6 年度入学者)			
事業の内容	看護学生の看護実践能力の向上を図るため、看護師等養成所における専任教員の配置や実習経費など養成所の運営を支援する。				
アウトプット指標	当該補助により看護師等養成を行った施設数 (3 施設)				
アウトカムとアウトプットの 関連	看護師等養成所の運営を支援することにより、養成所の定員数の増加、県内で就職する看護職員の確保及び資質の向上を図る。				
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	
		(A+B+C)		95,100	
	基金	国 (A)	(千円)	うち過年度残額	
			63,400	(千円)	
		都道府県 (B)	(千円)	うち過年度残額	
	計 (A+B)	(千円)	(千円)		
	95,100	(千円)	うち過年度残額		
その他 (C)	(千円)				
基金充当額 (国費)に おける公民 の別 (注1)	公	(千円)	うち過年度残額		
		(千円)	(千円)		
	民	63,400	うち過年度残額		
		うち受託事業等 (注2)	うち過年度残額		
		(千円)	(千円)		

備考				

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業				
事業名	【No.30 (医療分)】 病院内保育所運営費補助事業		【総事業費 (計画期間の総額)】	39,495 千円	
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体				
事業の実施主体	院内保育所を設置する民間医療機関				
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日				
背景にある医療・介護ニーズ	看護職員は勤務時間が不規則であり、育児との両立が難しいため、有子看護師の育児支援をすることにより、看護職員の確保を図る必要がある。				
	アウトカム指標	就業看護職員数 11,316人 (R4) → 11,944人 (R6)			
事業の内容	勤務環境の改善を行う医療機関のうち、院内保育所の運営により改善を進める民間医療機関の取組を支援する。				
アウトプット指標	当該補助により院内保育所を運営した施設数 (5施設)				
アウトカムとアウトプットの 関連	院内保育所の運営を支援することにより、出産・育児を理由とする退職者の割合を減らし、看護職員の確保を図る。				
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	
		(A+B+C)		39,495	
	基金	国 (A)		(千円)	うち過年度残額 (千円)
		都道府県 (B)		(千円)	うち過年度残額 (千円)
		計 (A+B)		(千円)	うち過年度残額 (千円)
			26,328		
	その他 (C)		(千円)		
			13,167		
基金充当額 (国費)に おける公民 の別 (注1)		公	(千円)	うち過年度残額 (千円)	
		民	(千円)	うち過年度残額 (千円)	
			17,552		
			うち受託事業等 (注2)	うち過年度残額 (千円)	
			(千円)	(千円)	
備考					

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業			
事業名	【No.31 (医療分)】 歯科衛生士確保対策事業		【総事業費 (計画期間の総額)】	3,667 千円
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体			
事業の実施主体	山梨県歯科医師会			
事業の期間	令和6年10月1日～令和7年3月31日			
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展に伴い高齢者に対する口腔ケアの必要性が増大しており、歯科医師と共に訪問歯科診療を実施し、歯科医師の指示の下に訪問歯科衛生管理指導を行う歯科衛生士の確保や資質向上を図る必要がある。			
	アウトカム指標	在宅療養支援歯科診療所の数 45 施設(H27) → 51 施設(R6)		
事業の内容	歯科衛生専門学校において実践的で質の高い教育を行うため、実習室の整備や教育環境の充実に支援する。			
アウトプット指標	歯科衛生専門学校の整備 1カ所			
アウトカムとアウトプットの 関連	歯科衛生士を目指す学生の教育環境の向上を図り、歯科衛生専門学校で質の高い授業、実習を実施することにより、将来在宅歯科医療に携わることができる歯科衛生士を確保し、在宅療養支援歯科診療所の増加を図る。			
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 3,667	
	基金	国 (A)	(千円) 1,629	うち過年度残額 (千円)
		都道府県 (B)	(千円) 815	うち過年度残額 (千円)
		計 (A+B)	(千円) 2,444	うち過年度残額 (千円)
		その他 (C)	(千円) 1,223	
	基金充当額 (国費)に おける公民 の別 (注1)	公	(千円)	うち過年度残額 (千円)
民		(千円)	うち過年度残額 (千円)	

			1,629	
			うち受託事業等（注2） （千円）	うち過年度残額 （千円）
備考				

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業			
事業名	【No.32 (医療分)】 発達障害児医療支援ネットワーク構築事業		【総事業費 (計画期間の総額)】 509 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	県全体			
事業の実施主体	山梨県			
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
背景にある医療・介護ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの発達総合支援センター（以下、「センター」）の診療・相談ニーズが年々増加し、診療・相談の待機期間が長期化 ・県内の児童精神科医の不足及び小児科医等のバックアップ等の連携体制が整えられていないため、地域によって適切な医療が受けられない 			
	アウトカム指標	① 発達障害等に係る知識・技能の習得に取り組む地域の小児科医の増加 18名（平成29年度）→24名以上（令和6年度） ② 発達障害等の診療を標榜する医療機関 13箇所（H26）→15箇所以上（令和6年度）		
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・児童精神科医の不足により十分なサービスが提供できていない発達障害について、地域の小児科医が発達障害の診療等が担えるよう、基礎的知識や診断、治療についての研修会を開催する。 ・専門医療機関と地域の小児科医との連携体制を確保するため、作成した医療連携パスの普及や改善を進める。 ・円滑かつ速やかな診療体制を整備するため、地域小児科医と連携実績を重ね、医療連携のための基準を明確にしながら、その評価、検証を行う。 ・発達障害者支援の充実を推進するため、地域の精神科医及び精神科医療機関を対象としたネットワーク構築のため、検討委員会を開催する。 			
アウトプット指標	センターが中心となった、地域の小児科医等を対象とした発達障害や心のケアに係る症例検討・研修会等の開催 小児科医等：年4回以上 精神科医等：年3回以上			
アウトカムとアウトプットの関連	センターと診療連携を行う地域小児科医師が増加し、精神科医との連携で診療体制が整えられることで、発達障害児が地域で安心して適切な医療を受けることができる。			
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円)	うち過年度残額 (千円)
		基金	国 (A)	

		都道府県 (B)	(千円) 170	うち過年度残額 (千円)
		計 (A+B)	(千円) 509	うち過年度残額 (千円)
		その他 (C)	(千円)	
	基金充当額 (国費)に おける公民 の別 (注1)	公	(千円) 339	うち過年度残額 (千円)
		民	(千円)	うち過年度残額 (千円)
		うち受託事業等 (注2)	(千円)	うち過年度残額 (千円)
	備考			

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業				
事業名	【No.33 (医療分)】 心身障害児者歯科診療体制強化事業	【総事業費 (計画期間の総額)】	2,161 千円		
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体				
事業の実施主体	山梨県歯科医師会				
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日				
背景にある医療・介護ニーズ	心身障害児者の歯科診療において、静脈内鎮静法は危険が少なく全国的にも一般化しているところだが、歯科大学病院がなく小規模な本県では、静脈内鎮静法を施術できる人材がおらず障害者への歯科医療提供体制が遅れているため、心身障害児者歯科診療体制の強化を図る必要がある。				
	アウトカム指標	口腔保健センター心身障害児者歯科診療利用者数 山梨口腔保健センター 1,513人 (H29) →2,000人 (R8)			
事業の内容	県内で障害者に対する歯科治療における静脈内鎮静法を施術できる歯科医師等を育成するための研修に支援する。				
アウトプット指標	口腔保健センター心身障害児者静脈内鎮静法歯科治療担当歯科医師数 0名 (H30) →3名 (R8)				
アウトカムとアウトプットの 関連	心身障害児者について、歯科治療に対する恐怖心や不安・緊張感等の要因から通法での歯科治療を困難とするケースは多いが、静脈内鎮静法によりそれらを最小限に抑制し、快適かつ安全に治療を施行することで、徐々に歯科診療に対する恐怖心がなくなり、通法での歯科治療を受けられるようになる患者が増える等、障害児者の歯科診療環境の充実が図られる。				
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 2,161		
		基金	国 (A)	(千円) 1,441	うち過年度残額 (千円) 1,441
			都道府県 (B)	(千円) 720	うち過年度残額 (千円) 720
			計 (A+B)	(千円) 2,161	うち過年度残額 (千円) 2,161
	その他 (C)	(千円)			

	基金充当額 (国費)に おける公民 の別(注1)	公	(千円)	うち過年度残額 (千円)
		民	(千円) 1,441	うち過年度残額 (千円) 1,441
			うち受託事業等(注2) (千円)	うち過年度残額 (千円)
備考				

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業			
事業名	【No.34 (医療分)】 看護職員就労環境改善事業		【総事業費 (計画期間の総額)】	11,114 千円
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体			
事業の実施主体	山梨県			
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
背景にある医療・介護ニーズ	県内病院の看護職員確保のため、多職種連携や多様な働き方等による勤務環境改善や医療提供体制等最新の動向を学ぶ機会を設け、各医療機関での対策が重要であるという認識を高める必要がある。			
	アウトカム指標	病院看護職員数 6,783人 (R5年度) → 6,697人 (R6年度) 離職率 看護職 10.8% (R5年度) → 10.8%以下 (R6年度)		
事業の内容	看護管理者的業務に従事している者を対象に、短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や職場環境改善等に関する研修等を行うとともに、各病院の短時間正規職員制度の導入等、柔軟な働き方を促進するための支援を行う。			
アウトプット指標	多様な勤務形態等の導入や看護業務の効率化・職場風土改善に関する 研修会の実施回数 (1回・180人) 短時間正規職員制度の導入済病院数 38病院			
アウトカムとアウトプットの 関連	看護管理的立場の方への研修を行うことにより、勤務環境改善や看護・医療の質の向上を図るとともに、院内の就労環境の改善に係る取り組みに対し助成し、看護職員の確保・定着を図る。			
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 11,114	
		基金		うち過年度残額
		国 (A)	(千円) 3,759	(千円) 3,759
		都道府県 (B)	(千円) 1,879	(千円) 1,879
		計 (A+B)	(千円) 5,638	(千円) 5,638

	その他 (c)		(千円) 5,476	
	基金充当額 (国費)に おける公民 の別 (注1)	公	(千円) 108	うち過年度残額 (千円) 108
		民	(千円) 3,651	うち過年度残額 (千円) 3,651
			うち受託事業等 (注2) (千円)	うち過年度残額 (千円)
備考				

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業		
事業名	【No.35 (医療分)】 周産期医療体制等整備事業	【総事業費 (計画期間の総額)】	34,000 千円
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体		
事業の実施主体	山梨大学		
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日		
背景にある医療・介護ニーズ	<p>本県の産婦人科医師数は平成30年度で76名であるが、65歳以上が10名に対して29歳以下が5名と医師の高齢化も進み、将来、分娩休止が危惧される状況にあることから産婦人科医の確保が課題となっている。</p> <p>特に、医師の働き方改革に対応できる十分な産婦人科医の人員確保は喫緊の課題である。</p> <p>また、令和4年度に山梨大学に設置された胚培養士の育成を行うセンターでは、生殖医療を専門とする産婦人科医による技術研修が不可欠であることから、胚培養士の養成支援体制の強化を図る必要がある。</p>		
	アウトカム指標	産婦人科入局者数：2人	
事業の内容	<p>山梨大学に生殖医療学・周産期医療学講座(寄附講座)を設置し、県内の産婦人科医を安定的に確保するための取り組みや、胚培養士の育成支援を行う不妊専門医の新たな配置、産科医の負担軽減を図るための助産師の活用、保健師や看護師を対象にした不妊治療にかかる研修等を行う他、本県に相応しい効果的な産科医療体制の構築について調査・研究することにより、将来にわたって安定的な産科・周産期医療提供体制を確保する。</p>		
アウトプット指標	生殖補助医療の実習及びセミナー受講者数：20人		
アウトカムとアウトプットの 関連	<p>不妊治療専門医の育成には専門研修の3年とサブスペシャリティ領域の3年～10年かかるため、産婦人科入局から最短でも6年を要する。</p> <p>当面、専門医1人の育成を目指していくため、生殖補助医療の実習及びセミナー受講者数を20人確保することを目指す。</p>		
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 34,000
	基金	国 (A)	(千円) 22,667
		都道府県 (B)	(千円) 11,333
			うち過年度残額 (千円) 22,667
			うち過年度残額 (千円) 11,333

		計 (A+B)	(千円) 34,000	うち過年度残額 (千円) 34,000
		その他 (C)	(千円)	
	基金充当額 (国費)に おける公民 の別 (注1)	公	(千円) 22,667	うち過年度残額 (千円) 22,667
		民	(千円)	うち過年度残額 (千円)
		うち受託事業等 (注2)	(千円)	うち過年度残額 (千円)
備考				

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業				
事業名	【No.36 (医療分)】 特定行為研修受講促進事業		【総事業費 (計画期間の総額)】	43,250 千円	
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体				
事業の実施主体	山梨県				
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日				
背景にある医療・介護ニーズ	<p>高齢化の進展とともに医療資源に限られる中、特定行為を行える看護師は医師の指示によらず手順書に基づき必要な医療サービスを提供でき、また医師の働き方改革の担い手としても大きく期待されており、国においても2025年までに特定行為研修修了看護師を10万人養成することを目指していることから本県においても積極的に養成を図っていく必要がある。</p> <p>本県においては、山梨大学医学部附属病院に加えR4.4から県立中央病院に特定行為研修が開講されるほか、R5春を目途に特定行為研修を取り込む感染管理認定看護師を養成する教育課程を開設するよう準備を進めており、県内における研修受講の推進を図る環境が整備されつつある。</p>				
	アウトカム指標	県内における特定行為研修を修了した看護職員数 54人(R5)→60人以上(R6)			
事業の内容	県内で実施される特定行為研修受講者(特定行為研修を組み込んだ認定看護師教育課程を含む)に受講料(入学料、受講料、教材費など)を助成した医療機関等に対し、その助成額を助成する。				
アウトプット指標	特定行為研修受講看護師数 事業全体で115人(R8)				
アウトカムとアウトプットの関連	身近な場所で研修が受けられる環境が整備されているが、研修に要する経費は研修の区分等によるものの概ね30万円～250万円であり、また訪問看護ステーションにおいては職員の受講により他の職員への業務負担が増える。受講経費及び研修を受講する職員の代替職員に対する人件費(訪問看護ステーション)について補助しより多くの特定行為研修修了者を確保する。				
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 43,250	
		基金	国(A)	(千円) 26,500	うち過年度残額 (千円) 26,500
			都道府県 (B)	(千円) 13,250	うち過年度残額 (千円) 13,250
		計(A+B)	(千円) 13,250	うち過年度残額 (千円) 13,250	

			39,750	39,750
		その他 (c)	(千円) 3,500	
	基金充当額 (国費)に おける公民 の別 (注1)	公	(千円) 2,333	うち過年度残額 (千円) 2,333
		民	(千円) 24,167	うち過年度残額 (千円) 24,167
			うち受託事業等 (注2) (千円)	うち過年度残額 (千円)
備考				

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業			
事業名	【No.37 (医療分)】 医学生等キャリア形成支援体制強化事業		【総事業費 (計画期間の総額)】	2,998 千円
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体			
事業の実施主体	山梨県 (山梨大学委託)			
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
背景にある医療・介護ニーズ	医師不足の深刻化に加え、地域の医療機関に勤務した場合に将来のキャリア形成に不安を感じることにより、医師の地域偏在が生じているため、医学部在学中から、地域医療に貢献する医師のキャリアを描くことができるよう、キャリア形成卒前支援プランの策定やキャリアコーディネータを配置するなど、医学生等への支援体制の強化が必要である。			
アウトカム指標	医師の地域偏在の解消 [医療圏別人口 10 万人あたり医療施設従事医師数の比較] 中北区域／峡東区域 1.5 倍 (R4) → 1.5 倍以下 (R6) 中北区域／峡南区域 2.5 倍 (R4) → 2.5 倍以下 (R6) 中北区域／富士・東部区域 2.1 倍 (R4) → 2.1 倍以下 (R6)			
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・医師偏在対策と医師のキャリア形成の両立を推進するため、キャリア形成プログラムの対象医師の派遣先について、関係者間の調整を行うとともに、医学生のキャリア形成にかかる支援を実施するため、キャリアコーディネータを配置する。 ・地域医療に従事することを希望する医学生等の地域医療マインドの涵養のため、キャリア形成卒前支援プロジェクト（地域医療実習や講義）を策定し、実施する。 			
アウトプット指標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域卒医学生等への面談者数 40 人／年 ・キャリアコーディネーターの配置 1 人 ・キャリア形成卒前支援プランの策定 4 回／年 			
アウトカムとアウトプットの 関連	医学生に対しプロジェクトを実施することにより、地域医療に対する意志の涵養を図り、地域医療に貢献する医師を増やすことで医師不足や地域偏在を解消し、またキャリアコーディネータを配置することにより地域の医療機関でもキャリア形成ができる環境を整えることで医師の定着を図る。			
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 2,998	うち過年度残額 (千円) 1,999
	基金	国 (A)	(千円) 1,999	

		都道府県 (B)	(千円) 999	うち過年度残額 (千円) 999
		計 (A+B)	(千円) 2,998	うち過年度残額 (千円) 2,998
		その他 (C)	(千円)	
	基金充当額 (国費)に おける公民 の別 (注1)	公	(千円) 1,999	うち過年度残額 (千円) 1,999
		民	(千円)	うち過年度残額 (千円)
			うち受託事業等 (注2)	(千円)
	備考			

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業		
事業名	【No.38 (医療分)】 感染症専門医等感染症対応人材養成事業	【総事業費 (計画期間の総額)】	29,441 千円
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体		
事業の実施主体	①山梨大学 ②山梨県立中央病院 ③山梨県		
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日		
背景にある医療・介護ニーズ	感染症に対する強靱な地域社会を目指すためには、感染症対策に精通した専門医及び感染症対応人材の養成が不可欠であり、また、感染制御に向けた診断・治療・啓発等の対策を推進するための継続的な研究を進めていく必要がある。		
アウトカム指標	①②感染症専門医数 令和3年：1人→令和8年度中：5人 ③感染症対応人材（医師・看護師・薬剤師・臨床検査技師） 令和3年：0人→令和8年100人		
事業の内容	①山梨大学が設置する感染症学講座に対する寄附により次の事業を行う。 (1) 感染症専門医の養成等 (2) 感染症に関する教育・研究の推進 (3) その他感染症に関する活動（県内医療機関への診療・対策支援等） ②県立中央病院が開設する感染症専門医研修プログラムの受講者確保のため、同プログラム周知を目的とした Web サイトの充実をサポートする等、感染症専門医の養成を支援する。 ③施設等で感染症が発生した場合に対応できる即戦力を養成するため、県が医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師を対象に、感染管理に関する講義及び実地研修を実施する。		
アウトプット指標	① 専門医養成講座受講者数 3人以上、 ② 専門医養成講座受講者数 3人以上、研修受講者確保 Web サイトの充実 ③ 養成研修受講者 100人以上		
アウトカムとアウトプットの 関連	専門医や感染症対応人材の養成及び感染症治療と予防等に係る教育・研究成果の還元により、感染症に係る地域医療体制及び県内感染症対策の強化を図る。		
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 29,441
	基金	国 (A)	(千円) 19,627
			うち過年度残額 (千円) 19,627

		都道府県 (B)	(千円) 9,814	うち過年度残額 (千円) 9,814
		計 (A+B)	(千円) 29,441	うち過年度残額 (千円) 29,441
		その他 (C)	(千円)	
	基金充当額 (国費)に おける公民 の別 (注1)	公	(千円) 19,627	うち過年度残額 (千円) 19,627
			民	(千円)
			うち受託事業等 (注2) (千円)	うち過年度残額 (千円)
備考				

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業				
事業名	【No.39 (医療分)】 歯科衛生士修学資金貸付事業		【総事業費 (計画期間の総額)】	11,500 千円	
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体				
事業の実施主体	山梨県歯科医師会				
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日				
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展により、在宅での口腔ケア等歯科医療のニーズの高まるとともに、フレイル予防・介護予防推進のため、質の高い歯科衛生士の確保・養成が求められている。				
アウトカム指標	①在宅療養支援歯科診療所の数 46箇所 (R4) →51箇所 (R7) ②技術支援研修会への参加者 20名 (R5) →30名 (R6)				
事業の内容	<p>【歯科衛生士修学資金貸付事業】 5年間県内の医療機関で歯科衛生士として勤務することを条件に返還を免除する歯科衛生士修学資金の貸付を行う。</p> <p>【新人・復職希望歯科衛生士等技術習得支援研修】 新人歯科衛生士や復職を希望する歯科衛生士有資格者等を対象として技術研修を行う。</p>				
アウトプット指標	歯科衛生士修学資金貸付者数 24名 技術支援研修会の開催 年2回				
アウトカムとアウトプットの 関連	歯科衛生士得修学資金制度を創設し、利用を推進するとともに、技術研修を行い、質の高い歯科衛生士の確保・定着を図ることにより、在宅療養支援歯科診療所の増加につなげる。				
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	/
		(A+B+C)		11,500	
	基金	国 (A)	(千円)	うち過年度残額	
			7,667	(千円) 7,667	
		都道府県 (B)	(千円)	うち過年度残額	
	計 (A+B)	(千円)	(千円)	うち過年度残額	
11,500	(千円)	11,500			
その他 (C)	(千円)	/			
基金充当額 (国費)に おける公民	公	(千円)	うち過年度残額	(千円)	

	の別（注1）	民	(千円)	うち過年度残額
			7,667	(千円) 7,667
			うち受託事業等（注2）	うち過年度残額
			(千円)	(千円)
備考				

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業				
事業名	【No.40 (医療分)】 看護師等養成所施設整備事業		【総事業費 (計画期間の総額)】	55,190 千円	
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体				
事業の実施主体	山梨県				
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日				
背景にある医療・介護ニーズ	コロナ禍を経て、看護職員の重要性や必要性が増している中、質の高い看護職員の養成・確保を図る必要がある。				
	アウトカム指標	就業看護職員数 (実人員) 11,316 人 (R4) → 11,944 人 (R6)			
事業の内容	看護職員を目指す学生の教育環境の改善・向上を図るため、看護師等養成所校舎の施設整備を行う。				
アウトプット指標	整備を実施する看護師等養成所 1 施設				
アウトカムとアウトプットの 関連	看護職員を目指す学生にとって安全安心な教育環境を整備することにより、1 人でも多くの質の高い看護職員を養成し就業に繋げる。				
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 55,190	
		基金	国 (A)	(千円) 36,793	うち過年度残額 (千円) 36,793
	都道府県 (B)		(千円) 18,397	うち過年度残額 (千円) 18,397	
	計 (A+B)		(千円) 55,190	うち過年度残額 (千円) 55,190	
		その他 (C)		(千円)	
	基金充当額 (国費)に おける公民 の別 (注1)	公		(千円) 36,793	うち過年度残額 (千円) 36,793
		民		(千円)	うち過年度残額 (千円)
		うち受託事業等 (注2)		(千円)	うち過年度残額 (千円)
備考					

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業				
事業名	【No.41 (医療分)】 山梨 DMAT 隊員研修事業		【総事業費 (計画期間の総額)】	2,420 千円	
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体				
事業の実施主体	山梨県				
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日				
背景にある医療・介護ニーズ	DMAT 隊員となるには厚生労働省主催の隊員養成研修(4日間)の受講が必要。しかし、受講枠は都道府県ごと限られており、毎年希望者を選抜する他なく、希望者全員の受講が叶っていない状況。また、コロナ渦においても、DMAT 隊員の活躍が顕著。収束への兆しが見えない中、DMAT 隊員に係る負担が長期にわたり多大であることが課題であり、長期間におよぶ大規模災害等に対応するためには、DMAT 隊員の更なる養成が必要。				
	アウトカム指標	山梨 DMAT 隊員数 0 人 (R5) →30 人養成			
事業の内容	県内での活動を想定した都道府県 DMAT 研修(国の研修の一部として認定された2日程度の研修)を実施。修了者は山梨 DMAT として主に県内で活動。				
アウトプット指標	都道府県 DMAT 研修の開催 1 回				
アウトカムとアウトプットの 関連	都道府県 DMAT を養成することにより、DMAT 隊員の増加につなげる。				
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 2,420	
		基金	国 (A)	(千円) 1,613	うち過年度残額 (千円) 1,613
			都道府県 (B)	(千円) 807	うち過年度残額 (千円) 807
			計 (A+B)	(千円) 2,420	うち過年度残額 (千円) 2,420
		その他 (C)		(千円)	
		基金充当額 (国費)に おける公民	公	(千円) 1,613	うち過年度残額 (千円) 1,613

	の別（注1）	民	(千円)	うち過年度残額 (千円)
			うち受託事業等（注2） (千円)	うち過年度残額 (千円)
備考				

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業				
事業名	【No.42 (医療分)】 看護職員確保・定着促進コーディネーター 事業		【総事業費 (計画期間の総額)】	5,759 千円	
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体				
事業の実施主体	山梨県 (山梨県看護協会委託)				
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日				
背景にある医療・介護ニーズ	本県医療機関の看護職員数は、離職者の増により近年減少傾向にあり、看護職員を安定的に確保していくため、働きやすく魅力のある職場環境づくりが必要である。				
	アウトカム指標	離職率 新卒 8.9% (R5年度) →8.9%以下 (R6年度) 全職 10.8% (R5年度) →10.8%以下 (R6年度) 病院看護職員数 6,783人 (R5年度) →6,697人 (R6年度)			
事業の内容	看護管理や組織運営等に豊富な知識・経験を持つ「看護職員確保・定着促進コーディネーター」を派遣し、個々の医療機関等が抱える看護職員確保における課題を調査分析のうえ、改善策の助言を行うとともに、改善策の実施を伴走支援する。				
アウトプット指標	派遣施設数 3施設				
アウトカムとアウトプットの 関連	個々の医療機関の職場環境改善を支援することにより、看護職員の離職を防止し、就業定着を図る。				
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	
		(A+B+C)		5,759	
	基金	国 (A)		(千円)	うち過年度残額 (千円)
		都道府県 (B)		(千円)	うち過年度残額 (千円)
		計 (A+B)		(千円)	うち過年度残額 (千円)
	その他 (C)		(千円)		
基金充当額 (国費)に おける公民 の別 (注1)	公		(千円)	うち過年度残額 (千円)	
	民		(千円)	うち過年度残額 (千円)	
				3,839	

			うち受託事業等（注2） （千円） 3,839	うち過年度残額 （千円）
備考				

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業					
事業名	【No.43 (医療分)】 看護師等養成所実習機会確保事業		【総事業費 (計画期間の総額)】	6,930 千円		
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体					
事業の実施主体	看護師養成所、歯科衛生士養成所					
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	県内医療機関に質の高い看護職員等を安定的に供給するために、 看護師等養成所における実習機会を確保する必要がある。					
	アウトカム指標	養成所卒業生県内就業率 62.6% (R5 年度卒業生) → 62.6%以上 (R6 年度卒業生)				
事業の内容	看護学生の看護実践能力の向上を図るため、実習の際に行う PCR 検査等の経費を補助する。					
アウトプット指標	当該補助施設数 (4 施設)					
アウトカムとアウトプットの 関連	看護師等養成所における実習機会を十分に確保することにより、 県内で就職する看護職員の確保及び資質の向上を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)		
		(A+B+C)		6,930		
	基金	国 (A)			(千円)	うち過年度残額 (千円)
					2,310	
		都道府県 (B)			(千円)	うち過年度残額 (千円)
					1,155	
	計 (A+B)				(千円)	うち過年度残額 (千円)
					3,465	
その他 (C)				(千円)		
				3,465		
基金充当額 (国費)に おける公民 の別 (注1)	公			(千円)		うち過年度残額 (千円)
				462		
	民			(千円)	うち過年度残額 (千円)	
		1,848				
		うち受託事業等 (注2)		(千円)	うち過年度残額 (千円)	
備考						

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	6. 勤務医の働き方改革の推進に関する事業			
事業名	【No.44 (医療分)】 地域医療勤務環境改善体制整備事業	【総事業費 (計画期間の総額)】	184,142 千円	
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	県全体			
事業の実施主体	医療機関			
事業の期間	令和6年4月1日～令和年3月31日			
背景にある医療・介護ニ ーズ	山梨県においては、医師の時間外・休日労働時間の上限規制等に対応し、医師の健康を守るとともに、安全で質の高い地域医療を提供するため、医師の労働時間短縮を進める必要がある。			
	アウトカム指標	<ul style="list-style-type: none"> ・医師労働時間短縮計画に定める時間外・休日労働時間数の目標を達成した医療機関の割合 80%以上 ・特定労務管理対象機関における特定対象医師数の減少 356人 (R6) → 356人未満 (R7) 		
事業の内容	医療機関がチーム医療の推進や ICT 等による業務改革を実行するために必要な費用を支援する。			
アウトプット指標	タスクシフト/シェアの実施件数の増加 5件 ICT を活用した労働時間の短縮の取組の実施件数の増加 5件			
アウトカムとアウトプットの 関連	勤務医の働き方改革を行う病院に対して、対象病院を支援することで、勤務医の労働時間の短縮し、勤務医の働き方改革の推進を図る。			
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 184,142	
		基金	国 (A)	うち過年度残額 (千円) 5,515
			都道府県 (B)	うち過年度残額 (千円) 2,758
			計 (A+B)	うち過年度残額 (千円) 8,273
			その他 (C)	
		基金充当額 (国費)に おける公民 の別 (注 1)	公 民	うち過年度残額 (千円) 5,515

			46,768	
			うち受託事業等（注2） （千円）	うち過年度残額 （千円）
備考				

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）施設等の整備事業については、設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額（国費）における公民の別としては、「公」に計上するものとする。また、事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業																											
事業名	【No.1 (介護分)】 山梨県介護施設等整備事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 614,702 千円																										
事業の対象となる医療介護総合確保区域	中北、峡東、富士・東部区域																											
事業の実施主体	市町村、社会福祉法人等																											
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日																											
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活を継続できる体制の構築を図る																											
アウトカム指標	令和8年度末における施設・居住系サービスの入所定員総数 10,653 人																											
事業の内容	<p>①地域密着型サービス施設等の整備等に対する助成を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">整備予定施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム (併設されるショートステイ用居室を含む。)</td> <td>1 か所</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>1 か所</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td> <td>2 か所</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td>1 か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費等に対して支援を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">整備予定施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム (併設されるショートステイ用居室を子含む。)</td> <td>1 か所</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>1 か所</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td> <td>2 か所</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム</td> <td>1 か所</td> </tr> <tr> <td>広域型特別養護老人ホーム</td> <td>83 床</td> </tr> <tr> <td>介護付きホーム</td> <td>64 床</td> </tr> <tr> <td>大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費</td> <td>1 か所</td> </tr> </tbody> </table> <p>③共生型サービス事業所の整備 2 か所 ④介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援 3 か所 ⑤多床室の個室化に要する改修費支援 1 か所 ⑥簡易陰圧装置設置経費支援 2 か所</p>		整備予定施設等		地域密着型特別養護老人ホーム (併設されるショートステイ用居室を含む。)	1 か所	小規模多機能型居宅介護事業所	1 か所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2 か所	認知症高齢者グループホーム	1 か所	整備予定施設等		地域密着型特別養護老人ホーム (併設されるショートステイ用居室を子含む。)	1 か所	小規模多機能型居宅介護事業所	1 か所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2 か所	認知症高齢者グループホーム	1 か所	広域型特別養護老人ホーム	83 床	介護付きホーム	64 床	大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費	1 か所
整備予定施設等																												
地域密着型特別養護老人ホーム (併設されるショートステイ用居室を含む。)	1 か所																											
小規模多機能型居宅介護事業所	1 か所																											
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2 か所																											
認知症高齢者グループホーム	1 か所																											
整備予定施設等																												
地域密着型特別養護老人ホーム (併設されるショートステイ用居室を子含む。)	1 か所																											
小規模多機能型居宅介護事業所	1 か所																											
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2 か所																											
認知症高齢者グループホーム	1 か所																											
広域型特別養護老人ホーム	83 床																											
介護付きホーム	64 床																											
大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費	1 か所																											

アウトプット指標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する（健康長寿やまなしプラン：令和6年度～令和8年度）。 ・地域密着型特別養護老人ホーム 1,692床 → 1,837床 ・定期巡回・随時対応型訪問看護事業所 8か所 → 13か所 ・小規模多機能型居宅介護事業所 28か所 → 31か所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 6か所 → 7か所 				
アウトカムとアウトプットの関連	健康長寿やまなしプランに基づき、地域密着型サービス施設等の整備を行うことにより、地域密着型サービス施設等の定員総数を増加させる。				
事業に要する費用の額	事業内容	総事業費 (A+B+C) (注1)	基金		その他 (C) (注2)
			国 (A)	都道府県 (B)	
	①地域密着型サービス施設等の整備	(千円) 246,320	(千円) 164,213	(千円) 82,107	(千円)
	②施設等の開設・設置に必要な準備経費	(千円) 292,991	(千円) 195,327	(千円) 97,664	(千円)
	③介護保険施設等の整備に必要な定期借地権設定のための一時金	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	④介護サービスの改善を図るための既存施設等の改修	(千円) 2,161	(千円) 1,441	(千円) 720	(千円)
	⑤民有地マッチング事業	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	⑥介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業	(千円) 73,230	(千円) 48,820	(千円) 24,410	(千円)
	⑦介護職員の宿舍施設整備	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 614,702		
		基金			うち過年度残額
	国 (A)	(千円) 409,801	(千円)	(千円) 409,801	
	都道府県 (B)	(千円) 204,901	(千円)	うち過年度残額 (千円) 204,901	
	計 (A+B)	(千円)	(千円)	うち過年度残額 (千円)	

			614,702	614,702
		その他 (c)	(千円)	
	基金充当額 (国費)に おける公民 の別 (注3) (注4)	公	(千円)	うち過年度残額 (千円)
		民	うち受託事業等 (千円)	うち過年度残額 (千円)
			614,702	614,702
備考				

(注1) 事業者が未定等のため、総事業費が不明の場合は、記載を要しない。

(注2) 事業者が未定で、事業者負担額が不明の場合は、記載を要しない。

(注3) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注4) 指定管理者制度の活用など設置主体が「公」で、施設の運営が「民」の場合、基金充当額(国費)における公民の別としては、「公」に計上するものとする。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業			
	(大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野」の拡大 (小項目) 地域における介護のしごと魅力発信事業			
事業名	【No.2 (介護分)】 福祉・介護人材確保対策情報発信事業		【総事業費 (計画期間の総額)】 373 千円	
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	山梨県全域			
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 山梨県社会福祉協議会)			
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けて、必要な介護従事者の確保・定着を図る。			
	アウトカム指標	2026年度までに県内介護施設等に従事する介護職員数を15,072人とする。		
事業の内容	一般県民に対して、福祉・介護の仕事の魅力を発信するため、各種広報媒体を利用した一体的な広報を展開する。			
アウトプット指標	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビCMの放送 1回 ・新聞広告 1回 ・LINEを活用した情報発信 			
アウトカムとアウトプットの 関連	介護の仕事の魅力を発信するため、各種広報媒体を利用した一体的な広報を展開することにより、介護従事者の供給改善を図る。			
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (千円)		
		(A+B+C)		
	基金	国 (A)	(千円)	うち過年度残額 (千円)
			249	6
		都道府県 (B)	(千円)	うち過年度残額 (千円)
		124	2	
	計 (A+B)	(千円)	うち過年度残額 (千円)	
		373	8	
	その他 (C)		(千円)	
基金充当額 (国費) における公民の別 (注1)	公	うち過年度残額 (千円)		
		(千円)		
基金充当額 (国費) における公民の別 (注1)	民	うち過年度残額 (千円)		
		(千円)		

			249	6
			うち受託事業等（注2） （千円） 249	うち過年度残額 （千円） 6
備考				

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業			
	(大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野」の拡大 (小項目) 地域における介護のしごと魅力発信事業			
事業名	【No.3 (介護分)】 介護の魅力発信プロジェクト事業 (介護アンバサダー設置等)	【総事業費 (計画期間の総額)】	876 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域			
事業の実施主体	山梨県			
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。			
	アウトカム指標	山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着		
事業の内容	<p>介護保険施設に勤務する現職の介護職員から選考された介護アンバサダー (大使) が、学校訪問やイベント等を通じて、啓発資料も活用し広く県民に介護の魅力ややりがいを伝え、介護人材の確保・定着を促進する。</p> <p>また、介護職員のモチベーション向上を図るために優良介護職員の表彰を行うとともに、介護アンバサダーの選出や優良介護職員の対象者の検討を行うため、魅力発信プロジェクト実行委員会を開催する。</p>			
アウトプット指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護アンバサダーの研修会への参加 (5回) ・ 介護アンバサダー等の出張講座 (6回) ・ 魅力発信プロジェクト実行委員会の開催 (4回) ・ 認証評価制度セミナー・個別相談会 (10回以上) 			
アウトカムとアウトプットの関連	介護の仕事の魅力発信やイメージアップ、理解の促進に資する事業を実施することにより、介護従事者の供給改善を図る。			
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円)	
			876	
		基金 国 (A)	(千円)	うち過年度残額 (千円)
			584	
	都道府県 (B)	(千円)	うち過年度残額 (千円)	
		292		
	計 (A+B)	(千円)	うち過年度残額 (千円)	
		876		

	その他 (C)		(千円)	
	基金充当額 (国費) に おける公民 の別 (注1)	公	(千円) 584	うち過年度残額 (千円)
		民	(千円)	うち過年度残額 (千円)
			うち受託事業等 (注2)	(千円)
備考				

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野」の拡大 (小項目) 地域における介護のしごと魅力発信事業					
事業名	【No.4 (介護分)】 介護福祉士養成校による介護の魅力発信事業		【総事業費 (計画期間の総額)】 4,000 千円			
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域					
事業の実施主体	介護福祉士養成校等					
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けて、必要な介護従事者の確保・定着を図る。					
	アウトカム指標	幅広い人材の介護分野への参入を促進するとともに、2026年度までに県内介護施設等に従事する介護職員数を15,072人とする。				
事業の内容	若年世代を中心とした幅広い世代に介護の魅力を発信するため、県内の介護福祉士養成校等が実施する在校生以外を対象とした介護体験型事業等を支援する。					
アウトプット指標	介護福祉士養成校が実施する体験型事業等：2回					
アウトカムとアウトプットの関連	介護福祉士養成校が行う体験型事業等により、養成校への入学希望者にとどまらず若年世代を中心とした幅広い世代に介護の仕事の魅力を発信し、介護従事者の供給改善を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	/	
		(A+B+C)		4,000		
		基金	国 (A)	(千円)		うち過年度残額 (千円)
			都道府県 (B)	(千円)		うち過年度残額 (千円)
			計 (A+B)	(千円)		うち過年度残額 (千円)
	その他 (C)		(千円)			
	基金充当額 (国費) における公民	公	(千円)	うち過年度残額 (千円)		

	の別（注1）	民	(千円) 2,667	うち過年度残額 (千円)
			うち受託事業等（注2） (千円)	うち過年度残額 (千円)
備考				

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業			
	(大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野の拡大」 (小項目) 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験等事業			
事業名	【No.5 (介護分)】 職場体験事業		【総事業費 (計画期間の総額)】	736 千円
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	山梨県全域			
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 山梨県社会福祉協議会)			
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けて、必要な介護従事者の確保・定着を図る。			
	アウトカム指標	幅広い人材の介護分野への参入を促進するとともに、2026年度までに県内介護施設等に従事する介護職員数を15,072人とする。		
事業の内容	高校生・大学生をはじめ、他分野からの離職者、主婦層、高齢者層等の福祉・介護分野への参入を促進するため、実際に介護現場で介護の仕事を体験することにより、福祉・介護の仕事の魅力ややりがいを学んでもらう。			
アウトプット指標	職場体験実施者 40人 (体験日数 2日)			
アウトカムとアウトプットの 関連	学生や高齢者等が介護現場で介護の仕事を体験し、介護の仕事の魅力ややりがいを学ぶ事業を実施することにより、介護従事者の供給改善を図る。			
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 736	
		基金		うち過年度残額 (千円) 226
		国 (A)	(千円) 490	
		都道府県 (B)	(千円) 246	うち過年度残額 (千円) 113
		計 (A+B)	(千円) 736	うち過年度残額 (千円) 339
		その他 (C)	(千円)	
	基金充当額 (国費) に	公	(千円)	うち過年度残額 (千円)

	おける公民 の別（注1）			
		民		うち過年度残額 （千円） 226
			（千円） 491	
		うち受託事業等（注2）	（千円） 491	うち過年度残額 （千円） 226
備考				

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野」拡大 (小項目) 介護に関する入門的研修、生活援助従事者研修の受講等支援事業 イ 介護に関する入門的研修の実施等からマッチングまでの一体的支援事業	
事業名	【No.6 (介護分)】 介護人材掘り起こし事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 803 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 山梨県社会福祉協議会)	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日	
背景にある医療・介護ニーズ アウトカム指標	団塊の世代が後期高齢者となる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けて、必要な介護従事者の確保・定着を図る。 幅広い人材の介護分野への参入を促進するとともに、2026年度までに県内介護施設等に従事する介護職員数を15,072人とする。	
事業の内容	(1) 福祉・介護人材確保県連絡会 (仮称) の設置 構成団体 市町村ボランティアセンター (市町村社会福祉協議会)、山梨県シルバー人材センター、山梨県社会福祉協議会 (山梨県福祉人材センター) 開催回数 年間2回 協議内容 福祉・介護人材確保に伴う各団体相互の連携と人材確保策等 (2) 中高年者に対する介護入門講座の開催 市町村ボランティアセンターと各地域シルバー人材センターと連携し、中高年者を対象とした介護入門講座を開催する。 ・実施回数 年間2回 ・受講対象者 中高年高齢者 (概ね50歳～64歳) 1講座 50人 ・日 程 1講座2日間 (12時間) ・内 容 介護保険制度の理解 (1時間) 高齢者の家族と心理 (1時間) コミュニケーション技術 (1時間) 認知症の理解 (2時間) 生活支援技術 (4時間) リスクマネジメントと緊急時の対応 (1時間)	

		介護現場の理解（2時間）		
アウトプット指標	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉・介護人材確保県連絡会（仮称）の開催回数 年間2回 ・中高年者に対する介護入門講座の受講者数 年間200人 			
アウトカムとアウトプットの関連	幅広い人材の介護職への参入を促進することで、介護人材の確保を図る。			
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 803	
	基金	国 (A)	(千円) 535	うち過年度残額 (千円)
		都道府県 (B)	(千円) 268	うち過年度残額 (千円)
		計 (A+B)	(千円) 803	うち過年度残額 (千円)
		その他 (C)	(千円)	
	基金充当額 (国費)に おける公民 の別 (注1)	公	(千円)	うち過年度残額 (千円)
		民	(千円) 535	うち過年度残額 (千円)
うち受託事業等 (注2) (千円) 535			うち過年度残額 (千円)	
備考				

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業				
	(大項目) 参入促進 (中項目) 参入促進のための研修支援 (小項目) 介護未経験者に対する研修等支援事業				
事業名	【No.7 (介護分)】 介護職員初任者研修助成事業		【総事業費 (計画期間の総額)】 722 千円		
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	山梨県全域				
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 山梨県社会福祉協議会)				
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日				
背景にある医療・介護ニーズ	福祉・介護人材を確保するため、福祉人材センターによるマッチングを通じて就労し、働きながら介護職員初任者研修の修了を目指す者に対し、研修受講費等の助成を支援する。				
	アウトカム指標	幅広い人材の介護分野への参入を促進するとともに、2026年度までに県内介護施設等に従事する介護職員数を 15,072 人とする。			
事業の内容	介護職員初任者研修受講費等の助成 ・補助対象経費 介護職員初任者研修の受講料、教材費等として研修機関に支払った費用 ・補助上限額 10万円まで ・募集人数 5人まで (年間)				
アウトプット指標	・研修受講費の助成者数 毎年5人				
アウトカムとアウトプットの 関連	幅広い人材の介護職への参入及び定着を促進することで、介護人材の確保を図る。				
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	
		(A+B+C)		722	
	基金	国 (A)		(千円)	うち過年度残額 (千円)
				481	447
		都道府県 (B)		(千円)	うち過年度残額 (千円)
			241	224	
計 (A+B)		(千円)	うち過年度残額 (千円)		
		722	671		
その他 (C)		(千円)			
基金充当額 (国費)に おける公民		公	(千円)	うち過年度残額 (千円)	

	の別（注1）	民	(千円)	うち過年度残額
			481	(千円) 447
			うち受託事業等（注2）	うち過年度残額
			(千円)	(千円)
			481	447
備考				

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業			
	(大項目) 参入促進 (中項目) 地域のマッチング機能強化 (小項目) 多様な人材層 (若者・女性・高齢者) の参入促進事業 イ 多様な人材層 (若者・女性・高齢者) に応じたマッチング機能強化事業			
事業名	【No.8 (介護分)】 求人・求職のマッチング機能強化事業		【総事業費 (計画期間の総額)】 8,906 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域			
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 山梨県社会福祉協議会)			
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けて、必要な介護従事者の確保・定着を図る。			
	アウトカム指標	幅広い人材の介護分野への参入を促進するとともに、2026年度までに県内介護施設等に従事する介護職員数を15,072人とする。		
事業の内容	福祉・介護職の入職への人材確保を図るとともに、求職者の多様なニーズに伴う就労条件を把握し、きめ細かなマッチングを行い、人材定着を支援する。 ・キャリア支援専門員の配置 2名配置 ・求職者支援活動 (ハローワーク訪問活動) ・求人・求職開拓活動			
アウトプット指標	・マッチングによる雇用創出目標数 各年度33名			
アウトカムとアウトプットの関連	求職者の多様なニーズに伴う就労条件を把握し、きめ細かなマッチングを行うことにより、介護従事者の供給改善を図る。			
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 8,906	
		基金		
		国 (A)	(千円) 5,937	うち過年度残額 (千円) 831
		都道府県 (B)	(千円) 2,969	うち過年度残額 (千円) 416
		計 (A+B)	(千円) 8,906	うち過年度残額 (千円)
		その他 (C)	(千円)	

	基金充当額 (国費)に おける公民 の別(注1)	公	(千円)	うち過年度残額 (千円)
		民	(千円) 5,937	うち過年度残額 (千円) 831
			うち受託事業等(注2) (千円) 5,937	うち過年度残額 (千円) 831
備考				

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野の拡大」、 (小項目) 多様な人材層（若者・女性・高齢者）の参入促進事業 ハ 介護助手等普及推進事業					
事業名	【No.9（介護分）】 介護助手等普及推進事業		【総事業費 (計画期間の総額)】	19,903 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域					
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）					
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	介護人材は慢性的な人手不足に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等のために業務が増大し、人手不足がさらに深刻化している。					
	アウトカム指標	幅広い人材の介護分野への参入を促進するとともに、2026年度までに県内介護施設等に従事する介護職員数を15,072人とする。				
事業の内容	介護助手等普及推進員を配置し、周知活動を通じ、介護助手等の希望者の掘り起こしを行うとともに、介護事業所への介護助手等の導入の働きかけを行い、求人ニーズのマッチングを行う。					
アウトプット指標	介護助手と介護事業所のマッチング数：20件					
アウトカムとアウトプットの関連	幅広い人材の介護分野への参入を促進することで、介護人材の確保を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	/	
		(A+B+C)		19,903		
		基金	国 (A)	(千円)		うち過年度残額 (千円)
			都道府県 (B)	(千円)		うち過年度残額 (千円)
			計 (A+B)	(千円)		うち過年度残額 (千円)
	その他 (C)		(千円)			
	基金充当額 (国費) における公民	公	(千円)	うち過年度残額 (千円)		

	の別（注1）	民	(千円) 13,269	うち過年度残額 (千円)
			うち受託事業等（注2） (千円) 13,269	うち過年度残額 (千円)
備考				

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野の拡大」 (小項目) 介護分野への就職に向けた支援金貸付事業 ロ 介護分野就職支援金貸付事業					
事業名	【No.10 (介護分)】 介護分野就職支援金貸付事業		【総事業費 (計画期間の総額)】	4,806 千円		
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	山梨県全域					
事業の実施主体	山梨県社会福祉協議会					
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	介護人材は慢性的な人手不足に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等のために業務が増大し、人手不足がさらに深刻化している。					
	アウトカム指標	幅広い人材の介護分野への参入を促進するとともに、2026年度までに県内介護施設等に従事する介護職員数を 15,072 人とする。				
事業の内容	他業種で働いていた又は無職等の者であって、介護職員初任者研修を修了した者に対して、介護分野における介護職員として従事するための就職支援金を貸付する。					
アウトプット指標	貸付人数 20 人					
アウトカムとアウトプットの 関連	幅広い人材の介護職への参入を促進することで、介護人材の確保を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)		
		(A+B+C)		4,806		
		基金	国 (A)	(千円)		うち過年度残額 (千円) 1,318
			都道府県 (B)	(千円)		うち過年度残額 (千円) 659
			計 (A+B)	(千円)		うち過年度残額 (千円) 1,977
	その他 (C)		(千円)			
基金充当額 (国費)に おける公民	公	(千円)	うち過年度残額 (千円)			

	の別（注1）	民	(千円)	うち過年度残額
			3,204	(千円) 1,318
			うち受託事業等（注2）	うち過年度残額
			(千円)	(千円)
備考				

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業			
	(大項目) 資質の向上 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業 イ 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業			
事業名	【No.11 (介護分)】 福祉・介護人材キャリアパス支援事業	【総事業費 (計画期間の総額)】	5,491 千円	
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域			
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 山梨県社会福祉協議会)			
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けて、必要な介護従事者の確保・定着を図る。			
	アウトカム指標	2026年度までに県内介護施設等に従事する介護職員数を15,072人とする。		
事業の内容	福祉・介護職員等へのキャリアパスを支援するとともに、定着促進を図る。 ・キャリアパス支援研修 ・キャリア形成技術指導事業 ・研修事業専門員の配置			
アウトプット指標	・職員育成キャリアパス支援研修受講修了目標数 130人 ・キャリア形成技術指導事業受講修了者 100人			
アウトカムとアウトプットの関連	福祉・介護職員等へのキャリアパスを支援することにより、介護従事者の供給改善を図る。			
事業に要する費用の額	金額	総事業費	(千円)	/
		(A+B+C)	5,491	
	基金	国 (A)	(千円)	うち過年度残額 (千円)
			3,661	827
		都道府県 (B)	(千円)	うち過年度残額 (千円)
	1,830	413		
	計 (A+B)	(千円)	うち過年度残額 (千円)	
		1,240		
	その他 (C)	(千円)	/	

	基金充当額 (国費)に おける公民 の別(注1)	公	(千円)	うち過年度残額 (千円)
		民	(千円) 3,661	うち過年度残額 (千円) 827
			うち受託事業等(注2) (千円) 3,661	うち過年度残額 (千円) 827
備考				

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業			
	(大項目) 資質の向上 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修 支援事業 ハ 介護支援専門員資質向上事業			
事業名	【No.12 (介護分)】 主任介護支援専門員養成研修事業	【総事業費 (計画期間の総額)】	886 千円	
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	山梨県全域			
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 一般社団法人 山梨県介護支援専門員協会)			
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
背景にある医療・介護ニーズ	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域課題の把握から社会資源の開発等の地域づくりや地域の介護支援専門員の人材育成等の役割を果たすことができる専門職の養成が必要。			
アウトカム指標	主任介護支援専門員が在籍していない事業所の減少。			
事業の内容	介護支援専門員への専門的な助言を行い、地域包括ケアシステム構築の役割を担う主任介護支援専門員の要請を行う。			
アウトプット指標	主任介護支援専門員研修 各年度 受講者数30名 実施回数 1コース (12日間)			
アウトカムとアウトプットの 関連	新たに30名が主任介護支援専門員となることで、主任介護支援専門員が在籍している事業所が増加する。			
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 886	
	基金	国 (A)	(千円) 591	うち過年度残額 (千円) 538
		都道府県 (B)	(千円) 295	うち過年度残額 (千円) 269
		計 (A+B)	(千円) 886	うち過年度残額 (千円) 807
		その他 (C)	(千円)	
	基金充当額 (国費)に おける公民	公	(千円)	うち過年度残額 (千円)

	の別（注1）	民	(千円)	うち過年度残額 (千円)
			591	538
			うち受託事業等（注2） (千円)	うち過年度残額 (千円)
			591	538
備考				

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
	(大項目) 資質の向上 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修 支援事業 ハ 介護支援専門員資質向上事業	
事業名	【No.13 (介護分)】 介護支援専門員資質向上事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 19,458 千円
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 山梨県介護支援専門員協会)	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日	
背景にある医療・介護ニーズ	介護支援専門員の人員確保を図るなか、介護支援専門員実務研修等を受講しなければ、介護支援専門員の資格を取得できず、実務に就くことができない。	
	アウトカム指標	県が研修を実施することで、県登録の介護支援専門員の人員確保及び実務に従事する介護支援専門員の資質向上を図る。
事業の内容	(1) 介護支援専門員実務研修 (法定研修) 事業 介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者に、ケアマネジメントに関する基本を習得し、多職種と協働・連携しながら専門職としての役割を果たせるよう能力の向上を図る。 (2) 介護支援専門員更新研修 (法定研修) 事業 介護支援専門員証の有効期限が1年未満に満了する者を対象に、研修受講の機会を確保することにより、ケアマネジメントについて再度必要な視点や手法を習得し、専門職としての能力の保持と向上を図る。 (3) 介護支援専門員再研修 (法定研修) 事業 介護支援専門員証の有効期間が失効している者が、再度実務に従事するため、ケアマネジメントに関する基本を再認識し、多職種と協働・連携しながら専門職としての役割を果たせるよう能力の向上を図る。 (4) 介護支援専門員専門研修 (法定研修) 事業 ①実務就業後6か月以上の介護支援専門員 (専門研修Ⅰ)、②就業後3年以上の介護支援専門員 (専門研修Ⅱ) を対象に、各々のキャリアに応じたケアマネジメントプロセスの再確認や社会資源・各サービスの特性等の理解を深め、高齢者の自立支援に資するサービス提供を行うために必要な研修を実施し、専門職としての能力の向上を図る。	
アウトプット指標	○R6 研修実施回数及び受講者数	

	(1) 介護支援専門員実務研修（法定研修）事業 各年度1コース、70人 (2) 介護支援専門員更新研修（法定研修）事業 各年度1コース、40人 (3) 介護支援専門員再研修（法定研修）事業 各年度1コース、40人 (4) 介護支援専門員専門研修（法定研修）事業 各年度1コース、更新研修Ⅰ 94人、更新研修Ⅱ 187人			
アウトカムとアウトプットの関連	県登録の介護支援専門員の人員を確保するとともに、実務に従事する介護支援専門員の資質向上を図る。			
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 19,458	
	基金	国 (A)	(千円) 12,972	うち過年度残額 (千円) 1,437
		都道府県 (B)	(千円) 6,486	うち過年度残額 (千円) 718
		計 (A+B)	(千円) 19,458	うち過年度残額 (千円) 2,155
		その他 (C)	(千円)	
	基金充当額 (国費)に おける公民 の別 (注1)	公	(千円)	うち過年度残額 (千円)
		民	(千円) 12,972	うち過年度残額 (千円) 1,437
			うち受託事業等 (注2) (千円) 12,972	うち過年度残額 (千円) 1,437
備考				

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業		
	(大項目) 資質の向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 認知症に携わる人材の育成のための研修事業等 イ 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業		
事業名	【No.14 (介護分)】 認知症地域医療支援事業	【総事業費 (計画期間の総額)】	1,795 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域		
事業の実施主体	(1) 国立研究開発法人国立長寿医療研究センターに委託 (2)・(3) 山梨県医師会に委託 (4) 山梨県 (5) 山梨県歯科医師会に委託 (6) 山梨県薬剤師会に委託		
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日		
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるように地域包括ケアシステムの構築を進める必要がある。		
	アウトカム指標	医療従事者の認知症対応力の向上を図ることにより、認知症の人が適切な治療を受けながら、住み慣れた地域で生活できる体制が構築できる。(医療従事者の研修受講者数)	
事業の内容	地域における認知症医療支援体制の充実を図るため、次の事業を行う。 (1) 認知症サポート医の養成 (2) 認知症サポート医フォローアップ研修 (3) かかりつけ医認知症対応力向上研修 (4) 病院勤務における医療従事者向け認知症対応力向上研修 (5) 歯科医師認知症対応力向上研修 (6) 薬剤師認知症対応力向上研修		
アウトプット指標	(1) 年間養成数 4名 (2) 年間受講者数 70名 (3) 年間受講者数 100名 (4) 年間実施数 3病院 (各2回) (5) 年間受講者数 1回 (6) 年間受講者数 100名		
アウトカムとアウトプットの関連	認知症サポート医等の養成を進めることにより、地域包括ケアシステムの構築を進める。		
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 1,795
	基金	国 (A)	(千円) うち過年度残額 (千円)

			1,197	812
		都道府県 (B)	(千円) 598	うち過年度残額 (千円) 406
		計(A+B)	(千円) 1,795	うち過年度残額 (千円) 1,218
	その他(C)		(千円)	
	基金充当額 (国費)に おける公民 の別(注1)	公	(千円)	うち過年度残額 (千円)
		民	(千円) 1,197	うち過年度残額 (千円) 812
			うち受託事業等(注2)	(千円) 1,197
	備考			

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業 (大項目) 資質向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 認知症に携わる人材の育成のための研修事業等 イ 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業	
事業名	【No.15 (介護分)】 認知症対応型サービス事業者等研修事業	【総事業費 (計画期間の総額) 498 千円
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域	
事業の実施主体	(1)・(2)・(3) 介護労働安定センターに委託 (4) 認知症介護研究・研修大府センターに委託 (5) 認知症介護研究・研修仙台センターを指定	
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日	
背景にある医療・介護ニーズ	今後も増加が見込まれる認知症高齢者に対する適切な介護サービスの提供を確保するために、計画的に人材養成を行い、良質な介護を担う人材及びその指導者を確保する必要がある。	
アウトカム指標	認知症専門ケア加算の算定事業所数【介護給付費等実態調査】	
事業の内容	(1) 認知症対応型サービス事業者開設者研修事業 認知症介護サービス事業開設者に対して、開設者としてサービス事業を管理・運営していくための知識・技術の習得を目的とするための研修を実施する。 (2) 認知症対応型サービス事業者管理者研修事業 認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び複合型サービス事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術の習得を目的とするための研修を実施する。 (3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修事業 小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所の計画作成担当者となる者が、小規模多機能型居宅介護計画を適切に作成する上で必要な知識・技術の習得を目的とするための研修を実施する。 (4) 認知症介護指導者養成研修事業（フォローアップ研修） 認知症介護指導者に対し、最新の認知症介護に関する高度な専門的知識及び技術を習得させるとともに、高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の向上を図るため研修を実施する。 (5) 認知症介護基礎研修事業 認知症ケアに携わる者が、その業務を遂行する上で必要な基礎的な知識・技術を身につけ、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供が行うことができるようにする	

	ための研修を実施する。				
アウトプット指標	(1) 認知症対応型サービス事業者開設者研修事業 ・実施回数 各年度1コース(講義・演習 2日間) ・受講者数 10人 (2) 認知症対応型サービス事業者管理者研修事業 ・実施回数 各年度1コース(講義・演習 2日間) ・受講者数 40人 (3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修事業 ・実施回数 各年度1コース(講義・演習 2日間) ・受講者数 20人 (4) 認知症介護指導者養成研修事業(フォローアップ研修) ・受講者数 1人 (5) 認知症介護基礎研修事業 ・実施回数 各年度1コース(講義・演習 1日間) ・受講者数 72人				
アウトカムとアウトプットの関連	実務者、認知症対応型サービスの開設者・管理者および指導者への研修実施により、認知症高齢者への理解度を深め、県内の認知症介護に携わる者の質の向上を図る。				
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	
		(A+B+C)		498	
	基金	国(A)	(千円)	うち過年度残額(千円)	
		都道府県(B)	(千円)	うち過年度残額(千円)	
		計(A+B)	(千円)	うち過年度残額(千円)	
		その他(C)	(千円)		
	基金充当額(国費)における公民の別(注1)	公	(千円)	うち過年度残額(千円)	
		民	(千円)	うち過年度残額(千円)	
うち受託事業等(注2)		(千円)	うち過年度残額(千円)		
		332			
備考					

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業			
	(大項目) 資質の向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 外国人介護人材研修支援事業			
事業名	【No.16 (介護分)】 外国人介護人材研修支援事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 1,521 千円		
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	山梨県全域			
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 一般社団法人 山梨県介護福祉士会)			
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
背景にある医療・介護ニーズ	団塊ジュニア世代が65歳以上となり介護サービス需要が増大する2040年を見据え、外国人介護人材を受け入れることにより、介護人材の確保・定着を図る。			
アウトカム指標	外国人介護人材(技能実習生、1号特定技能外国人)の、県内介護保険施設・事業所における円滑な就労・定着			
事業の内容	介護職種における技能実習生及び1号特定技能外国人の介護技能を向上するための集合研修等を実施する。			
アウトプット指標	有する介護技能等に合わせた2段階の研修会の開催(各1回)			
アウトカムとアウトプットの 関連	技能実習生及び1号特定技能外国人への集合研修等の実施により介護技能を向上させ、県内介護保険施設・事業所における円滑な就労・定着を図る。			
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 1,521	
	基金	国(A)	(千円) 1,014	うち過年度残額 (千円)
		都道府県 (B)	(千円) 507	うち過年度残額 (千円)
		計(A+B)	(千円) 1,521	うち過年度残額 (千円)
		その他(C)	(千円)	
	基金充当額 (国費)に おける公民 の別(注1)	公	(千円)	うち過年度残額 (千円)
民		(千円) 1,014	うち過年度残額 (千円)	

			うち受託事業等（注2） （千円） 1,014	うち過年度残額 （千円）
備考				

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業				
	(大項目) 資質の向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 外国人介護人材研修支援事業				
事業名	【No.17 (介護分)】 外国人介護人材受入制度研修会開催事業		【総事業費 (計画期間の総額)】 513 千円		
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	山梨県全域				
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 山梨県社会福祉協議会)				
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日				
背景にある医療・介護ニーズ	団塊ジュニア世代が65歳以上となり介護サービス需要が増大する2040年を見据え、外国人介護人材を受入れることにより、介護人材の確保・定着を図る。				
	アウトカム指標	県内介護保険施設・事業所における外国人介護人材の受入促進			
事業の内容	外国人介護人材の受入制度について理解を深めると共に、外国人材受入施設からの事例発表により具体的事例・情報共有の機会となる研修会を実施する。				
アウトプット指標	県内介護保険施設・事業所を対象とした、外国人介護人材の受入制度に関する研修会の開催				
アウトカムとアウトプットの 関連	研修会を通して県内介護保険施設・事業所の制度への認知・理解を深め、外国人介護人材の受入れ促進を図る。				
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 513	
		基金	国 (A)	(千円) 342	うち過年度残額 (千円)
	都道府県 (B)		(千円) 171	うち過年度残額 (千円)	
	計 (A+B)		(千円) 513	うち過年度残額 (千円)	
		その他 (C)		(千円)	
	基金充当額 (国費)に おける公民 の別 (注1)	公	(千円)	うち過年度残額 (千円)	
民		(千円)	うち過年度残額 (千円)		

			342	
			うち受託事業等（注2） （千円） 342	うち過年度残額 （千円）
備考				

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業				
	(大項目) 資質の向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業				
事業名	【No.18 (介護分)】 外国人介護福祉士候補者支援事業費補助金		【総事業費 (計画期間の総額)】 8,970 千円		
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	山梨県全域				
事業の実施主体	山梨県				
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日				
背景にある医療・介護ニーズ	経済連携協定に基づき入国する外国人介護福祉士候補者の、候補者受入施設における円滑な就労・研修を図る。				
	アウトカム指標	支援を受けた外国人介護福祉士候補者の、介護福祉士資格の取得及び介護職場への定着			
事業の内容	候補者受入施設が実施する候補者の日本語学習や介護分野の専門学習支援並びに学習環境の整備及び研修担当者の活動に対し支援を行う。				
アウトプット指標	介護人材育成のための補助金交付				
アウトカムとアウトプットの 関連	補助金交付により外国人介護福祉士候補者の学習支援、学習環境整備の支援を行い、介護福祉士資格の取得及び介護職場への定着を図る。				
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 8,970	
		基金	国 (A)	(千円) 5,980	うち過年度残額 (千円)
	都道府県 (B)		(千円) 2,990	うち過年度残額 (千円)	
	計 (A+B)		(千円) 8,970	うち過年度残額 (千円)	
		その他 (C)		(千円)	
	基金充当額 (国費)に おける公民 の別 (注1)	公	(千円) 5,980	うち過年度残額 (千円)	
民		(千円)	うち過年度残額 (千円)		

			うち受託事業等（注2） （千円）	うち過年度残額 （千円）
備考				

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業		
	(大項目) 労働環境・処遇の改善 (中項目) 長期定着支援 (小項目) 介護職員長期定着支援事業 ハ 若手介護職員交流推進事業		
事業名	【No.19 (介護分)】 介護の魅力発信プロジェクト事業 (合同入職式等開催)	【総事業費 (計画期間の総額)】	3,127 千円
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	山梨県全域		
事業の実施主体	山梨県		
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日		
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。		
	アウトカム指標	山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着	
事業の内容	新卒の介護職員を対象に合同入職式を開催することで、同期入職者同士の連帯感を醸成する。 新人職員から3年目職員を対象としたフォローアップ研修会や意見交換会を実施することにより、早期離職の防止を図る。また、中途採用者は、新卒者と状況が異なるため、別途中途採用者を対象とした意見交換会を実施する。		
アウトプット指標	<ul style="list-style-type: none"> ・新人職員、入職2年目職員、3年目職員を対象に研修会及び意見交換会を実施（4回） ・中途採用者を対象に意見交換会を実施（1回） 		
アウトカムとアウトプットの 関連	同期入職者同士の連帯感の醸成、資質の向上及び職員間を基礎とする施設間連携強化を促進することにより、介護人材の確保・定着を図る。 また、入職後のフォローアップ研修及び意見交換会の実施により、早期離職の防止を図る。		
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 3,127
	基金	国 (A)	(千円) 2,085
		都道府県 (B)	(千円) 1,042
		計 (A+B)	(千円) 3,127
			うち過年度残額 (千円) 1,048
			うち過年度残額 (千円) 524
			うち過年度残額 (千円) 1,572

	その他 (C)		(千円)	
	基金充当額 (国費) に おける公民 の別 (注1)	公	(千円) 2,085	うち過年度残額 (千円) 1,048
		民	(千円)	うち過年度残額 (千円)
			うち受託事業等 (注2) (千円)	うち過年度残額 (千円)
備考				

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 労働環境・処遇の改善 (中項目) 人材育成力の強化 (小項目) 新人職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業					
事業名	【No.20 (介護分)】 労働環境・処遇改善、人材育成力強化事業		【総事業費 (計画期間の総額)】 189 千円			
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域					
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 山梨県社会福祉協議会)					
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けて、必要な介護従事者の確保・定着を図る。					
	アウトカム指標	2026年度までに県内介護施設等に従事する介護職員数を15,072人とする。				
事業の内容	労働環境・処遇改善、人材育成力の強化の観点から、新人介護職員に対するエルダー・メンター制度等の導入を支援するための研修を実施する。					
アウトプット指標	職員定着化に向けた支援体制の構築と具体的な技法の習得・体得を目的とする。 ・研修受講者数 各年度30人					
アウトカムとアウトプットの関連	新人介護職員の職場定着に向けた事業を実施することにより、介護従事者の供給改善を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (千円)		うち過年度残額 (千円)		
		(A+B+C)			189	
		基金	国 (A)		(千円)	77
			都道府県 (B)		(千円)	38
			計 (A+B)		(千円)	115
	その他 (C)		(千円)			
基金充当額 (国費) における公民	公	(千円)	うち過年度残額 (千円)			

	の別（注1）	民	(千円) 126	うち過年度残額 (千円)
			うち受託事業等（注2） (千円) 126	うち過年度残額 (千円)
備考				

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業				
	(大項目) 労働環境・処遇の改善 (中項目) 勤務環境改善支援 (小項目) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業 イ 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業				
事業名	【No.21 (介護分)】 テクノロジーを活用した業務効率化モデル 事業		【総事業費 (計画期間の総額)】 13,764 千円		
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	山梨県				
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 山梨県社会福祉協議会)				
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日				
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けて、必要な介護従事者の確保・定着を図る。				
	アウトカム指標	介護ロボット・ICTの促進により労働環境の改善を図る。			
事業の内容	介護施設の管理者等が雇用管理改善の一環として行う介護ロボットやICTを活用した業務改善の取り組みをコンサルティングにより支援する。				
アウトプット指標	介護ロボットやICT導入による業務改善の取組を紹介し、介護事業所の介護ロボットやICT導入による業務改善を促進する。				
アウトカムとアウトプットの 関連	介護職員の負担軽減や業務の効率化などにより、離職防止を図り、職員が継続して就労できる環境を整える。				
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	
		(A+B+C)		13,764	
	基金	国 (A)	(千円)	うち過年度残額 (千円)	
		9,176	1		
		都道府県 (B)	(千円)	うち過年度残額 (千円)	
	4,588				
計 (A+B)	(千円)	うち過年度残額 (千円)			
13,764	1				
その他 (C)	(千円)				
基金充当額 (国費)に おける公民 の別 (注1)	公	(千円)	うち過年度残額 (千円)		
	民		うち過年度残額		

			(千円) 9,176	(千円) 1
			うち受託事業等(注2) (千円) 9,176	うち過年度残額 (千円) 1
備考				

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業				
	(大項目) 労働環境・処遇の改善 (中項目) 勤務環境改善支援 (小項目) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業 ハ 介護生産性向上推進総合事業				
事業名	【No.22 (介護分)】 介護生産性向上推進事業		【総事業費 (計画期間の総額)】 7,587 千円		
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	山梨県				
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 山梨県社会福祉協議会)				
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日				
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向けて、必要な介護従事者の確保・定着を図る。				
	アウトカム指標	介護ロボット・ICTの導入等を通じた介護現場における生産性向上の取組を促進することにより、労働環境の改善を図る。			
事業の内容	介護ロボットやICT導入に係る相談窓口を設置し、介護事業所の生産性向上に係る取組を支援する。				
アウトプット指標	介護ロボットやICT導入による業務改善の取組に係る相談を受け、介護事業所の業務改善を促進する。				
アウトカムとアウトプットの 関連	介護職員の負担軽減や業務の効率化などにより、離職防止を図り、職員が継続して就労できる環境を整える。				
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 7,587	
		基金	国 (A)		(千円) 5,058
	都道府県 (B)		(千円) 2,529	うち過年度残額 (千円)	
	計 (A+B)		(千円) 7,587	うち過年度残額 (千円)	
		その他 (C)		(千円)	
	基金充当額 (国費)に おける公民 の別 (注1)	公		(千円)	うち過年度残額 (千円)
民		(千円)	うち過年度残額 (千円)		

			5,058	
			うち受託事業等(注2) (千円) 5,058	うち過年度残額 (千円)
備考				

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業				
	(大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野」の拡大 (小項目) 地域における介護のしごと魅力発信事業				
事業名	【No.23 (介護分)】 やまなし感動介護大賞事業費		【総事業費 (計画期間の総額)】 1,261千円		
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	山梨県				
事業の実施主体	山梨県				
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日				
背景にある医療・介護ニーズ	介護の魅力を発信することにより、主に若年層を中心とした介護従事者の確保を図り、介護人材のすそ野拡大につなげるとともに、受賞者を知事が表彰することにより介護サービスの質及びモチベーション向上を図る。				
	アウトカム指標	県内介護保険施設・事業所において、介護人材の確保・定着につなげる。			
事業の内容	介護サービス等につまわる感動的なエピソードを募集し、受賞作品を選出するとともに応募者と介護サービスを提供した個人・事業所の表彰を行う。受賞作品を漫画化し広く作品を紹介する。				
アウトプット指標	グランプリ1作品、準グランプリ2作品を漫画化し、「やまなし介護感動ストーリー大賞受賞作品集」(2,000冊)を配布				
アウトカムとアウトプットの 関連	受賞作品集を配布することで、広く介護の魅力を発信し、主に若年層を中心とした介護従事者の確保を図り、介護人材のすそ野拡大につなげるとともに、受賞者を知事が表彰することにより介護サービスの質及びモチベーション向上を図る。				
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	
		(A+B+C)		1,261	
	基金	国 (A)	(千円)	うち過年度残額 (千円)	
		都道府県 (B)	(千円)	うち過年度残額 (千円)	
		計 (A+B)	(千円)	うち過年度残額 (千円)	
		その他 (C)	(千円)		
基金充当額 (国費) に	公	(千円)	うち過年度残額 (千円)		

	おける公民 の別（注1）		841	
		民	(千円)	うち過年度残額 (千円)
			うち受託事業等（注2） (千円)	うち過年度残額 (千円)
備考				

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業				
	(大項目) 参入促進 (中項目) 介護人材の「すそ野」拡大 (小項目) 外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業 イ 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業				
事業名	【No.24 (介護分)】 介護分野外国人留学生奨学金給付事業費補助金	【総事業費 (計画期間の総額)】 6,000 千円			
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県内全域				
事業の実施主体	山梨県				
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日				
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、外国人介護人材を受け入れることにより、介護人材の確保・定着を図る。				
	アウトカム指標	県内介護保険施設・事業所において、外国人介護人材の確保が進む。			
事業の内容	県内介護施設が、将来受入予定の日本語学校や介護福祉士養成施設に通う留学生に奨学金等を給付する場合に、その一部に助成する。				
アウトプット指標	・介護人材育成のための補助金交付				
アウトカムとアウトプットの関連	補助金交付により、県内介護保険施設・事業所において、外国人介護人材の確保が進む。				
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 6,000		
		基金	国 (A)	(千円) 4,000	うち過年度残額 (千円)
			都道府県 (B)	(千円) 2,000	うち過年度残額 (千円)
			計 (A+B)	(千円) 6,000	うち過年度残額 (千円)
		その他 (C)	(千円)		
		基金充当額 (国費) における公民	公	(千円) 4,000	うち過年度残額 (千円)

	の別（注1）	民	（千円）	うち過年度残額 （千円）
			うち受託事業等（注2） （千円）	うち過年度残額 （千円）
備考				

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業			
	(大項目) 資質の向上 (中項目) キャリアアップ研修の支援 (小項目) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修 支援事業 イ 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ 研修支援事業			
事業名	【No.25 (介護分)】 訪問介護適正実施事業	【総事業費 (計画期間の総額)】	377 千円	
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	山梨県全域			
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 山梨県社会福祉協議会)			
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日			
背景にある医療・介護ニーズ	居宅サービスの中心となる訪問介護サービスの中で、重要な役割を担うサービス提供責任者に対し、実践的な研修を実施することで、訪問介護サービスの適正な提供及び質の向上を図る必要がある。			
	アウトカム指標	県が研修を実施することで、県内に従事するサービス提供責任者の資質向上を図る。		
事業の内容	講義及び演習を通じて、介護保険制度とサービス提供責任者の業務理解、訪問介護計画の作成と展開、訪問介護サービスの内容に関する管理及び指導業務、カンファレンスと事例検討の方法について学び、訪問介護サービスの適正な提供及び質の向上を図る。			
アウトプット指標	R6 研修実施回数及び受講者数 ・ 1 コース (3日間) : 30 人			
アウトカムとアウトプットの 関連	実践的な講義及び演習により、県内に従事するサービス提供責任者の資質向上を図る。			
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)	(千円) 377	
	基金	国 (A)	(千円) 251	うち過年度残額 (千円)
		都道府県 (B)	(千円) 126	うち過年度残額 (千円)
		計 (A+B)	(千円) 377	うち過年度残額 (千円)
		その他 (C)	(千円)	

	基金充当額 (国費)に おける公民 の別(注1)	公	(千円)	うち過年度残額 (千円)
		民	(千円) 251	うち過年度残額 (千円)
			うち受託事業等(注2) (千円) 251	うち過年度残額 (千円)
備考				

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 資質の向上 (中項目) 地域包括ケア構築のための広域的人材養成 (小項目) 外国人介護人材研修支援事業					
事業名	【No.26 (介護分)】 やまなしK A I G Oマスター養成・認証事業		【総事業費 (計画期間の総額)】 5,030 千円			
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	山梨県内全域					
事業の実施主体	山梨県					
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、外国人介護人材を受け入れることにより、介護人材の確保・定着を図る。					
	アウトカム指標	県内介護保険施設・事業所において、外国人介護人材の確保・定着が進む。				
事業の内容	技能実習や特定技能制度で来日し、県内の介護施設で働く外国人向けの研修プログラムを策定し研修終了者を「やまなしK A I G Oマスター」として認証する。					
アウトプット指標	「K A I G Oマスタープログラム」修了者を認証 (10人)					
アウトカムとアウトプットの 関連	研修プログラム修了者を認証することで、キャリアアップを目指す外国人介護職員にとって、県内施設での就労が、働きながら効率的に学ぶことができることを、県内外にアピールすることによって、外国人介護人材の確保・定着を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費		(千円)	/	
		(A+B+C)		5,030		
		基金	国 (A)	(千円)		うち過年度残額 (千円)
			都道府県 (B)	(千円)		うち過年度残額 (千円)
			計 (A+B)	(千円)		うち過年度残額 (千円)
	その他 (C)		(千円)	/		
基金充当額 (国費)に おける公民	公	(千円)	うち過年度残額 (千円)			
			3,353			

	の別（注1）	民	(千円)	うち過年度残額 (千円)
			うち受託事業等（注2） (千円)	うち過年度残額 (千円)
備考				

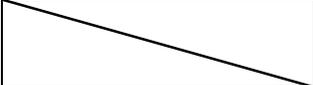
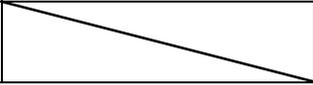
(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 労働環境・処遇の改善 (中項目) 長期定着支援 (小項目) 介護職員長期定着支援事業 ロ 介護従事者におけるハラスメント対策推進事業					
事業名	【No.27 (介護分)】 介護従事者のハラスメント対策事業		【総事業費 (計画期間の総額)】 1,611 千円			
事業の対象となる医療介護 総合確保区域	山梨県全域					
事業の実施主体	山梨県					
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	介護従事者へのハラスメント行為は従事者への心身の影響及び離職につながるため、従事者が安心して働き続けることができる環境を整える必要がある。					
	アウトカム指標	県内介護保険施設・事業所において、介護人材の定着が図られ、離職率【指標：介護労働実態調査 都道府県版】が低下する。				
事業の内容	介護サービス利用者やその家族に介護従事者へのハラスメント防止の啓発を行うとともに、介護従事者向けの相談窓口の設置を行う。また、特にハラスメントを受けやすい訪問系事業の従事者向けに、保険者である市町村と協働して、事業者が補助者を同行させる経費に対して助成する。					
アウトプット指標	リーフレット配付数：38,000部 相談件数：40件 補助件数：訪問回数100回					
アウトカムとアウトプットの 関連	啓発、相談窓口設置、訪問系サービス事業者への補助により、介護従事者が安心して働き続けられる環境が整備され、介護人材の定着及び離職率の低下を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 1,611		
		基金	国 (A)	(千円) 1,074		うち過年度残額 (千円)
			都道府県 (B)	(千円) 537		うち過年度残額 (千円)
			計 (A+B)	(千円) 1,611		うち過年度残額 (千円)
		その他 (C)		(千円)		

	基金充当額 (国費)に おける公民 の別(注1)	公	(千円) 1,074	うち過年度残額 (千円)
		民	(千円)	うち過年度残額 (千円)
			うち受託事業等(注2) (千円)	うち過年度残額 (千円)
備考				

(注1) 事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

(注2) 事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業				
	(大項目) 基本整備 (中項目) 基盤整備 (小項目) 人材育成等に取り組む事業所の認証評価制度実施等事業				
事業名	【No.28 (介護分)】 介護の魅力発信プロジェクト事業 (事業所認証評価事業)		【総事業費 (計画期間の総額)】 4,049 千円		
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域				
事業の実施主体	山梨県				
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日				
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。				
	アウトカム指標	山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着			
事業の内容	職場の人材育成や職場環境の改善につながる介護事業所の取組について、県が定めた認証基準に基づく評価を行い、基準を満たした事業所に対して認証を付与する。認証期間は3年とし、取組を継続することにより認証を更新し、人材の長期的な定着につなげる。				
アウトプット指標	・ 認証を受けた事業所数				
アウトカムとアウトプットの関連	県が認証事業所として評価することで、介護職求職者が就職先と選択することが期待され、人材の確保が容易になる。				
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (A+B+C)		(千円) 4,049	
		基金	国 (A)	(千円) 2,699	うち過年度残額 (千円)
			都道府県 (B)	(千円) 1,350	うち過年度残額 (千円)
			計 (A+B)	(千円) 4,049	うち過年度残額 (千円)
		その他 (C)		(千円)	
	基金充当額 (国費) における公民	公	(千円) 2,699	うち過年度残額 (千円)	

	の別（注1）	民	（千円）	うち過年度残額 （千円）
			うち受託事業等（注2） （千円）	うち過年度残額 （千円）
備考				

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

(1) 事業の内容等

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業					
	(大項目) 資質の向上 (中項目) 潜在有資格者の再就業促進 (小項目) 潜在介護福祉士の再就業促進事業					
事業名	【No.29 (介護分)】 再就労者支援事業		【総事業費 (計画期間の総額)】 351 千円			
事業の対象となる医療介護総合確保区域	山梨県全域					
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 山梨県社会福祉協議会)					
事業の期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日					
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。					
	アウトカム指標	2025年度までに511人の介護従事者の供給改善を図る。				
事業の内容	求人・求職マッチング機能強化事業及び、福祉・介護キャリアパス支援事業と組み合わせて実施することにより、求職者・求人事業者にとって効率の良いプログラム実施を目指す。					
アウトプット指標	再就労者職場復帰プログラム実施人数 各年度6人					
アウトカムとアウトプットの関連	介護への求職者・求人事業者にとって効率の良いプログラム実施することにより、介護従事者の供給改善を図る。					
事業に要する費用の額	金額	総事業費 (千円)		うち過年度残額 (千円)		
		(A+B+C) 351				
		基金	国 (A)		(千円)	234
			都道府県 (B)		(千円)	117
			計 (A+B)		(千円)	351
	その他 (C)		(千円)			
基金充当額 (国費) における公民の別 (注1)	公	(千円)	うち過年度残額 (千円)			
	民	(千円)	うち過年度残額 (千円)			

			うち受託事業等（注2） （千円）	うち過年度残額 （千円）
備考				

（注1）事業主体が未定で、かつ、想定もできない場合は、記載を要しない。

（注2）事業主体は公であるが、公からの委託などにより実質的に民間が事業を行っている場合は、当該受託額等を「民」に計上するとともに、「うち受託事業等」に再掲すること。

(2) 事業の実施状況

別紙1「事後評価」のとおり。

令和5年度山梨県計画に関する 事後評価

令和7年1月

山梨県

目次

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無 1

(2) 審議会等で指摘された主な内容 1

2. 目標の達成状況 2

3. 事業の実施状況

【医療分】

[事業区分1-1] 地域医療構想の達成に向けた医療機関の
施設又は設備の整備に関する事業 17

[事業区分2] 居宅等における医療の提供に関する事業 18

[事業区分4] 医療従事者の確保に関する事業 19

[事業区分6] 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に
関する事業 44

【介護分】

[事業区分3] 介護施設等の整備に関する事業 46

[事業区分5] 介護従事者の確保に関する事業 48

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

<input checked="" type="checkbox"/> 行った (実施状況) <ul style="list-style-type: none">・令和5年12月25日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取・令和6年6月20日 山梨県医療審議会において意見聴取
<input type="checkbox"/> 行わなかった (行わなかった場合、その理由)

※ 事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

■山梨県全体

1. 目標

地域の医療ニーズに対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたり持続的に受けられるよう病床の機能分化・連携を進めるほか、地域包括ケアシステムの充実と強化に向けた在宅医療や、住み慣れた地域での生活を支える介護サービス提供体制の構築、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・定着を進めることにより、医療計画 ※1 や介護保険事業支援計画 ※2 に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

- ※1 「山梨県地域保健医療計画」（平成30年度～令和5年度）
（医療計画の一部である「山梨県地域医療構想」を含む）
- ※2 「健康長寿やまなしプラン」（令和3年度～令和5年度）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

地域医療構想を踏まえ、不足する回復期機能への病床転換等を促進するための取組を実施し、病床の機能分化・連携を推進する。

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標）

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・高度急性期機能 1,178床（H26）→ 535床（R7）
- ・急性期機能 3,914床（H26）→ 2,028床（R7）
- ・回復期機能 928床（H26）→ 2,566床（R7）
- ・慢性期機能 2,348床（H26）→ 1,780床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

高齢化の進展に伴う在宅医療の需要増加に対応するため、在宅医療を担う人材の育成等に取り組み、在宅医療を総合的に推進する。

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140箇所（H27）→ 154箇所（R2）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20箇所（H27）→ 23箇所（R2）

- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
7 病院 (H28) → 9 病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数
50 箇所 (H27) → 56 箇所 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
40 箇所 (H27) → 45 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所
45 箇所 (H28) → 51 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数
83 箇所 (H27) → 92 箇所 (R2)
- 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数
0 箇所 (H29) → 1 箇所以上 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 8 期介護保険事業支援計画等（令和 3 年度～5 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設
1,661 床 → 1,835 床
- 認知症高齢者グループホーム
1,139 床 → 1,193 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所
29 カ所 → 32 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
5 カ所 → 10 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
8 カ所 → 12 カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

医師や看護師の偏在解消のための取組を中心に、医療従事者の確保を推進する。

【定量的な目標値】

- 医療施設従事医師数
1,924 人 (H28) → 2,099 人 (R5)
- 就業看護職員数（常勤換算後）
9,830.9 人 (H28) → 10,742.5 人 (R5)
- 養成所等卒業生県内就業率
75.6% (H29) → 75.6% (R5)
- ナースセンター事業再就業者数
430 人 (H28) → 443 人 (R5)
- MFICU 病床数
6 床 (H29) → 6 床 (R5)
- NICU 病床数
30 床 (H29) → 30 床 (R5)

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

介護人材の確保・定着を図るため、介護人材の資質向上や介護の仕事の魅力発信、労働環境の改善を図るための事業を推進する。また潜在的な介護人材の確保事業も推進していく。併せて、介護事業所における感染症対策支援事業を実施し、新型コロナウイルス感染症流行下においても介護サービスの提供体制を確保する。

【定量的な目標値】

- 令和7年度において必要となる介護人材等の確保及び定着のための取組みと、上記対象事業を実施し人材を確保する。
介護職員数 13,689人 (R1) → 15,027 (R5)

⑥勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業に関する目標

山梨県においては、2024年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の労働時間短縮を強力に進める必要があることから、勤務医の働き方改革の推進の取組を進める。

- 救急医療機関で救急車受入件数1000以上2000件未満、又は救急車受入件数1000件未満で夜間・休日・時間外入院件数が500件以上の医療機関において、客観的な労働時間管理方法を導入している医療機関の増加

2. 計画期間

令和5年4月1日～令和8年3月31日

□山梨県全体（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・高度急性期機能 1,178床 (H26) → 718床 (R5)
 - ・急性期機能 3,914床 (H26) → 3,207床 (R5)
 - ・回復期機能 928床 (H26) → 1,750床 (R5)
 - ・慢性期機能 2,348床 (H26) → 1,818床 (R5)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140箇所 (H27) → 109箇所以上 (R4)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20箇所 (H27) → 10箇所以上 (R4)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
7病院 (H28) → 18病院 (R5)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50箇所 (H27) → 43箇所以上 (R4)

- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数
40箇所 (H27) → 59箇所 (R4)
- 在宅療養支援歯科診療所
45箇所 (H28) → 46箇所 (R5)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数
83箇所 (H27) → 186箇所 (R4)
- 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数
0箇所 (H29) → 2箇所 (R5)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設
1,661床 → 1,661床
- 認知症高齢者グループホーム
1,139床 → 1,139床
- 小規模多機能型居宅介護事業所
29カ所 → 29カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
5カ所 → 5カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
8カ所 → 8カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

- 医療施設従事医師数
1,924人 (H28) → 2,068人 (R4)
- 就業看護職員数 (常勤換算後)
9,830.9人 (H28) → 10,350.1人 (R4)
- 養成所等卒業生県内就業率
75.6% (H29) → 73.0% (R6.3)
- ナースセンター事業再就業者数
430人 (H28) → 298人 (R5)
- MFICU病床数
6床 (H29) → 6床 (R5)
- NICU病床数
30床 (H29) → 27床 (R5)

⑤ 介護従事者の確保

- 介護職員数は、令和3年度までに平成28年度から1,000人以上増加したものの、令和7年度までの需給改善に向けては、引き続き介護人材確保の事業に取り組む必要がある。

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業に関する目標

- 救急医療機関で救急車受入件数1000以上2000件未満、又は救急車受入件数1000件未満で夜間・休日・時間外入院件数が500件以上の医療機関において、客観的な労働時間管理方法を導入している医療機関数の増加
0 (R2) → 3 (R5)

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数や、ナースセンター事業再就業者数は、現時点では目標に達していない。遠隔診療体制の整備や医師の働き方改革に伴う勤務環境の改善など、今後も更に対策を進め、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- ▶ 介護施設等の看取り環境の整備、介護職員の宿舎整備、簡易陰圧装置の設置により、支援体制の向上が図れた。
- ▶ 介護職員の参入促進、資質の向上、魅力ある職場環境の整備を3つの柱として、介護職員の確保対策を進めている。今後も引き続き、介護職員の確保に資する事業を積極的に展開していく。

3. 改善の方向性

【医療分】

- ▶ 引き続き在宅医療の充実や医師確保、看護職員の資質向上や離職防止対策を推進し、就業の継続や再就職の支援を行っていく。

【介護分】

- ▶ 令和7年度の需給改善に向けて、今後も引き続き、介護職員の確保・定着を進めていく。

4. 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■中北区域

1. 目標

中北区域は、甲府市を中心とする峡中地域に医療資源が集中し、他区域から多くの患者が流入する一方で、北部の峡北地域は医療資源が乏しく、区域内の格差が著しい。

区域全体では、全県的な課題である在宅医療提供体制の確保が課題であるほか、峡中地域以外の他区域からの患者流入等による医療機能不足の解消、峡北地域の医療資源確保等が課題となっている。

令和5年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- ▶ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 1,962床 (H26) → 1,353床 (R7)

・回復期機能 263 床 (H26) → 1,227 床 (R7)

・慢性期機能 1,486 床 (H26) → 1,161 床 (R7)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 77 施設 (H27) → 86 施設 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 12 施設 (H27) → 13 施設 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 3 施設 (H28) → 4 施設 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27 施設 (H27) → 30 施設 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 22 施設 (H27) → 25 施設 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 26 箇所 (H28) → 29 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 52 箇所 (H27) → 58 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期介護保険事業支援計画等（令和3年度～5年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 792 床 → 879 床
- 認知症高齢者グループホーム 713 床 → 740 床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5 カ所 → 7 カ所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 13 カ所 → 14 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 4 カ所 → 7 カ所

2. 計画期間

令和5年4月1日～令和8年3月31日

□中北区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 1,962床 (H26) → 1,771床 (R5)
- ・回復期機能 263床 (H26) → 690床 (R5)
- ・慢性期機能 1,486床 (H26) → 1,296床 (R5)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 77箇所 (H27) → 60箇所以上 (R4)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 12箇所 (H27) → 6箇所以上 (R4)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 3病院 (H28) → 8病院 (R5)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27箇所 (H27) → 31箇所以上 (R4)
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 22箇所 (H27) → 35箇所 (R4)
- 在宅療養支援歯科診療所 26箇所 (H28) → 25箇所 (R5)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 52箇所 (H27) → 125箇所 (R4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 792床 → 792床
- 認知症高齢者グループホーム 713床 → 713床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5カ所 → 5カ所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 13カ所 → 13カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 4カ所 → 4カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数は、現時点では目標に達していない。
- 遠隔診療体制の整備や医師の働き方改革に伴う勤務環境の改善など、今後も更に対策を進め、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域

医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。

また、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡東区域

1. 目標

峡東区域は、人口当たりで県平均を上回る病院数・病床数を有するが、リハビリテーションを提供する病院が多く、急性期医療を中心に中北区域（峡中地域）への流出患者が多い一方で、リハビリテーション目的の患者の流入が多い区域である。

区域全体では、今後の高齢者の増加を見据え、在宅医療を担う医師の確保、連携体制の構築など在宅医療提供体制の確保・充実等が課題となっている。

令和5年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776床（H26）→ 279床（R7）
 - ・回復期機能 639床（H26）→ 978床（R7）
 - ・慢性期機能 587床（H26）→ 419床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 28施設（H27）→ 30施設（R2）

- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 施設 (H27) → 4 施設 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2 施設 (H28) → 2 施設 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 11 施設 (H27) → 12 施設 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 7 施設 (H27) → 7 施設 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 9 施設 (H28) → 10 施設 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 17 施設 (H27) → 18 施設 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 8 期介護保険事業支援計画等（令和 3 年度～5 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 368 床 → 397 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 6 カ所 → 7 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 カ所 → 3 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 1 カ所 → 2 カ所

2. 計画期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

□ 峡東区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776 床 (H26) → 498 床 (R5)
 - ・回復期機能 639 床 (H26) → 872 床 (R5)
 - ・慢性期機能 587 床 (H26) → 341 床 (R5)
- ※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
- ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 28 箇所 (H27) → 27 箇所以上 (R4)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 4 箇所以上 (R4)

- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
2 病院 (H28) → 5 病院 (R5)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数
11 箇所 (H27) → 12 箇所以上 (R4)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
7 箇所 (H27) → 9 箇所 (R4)
- 在宅療養支援歯科診療所
9 箇所 (H28) → 11 箇所 (R5)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数
17 箇所 (H27) → 27 箇所 (R4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設
368 床 → 368 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所
6 カ所 → 6 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
1 カ所 → 1 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
1 カ所 → 1 カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数は、現時点では目標に達していない。
- 遠隔診療体制の整備や医師の働き方改革に伴う勤務環境の改善など、今後も更に対策を進め、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡南区域

1. 目標

峡南区域は、県下で最も高齢化・過疎化が進展しており、在宅医療に対する需要が高い地域である。一方、医療提供体制は特に脆弱であり、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

令和 5 年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

➤ 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 310 床 (H26) → 78 床 (R7)
- ・回復期機能 26 床 (H26) → 102 床 (R7)
- ・慢性期機能 124 床 (H26) → 83 床 (R7)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 9 箇所 (H27) → 10 箇所 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 2 箇所 (H27) → 2 箇所 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2 病院 (H28) → 2 病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 3 箇所 (H27) → 4 箇所 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 6 箇所 (H27) → 7 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 2 箇所 (H28) → 3 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 3 箇所 (H27) → 4 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 8 期介護保険事業支援計画等（令和 3 年度～5 年度）において地域密着型サービス施設等の整備は予定していないが、随時、高齢者のプライバシー保護のための施設改修等を支援していく。

2. 計画期間

令和5年4月1日～令和8年3月31日

□ 峡南区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 310床（H26）→ 314床（R5）
 - ・回復期機能 26床（H26）→ 0床（R5）
 - ・慢性期機能 124床（H26）→ 105床（R5）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 9箇所（H27）→ 3箇所以上（R4）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 2箇所（H27）→ 0箇所以上（R4）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2病院（H28）→ 2病院（R5）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 3箇所（H27）→ 0箇所以上（R4）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 6箇所（H27）→ 6箇所（R4）
- 在宅療養支援歯科診療所 2箇所（H28）→ 3箇所（R5）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 3箇所（H27）→ 6箇所（R4）

③ 介護施設等の整備

- 簡易陰圧装置設置経費の支援を行った。

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援、在宅看取りを実施している病院・診療所数は、現時点では目標に達していない。
- 今後も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
また、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■富士・東部区域

1. 目標

富士・東部区域は、大規模な病院が集積する中北区域に比べ医療資源の面で大きな格差が生じていると同時に、中北区域とは御坂山系等で分断され、自動車でも1～2時間程度離れているという地理的条件があり、他の区域よりも区域内で医療を完結する必要性が高いことから、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

令和5年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866床（H26）→ 318床（R7）
 - ・回復期機能 0床（H26）→ 259床（R7）
 - ・慢性期機能 151床（H26）→ 117床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 26 箇所 (H27) → 28 箇所 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 4 箇所 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 0 病院 (H28) → 1 病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 9 箇所 (H27) → 10 箇所 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 5 箇所 (H27) → 6 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 8 箇所 (H28) → 9 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 11 箇所 (H27) → 12 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（令和3年度～5年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 358 床 → 416 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 8 カ所 → 9 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 1 カ所

2. 計画期間

令和5年4月1日～令和8年3月31日

□富士・東部区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866 床 (H26) → 624 床 (R5)
 - ・回復期機能 0 床 (H26) → 188 床 (R5)
 - ・慢性期機能 151 床 (H26) → 76 床 (R5)
- ※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
- ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 26 箇所 (H27) → 19 箇所以上 (R4)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 0 箇所以上 (R4)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 0 病院 (H28) → 3 病院 (R5)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 9 箇所 (H27) → 0 箇所以上 (R4)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 5 箇所 (H27) → 9 箇所 (R4)
- 在宅療養支援歯科診療所 8 箇所 (H28) → 7 箇所 (R5)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 11 箇所 (H27) → 28 箇所 (R4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 358 床 → 358 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 8 カ所 → 8 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 0 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2 カ所 → 2 カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援、在宅看取りを実施している病院・診療所数は、現時点では目標に達していない。
- 今後も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取組を推進していく。
- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げしていない。

3. 事業の実施状況【医療分】

事業の区分	I-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No.1 (医療分)】 地域がん診療病院設備整備事業	【総事業費】 220,451 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	令和5年10月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展に伴い、がんの罹患者数は更なる増加が見込まれることから、地域のがん診療病院を整備し、2025年を見据えた効率的で質の高い医療提供体制を構築していく必要がある。	
	アウトカム指標： がんの年齢調整死亡率（75歳未満（人口10万人対）） R2（59%）→R5（53%） 〈1割減〉	
事業の内容（当初計画）	全ての医療圏において質の高いがん診療体制を提供できるよう、地域がん診療病院のがん診療設備の導入に対し支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	がん診療に係る設備整備 1箇所	
アウトプット指標（達成値）	がん診療に係る設備整備 1箇所	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： がんの年齢調整死亡率（75歳未満（人口10万人対）） R2（59.1%）→R5（58.7%）	
	<p>（1）事業の有効性： 地域がん診療病院にがん診療設備を整備することにより、地域のがん診療体制を強化することができた。 初年度は整備後間もないため、当初設定した目標には届いていないものの、がんの年齢調整死亡率を着実に減少させることにつながっており、今後の事業効果が期待できる。</p> <p>（2）事業の効率性： 地域のがん診療の中心を担う病院をターゲットに整備を行っており、県内のがん診療体制を強化するために効率的な取り組みが実施できている。</p>	
その他		

事業の区分	Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.5】 在宅歯科医療連携室整備事業	【総事業費】 3,689 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県（山梨県歯科医師会委託）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	在宅歯科医療需要の高まりに対応するためには、在宅歯科医療における医科や介護など多職種と連携した医療提供体制の強化が必要である。	
	アウトカム指標：在宅療養支援歯科診療所の数 45 施設 (H28) → 47 施設 (R5)	
事業の内容（当初計画）	①医科・介護等との連携・調整、②在宅歯科医療希望者への歯科医師紹介、③在宅歯科医療機器の購入・貸出等を行うとともに、住民や医科、介護関係者等からなる推進協議会等を設け、事業の評価・検討を定期的に行い業務の効率化を図る。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・在宅歯科医療連携室の設置・運営 1 箇所	
アウトプット指標（達成値）	・県歯科医師会への委託により在宅歯科医療連携室を設置し、相談対応 59 件、在宅医療機器貸出 406 件、在宅歯科連携室運営推進協議会の小委員会 1 回開催等の事業を実施	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 在宅療養支援歯科診療所の数 45 施設 (H28) → 46 施設 (R5.4 月時点)	
	<p>（1）事業の有効性</p> <p>在宅歯科医療に関する多職種連携に向けた会議の開催、在宅歯科医への在宅歯科医療機器の貸出、県民からの在宅歯科医療に関する相談対応等の業務が円滑に実施され、県内における在宅歯科医療提供体制の強化が図られた。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>在宅歯科医療に最も精通している山梨県歯科医師会に業務を委託することにより、効率的に事業が執行された。</p>	
その他		

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.9 (医療分)】 地域医療支援センター運営事業	【総事業費】 27,077 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (山梨大学委託)	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>医師不足の深刻化に加え、地域の医療機関に勤務した場合に将来のキャリア形成に不安を感じることにより、医師の地域偏在が生じているため、医師のキャリア形成と医師確保を一体的に支援することが必要である。</p> <p>アウトカム指標：修学資金の貸与を受けた医師の県内勤務者数 236人 (R4) → 258人 (R5)</p>	
事業の内容 (当初計画)	<ul style="list-style-type: none"> 医師の地域偏在の解消と定着を図るため、医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保を支援する。 県内の医師不足状況の把握分析を進めるとともに、若手医師を地域の医療機関に誘導するため、地域卒医学生等に対する面談等を実施する。 地域の医療機関における研修体制を整備するため、臨床研修指導医講習会を開催するとともに、若手医師を対象とした講習会を実施する。 	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<p>地域医療支援センターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域卒医学生等への面談者数 40人 地域医療機関への斡旋等医師数 10人 臨床研修指導医講習会の開催 1回 (25人) 若手医師医療技術向上研修会の開催 1回 (50人) 	
アウトプット指標 (達成値)	<p>地域医療支援センターの運営</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域卒医学生等への面談者数 40人 地域医療機関への斡旋等医師数 10人 臨床研修指導医講習会の開催 2回 若手医師医療技術向上研修会の開催 3回 (95人) 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 修学資金の貸与を受けた医師の県内勤務者数 236人 (R4) → 265人 (R5)</p>	

	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>修学資金を貸与している医学生等との面談や説明会を実施し、地域で活躍するという意識付けができた反面、学生の留年や、医師本人のライフイベント及び体調等の理由により、地域枠制度からの離脱者や、修学資金の返還者が生じてしまっている。今後は、キャリア形成プログラムの適切な運用やキャリアコーディネーターの活用により、目標達成を図っていく。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>県内唯一の医学部を有し、大勢の地域枠学生が在籍している山梨大学に委託することにより、効率的に事業を実施することができている。</p>
--	---

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.10 (医療分)】 医療勤務環境改善支援センター運営事業	【総事業費】 1,525 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>県民が将来にわたり安全で質の高い医療サービスを受けるためには、医療分野の勤務環境改善により、医療に携わる人材の確保を図ることが必要である。</p> <p>アウトカム指標： 医療施設従事医師数 1,924 人 (H28) → 2,099 人 (R5) 就業看護職員数 (実人員) 11,187 人 (H30) → 12,008 人 (R7)</p>	
事業の内容 (当初計画)	医療機関における勤務環境改善の自主的な取組を支援するためのセンターを設置し、マネジメントシステムの普及・導入支援、相談対応、情報提供等を実施する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	医療勤務環境改善支援センターの支援により勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画を策定する医療機関数 1 施設	
アウトプット指標 (達成値)	医療勤務環境改善支援センターの支援により勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画を策定する医療機関数 1 施設	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 医療施設従事医師数 1,924 人 (H28) → 2,068 人 (R4) (R4 医師歯科医師薬剤師調査より) (代替指標) 修学資金の貸与を受けた医師の県内勤務者数 236 人 (R4) → 258 人 (R5) 就業看護職員数 (実人員) 11,187 人 (H30) → 11,288 人 (R2) → 11,316 人 (R4) (代替指標) 離職者数 799 人 (R4) → 847 人 (R5)</p> <p>(1) 事業の有効性 新たに1施設が医療勤務改善支援センターの支援により勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画を策定した。 働き方等、看護職が自身のニーズに合った職場に就業し直す傾向が強まり、看護職員の離職者数は増加しているため、医療人材の確保に向けて、引き続き医療機関の勤務環境改善に向けた支援を行っていく必要がある。</p>	

	<p>(2) 事業の効率性</p> <p>労務管理を担当する社会保険労務士会や山梨労働局、医業経営を担当する日本医業経営コンサルタント協会等と連携を図ることにより、効率的な事業が実施できた。</p>
その他	

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.11 (医療分)】 医学生等体験研修事業	【総事業費】 1,198 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨大学	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県では4つの二次医療圏のうち1つの医療圏に医師が偏在している状況にあり、また在宅医療提供体制が不十分な状況にあるため、将来の地域医療従事者・在宅医療従事者を確保するために、学生のうちから意識付けを図ることが必要である。	
	アウトカム指標：・在宅療養支援病院数・診療所数 71箇所 (H28) ⇒ 78箇所 (R5)	
事業の内容 (当初計画)	在宅医療に取り組む医療従事者の確保に向け、在宅医療への意識付けを図るため山梨大学・県立大学の医学生・看護学生を対象に、在宅医療機関での体験実習の実施を支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	医学生・看護学生の在宅医療体験研修 20人	
アウトプット指標 (達成値)	医学生・看護学生の在宅医療体験研修 6人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 在宅療養支援病院数・診療所数 71箇所 (H28) ⇒ 79箇所 (R6)	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>在宅医療体験実習は、医学生等への在宅医療への意識付けを図り医師の地域偏在の解消を図った。今後、学生への周知等大学とも連携を深め、一層の地域医療及び在宅医療への意識付けを進め、目標達成を図っていく。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>医学生の体験実習に関するノウハウを持っている山梨大学医学部に対し助成することにより、効率的な事業の実施が図られた。</p>	

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 12 (医療分)】 産科医等確保対策事業	【総事業費】 60,922 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨大学、医療機関、助産所	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	過酷な勤務状況にある産科医師は県内で充足しているとはいえ、医師確保のための支援が必要となっている。 アウトカム指標： 産科医師数（常勤） 58人（R4）→ 58人以上（R5） 新生児医療担当医師数（常勤）40人（R4）→ 40人以上（R5）	
事業の内容（当初計画）	<ul style="list-style-type: none"> 産科医師を養成・確保するため、県内統一の産科後期研修プログラムの運営及び研修医の募集を支援する。 産科医師等に対し分娩手当を支給する医療機関を支援する。 新生児医療担当医師に対し手当を支給する医療機関を支援する。 	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> 新たな後期研修医の確保 1人 分娩手当支給者数 58人 NICU入室児担当手当支給数 10人 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> 新たな後期研修医の確保 2人 分娩手当支給者数（非常勤含む） 63人 NICU入室児担当手当支給数 9人 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 産科医師数（常勤） 58人（R4）→ 58人（R5） 新生児医療担当医師数（常勤）40人（R4）→ 42人（R5）</p> <p>（1）事業の有効性 手当の支給等については、概ね目標どおり事業を遂行することができた。 産科医師数は現状の水準を維持するとともに、新生児医療担当医師数は増加しており、一定の効果が認められる。</p> <p>（2）事業の効率性 手当を支給する医療機関を支援することにより、新たに手当支給を開始する医療機関の増加につながり、担当医師確保の推進に資する事業となっている。</p>	
その他		

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.13 (医療分)】 小児救急医療体制確保事業	【総事業費】 84,861 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県小児救急医療事業推進委員会、山梨県（甲府市医師会委託）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内の小児救急医は充足しているとはいえないため、休日及び夜間において、入院治療を必要とする小児の重症患者に対する医療体制を維持・確保するとともに、医師の負担軽減を図るため、不要・不急の受診を抑制する必要がある。	
	アウトカム指標：小児二次救急輪番病院の小児科医師数 37人 (H29) → 39人 (R5)	
事業の内容（当初計画）	<ul style="list-style-type: none"> ・休日・夜間に、小児科を標榜する病院等が輪番制により小児患者を受け入れる体制を整備するための経費に支援する。 ・休日・夜間に、小児患者の保護者等向けの専門の看護師による電話相談体制を整備する。 	
アウトプット指標（当初の目標値）	小児二次救急輪番体制の維持確保 参加病院数 7病院 (H29) → 7病院 (R5) 小児救急電話相談員数 11人 (H30) → 11人 (R5)	
アウトプット指標（達成値）	小児二次救急輪番体制の維持確保 参加病院数 7病院 (H29) → 7病院 (R5) 小児救急電話相談員数 11人 (H30) → 11人 (R5)	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 小児二次救急輪番病院の小児科医師数 37人 (H29) → 39人 (R5)	
	(1) 事業の有効性 小児二次救急輪番体制を維持・確保することで、アウトカム指標の目標値を達成し、小児救急医の負担軽減が図られ、小児科医を確保する目標が達成できた。	
	(2) 事業の効率性 県と県内全市町村で構成する山梨県小児救急医療事業推進委員会に委託することにより、効率的に事業を実施することができた。	
その他		

事業の区分	IV. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.14 (医療分)】 救急搬送受入支援事業	【総事業費】 20,039 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	最終受入医療機関	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県では救急専門医の人数が少ないため、救急搬送において搬送先の医療機関を速やかに決定するなど円滑な受入体制を構築することにより、救急専門医の負担を軽減し人材を確保する必要がある。	
	アウトカム指標：救急専門医 20名 (R元) → 21名 (R5)	
事業の内容 (当初計画)	患者の疾病別の搬送のルール化や最終受入医療機関の継続的な確保など救急患者の受入体制を整備することにより、受入医療機関の医師のスキルアップを図るとともに、救急専門医の負担を軽減し人材の確保を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	救急搬送受入困難事例の対象となる救急搬送1件あたりの平均受入要請回数 1.5回 (H30) → 1.4回 (R5)	
アウトプット指標 (達成値)	救急搬送受入困難事例の対象となる救急搬送1件あたりの平均受入要請回数 1.5回 (H30) → 1.7回 (R5)	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 救急専門医 20名 (R元) → 32名 (R5)	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>R5年度のアウトプット指標については、救急搬送件数の増加を背景に目標値を0.3上回ったものの、最終受入医療機関の継続的な確保により、救急専門医の負担軽減は確実に図られている。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>患者の状況等に応じた搬送医療機関への搬送をルール化し、それに従い救急搬送を実施したことにより、効率的に事業を実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.15 (医療分)】 医師修学資金貸与事業	【総事業費】 237,120 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県民の医療ニーズに対応し、効率的質の高い医療を提供するため、医師不足及び地域による偏在の是正に向けた事業を一層推進する必要がある。	
	アウトカム指標： 県内医師数 1,943 人 (R 元) → 2,075 人 (R18)	
事業の内容 (当初計画)	医師の県内定着を促進し、医師不足や地域及び診療科の偏在を是正するため、地域枠入学者に対し修学資金の貸与を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	医師修学資金貸与者数 37 (人)	
アウトプット指標 (達成値)	医師修学資金貸与者数 37 (人)	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 医師数調査は隔年であり結果公表は次年度になる。毎年の医師数を観察できないため以下を代替指標とする。 医師修学資金の貸与を受けた地域枠卒業生の県内医療機関での勤務開始率 R4 年度卒業生 100%→R5 年度卒業生 100%	
	<p>(1) 事業の有効性 基金の活用により医師不足及び地域による偏在の是正へ向けた事業の推進をすることが出来た。</p> <p>(2) 事業の効率性 一般財源の削減を図ることが出来た。</p>	
その他		

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.16 (医療分)】 医療従事者確保対策事業	【総事業費】 1,000 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨大学、医療機関	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>県民の医療ニーズに対応し、効率的質の高い医療を提供するため、医療従事者の抱える様々な心理的不安を解消し、安心して働ける職場環境を整備する必要がある。</p> <p>アウトカム指標： 医療施設従事医師数 1,924人 (H28) → 2,099人 (R5) 就業看護職員数 (実人員) 11,187人 (H30) → 12,008人 (R7)</p>	
事業の内容 (当初計画)	・医療有害事象発生時のファーストエイドを適切に行うため、ピアサポート体制の構築に支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	ピアサポーター研修会の開催 1回/年	
アウトプット指標 (達成値)	ピアサポーター研修会の開催 1回	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： (代替指標) 看護職員離職者数 799人 (R4) → 847人 (R5) (参考) 医療施設従事医師数 R4:2,026人 就業看護職員数 R4:11,316人</p> <p>(1) 事業の有効性 県内医療機関においてピアサポートの必要性等への関心は高まってきており、県内の活動基盤は整いつつある。働き方等、自身のニーズに合った職場に就業し直す傾向が強まり、看護職員の離職者数は増加しているため、医療人材の確保に向けて、今後も、研修会の開催やネットワーク体制の構築等により、医療従事者の離職を防止するとともに医療従事者数の増加を図っていく。</p>	

	<p>(2) 事業の効率性</p> <p>山梨大学医学部附属病院が実施する、ピアサポートに関する研修会やネットワーク体制の構築に対し助成することにより、効率的な事業を実施することができた。</p>
その他	

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.17 (医療分)】 新人看護職員研修事業	【総事業費】 28,502 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県（山梨県立大学、山梨県看護協会委託）、各医療機関	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 □継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療機関において看護職員が不足している中、新人看護職員に対しても質の高い看護が求められる。そのため、新人看護職員の研修の充実を図る必要がある。	
	就業看護職員数（実人員） 11,187 人（H30） → 12,008 人（R7）	
事業の内容（当初計画）	<ul style="list-style-type: none"> ・自施設での新人看護職員に対する臨床研修実施への支援を行うとともに、自施設では研修を完結できない小規模病院に対する新人看護職員を対象とした合同研修を実施する。 ・実地指導者、新人看護師指導担当者等への研修の実施により、適切な研修実施体制を確保する 	
アウトプット指標（当初の目標値）	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止を図るために実施する各研修の実施回数 <ul style="list-style-type: none"> ・多施設合同研修の実施 (6日間・50人) ・実地指導者研修・教育担当者研修の実施 (6日間・30人) ・新人看護職員卒後研修の実施 (20病院・計348人) ・新人看護師指導担当者研修の実施 (3日間・30人) 	
アウトプット指標（達成値）	看護の質の向上や安全な医療の確保、早期離職防止を図るために実施する各研修の実施回数 <ul style="list-style-type: none"> ・多施設合同研修の実施 (6日間・33人) ・教育担当者研修の実施 (6日間・9人) ・新人看護職員卒後研修の実施 (20病院・314人) ・新人看護師指導担当者研修の実施 (3日間・39人) 	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 就業看護職員数（実人員） 11,316 人（R4） ナースセンターに届出を行っている離職者数（実人数） 422 人（R4）→847 人（R5）	
	（1）事業の有効性 本事業は、自施設で看護の質向上、新人看護職員に係る研修が完結しない医療機関に所属する看護師への研修機会であり、ほぼ目標値の受講があった。 受講者数は昨年度より増加しており、引き続き看護の質の向上や安全な医療の確保・早期離職防止のため、事業説明会等に	

	<p>において対象機関等に対し研修の積極的な実施・活用を促す。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>自施設で看護の質の向上や安全な医療提供にむけた研修や新人看護職員に係る研修が完結しない医療機関に所属する看護師が、臨床実践能力が習得できるようにしている。</p>
その他	

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.18 (医療分)】 看護職員資質向上推進事業	【総事業費】 7,524 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県（一部山梨県看護協会委託）、山梨県立大学	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	将来に向け看護職員を確保するためには、個々の能力開発や資質の向上を図り、自信と誇りをもって看護業務に従事できるよう職能別研修等ニーズにあった支援を行う必要がある。	
	アウトカム指標：就業看護職員数（実人員） 11,187 人（H30） → 12,008 人（R7）	
事業の内容(当初計画)	看護職のラダーや職能別の研修、実習施設の指導者への研修、潜在看護職員等の有資格看護職者を対象とした復職支援研修を実施するとともに、認定看護師の養成を支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	看護職員の資質向上を図るために実施した各研修の実施回数 ・看護職員実務研修の実施（2～5日間・計200人） ・潜在看護職員復職研修事業（3～5日間・計20人） ・看護職員実習指導者講習会の実施 （長期30日間・40人、特定分野10日間・12人） ・看護職員専門分野研修の実施（認知症看護 7ヶ月間・計30人）	
アウトプット指標 (達成値)	看護の質向上を図るために実施した各研修の実施回数 ・看護職員実務研修の実施（2～5日間・計208人） ・潜在看護職員復職研修事業（計0人） ・看護職員実習指導者講習会の実施 （長期：4か月間・14人、特定分野：2か月間・13人） ・看護職員専門分野研修の実施（認知症看護 7か月間・計22人）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 就業看護職員数（実人員） 11,316 人（R4） ナースセンターに届出を行っている離職者数（実人数） 422 人（R4） → 847 人（R5）	
	(1) 事業の有効性 看護の質の向上を推進するにあたり、専門性の高い研修は必要であり、看護職員個々のキャリアに応じた研修の機会を提供できた。臨床から遠のいた潜在看護職への復職支援については、申込のあった1人のキャンセルにより実施は0人だった。復職に難易がある医療機関への再就業につながるよう、細やかに支援を続け定着につなげていく。	

	<p>(2) 事業の効率性</p> <p>効率的な研修の組み立てにおいては、看護の質の維持・向上となっている。復職支援については、離職者へ離職直後からの継続的な情報提供等、細やかに支援することで復職とその後の就業継続につながる。</p>
その他	

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.19 (医療分)】 看護職員確保対策事業	【総事業費】 2,740 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (山梨県看護協会委託)	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>県内病院の看護職員の離職率が高い現状であるため、看護職員の離職予防・定着促進や、潜在的看護職員の再就業促進などの取り組みを実施し、就業看護職員数を確保することが必要である。</p> <p>アウトカム指標： 就業看護職員数 (実人員) 11,187 人 (H30) → 12,008 人 (R7)</p>	
事業の内容 (当初計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の看護職員を対象に、仕事に関する悩みや不安を気軽に相談できるよう臨床心理士による相談窓口を設置し、心の悩みを解消する。 ・ ナースセンターのナースバンク事業において、離職者等を含めた未就業者に対する就業支援を強化する。 (ナースバンク事業における第5次 NCCS 更新・運用等に要する経費) ・ 潜在看護職員の再就業を効果的に進めるため、ナースセンターと公共職業安定所 (ハローワーク) が連携し、情報共有を行うとともに、ハローワークを巡回し就業相談を実施する。 	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<p>就業継続のために実施した看護職の心の健康相談の実施回数 月 1 回 (毎月実施)</p> <p>ナースセンターの就業相談における就業者数 266 人 (R4) → 400 人以上 (R5)</p> <p>ハローワークにて実施する就業相談の実施回数 県内 7 箇所 月 1 回・相談件数 100 件/年</p>	
アウトプット指標 (達成値)	<p>就業継続のために実施した看護職の心の健康相談の実施回数 月 1 回 (毎月実施)</p> <p>ナースセンターの就業相談における就業者数 276 人 (R4) → 298 人 (R5)</p> <p>ハローワークにて実施する就業相談の実施回数 県内 7 箇所 月 1 回・相談件数 104 件/年</p>	

事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：</p> <p>就業看護職員数（実人員） 11,316人（R4）</p> <p>ナースセンターに届出を行っている離職者数（実人数） 422人（R4）→847人（R5）</p>
	<p>1）事業の有効性</p> <p>ナースセンターとハローワークが効果的に連携・情報共有を行い、求職者の就業相談、再就業への支援となっている。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>看護職員確保対策の推進にあたっては、看護職員・潜在看護職員の多様な働き方ニーズを把握するとともに、求人側とのマッチングを行い、看護職の確保・定着につながっている。</p>
その他	

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.20 (医療分)】 看護師等養成所運営費補助事業	【総事業費】 95,100 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	民間立看護師養成所 (3 施設)	
事業の期間	令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	看護職員は依然として不足しており、看護ニーズを満たしていない。県内医療機関に看護職員を安定的に供給するために、看護師等養成所の運営を支援する必要がある。	
	アウトカム指標：養成所卒業生県内就業率 67.7% (R3 年度卒業生) → 67.7%以上 (R5 年度卒業生)	
事業の内容 (当初計画)	看護学生の看護実践能力の向上を図るため、看護師等養成所における専任教員の配置や実習経費など養成所の運営を支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	当該補助により看護師等養成を行った施設数 (3 施設)	
アウトプット指標 (達成値)	当該補助により看護師等養成を行った施設数 (3 施設)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 養成所卒業生県内看護職員就業率 73.0% (R5 年度卒業生)	
	<p>(1) 事業の有効性 看護師等養成所の運営を支援することにより、看護職員の確保や資質の向上が図られている。</p> <p>(2) 事業の効率性 養成所運営費の支援を行うことによって、養成所の抱えている問題や要望なども把握することが出来た。</p>	
その他		

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.21 (医療分)】 病院内保育所運営費補助事業	【総事業費】 46,216 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	院内保育所を設置する民間医療機関	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	看護職員は勤務時間が不規則であり、育児との両立が難しいため、有子看護師の育児支援をすることにより、看護職員の確保を図る必要がある。	
	就業看護職員数（実人員） 11,187人（H30） → 12,008人（R7）	
事業の内容（当初計画）	勤務環境の改善を行う医療機関のうち、院内保育所の運営により改善を進める民間医療機関の取組を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	当該補助により院内保育所を運営した施設数（5施設）	
アウトプット指標（達成値）	当該補助により院内保育所を運営した施設数（5施設）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 就業看護職員数（実人員） 11,316人（R4） ナースセンターに届出を行っている離職者数（実人数） 847人（R5）	
	<p>（1）事業の有効性 病院内保育所の運営を支援することにより、離職者数の減少につながり、看護職員の確保・定着が図られている。</p> <p>（2）事業の効率性 他の看護職員確保対策と併せて実施し、各事業が効率的に実施された。</p>	
その他		

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.22 (医療分)】 心身障害児者歯科診療体制強化事業	【総事業費】 6,375 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県歯科医師会	
事業の期間	令和5年4月1日～令和8年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	心身障害児者の歯科診療において、静脈内鎮静法は危険が少なく全国的にも一般化しているところだが、歯科大学病院がなく小規模な本県では、静脈内鎮静法を施術できる人材がおらず障害者への歯科医療提供体制が遅れているため、心身障害児者歯科診療体制の強化を図る必要がある。 アウトカム指標： 口腔保健センター心身障害児者歯科診療利用者数 山梨口腔保健センター 1,513 人 (H29) →2,000 人 (R8)	
事業の内容 (当初計画)	県内で障害者に対する歯科治療における静脈内鎮静法を施術できる歯科医師等を育成するための研修に支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	口腔保健センター心身障害児者静脈内鎮静法歯科治療担当歯科医師数 0 名 (H30) →3 名 (R8)	
アウトプット指標 (達成値)	口腔保健センター心身障害児者静脈内鎮静法歯科治療担当歯科医師数 0 名 (H30) →3 名 (R5)	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 口腔保健センター心身障害児者歯科診療利用者数 山梨口腔保健センター 1,513 人 (H29) →2,760 人 (R5) (1) 事業の有効性 心身障害児者に対する歯科診療体制の強化は喫緊の課題となっており、生体の防御反応や反射が維持されたまま施術が可能であり、また、全身麻酔と比較して、安全性が高く、入院の必要もなく、日帰りが可能であるなど、患者の負担が少ない静脈内鎮静法を施術できる人材を育成することは非常に効果的である。 (2) 事業の効率性 心身障害児者の特性により、麻酔の量を精密に調整することが必要なことから、より安全性を担保できるよう、日本歯科麻酔学会認定麻酔医の資格要件に基づいた研修カリキュラムとしており、効率性にも配慮している。	
その他		

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.23 (医療分)】 歯科衛生士確保対策事業	【総事業費】 7,656 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県歯科医師会	
事業の期間	令和5年10月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展に伴い高齢者に対する口腔ケアの必要性が増大しており、歯科医師と共に訪問歯科診療を実施し、歯科医師の指示の下に訪問歯科衛生管理指導を行う歯科衛生士の確保や資質向上を図る必要がある。	
	在宅療養支援歯科診療所の数 45 施設(H27) → 51 施設(R5)	
事業の内容 (当初計画)	歯科衛生専門学校において実践的で質の高い教育を行うため、実習室の整備や教育環境の充実に支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	歯科衛生専門学校の整備 1カ所	
アウトプット指標 (達成値)	歯科衛生専門学校の整備 1カ所	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 在宅療養支援歯科診療所の数 45 施設(H27) → 48 施設(R5)	
	<p>(1) 事業の有効性 歯科衛生専門学校の施設整備により、訪問歯科衛生管理指導等を行う歯科衛生士の確保と資質向上が図られた。</p> <p>(2) 事業の効率性 歯科衛生専門学校を運営し、歯科衛生士の育成に豊富な知識・経験を有する山梨県歯科医師会に助成することにより、効率的に事業が執行された。</p>	

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.24 (医療分)】 小児救命救急体制強化事業	【総事業費】 11,128 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨大学	
事業の期間	令和5年10月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	小児科医が少ない中、病状の進行が早く、成人とは異なる治療・対応が必要となる小児の救命率向上には、小児科専門医に繋ぐまでの間に他の小児を診療する内科・外科系医師、看護師、研修医等が小児二次救命処置を行い、小児患者の心停止の予防や病態を安定化させる体制づくりが必要。 アウトカム指標：小児二次救命処置が可能な小児専門医以外の医師数 120名 (R4) →140名 (R5)	
事業の内容 (当初計画)	一人でも多くの子どもの命を不慮の事故等から守るため、医療機関が行う小児救命処置に対する研修設備の整備に対し助成する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	小児救命処置に対する研修設備の整備 1カ所	
アウトプット指標 (達成値)	小児救命処置に対する研修設備の整備 1カ所	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 小児二次救命処置が可能な小児専門医以外の医師数 120名 (R4) →120名 (R5) (1) 事業の有効性 小児科医の数が限られる中、小児科医だけでなく、小児を診療する内科・外科系医師、看護師、さらに研修医が受講することによって小児救急医療の標準化および質的向上が得られるための環境整備が図られた。 (2) 事業の効率性 小児の救命率の向上に向け、研修設備の整備後の研修実施については、米国心臓協会と米国小児科学会が公認している研修カリキュラムとしており、効率性にも配慮している。	
その他		

事業の区分	IV. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.25 (医療分)】 歯科衛生士修学資金貸付事業	【総事業費】 34,500 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県歯科医師会	
事業の期間	令和5年7月1日～令和8年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展により、在宅での口腔ケア等歯科医療のニーズの高まるとともに、フレイル予防・介護予防推進のため、質の高い歯科衛生士の確保・養成が求められている。	
	アウトカム指標：在宅療養支援歯科診療所の数 46箇所 (R4) →51箇所 (R7)	
事業の内容 (当初計画)	【歯科衛生士修学資金貸付事業】 5年間県内の医療機関で歯科衛生士として勤務することを条件に返還を免除する歯科衛生士修学資金の貸付を行う。 【新人・復職希望歯科衛生士等技術習得支援研修】 新人歯科衛生士や復職を希望する歯科衛生士有資格者等を対象として技術研修を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	歯科衛生士修学資金貸付者数 24名 技術支援研修会の開催 年2回	
アウトプット指標 (達成値)	歯科衛生士修学資金貸付者数 24名 (R5) 技術支援研修会の開催 2回 (R5)	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 在宅療養支援歯科診療所の数 46箇所 (R4) →46施設 (R5.4月時点)	
	(1) 事業の有効性 修学資金の貸与により県内定着率の向上に向けた取組が開始された。また、技術支援研修会の実施により歯科衛生士の離職防止、復職支援とともに、質の高い歯科衛生士の養成が図られた。 (2) 事業の効率性 歯科衛生士専門学校を運営し、歯科衛生士にとって身近な存在である山梨県歯科医師会を補助することにより、効率的に事業が執行された。	
その他		

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.26 (医療分)】 看護師等養成所施設整備事業	【総事業費】 56,645 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	令和5年7月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>コロナ禍を経て、看護職員の重要性や必要性が増している中、質の高い看護職員の養成・確保を図る必要がある。</p> <p>アウトカム指標： 就業看護職員数（実人員） 11,288 人（R2）→ 12,008 人（R7）</p>	
事業の内容（当初計画）	看護職員を目指す学生の教育環境の改善・向上を図るため、看護師等養成所校舎の施設整備を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	整備を実施する看護師等養成所 1 施設	
アウトプット指標（達成値）	整備を実施する看護師等養成所 1 施設	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 就業看護職員数（実人員） 11,288 人（R2）→ 11,316 人（R4）※隔年調査で R5 は調査なし</p> <p>養成所卒業生県内看護職員就業率 73.0%（R5 年度卒業生）</p> <p>（1）事業の有効性 本事業により、令和6年度に予定していた看護師等養成所校舎の改修工事に向けた設計業務を行い、施設整備が進められた。これにより、看護職員を目指す学生の教育環境・向上が図られることになった。</p> <p>（2）事業の効率性 建築基準法に基づく定期点検を行い、外壁の劣化を指摘されたため改修工事を行うこととしたが、早い段階での施設整備着手によりコスト縮減がなされた。</p>	
その他		

事業の区分	VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業	
事業名	【No.27 (医療分)】 地域医療勤務環境改善体制整備事業	【総事業費】 26,495 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>2024年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始までの間に、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、必要かつ実効的な施策を講じる必要がある。</p> <p>特に勤務医が働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取り組みとして、チーム医療の推進やICT等による業務改革を進めていく。</p> <p>アウトカム指標：救急医療機関で救急車受入件数1000以上2000件未満、又は救急車受入件数1000件未満で夜間・休日・時間外入院件数が500件以上の医療機関において、客観的な労働時間管理方法を導入している医療機関の増加 (R3:1→R5:3)</p>	
事業の内容 (当初計画)	医師の労働時間短縮に向けた取組として、医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組を総合的に実施する事業に対し助成する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	対象となる医療機関数 7	
アウトプット指標 (達成値)	対象となる医療機関数 1	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 救急医療機関で救急車受入件数1000以上2000件未満、又は救急車受入件数1000件未満で夜間・休日・時間外入院件数が500件以上の医療機関において、客観的な労働時間管理方法を導入している医療機関数の増加 1</p> <p>(1) 事業の有効性 アウトプット指標は、補助対象となり得る全ての医療機関の数で目標設定したため、達成には至っていないが、医療機関全体の</p>	

	<p>効率化や勤務環境改善の取組を推進することで、着実に勤務医の負担の軽減が図られている。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>チーム医療の推進や ICT 環境の整備等、勤務医の負担軽減に資する取組を総合的に実施することで効率性を向上させている。</p>
その他	

3. 事業の実施状況

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業													
事業名	【NO.1】(介護分) 山梨県介護施設等整備事業	【総事業費】 972,275 千円												
事業の対象となる区域	中北、峡東、富士・東部区域													
事業の実施主体	市町村、社会福祉法人等													
事業の期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了													
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活を継続できる体制の構築を図る アウトカム指標：令和5年度末における施設・居住系サービスの入所定員総数 10,234人													
事業の内容（当初計画）	<p>①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">整備予定施設等</th> </tr> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム(併設されるショートステイ用居室を含む)</td> <td style="text-align: right;">2カ所</td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td style="text-align: right;">1カ所</td> </tr> </table> <p>②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">整備予定施設等</th> </tr> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム(併設されるショートステイ用居室を含む)</td> <td style="text-align: right;">2カ所</td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td style="text-align: right;">1カ所</td> </tr> </table> <p>③特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室のプライバシー改修 ④簡易陰圧装置設置支援 ⑤介護施設等の看取り環境の整備 ⑥介護職員の宿舎施設整備 ⑦介護付き有料老人ホームの整備 ⑧多床室の個室化に要する改修費 ⑨感染拡大防止のためのゾーニング環境等</p>		整備予定施設等		地域密着型特別養護老人ホーム(併設されるショートステイ用居室を含む)	2カ所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所	整備予定施設等		地域密着型特別養護老人ホーム(併設されるショートステイ用居室を含む)	2カ所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所
整備予定施設等														
地域密着型特別養護老人ホーム(併設されるショートステイ用居室を含む)	2カ所													
看護小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所													
整備予定施設等														
地域密着型特別養護老人ホーム(併設されるショートステイ用居室を含む)	2カ所													
看護小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所													
アウトプット指標（当初の目標値）	<p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。(健康長寿やまなしプラン:令和2年度～令和5年度)</p> <p>・地域密着型特別養護老人ホーム 1,661 床(59 カ所) → 1,835 床(65 カ所)</p>													

	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症グループホーム 1,139 床(77 カ所) →1,193 床(80 カ所) ・小規模多機能型居宅介護事業所 29 カ所 → 32 カ所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 5 カ所 → 10 カ所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8 カ所 → 12 カ所
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・介護施設等の看取り環境の整備 1 箇所 ・簡易陰圧装置の設置 11 箇所 ・感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備 8 箇所 ・介護付きホーム（開設準備のみ） 1 箇所
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：令和 5 年度末における施設・居住系サービスの入所定員総数 10,234 人</p> <p>（1）事業の有効性 介護施設等の看取り環境の整備、簡易陰圧装置の設置、感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備、介護付きホームの開設のための環境整備は整った。</p> <p>（2）事業の効率性 県公共事業に準じた手続きにより適正に施設環境整備等が行われた。</p>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.2】(介護分) 福祉・介護人材確保対策情報発信事業	【総事業費】 235 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県(委託先:山梨県社会福祉協議会)	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成37年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。</p> <p>アウトカム指標:2025年度までに511人の介護従事者の供給改善を図る。</p>	
事業の内容(当初計画)	一般県民に対して、福祉・介護の仕事の魅力を発信するため、各種広報媒体を利用した一体的な広報を展開する。	
アウトプット指標(当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビCMの放送 1回 ・新聞広告 1回 ・LINEを活用した情報発信 ・介護福祉士養成校や介護事業者等と連携し、幅広い世代への介護の魅力を発信するイベントの開催 ・介護福祉士養成校による魅力発信イベント等の開催 	
アウトプット指標(達成値)	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞広告掲載 9回 ・新聞折込チラシ折り込み 2回 ・フリーペーパー 2回 ・LINEで就職フェア・相談会の告知、介護福祉貸付金の案内等を活用した情報配信 メッセージ87回 ・介護福祉士養成校や介護事業者等と連携し、幅広い世代への介護の魅力を発信するイベント 1回開催 ・介護福祉士養成校による魅力発信イベント 1回開催 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標:介護従事者の供給改善を図る。</p> <p>○観察できた。→令和5年度のセンター紹介による採用者数は48名となり、令和4年度の43名から5名増加した。新たなアウトカム指標:「福祉のお仕事」サイトアクセス数 R5:15,083件/年、R4:11,347件/年</p> <p>(1) 事業の有効性 各種媒体を通じて周知を行うことにより、サイトへのアク</p>	

	<p>セスや窓口相談などにつながっており、結果として、介護職員の採用人数に至る入口の拡大を図ることができている。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>LINEなどSNSを活用することで、従来の媒体よりも安価で即時的な対応が可能になっている。</p>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.3】(介護分) 介護の魅力発信プロジェクト事業(介護アンバサダー設置等)	【総事業費】 4,793千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。 アウトカム指標:山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着	
事業の内容(当初計画)	介護保険施設に勤務する現職の介護職員から選考された介護アンバサダー(大使)が、学校訪問やイベント等を通じて、啓発資材も活用し広く県民に介護の魅力ややりがいを伝え、介護人材の確保・定着を促進する。 また、介護職員のモチベーション向上を図るために優良介護職員の表彰を行うとともに、介護施設・事業所における優れた仕組みを評価する認証評価制度を創設する。 介護アンバサダーの選出や優良介護職員の対象者の検討を行うため、魅力発信プロジェクト実行委員会を開催する。	
アウトプット指標(当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護アンバサダーの研修会への参加(5回) ・介護アンバサダー等の出張講座(6回) ・魅力発信プロジェクト実行委員会の開催(4回) ・認証評価制度セミナー・個別相談会(10回以上) 	
アウトプット指標(達成値)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護アンバサダーの研修会への参加(5回) ・介護労働講習 18人参加 ・学校訪問(3回、勝山中学校48人、石和中学校157人、白根御勅使中学校71人参加) ・魅力発信プロジェクト実行委員会の開催(3回) ・認証評価制度セミナー・個別相談会(随時実施) 	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標:山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着 ○観察できなかった。→理由:山梨県内の介護保険施設等における就職・離職状況を確認する体制が整備されていないため、人材確保・定着についての具体的数値を算出す	

	<p>ることができない。</p> <p>代替指標：アンバサダーの出席する年度末に行われる新入介護職員研修会②の参加者数が年度当初に実施した新入介護職員合同入職式の参加者数と同等となることを目標としていたが、合同入職式の参加者数26人に対して、新入介護職員研修会は31人であり新入介護職員の定着が確認できた。</p> <p>(1) 事業の有効性</p> <p>介護アンバサダーの参加する研修会等では、介護の魅力を感じることができたといった意見や同じ悩みを共有できてよかったとの声があり定着につながっている。</p> <p>出張講座においては、講座を聞いた生徒から介護職について「将来の選択肢に入れて考えていきたい」「とても魅力のある仕事だと思った」との声があり、人材の確保への効果も見込まれる。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>研修や出張講座の対象者ごとに対応するアンバサダーや内容を検討することで各ニーズに対して効率的にアプローチができた。また、各事業の取り組みについて実行委員会で議論し必要に応じて内容をブラッシュアップしていった。</p>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.4】(介護分) 介護の魅力発信プロジェクト事業(介護アンバサダー設置等)	【総事業費】 4,000 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	介護福祉士養成校等	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成37年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：幅広い人材の介護分野への参入を促進するとともに、2025年度までに511人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容(当初計画)	若年世代を中心とした幅広い世代に介護の魅力を発信するため、県内の介護福祉士養成校等が実施する在校生以外を対象とした介護体験型事業等を支援する。	
アウトプット指標(当初の目標値)	介護福祉士養成校が実施する体験型事業等：2回	
アウトプット指標(達成値)	介護福祉士養成校が実施する体験型事業等 1回開催	
事業の有効性・効率性	事業実施の次年度の介護福祉士養成校(県所管)の定員充足率向上 70%以上 →61.3% 未達成	
	<p>(1) 事業の有効性 本事業参加者322名(10～20代前半が中心)のうち86%が介護に対するイメージが良くなったと回答しており、若年世代へのイメージ向上と介護分野への参入を促進することができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 介護福祉士養成校が学生にアプローチするノウハウを活かして、若年層にターゲットを絞って事業実施したため、若年層への的確な情報発信を行うことができた。</p>	
その他		

業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.5】(介護分) 職場体験事業	【総事業費】 736 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 山梨県社会福祉協議会)	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年度を見据え、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標: 幅広い人材の介護分野への参入を促進するとともに、2025年度までに511人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容 (当初計画)	高校生・大学生をはじめ、他分野からの離職者、主婦層、高齢者層等の福祉・介護分野への参入を促進するため、実際に介護現場で介護の仕事を体験することにより、福祉・介護の仕事の魅力ややりがいを学んでもらう。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	職場体験実施者 40人 (体験日数 2日)	
アウトプット指標 (達成値)	職場体験実施者 17人 (体験日数 2日)	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標: 介護従事者の供給改善を図る。 ○観察できた →理由: 採用につながったが、人材不足の深刻化により、未経験者であってもまず採用し、採用後に自前で研修して育成する施設が増加している。	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>本事業により17人の介護未経験者が職場体験に参加し、うち1人が体験後の就業につながった。実際の福祉・介護職場を体験することにより、他分野からの離職者等が、魅力ややり甲斐を感じて、福祉・介護分野への就業を選択することが期待される。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>再就労者支援事業と併せて事業を実施することで、より効率的な執行が図られた。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.6】(介護分) 介護人材掘り起こし事業	【総事業費】 803 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 山梨県社会福祉協議会)	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>福祉・介護人材を確保するため、市町村ボランティアセンター(市町村社会福祉協議会)、県シルバー人材センターを構成員とする連絡会を設置し、社会活動(ボランティア)を通じて介護分野に関心を持つ中高年高齢者(概ね50歳～64歳)を対象に、介護基礎講座を開催する。</p> <p>アウトカム指標: 幅広い人材の介護分野への参入を促進するとともに、2025年度までに511人の介護従事者の供給改善を図る。</p>	
事業の内容(当初計画)	<p>(1) 福祉・介護人材確保県連絡会(仮称)の設置 構成団体 市町村ボランティアセンター(市町村社会福祉協議会)、山梨県シルバー人材センター、山梨県社会福祉協議会(山梨県福祉人材センター) 開催回数 年間2回 協議内容 福祉・介護人材確保に伴う各団体相互の連携と人材確保策等</p> <p>(2) 中高年者に対する介護入門講座の開催 市町村ボランティアセンターと各地域シルバー人材センターと連携し、中高年者を対象とした介護入門講座を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数 年間2回 ・受講対象者 中高年高齢者(概ね50歳～64歳) 1講座 50人 ・日程 1講座2日間(12時間) ・内容 介護保険制度の理解(1時間) 高齢者の家族と心理(1時間) コミュニケーション技術(1時間) 認知症の理解(2時間) 生活支援技術(4時間) 	

	<p>リスクマネジメントと緊急時の対応（1時間）</p> <p>介護現場の理解（2時間）</p>
アウトプット指標（当初の目標値）	<p>福祉介護人材確保連絡会議の開催</p> <p>講座参加者 各 100 人（2市町村程度）</p>
アウトプット指標（達成値）	<p>福祉介護人材確保連絡会議の開催 1回</p> <p>講座参加者 計 167 人（2市町村）</p>
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：介護従事者の供給改善を図る。</p> <p>○観察できなかった →理由：直接採用につながる事業ではなく、因果関係がわかりにくいため</p> <p>代替指標：なし</p> <p>（1）事業の有効性</p> <p>中高年者などライフサイクルで介護に近接してくる時期の層にフォーカスすることで将来的な介護人材のすそ野の拡大や介護そのものへの認知度向上につながる。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>市町村単位の社会福祉協議会と連携することで、募集や人の集まりそうな日程調整などが可能になる。</p>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.7】（介護分） 介護職員初任者研修助成事業	【総事業費】 722 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	福祉・介護人材を確保するため、福祉人材センターによるマッチングを通じて就労し、働きながら介護職員初任者研修の修了を目指す者に対し、研修受講費等の助成を支援する。 アウトカム指標：幅広い人材の介護分野への参入を促進するとともに、2025年度までに511人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	介護職員初任者研修受講費等の助成 ・補助対象経費 介護職員初任者研修の受講料、教材費等として研修機関に支払った費用 ・補助上限額 10万円まで ・募集人数 5人まで（年間）	
アウトプット指標（当初の目標値）	・研修受講費の助成者数 毎年5人	
アウトプット指標（達成値）	・研修受講費の助成者数 3人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：介護従事者の供給改善を図る。 ○観察できた→ 3人の受講者への助成総額130,000円の支援を行った。 （1）事業の有効性 基本資格である初任者研修の受講に補助することで、より確実に介護職種への就業を促進することができる。 （2）事業の効率性 修学資金を取り扱う事業者と同じ事業者で実施することにより、事務のノウハウを活用することができる。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.8】(介護分) 求人・求職のマッチング機能強化事業	【総事業費】 8,664 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 山梨県社会福祉協議会)	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。</p> <p>アウトカム指標: 2025年度までに511人の介護従事者の供給改善を図る。</p>	
事業の内容 (当初計画)	<p>福祉・介護職の入職への人材確保を図るとともに、求職者の多様なニーズに伴う就労条件を把握し、きめ細かなマッチングを行い、人材定着を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア支援専門員の配置 2名配置 ・求職者支援活動 (ハローワーク訪問活動) ・求人・求職開拓活動 	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・マッチングによる雇用創出目標数 各年度33名	
アウトプット指標 (達成値)	・マッチングによる採用者7名	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標: 介護従事者の供給改善を図る。</p> <p>○観察できた → 通年を通じて地域別の就職相談会を開催し、46カ所の事業所と36名の求職者をマッチングすることができた。</p> <p>(1) 事業の有効性 ハローワーク内における就職セミナーの開催や、地域のニーズを反映した地域別就職相談会の実施、また民間企業が実施する就職フェアへのブースの出展など、きめ細やかな支援を行うことにより、福祉・介護人材の確保が期待される。</p> <p>(2) 事業の効率性 ハローワークと共催で就職セミナーや社会福祉施設見学会を実施するなど、効率的な事業執行に努めている。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.9】(介護分) 介護助手等普及推進事業	【総事業費】 6,087 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 山梨県社会福祉協議会)	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	介護人材は慢性的な人手不足に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等のために業務が増大し、人手不足がさらに深刻化している。	
	アウトカム指標: 幅広い人材の介護分野への参入を促進するとともに、2025年度までに511人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容 (当初計画)	介護助手等普及推進員を配置し、周知活動を通じ、介護助手等の希望者の掘り起こしを行うとともに、介護事業所への介護助手等の導入の働きかけを行い、求人ニーズのマッチングを行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	介護助手と介護事業所のマッチング数: 20件	
アウトプット指標 (達成値)	介護助手と介護事業所のマッチング数: 0件	
事業の有効性・効率性	<p>介護助手を採用して、介護職員が直接ケアに関わる時間の確保に努めている介護事業所数を1事業所以上としたいが、介護助手と事業所のマッチングがなかったため、達成できず。</p> <p>引き続き、介護助手普及推進員による求職者の掘り起こしを進め、マッチング数につなげるとともに、介護事業所に対して生産性向上の意義を普及させることで、介護助手の導入による職場環境の改善の取組を進める。</p>	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>介護助手の導入による介護現場の生産性向上を目指す取組であり、今後マッチング数を増やして好事例を展開することで、県内の介護現場の職場環境の改善を図ることができる。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>介護助手の普及推進員が市町村社協やハローワークを訪問して、求職者の掘り起こしを進めている。</p>	

その他	
-----	--

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.10】(介護分) 介護分野就職支援金貸付事業	【総事業費】 890 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県社会福祉協議会	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	介護人材は慢性的な人手不足に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等のために業務が増大し、人手不足がさらに深刻化している。	
	アウトカム指標：幅広い人材の介護分野への参入を促進するとともに、2025年度までに511人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	他業種で働いていた又は無職等の者であって、介護職員初任者研修を修了した者に対して、介護分野における介護職員として従事するための就職支援金を貸付する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	貸付人数 20人	
アウトプット指標（達成値）	貸付人数 5人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：貸付者の介護分野への就職。貸付者5人ともに介護分野への就職を果たした。	
	<p>(1) 事業の有効性 本事業により、直接的に介護分野への就職につながっている。</p> <p>(2) 事業の効率性 他の貸付事業を行っている山梨県社会福祉協議会に委託することにより、原資の管理、貸付事務を効率的に行っている。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.11】(介護分) 福祉・介護人材キャリアパス支援事業	【総事業費】 4,578 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 山梨県社会福祉協議会)	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。</p> <p>アウトカム指標: 2025年度までに511人の介護従事者の供給改善を図る。</p>	
事業の内容 (当初計画)	<p>福祉・介護職員等へのキャリアパスを支援するとともに、定着促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアパス支援研修 ・キャリア形成技術指導事業 ・研修事業専門員の配置 	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員育成キャリアパス支援研修受講修了目標数 130人 ・キャリア形成技術指導事業受講修了者 100人 	
アウトプット指標 (達成値)	<p>令和5年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員育成キャリアパス支援研修受講者 144人 ・キャリア形成技術指導事業受講者 59人 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標: 実施後アンケートにおける満足度80%以上</p> <p>中堅職員等研修: 95.2% → 達成 管理職向け研修: 76.6% → 未達成</p> <p>(1) 事業の有効性 施設単体では手が回らない職員研修について、まとめて実施することにより施設の負担軽減を図りながら、スキルアップにつなげることができている。</p> <p>(2) 事業の効率性 参加施設を数多く募ることにより、効率的な会場確保、運営が図れている。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.12】(介護分) 主任介護支援専門員養成研修事業	【総事業費】 764 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 一般社団法人 山梨県介護支援専門員協会)	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>他の介護支援専門員への指導助言を行う主任介護支援専門員を養成するため、ケアマネジメントプロセス等介護支援専門員業務について経験を持つ専門性の高い指導者を確保する必要がある。</p> <p>アウトカム指標: 介護支援専門員業務に精通し、専門性の高い主任介護支援専門員の確保を図る。</p>	
事業の内容 (当初計画)	介護支援専門員への専門的な助言を行い、地域包括ケアシステム構築の役割を担う主任介護支援専門員の養成を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	主任介護支援専門員研修 各年度 受講者数30名、修了者数30名 実施回数1コース (12日間)	
アウトプット指標 (達成値)	主任介護支援専門員研修修了者数 令和5年度末 修了者40名+前年度補講3名 事業全体累計 737名	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標: 主任介護支援専門員が在席していない事業所数の減少14件が観察できた。</p> <p>(1) 事業の有効性 本事業により43名の主任介護支援専門員資格未取得者が研修に参加し、他の介護支援専門員への指導助言を行う主任介護支援専門員を養成できた他、主任介護支援専門員が在席していない事業所数が14件減少した。</p> <p>(2) 事業の効率性 他の介護支援専門員への指導助言を行う主任介護支援専門員を養成できるよう、委託先において効率的な研修実施に努めた。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.13】(介護分) 介護支援専門員資質向上事業	【総事業費】 19,375 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 山梨県介護支援専門員協会)	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>介護支援専門員の人員確保を図るなか、介護支援専門員実務研修等を受講しなければ、介護支援専門員の資格を取得できず、実務に就くことができない。</p> <p>アウトカム指標: 県が研修を実施することで、県登録の介護支援専門員の人員確保及び実務に従事する介護支援専門員の資質向上を図る。</p>	
事業の内容 (当初計画)	<p>(1) 介護支援専門員実務研修 (法定研修) 事業 介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者に、ケアマネジメントに関する基本を習得し、多職種と協働・連携しながら専門職としての役割を果たせるよう能力の向上を図る。</p> <p>(2) 介護支援専門員更新研修 (法定研修) 事業 介護支援専門員証の有効期限が1年未満に満了する者を対象に、研修受講の機会を確保することにより、ケアマネジメントについて再度必要な視点や手法を習得し、専門職としての能力の保持と向上を図る。</p> <p>(3) 介護支援専門員再研修 (法定研修) 事業 介護支援専門員証の有効期間が失効している者が、再度実務に従事するため、ケアマネジメントに関する基本を再認識し、多職種と協働・連携しながら専門職としての役割を果たせるよう能力の向上を図る。</p> <p>(4) 介護支援専門員専門研修 (法定研修) 事業 ①実務就業後6か月以上の介護支援専門員 (専門研修Ⅰ)、 ②就業後3年以上の介護支援専門員 (専門研修Ⅱ) を対象に、各々のキャリアに応じたケアマネジメントプロセスの再確認や社会資源・各サービスの特性等の理解を深め、高齢者の自立支援に資するサービス提供を行うために必要な研修を実施し、専門職としての能力の向上を図る。</p>	
アウトプット指標 (当初)	○R5 研修実施回数及び受講者数	

の目標値)	<p>(1) 介護支援専門員実務研修（法定研修）事業 各年度1コース、70人</p> <p>(2) 介護支援専門員更新研修（法定研修）事業 各年度1コース、40人</p> <p>(3) 介護支援専門員再研修（法定研修）事業 各年度1コース、40人</p> <p>(4) 介護支援専門員専門研修（法定研修）事業 各年度1コース、更新研修Ⅰ 82人、更新研修Ⅱ 211人</p>
アウトプット指標（達成値）	<p>○研修実施回数及び受講者数（各年度1コース）</p> <p>(1) 介護支援専門員実務研修（法定研修）事業 R5年度67人</p> <p>(2) 介護支援専門員更新研修（法定研修）事業 R5年度22人</p> <p>(3) 介護支援専門員再研修（法定研修）事業 R5年度50人</p> <p>(4) 介護支援専門員専門研修（法定研修）事業 更新研修Ⅰ R5年度34人 更新研修Ⅱ R5年度174人</p>
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 地域包括ケアシステムの中で、自立支援に資するケアマネジメントが実践できる介護支援専門員を養成することができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 各経験熟度に応じた研修を実施し、研修実施機関において実践能力を高める研修実施が効率的に行われた。</p>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.14】(介護分) 再就労者支援事業	【総事業費】 351 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 山梨県社会福祉協議会)	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。</p> <p>アウトカム指標: 2025年度までに511人の介護従事者の供給改善を図る。</p>	
事業の内容 (当初計画)	求人・求職マッチング機能強化事業及び、福祉・介護キャリアパス支援事業と組み合わせて実施することにより、求職者・求人事業者にとって効率の良いプログラム実施を目指す。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	潜在的有資格者等の求職者を対象とした「職場実習」の実施 各年度6人	
アウトプット指標 (達成値)	「職場実習」の実施者 2人	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標: 職場実習を実施した求職者の就職率: 80%以上 実習後就職者: 1人 (50%) → 未達成</p> <p>(1) 事業の有効性 本人にとってはブランクによる勤務への不安を解消するとともに、施設にとっても現状の仕組みの中で即戦力となるような人材の確保につながっている。</p> <p>(2) 事業の効率性 施設の選定とマッチングについて、社会福祉協議会に委託して実施することにより効率的な実施ができている。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.15】(介護分) 認知症地域医療支援事業	【総事業費】 1,802 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	(1) 国立研究開発法人国立長寿医療研究センターに委託 (2)・(3) 山梨県医師会に委託 (4) 山梨県 (5) 山梨県歯科医師会に委託 (6) 山梨県薬剤師会に委託	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるように地域包括ケアシステムの構築を進める必要がある。 アウトカム指標：地域包括ケアシステムの構築の推進	
事業の内容(当初計画)	地域における認知症医療支援体制の充実を図るため、次の事業を行う。 (1) 認知症サポート医の養成 (2) 認知症サポート医フォローアップ研修 (3) かかりつけ医認知症対応力向上研修 (4) 病院勤務における医療従事者向け認知症対応力向上研修 (5) 歯科医師認知症対応力向上研修 (6) 薬剤師認知症対応力向上研修	
アウトプット指標(当初の目標値)	(1) 年間養成数 4名 (2) 年間受講者数 70名 (3) 年間受講者数 100名 (4) 年間実施数 3病院(各2回) (5) 年間受講者数 1回 (6) 年間受講者数 100名	
アウトプット指標(達成値)	(1) 養成数 4名 (2) 受講者数 0名 (3) 受講者数 0名 (4) 実施数 0病院(0名) (5) 受講者数 77名 (6) 受講者数 76名	
事業の有効性・効率性	サポート医の養成により、県内全市町村の初期集中支援チームの専門医の確保ができたため、初期の支援を包括的・集中的な対応により、早期に適切な医療につなげることができた。	

	<p>(1) 事業の有効性 医療関係者の研修を開催することにより、認知症の理解が進み、関係者とのネットワークが充実し、支援体制の構築が進んでいる。</p> <p>(2) 事業の効率性 委託先等において、効率的な事業の執行に努めた。</p>
その他	<p>R5年度は、能登半島地震による災害支援、新型コロナウイルス、インフルエンザの感染拡大を鑑みて、医師や病院を対象とする研修は、ほとんど中止となった。歯科医師、薬剤師については、県歯科医師会と県薬剤師会に委託し、事業の有効性や効率性の一助として開催できた。</p>

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.16】(介護分) 認知症対応型サービス事業等研修事業	【総事業費】 498 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	(1)・(2)・(3)・(5) 介護労働安定センターに委託 (4) 認知症介護研究・研修大府センターに委託	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	今後も増加が見込まれる認知症高齢者に対する適切な介護サービスの提供を確保するために、計画的に人材養成を行い、良質な介護を担う人材及びその指導者を確保する必要がある。 アウトカム指標：認知症専門ケア加算の算定事業所数【介護給付費等実態調査】	
事業の内容(当初計画)	<p>(1) 認知症対応型サービス事業者開設者研修事業 認知症介護サービス事業者開設者に対して、開設者としてサービス事業を管理・運営していくための知識・技術の習得を目的とするための研修を実施する。</p> <p>(2) 認知症対応型サービス事業者管理者研修事業 認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び複合型サービス事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術の習得を目的とするための研修を実施する。</p> <p>(3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修事業 小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所の計画作成担当者となる者が、小規模多機能型居宅介護計画を適切に作成する上で必要な知識・技術の習得を目的とするための研修を実施する。</p> <p>(4) 認知症介護指導者養成研修事業(フォローアップ研修) 認知症介護指導者に対し、最新の認知症介護に関する高度な専門的知識及び技術を習得させるとともに、高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の向上を図るため研修を実施する。</p> <p>(5) 認知症介護基礎研修事業 認知症ケアに携わる者が、その業務を遂行する上で必要な基礎的な知識・技術を身につけ、チームアプロー</p>	

	<p>ちに参画する一員として基礎的なサービス提供が行うことができるようにするための研修を実施する。</p>
<p>アウトプット指標（当初の目標値）</p>	<p>(1) 認知症対応型サービス事業者開設者研修事業 ・実施回数 各年度1コース（講義・演習 2日間） ・受講者数 10人</p> <p>(2) 認知症対応型サービス事業者管理者研修事業 ・実施回数 各年度1コース（講義・演習 2日間） ・受講者数 40人</p> <p>(3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修事業 ・実施回数 各年度1コース（講義・演習 2日間） ・受講者数 20人</p> <p>(4) 認知症介護指導者養成研修事業（フォローアップ研修） ・受講者数 1人</p> <p>(5) 認知症介護基礎研修事業 ・実施回数 各年度1コース（講義・演習 1日間） ・受講者数 72人</p>
<p>アウトプット指標（達成値）</p>	<p>(例) 生活援助従事者研修参加者（△△名）</p> <p>(1) 認知症対応型サービス事業者開設者研修事業 ・実施回数 1回（講義・演習 2日間） ・受講者数 1人</p> <p>(2) 認知症対応型サービス事業者管理者研修事業 ・実施回数 1回（講義・演習 2日間） ・受講者数 22人</p> <p>(3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修事業 ・実施回数 1回（講義・演習 2日間） ・受講者数 9人</p> <p>(4) 認知症介護指導者養成研修事業（フォローアップ研修） ・受講者数 0人</p>
<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>(1) 事業の有効性 事業所の代表者・管理者・計画作成担当者他になることが予定されている者に対し、認知症介護に関する基礎的な知識及び認知症対応型サービス事業所の運営に必要な知識</p>

	<p>を習得させることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>研修の一部については、オンラインで実施することにより、施設内での受講が可能になり受講者が参加しやすい環境となった。</p>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.17】(介護分) 外国人介護人材研修支援事業	【総事業費】 1,521 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 一般社団法人 山梨県介護福祉士会)	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、外国人介護人材を受け入れることにより、介護人材の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標: 外国人介護人材(技能実習生、1号特定技能外国人)の、県内介護保険施設・事業所における円滑な就労・定着	
事業の内容(当初計画)	介護職種における技能実習生及び1号特定技能外国人の介護技能を向上するための集合研修等を実施する。	
アウトプット指標(当初の目標値)	有する介護技能等に合わせた2段階の研修会の開催(各1回)	
アウトプット指標(達成値)	有する介護技能等に合わせた2段階の研修会の開催(各1回) 研修受講者数 令和5年度 第1回 21名 第2回 27名	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標: 離職率の調査までは行っていないため、どの程度円滑な就労・定着に繋がっているか数字では観察できなかった。 県直営で同時開催している、引率の法人職員と県で行う意見交換会の場では、当研修が楽しみとなっており、定着に繋がっているとの意見が挙げられている。	
	<p>(1) 事業の有効性 本事業により48名の外国人介護人材が研修に参加し、管内の介護人材の円滑な就労・定着に繋がった。</p> <p>(2) 事業の効率性 外国人介護人材が、県内介護保健施設・事業所において円滑に就労・定着することにより、介護人材の確保・定着を図ることができるよう、委託先において効率的な研修実施に努めた。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.18】(介護分) 外国人介護人材研修支援事業	【総事業費】 1,025 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 介護福祉総合支援センター)	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、外国人介護人材を受入れることにより、介護人材の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標: 県内介護保険施設・事業所における外国人介護人材の受入促進	
事業の内容 (当初計画)	外国人介護人材の受入制度について理解を深めると共に、外国人材受入施設からの事例発表により具体的事例・情報共有の機会となる研修会を実施する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・県内介護保険施設・事業所を対象とした、外国人介護人材の受入制度に関する研修会の開催	
アウトプット指標 (達成値)	研修受講者数 令和5年度 14名	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標: 当事業発足時想定していた、外国人介護人材未受入の法人でなく、既に受入経験がある法人の参加しか見受けられず、本事業を以て新規に受入が行われた様子は観察できなかったが、既に受入経験がある参加法人において新規受入が観察できた。	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>本事業により14名の介護事業者が研修に参加し、当課所管制度に関する理解が深まり、他事業の活用に繋がった。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>オンライン開催により参加ハードルを下げる等、委託先において効率的な事業実施に努めた。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.19】(介護分) 外国人介護人材研修支援事業	【総事業費】 11,995 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	経済連携協定に基づき入国する外国人介護福祉士候補者の、候補者受入施設における円滑な就労・定着を図る。 アウトカム指標：支援を受けた外国人介護福祉士候補者の、介護福祉士資格の取得及び介護職場への定着	
事業の内容（当初計画）	候補者受入施設が実施する候補者の日本語学習や介護分野の専門学習支援並びに学習環境の整備及び研修担当者の活動に対し支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・介護人材育成のための補助金交付	
アウトプット指標（達成値）	補助対象施設及び人材数 令和5年度 11施設42名	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 介護福祉士資格を8名取得したことが観察できた。	
	<p>(1) 事業の有効性 本事業により8名の外国人介護福祉士候補者が介護福祉士資格を取得し、受入施設に円滑に就労・定着した。</p> <p>(2) 事業の効率性 経費分類のための独自様式を作成・提供し、申請者・県の双方で事務負担の軽減・効率的な事業実施を図った。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.20】(介護分) 介護の魅力発信プロジェクト事業 (合同入職式等開催)	【総事業費】 3,133千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。 アウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着	
事業の内容(当初計画)	新卒の介護職員を対象に合同入職式を開催することで、同期入職者同士の連帯感を醸成する。 新人職員から3年目職員を対象としたフォローアップ研修会や意見交換会を実施することにより、早期離職の防止を図る。また、中途採用者は、新卒者と状況が異なるため、別途中途採用者を対象とした意見交換会を実施する。	
アウトプット指標(当初の目標値)	・新人職員、入職2年目職員、3年目職員を対象に研修会及び意見交換会を実施(4回) ・中途採用者を対象に意見交換会を実施(1回)	
アウトプット指標(達成値)	○研修会及び意見交換会の実施(6回) ・合同入職式(意見交換会)の実施(26人参加) ・新入介護職員研修会の実施(①21人参加②31人参加) ・2年目介護職員研修会の実施(28人参加) ・3年目介護職員研修会の実施(18人参加) ・中途採用介護職員研修会の実施(16人参加)	
事業の有効性・効率性	○観察できなかった。→理由：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着を確認する体制が整備されていないため、人材確保・定着についての具体的数値を算出することができない。 代替指標：年度末に行われる新入介護職員研修会②の参加者数が年度当初に実施した新入介護職員合同入職式の参加者数と同等となることを目標としていたが、合同入職式の参加者数26人に対して、新入介護職員研修会は31人であり新入介護職員の定着が確認できた。	

	<p>(1) 事業の有効性 合同入職式、研修会において介護現場での悩みや問題を共有することにより、同期入職者同士の連帯感の醸成と施設間の連携強化が図られた。</p> <p>(2) 事業の効率性 県内の介護保険施設等に精通している公益財団法人介護労働安定センター山梨支部に事業を委託することにより、効率的な事業周知と事業実施が図られた。。</p>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.21】(介護分) 労働環境・処遇改善、人材育成力強化事業	【総事業費】 220 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：2025年度までに511人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	労働環境・処遇改善、人材育成力の強化の観点から、新人介護職員に対するエルダー・メンター制度等の導入を支援するための研修を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	職員定着化に向けた支援体制の構築と具体的な技法の習得・体得を目的とする。 ・研修受講者数 各年度30人	
アウトプット指標（達成値）	令和5年度：研修受講者数 27人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：実施後アンケートにおける満足度80%以上 94.7% → 達成	
	<p>（1）事業の有効性 施設単体では手が回らない職員研修について、まとめて実施することにより施設の負担軽減を図りながら、スキルアップにつなげることができている。</p> <p>（2）事業の効率性 参加施設を数多く募ることにより、効率的な会場確保、運営が図れている。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.22】(介護分) テクノロジーを活用した業務効率化モデル事業	【総事業費】 13,515 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 山梨県社会福祉協議会)	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標: 介護ロボット・ICTの促進により労働環境の改善を図る。	
事業の内容 (当初計画)	介護施設の管理者等が雇用管理改善の一環として行う介護ロボットやICTを活用した業務改善の取り組みをコンサルティングにより支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	介護ロボットやICT導入による業務改善の取組を紹介し、介護事業所の介護ロボットやICT導入による業務改善を促進する。	
アウトプット指標 (達成値)	令和5年度 介護施設2施設に対し、介護ロボット等の導入支援を実施。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標: 精神的な業務負担の削減 2施設	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>当事業は、介護ロボットやICTを導入する事業所に対し、課題分析や機器の選定、効果測定等の導入手法を示すことにより、介護ロボットやICTの有効活用が図られる。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>介護ロボットやICTの導入手法について、導入手法のモデル施設を設定し、その施設での導入事例を県内に広く周知することができた。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.22】(介護分) 介護生産性向上推進事業	【総事業費】 4,776 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 山梨県社会福祉協議会)	
事業の期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標: 介護ロボット・ICTの導入等を通じた介護現場における生産性向上の取組を促進することにより、労働環境の改善を図る。	
事業の内容 (当初計画)	介護ロボットやICT導入に係る相談窓口を設置し、介護事業所の生産性向上に係る取組を支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	介護ロボットやICT導入による業務改善の取組に係る相談を受け、介護事業所の業務改善を促進する。	
アウトプット指標 (達成値)	介護ロボットやICT導入による業務改善の取組に係る相談件数 26件	
事業の有効性・効率性	介護事業所の課題に対応した介護ロボットやICTを導入して業務改善に継続して取り組む事業所 3事業所	
	<p>(1) 事業の有効性 介護事業所介護ロボットやICT導入前に相談窓口を利用することで、介護事業所の課題や環境に応じた適切な機器の導入につながっており、労働環境の改善が進んでいる。</p> <p>(2) 事業の効率性 県が実施する介護ロボットやICT導入補助金の要件として、相談窓口の利用やセミナーの受講を掲げているため、機器導入前の介護事業所支援を行うことができている。</p>	
その他		

令和4年度山梨県計画に関する 事後評価

令和7年1月

山梨県

目次

1. 事後評価のプロセス

- (1) 「事後評価の方法」の実行の有無 1
- (2) 審議会等で指摘された主な内容 1

2. 目標の達成状況 2

3. 事業の実施状況

【医療分】

- [事業区分2] 居宅等における医療の提供に関する事業 . . . 17
- [事業区分4] 医療従事者の確保に関する事業 23
- [事業区分6] 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に
関する事業 32

【介護分】

- [事業区分3] 介護施設等の整備に関する事業 34
- [事業区分5] 介護従事者の確保に関する事業 36

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

行った

(実施状況)

- ・令和 5年3月22日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和 5年5月17日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和 5年8月 2日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和5年12月25日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和 6年6月20日 山梨県医療審議会において意見聴取

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

※ 事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

■山梨県全体

1. 目標

地域の医療ニーズに対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたり持続的に受けられるよう病床の機能分化・連携を進めるほか、地域包括ケアシステムの充実と強化に向けた在宅医療や、住み慣れた地域での生活を支える介護サービス提供体制の構築、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・定着を進めることにより、医療計画 ※1 や介護保険事業支援計画 ※2 に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

- ※1 「山梨県地域保健医療計画」（平成30年度～令和5年度）
（医療計画の一部である「山梨県地域医療構想」を含む）
- ※2 「健康長寿やまなしプラン」（令和3年度～令和5年度）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

地域医療構想を踏まえ、不足する回復期機能への病床転換等を促進するための取組を実施し、病床の機能分化・連携を推進する。

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標）

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・高度急性期機能 1,178床（H26）→ 535床（R7）
 - ・急性期機能 3,914床（H26）→ 2,028床（R7）
 - ・回復期機能 928床（H26）→ 2,566床（R7）
 - ・慢性期機能 2,348床（H26）→ 1,780床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

高齢化の進展に伴う在宅医療の需要増加に対応するため、在宅医療を担う人材の育成等に取り組み、在宅医療を総合的に推進する。

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140箇所（H27）→ 154箇所（R2）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20箇所（H27）→ 23箇所（R2）

- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
7 病院 (H28) → 9 病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数
50 箇所 (H27) → 56 箇所 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
40 箇所 (H27) → 45 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所
45 箇所 (H28) → 51 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数
83 箇所 (H27) → 92 箇所 (R2)
- 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数
0 箇所 (H29) → 1 箇所以上 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 8 期介護保険事業支援計画等（令和 3 年度～5 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設
1,661 床 → 1,835 床
- 認知症高齢者グループホーム
1,139 床 → 1,193 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所
29 カ所 → 32 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
5 カ所 → 10 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
8 カ所 → 12 カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

医師や看護師の偏在解消のための取組を中心に、医療従事者の確保を推進する。

【定量的な目標値】

- 医療施設従事医師数
1,924 人 (H28) → 2,099 人 (R5)
- 就業看護職員数（常勤換算後）
9,830.9 人 (H28) → 10,742.5 人 (R5)
- 養成所等卒業生県内就業率
75.6% (H29) → 75.6% (R5)
- ナースセンター事業再就業者数
430 人 (H28) → 443 人 (R5)
- MFICU 病床数
6 床 (H29) → 6 床 (R5)
- NICU 病床数
30 床 (H29) → 30 床 (R5)

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

介護人材の確保・定着を図るため、介護人材の資質向上や介護の仕事の魅力発信、労働環境の改善を図るための事業を推進する。また潜在的な介護人材の確保事業も推進していく。併せて、介護事業所における感染症対策支援事業を実施し、新型コロナウイルス感染症流行下においても介護サービスの提供体制を確保する。

【定量的な目標値】

- 令和7年度において必要となる介護人材等の確保及び定着のための取組みと、上記対象事業を実施し人材を確保する。
介護職員数 13,689人 (R1) → 15,027 (R5)

⑥勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業に関する目標

山梨県においては、2024年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の労働時間短縮を強力に進める必要があることから、勤務医の働き方改革の推進の取組を進める。

- 救急医療機関で救急車受入件数1000以上2000件未満、又は救急車受入件数1000件未満で夜間・休日・時間外入院件数が500件以上の医療機関において、客観的な労働時間管理方法を導入している医療機関の増加

2. 計画期間

令和4年4月1日～令和8年3月31日

□山梨県全体（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・高度急性期機能 1,178床 (H26) → 718床 (R5)
 - ・急性期機能 3,914床 (H26) → 3,207床 (R5)
 - ・回復期機能 928床 (H26) → 1,750床 (R5)
 - ・慢性期機能 2,348床 (H26) → 1,818床 (R5)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140箇所 (H27) → 109箇所以上 (R4)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20箇所 (H27) → 10箇所以上 (R4)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
7病院 (H28) → 18病院 (R5)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50箇所 (H27) → 43箇所以上 (R4)

- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数
40箇所 (H27) → 59箇所 (R4)
- 在宅療養支援歯科診療所
45箇所 (H28) → 46箇所 (R5)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数
83箇所 (H27) → 186箇所 (R4)
- 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数
0箇所 (H29) → 2箇所 (R5)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設
1,661床 → 1,661床
- 認知症高齢者グループホーム
1,139床 → 1,139床
- 小規模多機能型居宅介護事業所
29カ所 → 29カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
5カ所 → 5カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
8カ所 → 8カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

- 医療施設従事医師数
1,924人 (H28) → 2,068人 (R4)
- 就業看護職員数 (常勤換算後)
9,830.9人 (H28) → 10,350.1人 (R4)
- 養成所等卒業生県内就業率
75.6% (H29) → 73.0% (R6.3)
- ナースセンター事業再就業者数
430人 (H28) → 298人 (R5)
- MFICU病床数
6床 (H29) → 6床 (R5)
- NICU病床数
30床 (H29) → 27床 (R5)

⑤ 介護従事者の確保

- 介護職員数は、令和3年度までに平成28年度から1,000人以上増加したものの、令和7年度までの需給改善に向けては、引き続き介護人材確保の事業に取り組む必要がある。

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業に関する目標

- 救急医療機関で救急車受入件数1000以上2000件未満、又は救急車受入件数1000件未満で夜間・休日・時間外入院件数が500件以上の医療機関において、客観的な労働時間管理方法を導入している医療機関数の増加
0 (R2) → 3 (R5)

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数や、ナースセンター事業再就業者数は、現時点では目標に達していない。遠隔診療体制の整備や医師の働き方改革に伴う勤務環境の改善など、今後も更に対策を進め、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- ▶ 介護施設等の看取り環境の整備、介護職員の宿舍整備、簡易陰圧装置の設置により、支援体制の向上が図れた。
- ▶ 介護職員の参入促進、資質の向上、魅力ある職場環境の整備を3つの柱として、介護職員の確保対策を進めている。今後も引き続き、介護職員の確保に資する事業を積極的に展開していく。

3. 改善の方向性

【医療分】

- ▶ 引き続き在宅医療の充実や医師確保、看護職員の資質向上や離職防止対策を推進し、就業の継続や再就職の支援を行っていく。

【介護分】

- ▶ 令和7年度の需給改善に向けて、今後も引き続き、介護職員の確保・定着を進めていく。

4. 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■中北区域

1. 目標

中北区域は、甲府市を中心とする峡中地域に医療資源が集中し、他区域から多くの患者が流入する一方で、北部の峡北地域は医療資源が乏しく、区域内の格差が著しい。

区域全体では、全県的な課題である在宅医療提供体制の確保が課題であるほか、峡中地域以外の他区域からの患者流入等による医療機能不足の解消、峡北地域の医療資源確保等が課題となっている。

令和4年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- ▶ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 1,962床 (H26) → 1,353床 (R7)

・回復期機能 263 床 (H26) → 1,227 床 (R7)

・慢性期機能 1,486 床 (H26) → 1,161 床 (R7)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 77 施設 (H27) → 86 施設 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 12 施設 (H27) → 13 施設 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 3 施設 (H28) → 4 施設 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27 施設 (H27) → 30 施設 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 22 施設 (H27) → 25 施設 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 26 箇所 (H28) → 29 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 52 箇所 (H27) → 58 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 8 期介護保険事業支援計画等（令和 3 年度～5 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 792 床 → 879 床
- 認知症高齢者グループホーム 713 床 → 740 床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5 カ所 → 7 カ所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 13 カ所 → 14 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 4 カ所 → 7 カ所

2. 計画期間

令和 4 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

□中北区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 1,962床 (H26) → 1,771床 (R5)
- ・回復期機能 263床 (H26) → 690床 (R5)
- ・慢性期機能 1,486床 (H26) → 1,296床 (R5)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 77箇所 (H27) → 60箇所以上 (R4)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 12箇所 (H27) → 6箇所以上 (R4)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 3病院 (H28) → 8病院 (R5)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27箇所 (H27) → 31箇所以上 (R4)
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 22箇所 (H27) → 35箇所 (R4)
- 在宅療養支援歯科診療所 26箇所 (H28) → 25箇所 (R5)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 52箇所 (H27) → 125箇所 (R4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 792床 → 792床
- 認知症高齢者グループホーム 713床 → 713床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5カ所 → 5カ所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 13カ所 → 13カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 4カ所 → 4カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数は、現時点では目標に達していない。
- 遠隔診療体制の整備や医師の働き方改革に伴う勤務環境の改善など、今後も更に対策を進め、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域

医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。

また、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡東区域

1. 目標

峡東区域は、人口当たりで県平均を上回る病院数・病床数を有するが、リハビリテーションを提供する病院が多く、急性期医療を中心に中北区域（峡中地域）への流出患者が多い一方で、リハビリテーション目的の患者の流入が多い区域である。

区域全体では、今後の高齢者の増加を見据え、在宅医療を担う医師の確保、連携体制の構築など在宅医療提供体制の確保・充実等が課題となっている。

令和4年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776床（H26）→ 279床（R7）
 - ・回復期機能 639床（H26）→ 978床（R7）
 - ・慢性期機能 587床（H26）→ 419床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 28施設（H27）→ 30施設（R2）

- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 施設 (H27) → 4 施設 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2 施設 (H28) → 2 施設 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 11 施設 (H27) → 12 施設 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 7 施設 (H27) → 7 施設 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 9 施設 (H28) → 10 施設 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 17 施設 (H27) → 18 施設 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期介護保険事業支援計画等（令和3年度～5年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 368 床 → 397 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 6 カ所 → 7 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 カ所 → 3 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 1 カ所 → 2 カ所

2. 計画期間

令和4年4月1日～令和8年3月31日

□ 峡東区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776 床 (H26) → 498 床 (R5)
 - ・回復期機能 639 床 (H26) → 872 床 (R5)
 - ・慢性期機能 587 床 (H26) → 341 床 (R5)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 28 箇所 (H27) → 27 箇所以上 (R4)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 4 箇所以上 (R4)

- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
2 病院 (H28) → 5 病院 (R5)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数
11 箇所 (H27) → 12 箇所以上 (R4)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
7 箇所 (H27) → 9 箇所 (R4)
- 在宅療養支援歯科診療所
9 箇所 (H28) → 11 箇所 (R5)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数
17 箇所 (H27) → 27 箇所 (R4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設
368 床 → 368 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所
6 カ所 → 6 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
1 カ所 → 1 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
1 カ所 → 1 カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数は、現時点では目標に達していない。
- 遠隔診療体制の整備や医師の働き方改革に伴う勤務環境の改善など、今後も更に対策を進め、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡南区域

1. 目標

峡南区域は、県下で最も高齢化・過疎化が進展しており、在宅医療に対する需要が高い地域である。一方、医療提供体制は特に脆弱であり、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

令和4年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 310床（H26）→ 78床（R7）
- ・回復期機能 26床（H26）→ 102床（R7）
- ・慢性期機能 124床（H26）→ 83床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 9箇所（H27）→ 10箇所（R2）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 2箇所（H27）→ 2箇所（R2）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2病院（H28）→ 2病院（R2）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 3箇所（H27）→ 4箇所（R2）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 6箇所（H27）→ 7箇所（R2）
- 在宅療養支援歯科診療所 2箇所（H28）→ 3箇所（R2）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 3箇所（H27）→ 4箇所（R2）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期介護保険事業支援計画等（令和3年度～5年度）において地域密着型サービス施設等の整備は予定していないが、随時、高齢者のプライバシー保護のための施設改修等を支援していく。

2. 計画期間

令和4年4月1日～令和8年3月31日

□ 峡南区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 310床（H26）→ 314床（R5）
 - ・回復期機能 26床（H26）→ 0床（R5）
 - ・慢性期機能 124床（H26）→ 105床（R5）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 9箇所（H27）→ 3箇所以上（R4）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 2箇所（H27）→ 0箇所以上（R4）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2病院（H28）→ 2病院（R5）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 3箇所（H27）→ 0箇所以上（R4）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 6箇所（H27）→ 6箇所（R4）
- 在宅療養支援歯科診療所 2箇所（H28）→ 3箇所（R5）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 3箇所（H27）→ 6箇所（R4）

③ 介護施設等の整備

- 簡易陰圧装置設置経費の支援を行った。

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援、在宅看取りを実施している病院・診療所数は、現時点では目標に達していない。
- 今後も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
また、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■富士・東部区域

1. 目標

富士・東部区域は、大規模な病院が集積する中北区域に比べ医療資源の面で大きな格差が生じていると同時に、中北区域とは御坂山系等で分断され、自動車でも1～2時間程度離れているという地理的条件があり、他の区域よりも区域内で医療を完結する必要性が高いことから、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

令和4年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866床（H26）→ 318床（R7）
 - ・回復期機能 0床（H26）→ 259床（R7）
 - ・慢性期機能 151床（H26）→ 117床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 26 箇所 (H27) → 28 箇所 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 4 箇所 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 0 病院 (H28) → 1 病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 9 箇所 (H27) → 10 箇所 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 5 箇所 (H27) → 6 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 8 箇所 (H28) → 9 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 11 箇所 (H27) → 12 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（令和3年度～5年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 358 床 → 416 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 8 カ所 → 9 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 1 カ所

2. 計画期間

令和4年4月1日～令和8年3月31日

□富士・東部区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866 床 (H26) → 624 床 (R5)
 - ・回復期機能 0 床 (H26) → 188 床 (R5)
 - ・慢性期機能 151 床 (H26) → 76 床 (R5)
- ※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
- ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 26 箇所 (H27) → 19 箇所以上 (R4)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 0 箇所以上 (R4)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 0 病院 (H28) → 3 病院 (R5)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 9 箇所 (H27) → 0 箇所以上 (R4)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 5 箇所 (H27) → 9 箇所 (R4)
- 在宅療養支援歯科診療所 8 箇所 (H28) → 7 箇所 (R5)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 11 箇所 (H27) → 28 箇所 (R4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 358 床 → 358 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 8 カ所 → 8 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 0 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2 カ所 → 2 カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援、在宅看取りを実施している病院・診療所数は、現時点では目標に達していない。
- 今後も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取組を推進していく。
- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げしていない。

3. 事業の実施状況【医療分】

事業の区分	Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.4（医療分）】 在宅医療人材育成事業	【総事業費】 29,337 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	令和4年10月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県ではこれまで、在宅医療を始めるに当たり必要となる運営上のノウハウや実践的な知識等に関する助言・支援を目的とした事業は実施していない。人口10万人当たりの医療機関数に比べ、訪問診療を実施する医療機関が他県より少ない状況を踏まえると、在宅医療への参入メリットや運営上のノウハウを習得する機会を作ることで、在宅医療を開始する医療機関が増加することが期待される。	
	アウトカム指標：訪問診療を実施する病院・診療所数 140施設（H27）→154施設（R4） ・在宅療養支援病院数・診療所数 71箇所（H28）⇒78箇所（R5）	
事業の内容（当初計画）	在宅医療の参入メリットや、在宅医療を実施するための運営上のノウハウ等を習得する機会を設けるとともに、参入意欲を有する医療機関に対しアドバイザーの派遣等の個別支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	アドバイザー派遣等要請施設数 23施設（R4～R5）	
アウトプット指標（達成値）	医療機関向け在宅医療基礎的研修会の開催（R4 オンライン開催：109名参加） アドバイザー派遣要請施設数：20施設（R4～R5）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： （代替指標）在宅療養支援病院・診療所数 79施設（R2）→79施設（R6）	
	<p>（1）事業の有効性</p> <p>個々の医療機関の課題に応じた適切な個別支援が実施された。 R4年度下期に事業をスタートし事業周知に時間を要したことから派遣要請施設数は目標に届かなかったものの、R5年度は診療所からの要請希望が多く、在医総管のみの算定から在支診の施設基準を満たす医療機関もあったことから事業は有効であった。</p>	

	(2) 事業の効率性 在宅医療に精通しているコンサルティング会社に委託することにより、効率的に事業が執行された。
その他	

事業の区分	Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.6 (医療分)】 医療的ケア児支援センター運営事業	【総事業費】 87,411 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (国立病院機構甲府病院への委託事業)	
事業の期間	令和4年4月1日 ~ 令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	人工呼吸器の装着など、医療依存度が高い子どもが増加しており、県内には2019.4.1時点(県が実施した実態調査による)で、187人の在宅医療的ケア児者(児童66人、成人121人)が居住しているが、NICU等医療機関から退院した後の在宅児の発達に応じた専門性の高い適切な支援が求められている。 医療的ケア児者の支援は、現在、個々の制度の相談窓口だけで対応しているが、適切な支援に繋げるためには様々な相談をワンストップで受け止める窓口が必要であり、また、医療、福祉、保育、教育、労働、行政等の多職種連携をコーディネートする、特に医療的知識を持つ相談員が必要となる。	
	年間相談累計対応件数 100件(R4年度)→120件(R5年度)→140件(R6年度)	
事業の内容(当初計画)	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和3年9月18日施行)」第14条に基づき、医療的ケア児者及びその家族を包括的に支援する体制を整備するための医療的ケア児支援センターを設置する。	
アウトプット指標(当初の目標値)	医療的ケア児支援センターの設置数 2	
アウトプット指標(達成値)	医療的ケア児支援センターの設置数 1	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標: 年間相談累計対応件数 57件(R5年度)	
	(1) 事業の有効性 ・家族や支援関係者向けの総合的な相談窓口を整備し、他機関にまたがる支援を包括的に調整できる体制を整備し、医療的ケア児の発達・成長に応じた適切な療育を行うことができる。 ・アウトプット指標について、R5年度の達成値は、目標値の設	

	<p>置数2に対して1となるが、R6年5月に都留市において富士・東部医療的ケア児支援センターを設置したところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトプカム指標について、開設初年度ということで過大な設定となってしまったが、医療的ケア児支援センターのR4実績を年間相談件数に換算した45件、R5実績である57件は。対象者の約2%であることから、他の類似施設と比較しても妥当な数字となっている。(参考：本県の難病支援センターの相談件数は、難病対象者の1.15%) ・次回以降は指標設定を現実的な数値にすることも含め、内容を検討することとする。 <p>(2) 事業の効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・R6年度には、富士東部圏域に医療的ケア児支援センターのサテライトを設置するため、富士東部圏域の医療的ケア児者及び保護者が相談する時の移動の負担軽減を図ることができる。
その他	

事業の区分	Ⅱ 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.7 (医療分)】 医療型短期入所事業所整備促進事業	【総事業費】 32,000 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (医療法人等への補助事業)	
事業の期間	令和4年10月1日 ~ 令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>医療技術の進歩により小児の救命率が向上し、地域で生活する医療的ケア児者の数が全国的に増加しているが、本県においては医療型短期入所が可能な施設数に地域格差が生じていることから、医療的ケア児者及びその家族がどの地域でも安心して在宅生活を送れるよう体制を整備する必要がある。</p> <p>医療型短期入所の月平均実利用者数 25.6人 (R2年度) → 56.1人 (R6年度) 在宅医療的ケア児者の13.6% 在宅医療的ケア児者の30%</p>	
事業の内容 (当初計画)	医療的ケア児者の地域生活を支える医療型短期入所事業所のニーズに対して、十分な事業所数が確保できていないことから、新たに医療型短期入所事業所を開設する医療法人等に対し、備品購入等に係る経費の支援を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<p>医療型短期入所事業所の新規開設数 10施設</p> <p>中北医療圏 4施設 (R3) →5施設 (R6年度末) 峡東医療圏 0施設 (R3) →3施設 (R6年度末) 峡南医療圏 0施設 (R3) →3施設 (R6年度末) 富士・東部医療圏 1施設 (R3) →4施設 (R6年度末)</p>	
アウトプット指標 (達成値)	<p>医療型短期入所事業所の新規開設数 7施設</p> <p>中北医療圏 4施設 (R3) →5施設 (R5年度末) 峡東医療圏 0施設 (R3) →1施設 (R5年度末) 峡南医療圏 0施設 (R3) →0施設 (R5年度末) 富士・東部医療圏 1施設 (R3) →1施設 (R5年度末)</p>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 医療型短期入所の月平均実利用者数 25.6人 (R2年度) → 28.2人 (R5年度) 在宅医療的ケア児者の13.6% 在宅医療的ケア児者の13.9%</p> <p>(1) 事業の有効性 本事業により医療型短期入所事業所が2カ所新設され、</p>	

	<p>また、月平均実利用者数が増加し、一定程度の効果が得られたが、目標には到達しなかった。医療型短期入所への参入は困難とされており、事業所開設には相当の時間が必要であることから、令和6年度も引き続き、当該事業の普及・啓発活動や開設を検討している事業所のフォローアップを行い、目標達成を図る。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>医療機関等に対する集合研修や個別訪問の同行支援等を行う委託事業と一体的に行うことで、医療型短期入所事業所の開設の促進を図っている。</p>
その他	

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.9 (医療分)】 医師派遣推進事業	【総事業費】 150,000 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨大学	
事業の期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>県内に4つある二次医療圏のうち、3つの医療圏で人口10万人あたりの医療施設従事医師数が全国及び全県の平均を下回っており、1つの医療圏に医師が偏在しているため、医師の地域偏在の解消が必要である。</p> <p>アウトカム指標：医師の確保を特に図るべき区域等に所在する病院への医師派遣決定数 10名 (R3) → 10名 (R4)</p>	
事業の内容 (当初計画)	医師派遣調整検討委員会における協議を踏まえ、医師不足病院に対し医師派遣を行う山梨大学の運営等に対し支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	県内病院における医師不足実態調査の実施	年1回
	医師派遣調整検討委員会の開催	年1回
アウトプット指標 (達成値)	県内病院における医師不足実態調査の実施	年1回
	医師派遣調整検討委員会の開催	年1回
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 医師の確保を特に図るべき区域等に所在する病院への医師派遣決定数 10名 (R3) → 10名 (R5)</p> <p>(1) 事業の有効性 県内全体の医療施設従事医師数は増加しているものの、未だ医師数の医療圏格差は是正されていない状況である。医師を継続して派遣したことにより、医師不足地域における医療提供体制を維持することができたと考える。今後も、キャリア形成プログラムの適切な運用により増加していく地域枠医師の地域への配置を進め、目標達成を図っていく。</p> <p>(2) 事業の効率性 医師派遣を業務としている地域医療支援センターに医師派遣調整検討委員会を設置し、医師派遣の調整を行ったため、効率的な事業を実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.20 (医療分)】 看護職員就労環境改善事業	【総事業費】 465,126 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県、医療機関	
事業の期間	令和4年4月1日～令和8年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内病院の看護職員確保のため、多職種連携や多様な働き方等による勤務環境改善や医療提供体制等最新の動向を学ぶ機会を設け、各医療機関での対策が重要であるという認識を高める必要がある。	
	アウトカム指標： 就業看護職員数（実人員） 11,288人（R2）→ 12,008人（R7） 正規雇用看護職員の離職率（年間の総退職者が職員数に占める割合） 9.8%（R1）→ 9.8%以下（R5）	
事業の内容（当初計画）	看護管理者的業務に従事している者を対象に、短時間正規雇用など多様な勤務形態等の導入や職場環境改善等に関する研修等を行うとともに、各病院の短時間正規職員制度の導入等、柔軟な働き方を促進するための支援を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	多様な勤務形態等の導入や看護業務の効率化・職場風土改善に関する研修会の実施回数（1回・180人） 短時間正規職員制度の導入済病院数 16病院	
アウトプット指標（達成値）	多様な勤務形態等の導入や看護業務の効率化・職場風土改善に関する研修会の実施回数（1回・139人）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 就業看護職員数（実人員） 11,288人（R2）→ 11,316人（R4） 正規雇用看護職員の離職率（年間の総退職者が職員数に占める割合） 7.4%（R3）→ 10.7%（R4） 代替指標 離職者数 799人（R4）→ 847人（R5）	
	（1）事業の有効性 働き方等、看護職が自身のニーズに合った職場に就業し直す傾向があり、離職者数が増加した。就業ニーズ等働き方の多様化への理解や人材育成について、専門家による研修を行い、職場環境	

	<p>の改善につながる最新の知見やスキルを習得する機会を提供した。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>研修を通して職場環境の問題や課題に対する解決策への知見を得ることは、職場風土の見直しや働きやすい職場への改善となり、看護職の定着につなげることができる。</p>
その他	

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.22 (医療分)】 周産期医療体制等整備事業	【総事業費】 102,000 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨大学	
事業の期間	令和4年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>本県の産婦人科医師数は平成30年度で76名であるが、65歳以上が10名に対して29歳以下が5名と医師の高齢化も進み、将来、分娩休止が危惧される状況にあることから産婦人科医の確保が課題となっている。</p> <p>特に、2024年(R6)4月からスタートする医師の時間外労働規制(いわゆる医師の働き方改革)に対応できる十分な産婦人科医の人員確保は喫緊の課題である。</p> <p>また、R4年度から山梨大学において、胚培養士の育成を行うセンターの新設が予定されており、生殖医療を専門とする産婦人科医による技術研修が不可欠であることから、胚培養士の養成支援体制の強化を図る必要がある。</p>	
	産婦人科入局者数：8人(R4～R7)	
事業の内容(当初計画)	<p>山梨大学に生殖医療学・周産期医療学講座(寄附講座)を設置し、県内の産婦人科医を安定的に確保するための取り組みや、胚培養士の育成支援を行う不妊専門医の新たな配置、産科医の負担軽減を図るための助産師の活用、保健師や看護師を対象にした不妊治療にかかる研修等を行う他、本県に相応しい効果的な産科医療体制の構築について調査・研究することにより、将来にわたって安定的な産科・周産期医療提供体制を確保する。</p>	
アウトプット指標(当初の目標値)	生殖補助医療の実習及びセミナー受講者数：20人(R4～R6)	
アウトプット指標(達成値)	生殖補助医療の実習及びセミナー受講者数：36人(R5)	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 産婦人科入局者数：2人(R4)、1人(R5)</p>	
	<p>(1) 事業の有効性 本事業により、産婦人科を専攻する研修医が増加し、将来</p>	

	<p>的な産婦人科医の確保につながっている。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>県内唯一の医師養成機関である山梨大学に寄附講座を設置することにより、効率的に産科医療提供体制の整備を図っている。</p>
その他	

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.24 (医療分)】 特定行為研修受講促進事業	【総事業費】 87,270 千円
事業の対象となる区域	県全域	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>高齢化の進展とともに医療資源が限られる中、特定行為を行える看護師は医師の指示によらず手順書に基づき必要な医療サービスを提供でき、また医師の働き方改革の担い手としても大きく期待されており、国においても2025年までに特定行為研修修了看護師を10万人養成することを目指していることから本県においても積極的に養成を図っていく必要がある。</p> <p>本県においては、山梨大学医学部附属病院に加えR4.4から県立中央病院に特定行為研修が開講されるほか、R5春を目途に特定行為研修を取り込む感染管理認定看護師を養成する教育課程を開設するよう準備を進めており、県内における研修受講の推進を図る環境が整備されつつある。</p>	
	<p>県内における特定行為研修を修了した看護職員数 12人(R3)→60人以上(R6)</p>	
事業の内容(当初計画)	<p>県内で実施される特定行為研修受講者(特定行為研修を組み込んだ認定看護師教育課程を含む)に受講料(入学金、受講料、教材費など)を助成した医療機関等に対し、その助成額を助成する。</p>	
アウトプット指標(当初の目標値)	<p>特定行為研修受講看護師数 事業全体で50人</p>	
アウトプット指標(達成値)	<p>特定行為研修受講看護師数 23人(R5) (感染管理認定看護師課程修了者 14人)</p>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 県内における特定行為研修を修了した看護職員数 41人(R5) → 61人(R6) (感染管理認定看護師課程 14人(R5)→11人(R6))</p>	
	<p>(1) 事業の有効性 本事業により特定行為研修修了者は増加している。医療機関・訪問看護ステーションにおいては、慢性的な人材不足により研修を受講する人材の確保が困難で目標値には到達しなかった。</p>	

	<p>(2) 事業の効率性</p> <p>医療機関のみならず在宅領域で活躍できる訪問看護師等、特定行為研修修了者を促進することで、タイムリーな看護の提供となる。</p>
その他	

事業の区分	IV 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.27 (医療分)】 感染症専門医等感染症対応人材養成事業	【総事業費】 170,000 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	①山梨大学 ②山梨県立中央病院 ③山梨県	
事業の期間	令和4年4月1日 ～ 令和8年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	感染症に対する強靱な地域社会を目指すためには、感染症対策に精通した専門医及び感染症対応人材の養成が不可欠であり、また、感染制御に向けた診断・治療・啓発等の対策を推進するための継続的な研究を進めていく必要がある。	
	①②感染症専門医数 令和3年：1人→令和8年度中：5人 ③感染症対応人材（医師・看護師・薬剤師・臨床検査技師） 令和3年：0人→令和8年100人	
事業の内容（当初計画）	①山梨大学が設置する感染症学講座に対する寄附により次の事業を行う。 （1）感染症専門医の養成等 （2）感染症に関する教育・研究の推進 （3）その他感染症に関する活動（県内医療機関への診療・対策支援等） ②県立中央病院が開設する感染症専門医研修プログラムの受講者確保のため、同プログラム周知を目的とした Web サイトの充実をサポートする等、感染症専門医の養成を支援する。 ③施設等で感染症が発生した場合に対応できる即戦力を養成するため、県が医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師を対象に、感染管理に関する講義及び実地研修を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	①専門医養成講座受講者数 3人以上 ②専門医養成講座受講者数 3人以上、研修受講者確保 Web サイトの充実 ③養成研修受講者 100人以上	
アウトプット指標（達成値）	①山梨大学専門医養成講座受講者数 1人 ②中央病院専門医養成講座受講者数 1人、研修受講者確保 Web サイトの充実 ③研修修了者 44人	

<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：</p> <p>①②感染症専門医数 令和3年：1人（中病） → 令和5年：2人（中病1、医大1） ・参考：感染症専門医養成講座受講者数 令和3年：0人 → 令和5年：2人（中病1、医大1） ※令和4年度は養成講座開始の体制整備。 令和5年度から両実施主体において受講者確保、研修開始。</p> <p>③感染症対応人材 令和3年：0人 → 令和5年：89人（R4からの累積人数）</p>
	<p>（1）事業の有効性</p> <p>①本事業により、山梨大学医学部附属病院が一般社団法人日本感染症学会研修施設として認定され、令和5年度から感染症専門医の養成が開始された。</p> <p>②本事業により、山梨県立中央病院における感染症専門医研修プログラム周知のためのWebサイト開設・充実等を進め、研修プログラムの魅力が向上した結果、令和5年度から感染症専門医の養成が開始された。</p> <p>③本事業により、クラスター発生施設への介入・支援に要する知識及び技術を学ぶための研修プログラムが実施でき、専門性を持った医療職者が早期に介入する体制構築のための人材確保が進んだ。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>①②計画に基づき令和5年度より効率的に養成事業を実施。</p> <p>③令和4年度より継続的に研修を実施。</p> <p>（3）未達成の原因と改善の方向性</p> <p>①令和8年度までに受講者3名の確保を目指すものであり、令和4年度に一般社団法人日本感染症学会研修施設として認定を受け、令和5年度から受講者1名を確保し養成を開始している。今後も計画どおり受講者確保を目指し、周知活動と養成を継続していく。</p> <p>②令和8年度までに受講者2名の確保を目指すものであり、令和4年度に周知を目的としたHP開設・機器整備を行い、研修プログラムの魅力を向上させ、令和5年度から受講者1名を確保し養成を開始している。今後も計画どおり受講者確保を目指し、周知活動と養成を継続していく。</p> <p>③令和8年度までに100人の修了者を目指すものであり、令和6年度も継続して研修を実施する中で目標達成が見込まれている。</p>
<p>その他</p>	

事業の区分	VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業	
事業名	【No.29 (医療分)】 地域医療勤務環境改善体制整備事業	【総事業費】 7,646 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	令和4年4月1日 ~ 令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>2024年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始までの間に、地域での医療提供体制を確保しつつ、医師の労働時間短縮を強力に進めていくため、必要かつ実効的な施策を講じる必要がある。</p> <p>特に勤務医が働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取り組みとして、チーム医療の推進やICT等による業務改革を進めていく。</p> <p>アウトカム指標：救急医療機関で救急車受入件数1000以上2000件未満、又は救急車受入件数1000件未満で夜間・休日・時間外入院件数が500件以上の医療機関において、客観的な労働時間管理方法を導入している医療機関の増加 (R3:1→R5:3)</p>	
事業の内容 (当初計画)	医師の労働時間短縮に向けた取組として、医療機関が作成した「勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」に基づく取組を総合的に実施する事業に対し助成する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	対象となる医療機関数 7	
アウトプット指標 (達成値)	対象となる医療機関数 1	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 救急医療機関で救急車受入件数1000以上2000件未満、又は救急車受入件数1000件未満で夜間・休日・時間外入院件数が500件以上の医療機関において、客観的な労働時間管理方法を導入している医療機関数の増加 1</p> <p>(1) 事業の有効性 アウトプット指標は、補助対象となり得る全ての医療機関の数で目標設定したため、達成には至っていないが、医療機関全体の</p>	

	<p>効率化や勤務環境改善の取組を推進することで、着実に勤務医の負担の軽減が図られている。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>チーム医療の推進や ICT 環境の整備等、勤務医の負担軽減に資する取組を総合的に実施することで効率性を向上させている。</p>
その他	

3. 事業の実施状況（介護分）

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業													
事業名	【No. 1（介護分）】 山梨県介護施設等整備事業	【総事業費】 140,086 千円												
事業の対象となる区域	中北、峡東、富士・東部区域													
事業の実施主体	市町村、社会福祉法人等													
事業の期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了													
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活を継続できる体制の構築を図る アウトカム指標：令和5年度末における施設・居住系サービスの入所定員総数 10,234人													
事業の内容（当初計画）	<p>①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">整備予定施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>1カ所</td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>1カ所</td> </tr> </tbody> </table> <p>②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">整備予定施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>1カ所</td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>1カ所</td> </tr> </tbody> </table> <p>③特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室のプライベート改修 ④簡易陰圧装置設置支援 ⑤介護施設等の看取り環境の整備 ⑥介護職員の宿舍施設整備 ⑦介護付き有料老人ホームの整備</p>		整備予定施設等		小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所	整備予定施設等		小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所
整備予定施設等														
小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所													
看護小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所													
整備予定施設等														
小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所													
看護小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所													
アウトプット指標（当初の目標値）	<p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。（健康長寿やまなしプラン：令和2年度～令和5年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム 1,661床(59カ所) →1,835床(65カ所) ・認知症グループホーム 1,139床(77カ所) →1,193床(80カ所) ・小規模多機能型居宅介護事業所 29カ所 → 32カ所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 5カ所 → 10カ所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8カ所 → 12カ所 													
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所 ・簡易陰圧装置の設置 2カ所 													

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共生型サービス事業所の整備 2カ所 ・ 介護施設の看取り環境の整備 2カ所 ・ 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室のプライバシー改修 1カ所
事業の有効性・効率性	令和5年度末における施設・居住系サービスの入所定員総数 10,234人
	<p>(1) 事業の有効性 小規模多機能型居宅介護事業所の整備、看取り環境の整備や、介護職員の宿舎整備、簡易陰圧装置の設置による感染拡大防止のための環境整備は整った。</p> <p>(2) 事業の効率性 県公共事業に準じた手続きにより適正に施設環境整備等が行われた。</p>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.3 (介護分)】 介護の魅力発信プロジェクト事業 (合同入職式等開催)	【総事業費】 3,782 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。 アウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着	
事業の内容（当初計画）	新卒の介護職員を対象に合同入職式を開催することで、同期入職者同士の連帯感を醸成する。 新人職員から3年目職員を対象としたフォローアップ研修会や意見交換会を実施することにより、早期離職の防止を図る。また、中途採用者は、新卒者と状況が異なるため、別途中途採用者を対象とした意見交換会を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・新人職員、入職2年目職員、3年目職員を対象に研修会及び意見交換会を実施（4回） ・中途採用者を対象に意見交換会を実施（1回） 	
アウトプット指標（達成値）	【R4】 <ul style="list-style-type: none"> ・新入介護職員合同入職式の開催、新入介護職員研修会の実施、2年目介護職員研修会の実施、中途採用介護職員研修会の実施（新型コロナウイルスの影響により開催中止） ・3年目介護職員研修会の実施（1回、16人） ・介護労働講習（1回、12人） 【R5】 <ul style="list-style-type: none"> ・合同入職式の実施（1回、26人参加） ・新入介護職員研修会の実施（2回、①21人参加②31人参加） ・2年目介護職員研修会の実施（1回、28人参加） ・3年目介護職員研修会の実施（1回、18人参加） ・中途採用介護職員研修会の実施（1回16人参加） ・介護労働講習（1回、18人参加） 	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着 ○観察できなかった →理由：山梨県内の介護保険施設等	

	<p>における就職・離職状況を確認する体制が整備されていないため、人材確保・定着についての具体的な数値を算出することができない。</p> <p>代替指標：研修会の参加者数が合同入職式参加者数と同数以上とする（新入介護職員の定着）ことを目標としていたが、合同入職式が新型コロナウイルスの影響により開催中止となったため、指標確認ができなかった。</p> <p>（R5実績に基づく）</p> <p>代替目標として、年度末に行われる新入介護職員研修会②の参加者数が年度当初に実施した新入介護職員合同入職式の参加者数と同等となることを目標としていたが、合同入職式の参加者数26人に対して、新入介護職員研修会は31人であり新入介護職員の定着が確認できた。</p>
	<p>（1）事業の有効性</p> <p>合同入職式、研修会において介護現場での悩みや問題を共有することにより、同期入職者同士の連帯感の醸成と施設間の連携強化が図られた。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>県内の介護保険施設等に精通している公益財団法人介護労働安定センター山梨支部に事業を委託することにより、効率的な事業周知と事業実施が図られた。</p>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 4 (介護分)】 求人・求職のマッチング機能強化事業	【総事業費】 2,446 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：2025年度までに511人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	福祉・介護職の入職への人材確保を図るとともに、求職者の多様なニーズに伴う就労条件を把握し、きめ細かなマッチングを行い、人材定着を支援する。 ・キャリア支援専門員の配置 2名配置 ・求職者支援活動（ハローワーク訪問活動） ・求人・求職開拓活動	
アウトプット指標（当初の目標値）	・マッチングによる雇用創出目標数 各年度33名	
アウトプット指標（達成値）	マッチングによる雇用創出数 令和3年度3名、令和4年度6名、令和5年度7名	
事業の有効性・効率性	介護従事者の供給改善を図る。 通年を通じて地域別の就職相談会を開催し、事業所と求職者をマッチングすることができた。	
	<p>（1）事業の有効性</p> <p>ハローワーク内における就職セミナーの開催や、地域のニーズを反映した地域別就職相談会の実施、また民間企業が実施する就職フェアへのブースの出展など、きめ細やかな支援を行うことにより、福祉・介護人材の確保が期待される。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>ハローワークと共催で就職セミナーや社会福祉施設見学会を実施するなど、効率的な事業執行に努めている。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.8 (介護分)】 テクノロジーを活用した業務効率化モデル 事業	【総事業費】 6,500 千円
事業の対象となる区域	山梨県	
事業の実施主体	民間企業	
事業の期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：ICTの促進により労働環境の改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	介護施設の管理者等が雇用管理改善の一環として行う介護ロボットやICTを活用した業務改善の取り組みをコンサルティングにより支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	介護ロボットやICT導入による業務改善の取組を紹介し、介護事業所の介護ロボットやICT導入による業務改善を促進する。	
アウトプット指標（達成値）	令和4年度 介護施設2施設に対し、介護ロボット等の導入支援を実施。 令和5年度 介護施設2施設に対し、介護ロボット等の導入支援を実施。	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：精神的な業務負担の削減 2施設	
	<p>(1) 事業の有効性 当事業は、介護ロボットやICTを導入する事業所に対し、課題分析や機器の選定、効果測定等の導入手法を示すことにより、介護ロボットやICTの有効活用が図られる</p> <p>(2) 事業の効率性 介護ロボットやICTの導入手法について、導入手法のモデル施設を設定し、その施設での導入事例を県内に広く周知することができた。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.9 (介護分)】 介護ロボット導入支援事業	【総事業費】 13,848 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	介護事業所等	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。</p> <p>アウトカム指標：2025年度までに511人の介護従事者の供給改善を図る。</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>(例) 産科医の確保を図るため、産科医の処遇改善に取り組む医療機関を支援する。</p> <p>(補助単価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分娩手当 1分娩当たり 10千円 ・研修医手当 1人1月当たり 50千円 	
アウトプット指標(当初の目標値)	介護施設の管理者等が雇用管理改善の一環として介護ロボット導入計画を策定して介護ロボットの導入を行う取り組みを支援する。	
アウトプット指標(達成値)	令和4年度 166 機器 (3 施設)	
事業の有効性・効率性	<p>令和4年度 事故の未然防止：2施設 職員の肉体的：2施設 職員の精神的負担の低減：1施設</p> <p>(1) 事業の有効性 当事業は現在技術開発途上の介護ロボットの導入を支援しようとする先駆的な取り組みであり、介護事業所も製品価格の推移など様子見の状態であるが、今後介護ロボットの技術開発の進展や低価格化などから、介護事業所の積極的な取り組みが期待できる。</p> <p>(2) 事業の効率性 導入事例をホームページに掲載することにより、事業者の導入計画を立てやすいように努めている。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 10 (介護分)】 I C T 導入支援事業	【総事業費】 6,416 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	介護事業所等	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：I C T の促進により労働環境の改善を図る。	
事業の内容 (当初計画)	介護事業所の I C T 化のための介護ソフトやタブレット端末等の購入費用を助成する。	
アウトプット指標 (当初目標値)	I C T 導入支援事業による導入事例を作成し、周知することで、介護事業所の I C T 導入を促進する。	
アウトプット指標 (達成値)	I C T 導入事業所数 令和4年度：5事業所	
事業の有効性・効率性	令和4年度 全体の業務量の減少：4事業所	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>I C T の活用による介護事業所の業務効率化は、介護人材不足への方策として期待できる。また、業務効率化により、介護職員の負担軽減が図られることで、介護職員の離職防止も期待される。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>比較的知名度の高い介護ロボット導入支援事業と併せて、I C T 導入支援事業の取組を紹介することで、より多くの介護事業所に周知することができた。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 12 (介護分)】 介護サービス事業所・施設における感染症対策支援事業費	【総事業費】 136,724 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県、事業受託事業者	
事業の期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	新型コロナウイルス感染症に関していまだ国内の感染状況が収束しておらず、県内の介護事業所から、同感染症流行下における施設等の消毒等に対応するためにかかり増した経費（通常の介護サービスの提供では想定されないかかりまし費用）について、財政援助を要望する声が上がっている。 かかり増し経費の助成件数：県内の介護サービス事業所・施設数 4,266 件	
事業の内容（当初計画）	利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む）を対象に、職場環境復旧・環境整備にかかる費用に対して助成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業所・施設が新型コロナウイルス感染症に対応する備えを十分に行うことで、クラスターの発生が防止される。 ・施設の運営状況が安定し、高齢者等への適切なサービス提供が継続される。 	
アウトプット指標（達成値）	令和4年度実績 支給件数 436 事業所	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：申請があった 436 事業所に対して職場環境復旧・環境整備にかかる費用の助成ができた。</p> <p>（1）事業の有効性 本事業により新型コロナウイルス感染症流行下において、介護保険施設等のサービス継続を図ることができた。</p> <p>（2）事業の効率性 派遣できる職員を事前登録制とすることで、調整・利用しやすいように努めている。</p>	
その他		

令和3年度山梨県計画に関する 事後評価

令和7年1月

山梨県

目 次

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無 1

(2) 審議会等で指摘された主な内容 1

2. 目標の達成状況 2

3. 事業の実施状況

【医療分】

[事業区分1] 地域医療構想の達成に向けた医療機関の
施設又は設備の整備に関する事業 17

【介護分】

[事業区分3] 介護施設等の整備に関する事業 19

[事業区分5] 介護従事者の確保に関する事業 21

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

行った

(実施状況)

- ・令和 4年3月16日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和 4年5月25日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和 5年3月22日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和 5年5月17日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和 5年8月 2日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和5年12月25日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和 6年6月20日 山梨県医療審議会において意見聴取

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

※ 事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

■山梨県全体

1. 目標

地域の医療ニーズに対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたり持続的に受けられるよう病床の機能分化・連携を進めるほか、地域包括ケアシステムの充実と強化に向けた在宅医療や、住み慣れた地域での生活を支える介護サービス提供体制の構築、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・定着を進めることにより、医療計画 ※1 や介護保険事業支援計画 ※2 に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

- ※1 「山梨県地域保健医療計画」（平成30年度～令和5年度）
（医療計画の一部である「山梨県地域医療構想」を含む）
- ※2 「健康長寿やまなしプラン」（令和3年度～令和5年度）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

地域医療構想を踏まえ、不足する回復期機能への病床転換等を促進するための取組を実施し、病床の機能分化・連携を推進する。

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標）

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・高度急性期機能 1,178床（H26）→ 535床（R7）
 - ・急性期機能 3,914床（H26）→ 2,028床（R7）
 - ・回復期機能 928床（H26）→ 2,566床（R7）
 - ・慢性期機能 2,348床（H26）→ 1,780床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

高齢化の進展に伴う在宅医療の需要増加に対応するため、在宅医療を担う人材の育成等に取り組み、在宅医療を総合的に推進する。

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140箇所（H27）→ 154箇所（R2）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20箇所（H27）→ 23箇所（R2）

- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
7 病院 (H28) → 9 病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数
50 箇所 (H27) → 56 箇所 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
40 箇所 (H27) → 45 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所
45 箇所 (H28) → 51 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数
83 箇所 (H27) → 92 箇所 (R2)
- 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数
0 箇所 (H29) → 1 箇所以上 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 8 期介護保険事業支援計画等（令和 3 年度～5 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設
1,661 床 → 1,835 床
- 認知症高齢者グループホーム
1,139 床 → 1,193 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所
29 カ所 → 32 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
5 カ所 → 10 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
8 カ所 → 12 カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

医師や看護師の偏在解消のための取組を中心に、医療従事者の確保を推進する。

【定量的な目標値】

- 医療施設従事医師数
1,924 人 (H28) → 2,099 人 (R5)
- 就業看護職員数（常勤換算後）
9,830.9 人 (H28) → 10,742.5 人 (R5)
- 養成所等卒業生県内就業率
75.6% (H29) → 75.6% (R5)
- ナースセンター事業再就業者数
430 人 (H28) → 443 人 (R5)
- MFICU 病床数
6 床 (H29) → 6 床 (R5)
- NICU 病床数
30 床 (H29) → 30 床 (R5)

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

介護人材の確保・定着を図るため、介護人材の資質向上や介護の仕事の魅力発信、労働環境の改善を図るための事業を推進する。また潜在的な介護人材の確保事業も推進していく。併せて、介護事業所における感染症対策支援事業を実施し、新型コロナウイルス感染症流行下においても介護サービスの提供体制を確保する。

【定量的な目標値】

- 令和7年度において必要となる介護人材等の確保及び定着のための取組みと、上記対象事業を実施し人材を確保する。
介護職員数 13,689人 (R1) → 15,027 (R5)

⑥勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業に関する目標

山梨県においては、2024年4月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の労働時間短縮を強力に進める必要があることから、勤務医の働き方改革の推進の取組を進める。

- 救急医療機関で救急車受入件数1000以上2000件未満、又は救急車受入件数1000件未満で夜間・休日・時間外入院件数が500件以上の医療機関において、客観的な労働時間管理方法を導入している医療機関の増加

2. 計画期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

□山梨県全体（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・高度急性期機能 1,178床 (H26) → 718床 (R5)
 - ・急性期機能 3,914床 (H26) → 3,207床 (R5)
 - ・回復期機能 928床 (H26) → 1,750床 (R5)
 - ・慢性期機能 2,348床 (H26) → 1,818床 (R5)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140箇所 (H27) → 109箇所以上 (R4)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20箇所 (H27) → 10箇所以上 (R4)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
7病院 (H28) → 18病院 (R5)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50箇所 (H27) → 43箇所以上 (R4)

- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数
40箇所 (H27) → 59箇所 (R4)
- 在宅療養支援歯科診療所
45箇所 (H28) → 46箇所 (R5)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数
83箇所 (H27) → 186箇所 (R4)
- 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数
0箇所 (H29) → 2箇所 (R5)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設
1,661床 → 1,661床
- 認知症高齢者グループホーム
1,139床 → 1,139床
- 小規模多機能型居宅介護事業所
29カ所 → 29カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
5カ所 → 5カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
8カ所 → 8カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

- 医療施設従事医師数
1,924人 (H28) → 2,068人 (R4)
- 就業看護職員数 (常勤換算後)
9,830.9人 (H28) → 10,350.1人 (R4)
- 養成所等卒業生県内就業率
75.6% (H29) → 73.0% (R6.3)
- ナースセンター事業再就業者数
430人 (H28) → 298人 (R5)
- MFICU病床数
6床 (H29) → 6床 (R5)
- NICU病床数
30床 (H29) → 27床 (R5)

⑤ 介護従事者の確保

- 介護職員数は、令和3年度までに平成28年度から1,000人以上増加したものの、令和7年度までの需給改善に向けては、引き続き介護人材確保の事業に取り組む必要がある。

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業に関する目標

- 救急医療機関で救急車受入件数1000以上2000件未満、又は救急車受入件数1000件未満で夜間・休日・時間外入院件数が500件以上の医療機関において、客観的な労働時間管理方法を導入している医療機関数の増加
0 (R2) → 3 (R5)

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数や、ナースセンター事業再就業者数は、現時点では目標に達していない。遠隔診療体制の整備や医師の働き方改革に伴う勤務環境の改善など、今後も更に対策を進め、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- ▶ 介護施設等の看取り環境の整備、介護職員の宿舍整備、簡易陰圧装置の設置により、支援体制の向上が図れた。
- ▶ 介護職員の参入促進、資質の向上、魅力ある職場環境の整備を3つの柱として、介護職員の確保対策を進めている。今後も引き続き、介護職員の確保に資する事業を積極的に展開していく。

3. 改善の方向性

【医療分】

- ▶ 引き続き在宅医療の充実や医師確保、看護職員の資質向上や離職防止対策を推進し、就業の継続や再就職の支援を行っていく。

【介護分】

- ▶ 令和7年度の需給改善に向けて、今後も引き続き、介護職員の確保・定着を進めていく。

4. 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■中北区域

1. 目標

中北区域は、甲府市を中心とする峡中地域に医療資源が集中し、他区域から多くの患者が流入する一方で、北部の峡北地域は医療資源が乏しく、区域内の格差が著しい。

区域全体では、全県的な課題である在宅医療提供体制の確保が課題であるほか、峡中地域以外の他区域からの患者流入等による医療機能不足の解消、峡北地域の医療資源確保等が課題となっている。

令和3年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- ▶ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 1,962床 (H26) → 1,353床 (R7)

・回復期機能 263 床 (H26) → 1,227 床 (R7)

・慢性期機能 1,486 床 (H26) → 1,161 床 (R7)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 77 施設 (H27) → 86 施設 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 12 施設 (H27) → 13 施設 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 3 施設 (H28) → 4 施設 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27 施設 (H27) → 30 施設 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 22 施設 (H27) → 25 施設 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 26 箇所 (H28) → 29 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 52 箇所 (H27) → 58 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 8 期介護保険事業支援計画等（令和 3 年度～5 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 792 床 → 879 床
- 認知症高齢者グループホーム 713 床 → 740 床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5 カ所 → 7 カ所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 13 カ所 → 14 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 4 カ所 → 7 カ所

2. 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

□中北区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 1,962床 (H26) → 1,771床 (R5)
- ・回復期機能 263床 (H26) → 690床 (R5)
- ・慢性期機能 1,486床 (H26) → 1,296床 (R5)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 77箇所 (H27) → 60箇所以上 (R4)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 12箇所 (H27) → 6箇所以上 (R4)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 3病院 (H28) → 8病院 (R5)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27箇所 (H27) → 31箇所以上 (R4)
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 22箇所 (H27) → 35箇所 (R4)
- 在宅療養支援歯科診療所 26箇所 (H28) → 25箇所 (R5)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 52箇所 (H27) → 125箇所 (R4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 792床 → 792床
- 認知症高齢者グループホーム 713床 → 713床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5カ所 → 5カ所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 13カ所 → 13カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 4カ所 → 4カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数は、現時点では目標に達していない。
- 遠隔診療体制の整備や医師の働き方改革に伴う勤務環境の改善など、今後も更に対策を進め、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域

医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。

また、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡東区域

1. 目標

峡東区域は、人口当たりで県平均を上回る病院数・病床数を有するが、リハビリテーションを提供する病院が多く、急性期医療を中心に中北区域（峡中地域）への流出患者が多い一方で、リハビリテーション目的の患者の流入が多い区域である。

区域全体では、今後の高齢者の増加を見据え、在宅医療を担う医師の確保、連携体制の構築など在宅医療提供体制の確保・充実等が課題となっている。

令和3年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776床（H26）→ 279床（R7）
 - ・回復期機能 639床（H26）→ 978床（R7）
 - ・慢性期機能 587床（H26）→ 419床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 28施設（H27）→ 30施設（R2）

- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 施設 (H27) → 4 施設 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2 施設 (H28) → 2 施設 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 11 施設 (H27) → 12 施設 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 7 施設 (H27) → 7 施設 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 9 施設 (H28) → 10 施設 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 17 施設 (H27) → 18 施設 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 8 期介護保険事業支援計画等（令和 3 年度～5 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 368 床 → 397 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 6 カ所 → 7 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 カ所 → 3 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 1 カ所 → 2 カ所

2. 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

□ 峡東区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776 床 (H26) → 498 床 (R5)
 - ・回復期機能 639 床 (H26) → 872 床 (R5)
 - ・慢性期機能 587 床 (H26) → 341 床 (R5)
- ※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
- ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 28 箇所 (H27) → 27 箇所以上 (R4)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 4 箇所以上 (R4)

- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
2 病院 (H28) → 5 病院 (R5)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数
11 箇所 (H27) → 12 箇所以上 (R4)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
7 箇所 (H27) → 9 箇所 (R4)
- 在宅療養支援歯科診療所
9 箇所 (H28) → 11 箇所 (R5)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数
17 箇所 (H27) → 27 箇所 (R4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設
368 床 → 368 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所
6 カ所 → 6 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
1 カ所 → 1 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
1 カ所 → 1 カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数は、現時点では目標に達していない。
- 遠隔診療体制の整備や医師の働き方改革に伴う勤務環境の改善など、今後も更に対策を進め、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡南区域

1. 目標

峡南区域は、県下で最も高齢化・過疎化が進展しており、在宅医療に対する需要が高い地域である。一方、医療提供体制は特に脆弱であり、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

令和 3 年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

➤ 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 310 床 (H26) → 78 床 (R7)
- ・回復期機能 26 床 (H26) → 102 床 (R7)
- ・慢性期機能 124 床 (H26) → 83 床 (R7)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 9 箇所 (H27) → 10 箇所 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 2 箇所 (H27) → 2 箇所 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2 病院 (H28) → 2 病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 3 箇所 (H27) → 4 箇所 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 6 箇所 (H27) → 7 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 2 箇所 (H28) → 3 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 3 箇所 (H27) → 4 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 8 期介護保険事業支援計画等（令和 3 年度～5 年度）において地域密着型サービス施設等の整備は予定していないが、随時、高齢者のプライバシー保護のための施設改修等を支援していく。

2. 計画期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

□ 峡南区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 310床（H26）→ 314床（R5）
 - ・回復期機能 26床（H26）→ 0床（R5）
 - ・慢性期機能 124床（H26）→ 105床（R5）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 9箇所（H27）→ 3箇所以上（R4）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 2箇所（H27）→ 0箇所以上（R4）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2病院（H28）→ 2病院（R5）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 3箇所（H27）→ 0箇所以上（R4）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 6箇所（H27）→ 6箇所（R4）
- 在宅療養支援歯科診療所 2箇所（H28）→ 3箇所（R5）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 3箇所（H27）→ 6箇所（R4）

③ 介護施設等の整備

- 簡易陰圧装置設置経費の支援を行った。

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援、在宅看取りを実施している病院・診療所数は、現時点では目標に達していない。
- 今後も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
また、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■富士・東部区域

1. 目標

富士・東部区域は、大規模な病院が集積する中北区域に比べ医療資源の面で大きな格差が生じていると同時に、中北区域とは御坂山系等で分断され、自動車でも1～2時間程度離れているという地理的条件があり、他の区域よりも区域内で医療を完結する必要性が高いことから、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

令和3年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866床（H26）→ 318床（R7）
 - ・回復期機能 0床（H26）→ 259床（R7）
 - ・慢性期機能 151床（H26）→ 117床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 26 箇所 (H27) → 28 箇所 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 4 箇所 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 0 病院 (H28) → 1 病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 9 箇所 (H27) → 10 箇所 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 5 箇所 (H27) → 6 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 8 箇所 (H28) → 9 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 11 箇所 (H27) → 12 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（令和3年度～5年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 358 床 → 416 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 8 カ所 → 9 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 1 カ所

2. 計画期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

□富士・東部区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866 床 (H26) → 624 床 (R5)
 - ・回復期機能 0 床 (H26) → 188 床 (R5)
 - ・慢性期機能 151 床 (H26) → 76 床 (R5)
- ※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
- ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 26 箇所 (H27) → 19 箇所以上 (R4)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 0 箇所以上 (R4)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 0 病院 (H28) → 3 病院 (R5)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 9 箇所 (H27) → 0 箇所以上 (R4)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 5 箇所 (H27) → 9 箇所 (R4)
- 在宅療養支援歯科診療所 8 箇所 (H28) → 7 箇所 (R5)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 11 箇所 (H27) → 28 箇所 (R4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 358 床 → 358 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 8 カ所 → 8 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 0 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2 カ所 → 2 カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援、在宅看取りを実施している病院・診療所数は、現時点では目標に達していない。
- 今後も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取組を推進していく。
- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げしていない。

3. 事業の実施状況【医療分】

事業の区分	1-1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No.5 (医療分)】 地域医療体制連携強化事業	【総事業費】 150,000 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	令和3年10月1日 ～ 令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	慢性期病床の削減には、退院後の受け皿となる地域の医療提供体制の連携及び充実が必要である。特に、高齢者は疾患に応じて複数の医療機関を受診する可能性が高いことから、日常の診療において役立つ基本的な医療情報を診療科や職種を超え、どの医療機関でも共有できる環境を整備することが必要となっている。 アウトカム指標： 地域医療構想上見直しが必要な県全体の慢性期病床を令和7年度までに568床減少	
事業の内容（当初計画）	地域における医療情報連携を促進するため、患者自らが自身の医療情報を管理し、医療従事者・介護従事者間で共有できる仕組みを導入する医療機関を支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	医療情報を自ら管理する患者数 40,000人（R5）	
アウトプット指標（達成値）	医療情報を自ら管理する患者数 3,000人（R5）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 県全体の慢性期病床： ・1,983床（R3） ・1,892床（R4） ・1,818床（R5） ※165床減（R3比） （1）事業の有効性： 当初、本事業の実施により、地域医療機関の連携や充実化、在宅への円滑な移行促進、慢性期病床の削減を目指したが、各病院とともに、国の医療DX（電子カルテ情報共有サービス等）の仕様に合わせた院内システムの改修に優先的に人的及び財務リソースを集中せざるを得ず、本事業の実施には至らなかったため、指標未達の一因となったもの。	

	<p>(2) 事業の効率性：</p> <p>当初、地域の中核となる二次救急病院等から優先的に導入を促すことにより、効率的な実施を目指したが、上記同様の要因により、事業実施には至らなかった。今後は、医療現場が優先するニーズの把握に努め、事業内容の改善を検討していく。</p>
その他	

3. 事業の実施状況（介護分）

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業	
事業名	【No. 1（介護分）】 山梨県介護施設等整備事業	【総事業費】 379,778 千円
事業の対象となる区域	中北、峡東、富士・東部区域	
事業の実施主体	山梨県全域	
事業の期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活を継続できる体制の構築を図る アウトカム指標：令和5年度末における施設・居住系サービスの入所定員総数 10,234人	
事業の内容（当初計画）	①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。	
	整備予定施設等	
	小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所	2カ所 1カ所
事業の内容（当初計画）	②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。	
	整備予定施設等	
	小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所	2カ所 1カ所
事業の内容（当初計画）	③特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室のプライバシー改修	
	④簡易陰圧装置設置支援	
	⑤介護施設等の看取り環境の整備	
	⑥介護職員の宿舎施設整備	
事業の内容（当初計画）	⑦介護付き有料老人ホームの整備	
	⑧大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入	
	⑨地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。（健康長寿やまなしプラン：令和2年度～令和5年度）	
	・地域密着型特別養護老人ホーム 1,661床(59カ所) →1,835床(65カ所) ・認知症グループホーム 1,139床(77カ所) →1,193床(80カ所)	
アウトプット指標（当初の目標値）	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。（健康長寿やまなしプラン：令和2年度～令和5年度） ・地域密着型特別養護老人ホーム 1,661床(59カ所) →1,835床(65カ所) ・認知症グループホーム 1,139床(77カ所) →1,193床(80カ所)	

	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護事業所 29カ所 → 32カ所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 5カ所 → 10カ所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8カ所 → 12カ所
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（多床室）のプライバシー保護改修 1カ所 ・介護施設等の看取り環境の整備 1カ所 ・介護職員の宿舎整備 2カ所 ・介護付きホーム（開設準備のみ）1カ所 ・簡易陰圧装置の設置 23カ所
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：山梨県内の介護保険施設における看取り環境の整備、介護人材確保のための介護職員の宿舎整備、感染拡大防止のための簡易陰圧装置の設置</p> <p>○観察できなかった → 看取り環境の整備、介護人材の確保の具体的な数値を算出することができない。高齢者施設でのクラスターは発生した。</p> <p>（１）事業の有効性 多床室のプライバシー保護改修、看取り環境の整備や、介護職員の宿舎整備、介護付きホームの開設準備、簡易陰圧装置の設置による感染拡大防止のための環境整備は整った。</p> <p>（２）事業の効率性 県公共事業に準じた手続きにより適正に施設環境整備等が行われた。</p>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.3 (介護分)】 介護の魅力発信プロジェクト事業 (介護アンバサダー設置等)	【総事業費】 9,945 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。</p> <p>アウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着</p>	
事業の内容 (当初計画)	<p>介護保険施設に勤務する現職の介護職員から選考された介護アンバサダー (大使) が、学校訪問やイベント等を通じて、啓発資材も活用し広く県民に介護の魅力ややりがいを伝え、介護人材の確保・定着を促進する。</p> <p>また、介護職員のモチベーション向上を図るために優良介護職員の表彰を行うとともに、介護施設・事業所における優れた仕組みを評価する認証評価制度を創設する。</p> <p>介護アンバサダーの選出や優良介護職員の対象者の検討を行うため、魅力発信プロジェクト実行委員会を開催する。</p>	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・介護アンバサダーの研修会への参加 (5回) ・介護アンバサダー等の出張講座 (6回) ・魅力発信プロジェクト実行委員会の開催 (4回) 	
アウトプット指標 (達成値)	<p>R4 達成値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新入介護職員合同入職式の開催 (新型コロナウイルスの影響により開催中止) ・新入介護職員研修会の実施 (1回、35人) ・2年目介護職員研修会の実施 (1回、28人) ・3年目介護職員研修会の実施 (1回、29人) ・中途採用介護職員研修会の実施 (1回、12人) ・学校訪問 (2回、78人 (上野原中)、14人 (鵜沢小)) ・介護労働講習 (1回、20人) <p>R5 達成値</p> <ul style="list-style-type: none"> ○研修会及び意見交換会の実施 (6回) 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合同入職式（意見交換会）の実施（26人参加） ・ 新入介護職員研修会の実施（①21人参加②31人参加） ・ 2年目介護職員研修会の実施（28人参加） ・ 3年目介護職員研修会の実施（18人参加） ・ 中途採用介護職員研修会の実施（16人参加） ・ 介護労働講習 18人参加 ・ 学校訪問（3回、勝山中学校48人、石和中学校157人、白根御勅使中学校71人参加）
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着</p> <p>○観察できなかった →理由：山梨県内の介護保険施設等における就職・離職状況を確認する体制が整備されていないため、人材確保・定着についての具体的数値を算出することができない。</p> <p>代替指標：アンバサダーの出席する年度末に行われる新入介護職員研修会②の参加者数が年度当初に実施した新入介護職員合同入職式の参加者数と同等となることを目標としていたが、合同入職式の参加者数26人に対して、新入介護職員研修会は31人であり新入介護職員の定着が確認できた。</p> <p>（1）事業の有効性</p> <p>介護アンバサダーの参加する研修会等では、介護の魅力を感じることができたといった意見や同じ悩みを共有できてよかったとの声があり定着につながっている。</p> <p>出張講座においては、講座を聞いた生徒から介護職について「将来の選択肢に入れて考えていきたい」「とても魅力のある仕事だと思った」との声があり、人材の確保への効果も見込まれる。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>研修や出張講座の対象者ごとに対応するアンバサダーや内容を検討することで各ニーズに対して効率的にアプローチができた。また、各事業の取り組みについて実行委員会で議論し必要に応じて内容をブラッシュアップしていった。</p>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.4 (介護分)】 介護の魅力発信プロジェクト事業 (合同入職式等開催)	【総事業費】 567 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。 アウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着	
事業の内容（当初計画）	新卒の介護職員を対象に合同入職式を開催することで、動悸入職者同士の連帯感を醸成する。 新人職員から3年目職員を対象としたフォローアップ研修会や意見交換会を実施することにより、早期離職の防止を図る。また、中途採用者は、新卒者と状況が異なるため、別途中途採用者を対象とした意見交換会を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・新人職員、入職2年目職員、3年目職員を対象に研修会及び意見交換会を実施（4回） ・中途採用者を対象に意見交換会を実施（1回） 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・新入介護職員合同入職式の開催（新型コロナウイルスの影響により開催中止） ・新入介護職員研修会の実施（1回、35人） ・2年目介護職員研修会の実施（1回、28人） ・3年目介護職員研修会の実施（1回、29人） ・中途採用介護職員研修会の実施（1回、12人） ・学校訪問（2回、78人（上野原中）、14人（鵜沢小）） ・介護労働講習（1回、20人） 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着</p> <p>○観察できなかった →理由：山梨県内の介護保険施設等における就職・離職状況を確認する体制が整備されていないため、人材確保・定着についての具体的な数値を算出することができない。</p> <p>代替指標：研修会の参加者数が合同入職式参加者数と同数</p>	

	<p>以上とする（新入介護職員の定着）ことを目標としていたが、合同入職式が新型コロナウイルスの影響により開催中止となったため、指標確認ができなかった。</p>
	<p>（１）事業の有効性 合同入職式、研修会において介護現場での悩みや問題を共有することにより、同期入職者同士の連帯感の醸成と施設間の連携強化が図られた。</p> <p>（２）事業の効率性 県内の介護保険施設等に精通している公益財団法人介護労働安定センター山梨支部に事業を委託することにより、効率的な事業周知と事業実施が図られた。</p>
<p>その他</p>	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.5 (介護分)】 求人・求職のマッチング機能強化事業	【総事業費】 9,230 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 山梨県社会福祉協議会)	
事業の期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。</p> <p>アウトカム指標: 2025年度までに511人の介護従事者の供給改善を図る。</p>	
事業の内容 (当初計画)	<p>福祉・介護職の入職への人材確保を図るとともに、求職者の多様なニーズに伴う就労条件を把握し、きめ細かなマッチングを行い、人材定着を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア支援専門員の配置 2名配置 ・求職者支援活動 (ハローワーク訪問活動) ・求人・求職開拓活動 	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・マッチングによる雇用創出目標数 各年度33名	
アウトプット指標 (達成値)	マッチングによる雇用創出数 令和3年度2名、令和4年度6名	
事業の有効性・効率性	<p>マッチングによる雇用創出数 令和3年度2名、令和4年度6名</p> <p>(1) 事業の有効性 ハローワーク内における就職セミナーの開催や、地域のニーズを反映した地域別就職相談会の実施、また民間企業が実施する就職フェアへのブースの出展など、きめ細やかな支援を行うことにより、福祉・介護人材の確保が期待される。</p> <p>(2) 事業の効率性 ハローワークと共催で就職セミナーや社会福祉施設見学会を実施するなど、効率的な事業執行に努めている。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.6 (介護分)】 福祉・介護人材キャリアパス支援事業	【総事業費】 5,031 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 山梨県社会福祉協議会)	
事業の期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。</p> <p>アウトカム指標: 2025年度までに511人の介護従事者の供給改善を図る。</p>	
事業の内容 (当初計画)	<p>福祉・介護職員等へのキャリアパスを支援するとともに、定着促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアパス支援研修 ・キャリア形成技術指導事業 ・研修事業専門員の配置 	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・職員育成キャリアパス支援研修受講修了目標数 130人 ・キャリア形成技術指導事業受講修了者 100人 	
アウトプット指標 (達成値)	<p>令和4年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員育成キャリアパス支援研修受講者 78人 ・キャリア形成技術指導事業受講者 46人 <p>令和5年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員育成キャリアパス支援研修受講者 144人 ・キャリア形成技術指導事業受講者 59人 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>ハローワーク内における就職セミナーの開催や、地域のニーズを反映した地域別就職相談会の実施、また民間企業が実施する就職フェアへのブースの出展など、きめ細やかな支援を行うことにより、福祉・介護人材の確保が期待される。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>ハローワークと共催で就職セミナーや社会福祉施設見学会を実施するなど、効率的な事業執行に努めている。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.7 (介護分)】 主任介護支援専門員養成研修事業	【総事業費】 896 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：一般社団法人 山梨県介護支援専門員協会）	
事業の期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日 □継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	他の介護支援専門員への指導助言を行う主任介護支援専門員を養成するため、ケアマネジメントプロセス等介護支援専門員業務について経験を持つ専門性の高い指導者を確保する必要がある。	
	アウトカム指標：介護支援専門員業務に精通し、専門性の高い主任介護支援専門員の確保を図る。	
事業の内容（当初計画）	介護支援専門員への専門的な助言を行い、地域包括ケアシステム構築の役割を担う主任介護支援専門員の養成を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	主任介護支援専門員研修 令和 元年度 実施回数2コース、修了者数83名 令和 2年度 実施回数1コース、修了者数27名 令和 3年度 実施回数1コース、修了者数33名 令和 4年度 実施回数1コース、修了者数46名 令和 5年度 実施回数1コース、修了者数30名	
アウトプット指標（達成値）	主任介護支援専門員研修修了者数 平成30年度末 505名 令和 元年度末 588名 令和 2年度末 615名 令和 3年度末 648名 令和 4年度末 694名 令和 5年度末 737名	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 主任介護支援専門員が在席していない事業所数の減少が観察できた。観察件数については、令和 5年度は14件。	
	<p>（1）事業の有効性</p> <p>本事業により累計で737名の主任介護支援専門員資格未取得者が研修に参加し、他の介護支援専門員への指導助言を行う主任介護支援専門員を養成できた他、主任介護支援専門員が在席していない事業所数が減少した。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>他の介護支援専門員への指導助言を行う主任介護支援専門員を養成できるよう、委託先において効率的な研修実施に努めた。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.8 (介護分)】 介護支援専門員資質向上事業	【総事業費】 7,534 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県 山梨県介護支援専門協会へ委託	
事業の期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>介護支援専門員の人員確保を図るなか、介護支援専門員実務研修等を受講しなければ、介護支援専門員の資格を取得できず、実務に就くことができない。</p> <p>アウトカム指標：県が研修を実施することで、県登録の介護支援専門員の人員確保及び実務に従事する介護支援専門員の資質向上を図る。</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>(1) 介護支援専門員実務研修（法定研修）事業 介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者に、ケアマネジメントに関する基本を習得し、多職種と協働・連携しながら専門職としての役割を果たせるよう能力の向上を図る。</p> <p>(2) 介護支援専門員更新研修（法定研修）事業 介護支援専門員証の有効期限が1年未満に満了する者を対象に、研修受講の機会を確保することにより、ケアマネジメントについて再度必要な視点や手法を習得し、専門職としての能力の保持と向上を図る。</p> <p>(3) 介護支援専門員再研修（法定研修）事業 介護支援専門員証の有効期間が失効している者が、再度実務に従事するため、ケアマネジメントに関する基本を再認識し、多職種と協働・連携しながら専門職としての役割を果たせるよう能力の向上を図る。</p> <p>(4) 介護支援専門員専門研修（法定研修）事業 ①実務就業後6か月以上の介護支援専門員（専門研修Ⅰ）、②就業後3年以上の介護支援専門員（専門研修Ⅱ）を対象に、各々のキャリアに応じたケアマネジメントプロセスの再確認や社会資源・各サービスの特性等の理解を深め、高齢者の自立支援に資する</p>	

	サービス提供を行うために必要な研修を実施し、専門職としての能力の向上を図る。
アウトプット指標（当初の目標値）	<p>(1) 介護支援専門員更新研修（法定研修）事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数 各年度 1 コース・受講人数 各年度 35 名 <p>(2) 介護支援専門員専門研修（法定研修）事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数 各年度・各研修 1 コース ・受講人数 <p>専門研修Ⅰ H27 年度 130 名、H28 年度以降各年度 110 名</p> <p>専門研修Ⅱ H27 年度 300 名、H28 年度以降各年度 280 名</p> <p>(3) 介護支援専門員実務研修（法定研修）事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数 各年度 1 コース ・受講人数 各年度 210 名 <p>(4) 介護支援専門員再研修（法定研修）事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数 各年度 1 コース ・受講人数 各年度 40 名
アウトプット指標（達成値）	<p>○研修実施回数及び受講者数（各年度 1 コース）</p> <p>(1) 介護支援専門員実務研修（法定研修）事業</p> <p>R3 年度 70 人、R4 年度 53 人、R5 年度 67 人</p> <p>(2) 介護支援専門員更新研修（法定研修）事業</p> <p>R3 年度 26 人、R4 年度 46 人、R5 年度 22 人</p> <p>(3) 介護支援専門員再研修（法定研修）事業</p> <p>R3 年度 24 人、R4 年度 33 人、R5 年度 50 人</p> <p>(4) 介護支援専門員専門研修（法定研修）事業</p> <p>更新研修Ⅰ</p> <p>R3 年度 112 人、R4 年度 75 人、R5 年度 34 人</p> <p>更新研修Ⅱ</p> <p>R3 年度 161 人、R4 年度 234 人、R5 年度 174 人</p>
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>地域包括ケアシステムの中で、自立支援に資するケアマネジメントが実践できる介護支援専門員を養成することができた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>各経験熟度に応じた研修を実施し、研修実施機関において実践能力を高める研修実施が効率的に行われた。</p>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.9 (介護分)】 認知症対応型サービス事業者等研修事業	【総事業費】 148 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	(1)・(2)・(3)・(5) 介護労働安定センターに委託 (4) 認知症介護研究・研修大府センターに委託	
事業の期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	他の介護支援専門員への指導助言を行う主任介護支援専門員を養成するため、ケアマネジメントプロセス等介護支援専門員業務について経験を持つ専門性の高い指導者を確保する必要がある。 アウトカム指標：介護支援専門員業務に精通し、専門性の高い主任介護支援専門員の確保を図る。	
事業の内容（当初計画）	<p>(1) 認知症対応型サービス事業者開設者研修事業 認知症介護サービス事業者開設者に対して、開設者としてサービス事業を管理・運営していくための知識・技術の習得を目的とするための研修を実施する。</p> <p>(2) 認知症対応型サービス事業者管理者研修事業 認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び複合型サービス事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術の習得を目的とするための研修を実施する。</p> <p>(3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修事業 小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所の計画作成担当者となる者が、小規模多機能型居宅介護計画を適切に作成する上で必要な知識・技術の習得を目的とするための研修を実施する。</p> <p>(4) 認知症介護指導者養成研修事業（フォローアップ研修） 認知症介護指導者に対し、最新の認知症介護に関する高度な専門的知識及び技術を習得させるとともに、高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の向上を図るため研修を実施する。</p> <p>(5) 認知症介護基礎研修事業 認知症ケアに携わる者が、その業務を遂行する上で必要な基礎的な知識・技術を身につけ、チームアプロー</p>	

	<p>チに参画する一員として基礎的なサービス提供が行うことができるようにするための研修を実施する。</p>
<p>アウトプット指標（当初の目標値）</p>	<p>1) 認知症対応型サービス事業者開設者研修事業 ・実施回数 1 コース（講義・演習 2 日間） ・受講者数 10 名</p> <p>(2) 認知症対応型サービス事業者管理者研修事業 ・実施回数 1 コース（講義・演習 2 日間） ・受講者数 40 名</p> <p>(3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修事業 ・実施回数 1 コース（講義・演習 2 日間） ・受講者数 20 名</p> <p>(4) 認知症介護指導者養成研修事業（フォローアップ研修） ・受講者数 指導者 2 名（講義・演習 5 日間）</p> <p>(5) 認知症介護基礎研修事業 ・実施回数 1 コース（講義・演習 1 日間） ・受講者数 72 名</p>
<p>アウトプット指標（達成値）</p>	<p>○R4 研修実施回数及び受講者数</p> <p>(1) 認知症対応型サービス事業者開設者研修事業 ・実施 1 回・修了者数 0 名</p> <p>(2) 認知症対応型サービス事業者管理者研修事業 ・実施 1 回・修了者数 23 名</p> <p>(3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修事業 ・実施 1 回・修了者数 14 名</p> <p>(4) 認知症介護指導者養成研修事業（フォローアップ研修） ・修了者数 0 名</p> <p>(5) 認知症介護基礎研修事業 ・令和 3 年度から e ラーニング</p>
<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>(1) 事業の有効性 事業所の代表者・管理者・計画作成担当者になることが予定される者に対し、認知症介護に関する基礎的な知識及び認知症対応型サービス事業所の運営に必要な知識を習得させた。</p> <p>(2) 事業の効率性 令和 3 年度から研修体系が e ラーニングとなり、各施設が直接、それぞれの事業所にて申込み・受講可能となった。</p>
<p>その他</p>	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.13 (介護分)】 介護ロボット導入支援事業	【総事業費】 4,478 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標:2025年度までに511人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容(当初計画)	介護施設の管理者等が雇用管理改善の一環として介護ロボット導入計画を策定して介護ロボットの導入を行う取り組みを支援する。	
アウトプット指標(当初の目標値)	介護ロボット導入支援事業による導入事例を作成し、周知することで、介護ロボット導入を促進する。	
アウトプット指標(達成値)	介護ロボットの導入実績 令和3年度57機器 令和4年度166機器(3施設)	
事業の有効性・効率性	令和3年度 介護時間の短縮:5施設中4施設 直接・関節負担の軽減:5施設中5施設 介護従事者満足度:5施設中5施設 利用者の満足度:5施設中4施設 令和4年度 事故の未然防止:2施設 職員の肉体的:2施設 職員の精神的負担の低減:1施設	
	<p>(1) 事業の有効性 当事業は現在技術開発途上の介護ロボットの導入を支援しようとする先駆的な取り組みであり、介護事業所も製品価格の推移など様子見の状態であるが、今後介護ロボットの技術開発の進展や低価格化などから、介護事業所の積極的な取り組みが期待できる。</p> <p>(2) 事業の効率性 導入事例をホームページに掲載することにより、事業者の導入計画を立てやすいように努めている。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.14 (介護分)】 I C T 導入支援事業	【総事業費】 6,000 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する 2025 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：I C T の促進により労働環境の改善を図る。	
事業の内容 (当初計画)	介護事業所の I C T 化のための介護ソフトやタブレット端末等の購入費用を助成する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	I C T 導入支援事業による導入事例を作成し、周知することで、介護事業所の I C T 導入を促進する。	
アウトプット指標 (達成値)	I C T 導入事業所数 令和3年度：7事業所、令和4年度：5事業所	
事業の有効性・効率性	令和3年度 全体の業務量の減少：7事業所中6事業所 令和4年度 全体の業務量の減少：4事業所	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>I C T の活用による介護事業所の業務効率化は、介護人材不足への方策として期待できる。また、業務効率化により、介護職員の負担軽減が図られることで、介護職員の離職防止も期待される。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>比較的知名度の高い介護ロボット導入支援事業と併せて、I C T 導入支援事業の取組を紹介することで、より多くの介護事業所に周知することができた。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.15 (介護分)】 新型コロナウイルス感染症流行下のサービス提供体制確保事業	【総事業費】 6,898 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>新型コロナウイルス感染症により、介護施設等で働く職員が不足した場合であっても、高齢者の生活維持にとって必要不可欠な介護サービスの提供が求められる。</p> <p>アウトカム指標：新型コロナウイルス感染症流行下において、介護保健施設等のサービス継続を図る。</p>	
事業の内容（当初計画）	新型コロナウイルスの感染者が多数発生した介護保険施設等に他の介護保険施設等から応援職員を派遣し、介護保険施設等のサービス提供を継続する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	介護保健施設等において新型コロナウイルス感染症による感染者が多数発生した場合、他の介護保健施設等から応援職員を派遣する。	
アウトプット指標（達成値）	<p>令和3年4月、新型コロナウイルス感染症による感染者が多数発生した介護保険施設等において、他の介護保険施設等から応援職員を派遣した。その後も、人員が不足する間は、職員の派遣について依頼があったことから、順次、職員の派遣を行いサービスの提供を継続した。</p> <p>R4 実績</p> <p>■介護職員派遣：派遣施設3件、派遣した施設9件、派遣した職員数延べ21人</p> <p>■看護職員派遣：派遣施設3件、派遣日数10日間、派遣した職員延べ18人</p>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 本事業により新型コロナウイルス感染症流行下において、介護保険施設等のサービス継続を図ることができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 派遣できる職員を事前登録制とすることで、調整・利用しやすいように努めている。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.16 (介護分)】 介護分野就職支援金貸付事業	【総事業費】 5,039 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県社会福祉協議会	
事業の期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	介護人材は慢性的な人手不足に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等のために業務が増大し、人手不足がさらに深刻化している。	
	アウトカム指標：幅広い人材の介護分野への参入を促進するとともに、2025年度までに511人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	他業種で働いていた又は無職等の者であって、介護職員初任者研修を修了した者に対して、介護分野における介護職員として従事するための就職支援金を貸付する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	貸付人数 20人	
アウトプット指標（達成値）	貸付人数 令和3年度 2名、令和4年度 12名、令和5年度 5名	
事業の有効性・効率性	介護分野への就職者数：2名	
	<p>(1) 事業の有効性 本事業により、介護分野への就職者数が2名増加した。</p> <p>(2) 事業の効率性 他の貸付事業を行っている山梨県社会福祉協議会に委託することにより、原資の管理、貸付事務を効率的に行っている。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.17 (介護分)】 介護サービス事業所・施設における感 染症対策支援事業費	【総事業費】 82,745 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県、事業受託事業者	
事業の期間	令和3年10月1日～令和5年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニ ーズ	新型コロナウイルス感染症に対応するためにかかり増した 経費の上乗せ措置期限を迎えたが、国内の感染状況が収束 しておらず、県内の介護事業所から、施設の健全運営と適 切なサービス提供のために財政援助を要望する声が上がっ ている。	
	かかり増し経費の助成件数：県内の介護サービス事業所・ 施設数 4,266 件	
事業の内容（当初計画）	新型コロナウイルス感染症対策について、そのかかり増し 経費を、基本報酬の 0.1%特例の対象としていた介護サー ビス事業所・施設に対して助成する。	
アウトプット指標（当初 の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業所・施設が新型コロナウイルス感染症 に対応する備えを十分に行うことで、クラスターの発生が 防止される。 ・施設の運営状況が安定し、高齢者等への適切なサービス 提供が継続される。 	
アウトプット指標（達成 値）	令和3年度実績 支給件数 1,253 事業所 令和4年度実績 支給件数 436 事業所	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>令和3年度の介護報酬改定による上乗せ措置（令和3年9 月末期限）以降も、基金を活用として、県内の介護事業所の 安定した運営状況を支え、高齢者等への適切なサービス提 供を継続した。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>介護保険施設等における感染症に対するかかり増し経費に ついて支援を行うことで、介護サービス事業所・施設が新 型コロナウイルス感染症に対応する備えを十分に行うこと ができ、クラスターの発生が防止される。</p>	
その他		

令和2年度山梨県計画に関する 事後評価

令和7年1月

山梨県

目 次

1. 事後評価のプロセス	
(1) 「事後評価の方法」の実行の有無	1
(2) 審議会等で指摘された主な内容	1
2. 目標の達成状況	2
3. 事業の実施状況	
【医療分】	
[事業区分2] 居宅等における医療の提供に関する事業	17

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

行った

(実施状況)

- ・令和 4年3月16日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和 4年5月25日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和 5年3月22日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和 5年5月17日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和 5年8月 2日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和 6年6月20日 山梨県医療審議会において意見聴取

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

※ 事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

■山梨県全体

1. 目標

地域の医療ニーズに対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたり持続的に受けられるよう病床の機能分化・連携を進めるほか、地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療や介護施設等の提供体制の充実、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・養成を進めることにより、医療計画^{※1}や介護保険事業支援計画^{※2}に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

- ※1 「山梨県地域保健医療計画」（平成30年度～令和5年度）
（医療計画の一部である「山梨県地域医療構想」を含む）
- ※2 「健康長寿やまなしプラン」（平成30年度～令和2年度）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

地域医療構想を踏まえ、不足する回復期機能への病床転換等を促進するための取組を実施し、病床の機能分化・連携を推進する。

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・高度急性期機能 1,178床（H26）→ 535床（R7）
 - ・急性期機能 3,914床（H26）→ 2,028床（R7）
 - ・回復期機能 928床（H26）→ 2,566床（R7）
 - ・慢性期機能 2,348床（H26）→ 1,780床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

高齢化の進展に伴う在宅医療の需要増加に対応するため、在宅医療を担う人材の育成等に取り組み、在宅医療を総合的に推進する。

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140箇所（H27）→ 154箇所（R2）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20箇所（H27）→ 23箇所（R2）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| | 7 病院 (H28) → 9 病院 (R2) |
| ➤ 在宅看取りを実施している病院・診療所数 | 50 箇所 (H27) → 56 箇所 (R2) |
| ➤ 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 | 40 箇所 (H27) → 45 箇所 (R2) |
| ➤ 在宅療養支援歯科診療所 | 45 箇所 (H28) → 51 箇所 (R2) |
| ➤ 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 | 83 箇所 (H27) → 92 箇所 (R2) |
| ➤ 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数 | 0 箇所 (H29) → 1 箇所以上 (R2) |

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～令和2年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| ➤ 地域密着型介護老人福祉施設 | 1,516 床 → 1,719 床 |
| ➤ 認知症高齢者グループホーム | 1,067 床 → 1,139 床 |
| ➤ 小規模多機能型居宅介護事業所 | 28 カ所 → 33 カ所 |
| ➤ 看護小規模多機能型居宅介護事業所 | 3 カ所 → 7 カ所 |
| ➤ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 8 カ所 → 16 カ所 |

④ 医療従事者の確保に関する目標

医師や看護師の偏在解消のための取組を中心に、医療従事者の確保を推進する。

【定量的な目標値】

- | | |
|------------------|-----------------------------------|
| ➤ 医療施設従事医師数 | 1,924 人 (H28) → 2,099 人 (R5) |
| ➤ 就業看護職員数（常勤換算後） | 9,830.9 人 (H28) → 10,742.5 人 (R5) |
| ➤ 養成所等卒業生県内就業率 | 75.6% (H29) → 75.6% (R5) |
| ➤ ナースセンター事業再就業者数 | 430 人 (H28) → 443 人 (R5) |
| ➤ MFICU 病床数 | 6 床 (H29) → 6 床 (R5) |
| ➤ NICU 病床数 | 30 床 (H29) → 30 床 (R5) |

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県内の労働市場の動向も踏まえ、特に中高年生及びその父兄、教員に対する介護のイメージアップ及び潜在的有資格者の掘り起こしによる中高年齢者層の参入促進にターゲットを絞った対策を進める。さらに、介護職場の処遇改善のためモデル給与規程を作成し普及を進めるとともに、労働環境の改善のため介護ロボットの導入支援などを行い、介護職員の定着を進める。

【定量的な目標値】

- 令和7年度において必要となる介護人材等の確保及び定着のための取組みと、上記対象事業を実施し人材を確保する。
介護職員数 12,536人 (H28) → 13,746 (R2)

2. 計画期間

令和2年4月1日～令和8年3月31日

□山梨県全体（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・高度急性期機能 1,178床 (H26) → 718床 (R5)
 - ・急性期機能 3,914床 (H26) → 3,207床 (R5)
 - ・回復期機能 928床 (H26) → 1,750床 (R5)
 - ・慢性期機能 2,348床 (H26) → 1,818床 (R5)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140箇所 (H27) → 109箇所以上 (R4)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20箇所 (H27) → 10箇所以上 (R4)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
7病院 (H28) → 18病院 (R5)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50箇所 (H27) → 43箇所以上 (R4)
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数
40箇所 (H27) → 59箇所 (R4)
- 在宅療養支援歯科診療所 45箇所 (H28) → 46箇所 (R5)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 83箇所 (H27) → 186箇所 (R4)
- 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数
0箇所 (H29) → 2箇所 (R5)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,516床 → 1,632床
- 認知症高齢者グループホーム 1,067床 → 1,121床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 28カ所 → 29カ所

- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3カ所 → 5カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8カ所 → 9カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

- 医療施設従事医師数 1,924人 (H28) → 2,068人 (R4)
- 就業看護職員数 (常勤換算後) 9,830.9人 (H28) → 10,350.1人 (R4)
- 養成所等卒業生県内就業率 75.6% (H29) → 73.0% (R6.3)
- ナースセンター事業再就業者数 430人 (H28) → 298人 (R5)
- MFICU病床数 6床 (H29) → 6床 (R5)
- NICU病床数 30床 (H29) → 27床 (R5)

⑤ 介護従事者の確保

- 介護職員数は、令和2年度までに平成28年度から1,000人以上増加したものの、令和7年度までの需給改善に向けては、引き続き介護人材確保の事業に取り組む必要がある。

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数や、ナースセンター事業再就業者数は、現時点では目標に達していない。遠隔診療体制の整備や医師の働き方改革に伴う勤務環境の改善など、今後は更に対策を進め、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 小規模多機能型居宅介護事業所の整備により、支援体制の向上が図れた。
- 介護職員の参入促進、資質の向上、魅力ある職場環境の整備を3つの柱として、介護職員の確保対策を進めている。今後も引き続き、介護職員の確保に資する事業を積極的に展開していく。

3. 改善の方向性

【医療分】

- 引き続き在宅医療の充実や医師確保、看護職員の資質向上や離職防止対策を推進し、就業の継続や再就職の支援を行っていく。

【介護分】

- 令和7年度の需給改善に向けて、今後も引き続き、介護職員の確保・定着を進めていく。

4. 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■中北区域

1. 目標

中北区域は、甲府市を中心とする峡中地域に医療資源が集中し、他区域から多くの患者が流入する一方で、北部の峡北地域は医療資源が乏しく、区域内の格差が著しい。

区域全体では、全県的な課題である在宅医療提供体制の確保が課題であるほか、峡中地域以外の他区域からの患者流入等による医療機能不足の解消、峡北地域の医療資源確保等が課題となっている。

令和2年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 1,962床 (H26) → 1,353床 (R7)
- ・回復期機能 263床 (H26) → 1,227床 (R7)
- ・慢性期機能 1,486床 (H26) → 1,161床 (R7)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 77箇所 (H27) → 86箇所 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 12箇所 (H27) → 13箇所 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 3病院 (H28) → 4病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27箇所 (H27) → 30箇所 (R2)
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 22箇所 (H27) → 25箇所 (R2)

- 在宅療養支援歯科診療所 26 箇所 (H28) → 29 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 52 箇所 (H27) → 58 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～令和2年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 734 床 → 821 床
- 認知症高齢者グループホーム 677 床 → 713 床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5カ所 → 9カ所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 14カ所 → 15カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3カ所 → 5カ所

2. 計画期間

令和2年4月1日～令和8年3月31日

□中北区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 1,962 床 (H26) → 1,771 床 (R5)
 - ・回復期機能 263 床 (H26) → 690 床 (R5)
 - ・慢性期機能 1,486 床 (H26) → 1,296 床 (R5)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 77 箇所 (H27) → 60 箇所以上 (R4)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 12 箇所 (H27) → 6 箇所以上 (R4)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 3 病院 (H28) → 8 病院 (R5)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27 箇所 (H27) → 31 箇所以上 (R4)
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 22 箇所 (H27) → 35 箇所 (R4)

- 在宅療養支援歯科診療所 26箇所 (H28) → 25箇所 (R5)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 52箇所 (H27) → 125箇所 (R4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 734床 → 792床
- 認知症高齢者グループホーム 677床 → 695床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5カ所 → 6カ所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 14カ所 → 15カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3カ所 → 4カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数は、現時点では目標に達していない。
- 遠隔診療体制の整備や医師の働き方改革に伴う勤務環境の改善など、今後は更に対策を進め、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
また、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡東区域

1. 目標

峡東区域は、人口当たりで県平均を上回る病院数・病床数を有するが、リハビリテーションを提供する病院が多く、急性期医療を中心に中北区域（峡中地域）への流出患者が多い一方で、リハビリテーション目的の患者の流入が多い区域である。

区域全体では、今後の高齢者の増加を見据え、在宅医療を担う医師の確保、連携体制の構築など在宅医療提供体制の確保・充実等が課題となっている。

令和2年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776床（H26）→ 279床（R7）
 - ・回復期機能 639床（H26）→ 978床（R7）
 - ・慢性期機能 587床（H26）→ 419床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 28箇所（H27）→ 30箇所（R2）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3箇所（H27）→ 4箇所（R2）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2病院（H28）→ 2病院（R2）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 11箇所（H27）→ 12箇所（R2）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 7箇所（H27）→ 7箇所（R2）
- 在宅療養支援歯科診療所 9箇所（H28）→ 10箇所（R2）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 17箇所（H27）→ 18箇所（R2）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30

年度～令和2年度)において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 339床 → 368床
- 認知症高齢者グループホーム 195床 → 231床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 6カ所 → 7カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1カ所 → 3カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0カ所 → 1カ所

2. 計画期間

令和2年4月1日～令和8年3月31日

□ 峡東区域 (達成状況)

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776床 (H26) → 498床 (R5)
 - ・回復期機能 639床 (H26) → 872床 (R5)
 - ・慢性期機能 587床 (H26) → 341床 (R5)
- ※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
- ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 28箇所 (H27) → 27箇所以上 (R4)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3箇所 (H27) → 4箇所以上 (R4)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2病院 (H28) → 5病院 (R5)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 11箇所 (H27) → 12箇所以上 (R4)
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 7箇所 (H27) → 9箇所 (R4)
- 在宅療養支援歯科診療所 9箇所 (H28) → 11箇所 (R5)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 17箇所 (H27) → 27箇所 (R4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 339床 → 368床
- 認知症高齢者グループホーム 195床 → 231床

- 小規模多機能型居宅介護事業所 6カ所 →6カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1カ所 → 1カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所 → 1カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数は、現時点では目標に達していない。
- 遠隔診療体制の整備や医師の働き方改革に伴う勤務環境の改善など、今後は更に対策を進め、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡南区域

1. 目標

峡南区域は、県下で最も高齢化・過疎化が進展しており、在宅医療に対する需要が高い地域である。一方、医療提供体制は特に脆弱であり、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

令和2年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 310床 (H26) → 78床 (R7)
 - ・回復期機能 26床 (H26) → 102床 (R7)
 - ・慢性期機能 124床 (H26) → 83床 (R7)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 9箇所 (H27) → 10箇所 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 2箇所 (H27) → 2箇所 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2病院 (H28) → 2病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 3箇所 (H27) → 4箇所 (R2)
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 6箇所 (H27) → 7箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 2箇所 (H28) → 3箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 3箇所 (H27) → 4箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～令和2年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 114床 → 143床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所 → 2カ所

2. 計画期間

令和2年4月1日～令和8年3月31日

□ 峡南区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 310床（H26）→ 314床（R5）
 - ・回復期機能 26床（H26）→ 0床（R5）
 - ・慢性期機能 124床（H26）→ 105床（R5）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 9箇所（H27）→ 3箇所以上（R4）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 2箇所（H27）→ 0箇所以上（R4）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2病院（H28）→ 2病院（R5）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 3箇所（H27）→ 0箇所以上（R4）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 6箇所（H27）→ 6箇所（R4）
- 在宅療養支援歯科診療所 2箇所（H28）→ 3箇所（R5）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 3箇所（H27）→ 6箇所（R4）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 114床 → 114床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所 → 2カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援、在宅看取りを実施している病院・診療所数は、現時点では目標に達していない。
- 今後は更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
また、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■富士・東部区域

1. 目標

富士・東部区域は、大規模な病院が集積する中北区域に比べ医療資源の面で大きな格差が生じていると同時に、中北区域とは御坂山系等で分断され、自動車でも1～2時間程度離れているという地理的条件があり、他の区域よりも区域内で医療を完結する必要性が高いことから、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

令和元年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866床（H26）→ 318床（R7）
 - ・回復期機能 0床（H26）→ 259床（R7）
 - ・慢性期機能 151床（H26）→ 117床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 26 箇所 (H27) → 28 箇所 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 4 箇所 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 0 病院 (H28) → 1 病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 9 箇所 (H27) → 10 箇所 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 5 箇所 (H27) → 6 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 8 箇所 (H28) → 9 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 11 箇所 (H27) → 12 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～令和2年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 329 床 → 387 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 7 カ所 → 9 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 1 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2 カ所 → 4 カ所
-

2. 計画期間

令和2年4月1日～令和8年3月31日

□富士・東部区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866 床 (H26) → 624 床 (R5)
 - ・回復期機能 0 床 (H26) → 188 床 (R5)
 - ・慢性期機能 151 床 (H26) → 76 床 (R5)
- ※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
- ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 26 箇所 (H27) → 19 箇所以上 (R4)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 0 箇所以上 (R4)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 0 病院 (H28) → 3 病院 (R5)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 9 箇所 (H27) → 0 箇所以上 (R4)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 5 箇所 (H27) → 9 箇所 (R4)
- 在宅療養支援歯科診療所 8 箇所 (H28) → 7 箇所 (R5)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 11 箇所 (H27) → 28 箇所 (R4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 329 床 → 358 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 7 カ所 → 7 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 0 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2 カ所 → 2 カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援、在宅看取りを実施している病院・診療所数は、現時点では目標に達していない。
- 今後は更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取組を推進していく。
- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げしていない。

3. 事業の実施状況【医療分】

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.5 (医療分)】 医療と生活をつなぐ看護人材等育成事業	【総事業費】 12,954 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (山梨県看護協会委託)	
事業の期間	令和2年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>病院完結型医療から地域完結型医療への移行推進によって在宅療養者の増加が見込まれる中、療養環境の充実を図るためには、在宅療養者が抱える様々な問題に対応できる人材の育成や、訪問看護ステーションの確保が必要である。</p> <p>アウトカム指標： 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 40施設 (H27) → 51施設 (R3末) → 55施設 (R5)</p>	
事業の内容 (当初計画)	在宅療養者の抱える問題に対応できる人材を育成するための研修や、訪問看護師の養成研修・教育研修等を実施する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護師動機付け研修 (計2日間・20人) ・新人訪問看護師教育研修 (計4回・14人) ・新人訪問看護師採用育成支援研修 (計29人) ・訪問看護師養成研修 (計14日間・40人) ・在宅療養者関係職員研修 (2日間・50人) 	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護師動機付け研修 (計2日間・3人) ・新人訪問看護師教育研修 (計4回・29人) ・新人訪問看護師採用育成支援事業 (計13人) ・訪問看護師養成研修 (計11日間・33人) ・訪問看護師継続研修 (1日間・11人) 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 24時間体制訪問看護ステーション55施設 (R5)</p> <p>(1) 事業の有効性:在宅療養者の抱える問題に対応できる人材を育成することにつながった。 (2) 事業の効率性:訪問看護師の拠点となる「訪問看護支援センター」に委託することで効率的に事業が執行された。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.24 (医療分)】 在宅医療支援拠点整備事業	【総事業費】 23,178 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨大学	
事業の期間	令和3年10月1日 ~ 令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>高齢化に伴い、在宅治療のニーズは増加してきているが、本県の訪問診療実施医療機関数は全国に比べ著しく低く、地域医療構想の実現に向け、在宅医療の更なる参入を促進する必要がある。</p> <p>これまでの在宅医療への取り組みの多くは人力に頼っていることが現実であり、24時間体制での関係者間での連携など、参入や運営のハードルも比較的高い。一部で先進技術を用いた取り組みも行われているが、導入や維持経費が高額であることから、現実的には十分な広がりを見せていない。</p> <p>アウトカム指標： ・訪問診療を実施する病院・診療所数 140 施設 (H27) → 154 施設 (R2) ・在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 施設 (H27) → 56 施設 (R2) ・在宅療養支援病院数・診療所数 71 箇所 (H28) ⇒ 78 箇所 (R5)</p>	
事業の内容 (当初計画)	迅速かつ適切な在宅医療を提供するため、ウェアラブル端末やスマートフォンにより在宅患者の生態情報を取得し、AI を用いてリアルタイムに医療判断を行う在宅医療支援拠点の整備に対し助成する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	ウェアラブル端末により生態情報を取得する患者数 50 人 (R5)	
アウトプット指標 (達成値)	ウェアラブル端末により生態情報を取得する患者数 94 人 (R5)	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： ・在宅療養支援病院数・診療所数 71 箇所 (H28) ⇒ 79 施設 (R6)</p> <p>(1) 事業の有効性 アウトプット指標は本事業により、関係者間のシステム化による安心安全な在宅医療体制を構築し、多くの患者が活用できる環境の整備に取り組んでいる。</p>	

	<p>(2) 事業の効率性</p> <p>大学病院や市町村と連携することにより、効率的に事業を実施している。</p>
その他	

令和元年度山梨県計画に関する 事後評価

令和7年1月

山梨県

目次

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無 1

(2) 審議会等で指摘された主な内容 1

2. 目標の達成状況 2

3. 事業の実施状況

【介護分】

[事業区分3] 介護施設等の整備に関する事業 16

[事業区分5] 介護従事者の確保に関する事業 18

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

行った

(実施状況)

- ・令和 2年7月27日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和 4年3月16日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和 4年5月25日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和 5年3月22日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和 5年5月17日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和 5年8月 2日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和5年12月25日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

※ 事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

■山梨県全体

1. 目標

地域の医療ニーズに対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたり持続的に受けられるよう病床の機能分化・連携を進めるほか、地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療や介護施設等の提供体制の充実、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・養成を進めることにより、医療計画^{※1}や介護保険事業支援計画^{※2}に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

※1 「山梨県地域保健医療計画」（平成30年度～令和5年度）
（医療計画の一部である「山梨県地域医療構想」を含む）

※2 「健康長寿やまなしプラン」（平成30年度～令和2年度）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

地域医療構想を踏まえ、不足する回復期機能への病床転換等を促進するための取組を実施し、病床の機能分化・連携を推進する。

【定量的な目標値】

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・高度急性期機能 1,178床（H26）→ 535床（R7）
- ・急性期機能 3,914床（H26）→ 2,028床（R7）
- ・回復期機能 928床（H26）→ 2,566床（R7）
- ・慢性期機能 2,348床（H26）→ 1,780床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

高齢化の進展に伴う在宅医療の需要増加に対応するため、在宅医療を担う人材の育成等に取り組み、在宅医療を総合的に推進する。

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140箇所（H27）→ 154箇所（R2）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20箇所（H27）→ 23箇所（R2）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 7病院（H28）→ 9病院（R2）

- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 箇所 (H27) → 56 箇所 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 40 箇所 (H27) → 45 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 45 箇所 (H28) → 51 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 83 箇所 (H27) → 92 箇所 (R2)
- 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数 0 箇所 (H29) → 1 箇所以上 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～令和2年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,516 床 → 1,719 床
- 認知症高齢者グループホーム 1,067 床 → 1,139 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 28 カ所 → 33 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 7 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8 カ所 → 16 カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

医師や看護師の偏在解消のための取組を中心に、医療従事者の確保を推進する。

【定量的な目標値】

- 医療施設従事医師数 1,924 人 (H28) → 2,099 人 (R5)
- 就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9 人 (H28) → 10,742.5 人 (R5)
- 養成所等卒業生県内就業率 75.6% (H29) → 75.6% (R5)
- ナースセンター事業再就業者数 430 人 (H28) → 443 人 (R5)
- MFICU 病床数 6 床 (H29) → 6 床 (R5)
- NICU 病床数 30 床 (H29) → 30 床 (R5)

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県内の労働市場の動向も踏まえ、特に中高校生及びその父兄、教員に対する介護のイメージアップ及び潜在的有資格者の掘り起こしによる中高年齢者層の参入促進にターゲットを絞った対策を進める。さらに、介護職場の処遇改善のためモデル給与規程を作成し普及を進めるとともに、労働環境の改善のため介護ロボットの導入支援などを行い、介護職員の定着を進める。

【定量的な目標値】

- 令和7年度において必要となる介護人材等の確保及び定着のための取組みと、上記対象事業を実施し人材を確保する。

介護職員数 12,536 人 (H28) → 13,746 (R2)

2. 計画期間

平成 31 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

□山梨県全体（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・高度急性期機能 1,178 床 (H26) → 718 床 (R5)
 - ・急性期機能 3,914 床 (H26) → 3,207 床 (R5)
 - ・回復期機能 928 床 (H26) → 1,750 床 (R5)
 - ・慢性期機能 2,348 床 (H26) → 1,818 床 (R5)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140 箇所 (H27) → 109 箇所以上 (R4)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20 箇所 (H27) → 10 箇所以上 (R4)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
7 病院 (H28) → 18 病院 (R5)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 箇所 (H27) → 43 箇所以上 (R4)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
40 箇所 (H27) → 59 箇所 (R4)
- 在宅療養支援歯科診療所 45 箇所 (H28) → 46 箇所 (R5)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 83 箇所 (H27) → 186 箇所 (R4)
- 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数
0 箇所 (H29) → 2 箇所 (R5)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,516 床 → 1,574 床
- 認知症高齢者グループホーム 1,067 床 → 1,085 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 28 カ所 → 29 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 4 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8 カ所 → 9 カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

- 医療施設従事医師数 1,924 人 (H28) → 2,068 人 (R4)

➤ 就業看護職員数（常勤換算後）	9,830.9人（H28）→ 10,350.1人（R4）
➤ 養成所等卒業生県内就業率	75.6%（H29）→ 73.0%（R6.3）
➤ ナースセンター事業再就業者数	430人（H28）→ 298人（R5）
➤ MFICU 病床数	6床（H29）→ 6床（R5）
➤ NICU 病床数	30床（H29）→ 27床（R5）

⑤ 介護従事者の確保

- 介護職員数は、令和2年度までに平成28年度から1,000人以上増加したものの、令和7年度までの需給改善に向けては、引き続き介護人材確保の事業に取り組む必要がある。

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数や、ナースセンター事業再就業者数は、現時点では目標に達していない。遠隔診療体制の整備や医師の働き方改革に伴う勤務環境の改善など、今後は更に対策を進め、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 小規模多機能型居宅介護事業所の整備により、支援体制の向上が図れた。
- 介護職員の参入促進、資質の向上、魅力ある職場環境の整備を3つの柱として、介護職員の確保対策を進めている。今後も引き続き、介護職員の確保に資する事業を積極的に展開していく。

3. 改善の方向性

【医療分】

- 引き続き在宅医療の充実や医師確保、看護職員の資質向上や離職防止対策を推進し、就業の継続や再就職の支援を行っていく。

【介護分】

- 令和7年度の需給改善に向けて、今後も引き続き、介護職員の確保・定着を進めていく。

4. 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■中北区域

1. 目標

中北区域は、甲府市を中心とする峡中地域に医療資源が集中し、他区域から多くの患者が流入する一方で、北部の峡北地域は医療資源が乏しく、区域内の格差が著しい。

区域全体では、全県的な課題である在宅医療提供体制の確保が課題であるほか、峡中地域以外の他区域からの患者流入等による医療機能不足の解消、峡北地域の医療資源確保等が課題となっている。

令和元年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 1,962床 (H26) → 1,353床 (R7)
- ・回復期機能 263床 (H26) → 1,227床 (R7)
- ・慢性期機能 1,486床 (H26) → 1,161床 (R7)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 77箇所 (H27) → 86箇所 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 12箇所 (H27) → 13箇所 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 3病院 (H28) → 4病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27箇所 (H27) → 30箇所 (R2)
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 22箇所 (H27) → 25箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 26箇所 (H28) → 29箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 52箇所 (H27) → 58箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～令和2年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 734床 → 821床
- 認知症高齢者グループホーム 677床 → 713床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5カ所 → 9カ所

- 小規模多機能型居宅介護事業所 14カ所 → 15カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3カ所 → 5カ所

2. 計画期間

令和元年4月1日～令和7年3月31日

□中北区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 1,962床（H26）→ 1,771床（R5）
 - ・回復期機能 263床（H26）→ 690床（R5）
 - ・慢性期機能 1,486床（H26）→ 1,296床（R5）
- ※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
- ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 77箇所（H27）→ 60箇所以上（R4）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 12箇所（H27）→ 6箇所以上（R4）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 3病院（H28）→ 8病院（R5）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27箇所（H27）→ 31箇所以上（R4）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 22箇所（H27）→ 35箇所（R4）
- 在宅療養支援歯科診療所 26箇所（H28）→ 25箇所（R5）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 52箇所（H27）→ 125箇所（R4）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 734床 → 763床
- 認知症高齢者グループホーム 677床 → 695床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5カ所 → 6カ所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 14カ所 → 15カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3カ所 → 3カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数は、現時点では目標に達していない。

- 遠隔診療体制の整備や医師の働き方改革に伴う勤務環境の改善など、今後は更に対策を進め、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取組みを推進していく。

また、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡東区域

1. 目標

峡東区域は、人口当たりで県平均を上回る病院数・病床数を有するが、リハビリテーションを提供する病院が多く、急性期医療を中心に中北区域（峡中地域）への流出患者が多い一方で、リハビリテーション目的の患者の流入が多い区域である。

区域全体では、今後の高齢者の増加を見据え、在宅医療を担う医師の確保、連携体制の構築など在宅医療提供体制の確保・充実等が課題となっている。

令和元年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776床（H26）→ 279床（R7）
 - ・回復期機能 639床（H26）→ 978床（R7）
 - ・慢性期機能 587床（H26）→ 419床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあ

たっては一定の留意が必要
※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 28 箇所 (H27) → 30 箇所 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 4 箇所 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2 病院 (H28) → 2 病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 11 箇所 (H27) → 12 箇所 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 7 箇所 (H27) → 7 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 9 箇所 (H28) → 10 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 17 箇所 (H27) → 18 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～令和2年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 339 床 → 368 床
- 認知症高齢者グループホーム 195 床 → 231 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 6 カ所 → 7 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 カ所 → 3 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 1 カ所

2. 計画期間

令和元年4月1日～令和7年3月31日

□ 峡東区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776 床 (H26) → 498 床 (R5)
 - ・回復期機能 639 床 (H26) → 872 床 (R5)
 - ・慢性期機能 587 床 (H26) → 341 床 (R5)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 28 箇所 (H27) → 27 箇所以上 (R4)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 4 箇所以上 (R4)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
2 病院 (H28) → 5 病院 (R5)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 11 箇所 (H27) → 12 箇所以上 (R4)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
7 箇所 (H27) → 9 箇所 (R4)
- 在宅療養支援歯科診療所 9 箇所 (H28) → 11 箇所 (R5)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 17 箇所 (H27) → 27 箇所 (R4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 339 床 → 339 床
- 認知症高齢者グループホーム 195 床 → 195 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 6 カ所 → 6 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 カ所 → 1 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 1 カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数は、現時点では目標に達していない。
- 遠隔診療体制の整備や医師の働き方改革に伴う勤務環境の改善など、今後は更に対策を進め、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡南区域

1. 目標

峡南区域は、県下で最も高齢化・過疎化が進展しており、在宅医療に対する需要が高い地域である。一方、医療提供体制は特に脆弱であり、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

令和元年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

・急性期機能 310床（H26）→ 78床（R7）

・回復期機能 26床（H26）→ 102床（R7）

・慢性期機能 124床（H26）→ 83床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

➤ 訪問診療を実施する診療所・病院数 9箇所（H27）→ 10箇所（R2）

➤ 退院支援を実施する診療所・病院数 2箇所（H27）→ 2箇所（R2）

➤ 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
2病院（H28）→ 2病院（R2）

➤ 在宅看取りを実施している病院・診療所数 3箇所（H27）→ 4箇所（R2）

➤ 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数
6箇所（H27）→ 7箇所（R2）

➤ 在宅療養支援歯科診療所 2箇所（H28）→ 3箇所（R2）

➤ 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 3箇所（H27）→ 4箇所（R2）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～令和2年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 114床 → 143床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所 → 2カ所

2. 計画期間

令和元年4月1日～令和7年3月31日

□ 峡南区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 310床（H26）→ 314床（R5）
 - ・回復期機能 26床（H26）→ 0床（R5）
 - ・慢性期機能 124床（H26）→ 105床（R5）
- ※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
- ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 9箇所（H27）→ 3箇所以上（R4）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 2箇所（H27）→ 0箇所以上（R4）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2病院（H28）→ 2病院（R5）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 3箇所（H27）→ 0箇所以上（R4）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 6箇所（H27）→ 6箇所（R4）
- 在宅療養支援歯科診療所 2箇所（H28）→ 3箇所（R5）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 3箇所（H27）→ 6箇所（R4）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 114床 → 114床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所 → 2カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援、在宅看取りを実施している病院・診療所数は、現時点では目標に達していない。
- 今後は更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
また、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■富士・東部区域

1. 目標

富士・東部区域は、大規模な病院が集積する中北区域に比べ医療資源の面で大きな格差が生じていると同時に、中北区域とは御坂山系等で分断され、自動車でも1～2時間程度離れているという地理的条件があり、他の区域よりも区域内で医療を完結する必要性が高いことから、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

令和元年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866床（H26）→ 318床（R7）
 - ・回復期機能 0床（H26）→ 259床（R7）
 - ・慢性期機能 151床（H26）→ 117床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 26 箇所 (H27) → 28 箇所 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 4 箇所 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 0 病院 (H28) → 1 病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 9 箇所 (H27) → 10 箇所 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 5 箇所 (H27) → 6 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 8 箇所 (H28) → 9 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 11 箇所 (H27) → 12 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～令和2年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 329 床 → 387 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 7 カ所 → 9 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 1 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2 カ所 → 4 カ所
-

2. 計画期間

令和元年4月1日～令和7年3月31日

□富士・東部区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866 床 (H26) → 624 床 (R5)
 - ・回復期機能 0 床 (H26) → 188 床 (R5)
 - ・慢性期機能 151 床 (H26) → 76 床 (R5)
- ※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
- ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 26 箇所 (H27) → 19 箇所以上 (R4)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 0 箇所以上 (R4)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
0 病院 (H28) → 3 病院 (R5)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 9 箇所 (H27) → 0 箇所以上 (R4)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
5 箇所 (H27) → 9 箇所 (R4)
- 在宅療養支援歯科診療所 8 箇所 (H28) → 7 箇所 (R5)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 11 箇所 (H27) → 28 箇所 (R4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 329 床 → 329 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 7 カ所 → 7 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 0 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2 カ所 → 2 カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援、在宅看取りを実施している病院・診療所数は、現時点では目標に達していない。
- 今後は更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取組みを推進していく。
- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況【介護分】

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業																	
事業名	【No.1 (介護分)】 山梨県介護施設等整備事業	【総事業費】 170,884 千円																
事業の対象となる区域	中北、峡東区域																	
事業の実施主体	社会福祉法人等																	
事業の期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了																	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活を継続できる体制の構築を図る。 アウトカム指標：令和2年度末における施設・居住系サービスの入所定員総数 9,813 人																	
事業の内容（当初計画）	<p>①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">整備予定施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知症グループホーム</td> <td>1カ所</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td> <td>2カ所</td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>2カ所</td> </tr> </tbody> </table> <p>②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">整備予定施設等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知症グループホーム</td> <td>1カ所</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</td> <td>2カ所</td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所</td> <td>2カ所</td> </tr> </tbody> </table>		整備予定施設等		認知症グループホーム	1カ所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2カ所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	2カ所	整備予定施設等		認知症グループホーム	1カ所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2カ所	看護小規模多機能型居宅介護事業所	2カ所
整備予定施設等																		
認知症グループホーム	1カ所																	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2カ所																	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	2カ所																	
整備予定施設等																		
認知症グループホーム	1カ所																	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2カ所																	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	2カ所																	
アウトプット指標（当初の目標値）	<p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。（健康長寿やまなしプラン：平成30年度～平成32年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム 1,516 床(54 カ所) → 1,719 床(61 カ所) ・認知症グループホーム 1,067 床(73 カ所) → 1,139 床(77 カ所) ・小規模多機能型居宅介護事業所 28 カ所 → 33 カ所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 7 カ所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8 カ所 → 16 カ所 																	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特別養護老人ホーム： 1,516 床→1,574 床 ・認知症グループホーム：1,067 床→1094 床 ・小規模多機能型居宅介護事業所： 28 カ所→28 カ所 																	

	<ul style="list-style-type: none"> ・看護小規模多機能型居宅介護事業所：3カ所→4カ所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所：8カ所→9カ所 <p>所</p> <p>【令和4年整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム 1カ所 <p>【令和5年整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者グループホーム 1カ所
事業の有効性・効率性	令和2年度末における施設・居住系サービスの入所定員総数 9,813人
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>地域密着型特別養護老人ホーム:2カ所、定期巡回・随時対応型訪問介護事業所:1カ所、看護小規模多機能型居宅介護事業所:1カ所、認知症高齢者グループホーム:1カ所に対して支援し、地域密着型サービスの提供体制を推進した。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>県公共事業に準じた手続きにより適正に施設整備が行われた。</p>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 2 (介護分)】 介護人材確保・定着対策魅力発信事業 (介護アンバサダー設置等)	【総事業費】 1,823 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着	
事業の内容（当初計画）	介護保険施設に勤務する現職の介護職員から選考された介護アンバサダー（大使）が、学校訪問やイベント等を通じて、啓発資材も活用し広く県民に介護の魅力ややりがいを伝え、介護人材の確保・定着を促進する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・新入職員合同入職式・研修会への参加（3回） ・学校訪問（6回） ・県主催イベント等への参加（3回） 	
アウトプット指標（達成値）	<p>【R 元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新入介護職員合同入職式・研修会への参加（4回） ・学校訪問（1回） ・県主催イベント等への参加（2回） <p>【R2 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新入介護職員合同入職式の開催（新型コロナウイルスの影響により開催中止） ・新入介護職員研修会の実施（1回、40人） ・2年目介護職員研修会の実施（1回、31人） ・3年目介護職員研修会の実施（1回、30人） ・学校訪問（1回、33人） ・介護労働講習（1回、14人） <p>【R3 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新入介護職員合同入職式の開催（新型コロナウイルスの影響により開催中止） ・新入介護職員研修会の実施（1回、35人） ・2年目介護職員研修会の実施（1回、28人） ・3年目介護職員研修会の実施（1回、29人） ・中途採用介護職員研修会の実施（1回、12人） 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・学校訪問（2回、78人（上野原中）、14人（鰺沢小）） ・介護労働講習（1回、20人）
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着</p> <p>○観察できなかった →理由：山梨県内の介護保険施設等における就職・離職状況を確認する体制が整備されていないため、人材確保・定着についての具体的数値を算出することができない。</p> <p>代替指標：研修会の参加者数が合同入職式参加者数と同数以上とする（新入介護職員の定着）ことを目標としていたが、合同入職式が新型コロナウイルスの影響により開催中止となったため、指標確認ができなかった。</p> <p>（1）事業の有効性 合同入職式、研修会において介護現場での悩みや問題を共有することにより、同期入職者同士の連帯感の醸成と施設間の連携強化が図られた。</p> <p>（2）事業の効率性 県内の介護保険施設等に精通している公益財団法人介護労働安定センター山梨支部に事業を委託することにより、効率的な事業周知と事業実施が図られた。</p>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.3 (介護分)】 介護人材確保・定着対策魅力発信事業 (合同入職式等開催)	【総事業費】 1,879 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 公益財団法人介護労働安定センター山梨支部)	
事業の期間	平成31年4月1日～令和4年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。 アウトカム指標: 山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着	
事業の内容 (当初計画)	新規に入職した介護職員を対象として合同入職式、研修会等を実施することにより、介護人材の確保・定着を促進する。また、2年目職員のフォローアップ研修を実施することにより、早期離職の防止を図る。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・新入職員合同入職式の開催 (1回) ・研修会の実施 (2回) ・入職2年目職員研修会の実施 (1回) 	
アウトプット指標 (達成値)	<p>【R元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新入介護職員合同入職式の開催 (1回、参加者64人) ・研修会の実施 (2回、参加者53人、48人) ・入職2年目職員研修会の実施 (1回、44人) <p>【R2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新入介護職員合同入職式の開催 (新型コロナウイルスの影響により開催中止) ・新入介護職員研修会の実施 (1回、40人) ・2年目介護職員研修会の実施 (1回、31人) ・3年目介護職員研修会の実施 (1回、30人) ・学校訪問 (1回、33人) ・介護労働講習 (1回、14人) <p>【R3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新入介護職員合同入職式の開催 (新型コロナウイルスの影響により開催中止) ・新入介護職員研修会の実施 (1回、35人) ・2年目介護職員研修会の実施 (1回、28人) ・3年目介護職員研修会の実施 (1回、29人) ・中途採用介護職員研修会の実施 (1回、12人) 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・学校訪問（2回、78人（上野原中）、14人（鰺沢小）） ・介護労働講習（1回、20人）
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着</p> <p>○観察できなかった →理由：山梨県内の介護保険施設等における就職・離職状況を確認する体制が整備されていないため、人材確保・定着についての具体的数値を算出することができない。</p> <p>代替指標：研修会の参加者数が合同入職式参加者数と同数以上とする（新入介護職員の定着）ことを目標としていたが、合同入職式が新型コロナウイルスの影響により開催中止となったため、指標確認ができなかった。</p> <p>（1）事業の有効性</p> <p>合同入職式、研修会において介護現場での悩みや問題を共有することにより、同期入職者同士の連帯感の醸成と施設間の連携強化が図られた。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>県内の介護保険施設等に精通している公益財団法人介護労働安定センター山梨支部に事業を委託することにより、効率的な事業周知と事業実施が図られた。</p>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 4 (介護分)】 I C T 導入支援事業	【総事業費】 3,000 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	令和元年 7 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	I C T の活用を通じて介護事業所における生産性向上の推進を図る。	
	アウトカム指標：I C T の促進により労働環境の改善を図る。	
事業の内容 (当初計画)	介護事業所の I C T 化のための介護ソフトやタブレット端末等の購入費用を助成する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	I C T の導入事業所数 10 事業所	
アウトプット指標 (達成値)	令和元年度：0 事業所 令和 2 年度：22 事業所	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：I C T を活用することで介護事業所の業務効率化が図られる。	
	<p>(1) 事業の有効性 I C T の活用による介護事業所の業務効率化は、介護人材不足への方策として期待できる。また、業務効率化により、介護職員の負担軽減が図られることで、介護職員の離職防止も期待される。</p> <p>(2) 事業の効率性 比較的知名度の高い介護ロボット導入支援事業と併せて、I C T 導入支援事業の取組を紹介することで、より多くの介護事業所に周知することができた。</p>	
その他		

平成30年度山梨県計画に関する 事後評価

令和7年1月

山梨県

目 次

1. 事後評価のプロセス

- (1) 「事後評価の方法」の実行の有無 1
- (2) 審議会等で指摘された主な内容 1

2. 目標の達成状況 2

3. 事業の実施状況

【医療分】

- [事業区分1] 地域医療構想の達成に向けた医療機関の
施設又は設備の整備に関する事業 16
- [事業区分2] 居宅等における医療の提供に関する事業 23

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

行った

(実施状況)

- ・平成31年3月20日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和元年7月2日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和元年8月28日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和2年7月27日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和4年3月16日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和4年5月25日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和5年3月22日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和5年5月17日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和5年8月2日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和6年6月20日 山梨県医療審議会において意見聴取

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

※ 事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

■山梨県全体

1. 目標

地域の医療ニーズに対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたり持続的に受けられるよう病床の機能分化・連携を進めるほか、地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療や介護施設等の提供体制の充実、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・養成を進めることにより、医療計画^{※1}や介護保険事業支援計画^{※2}に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

※1 「山梨県地域保健医療計画」（平成30年度～令和5年度）
（医療計画の一部である「山梨県地域医療構想」を含む）

※2 「健康長寿やまなしプラン」（平成30年度～令和2年度）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

地域医療構想を踏まえ、不足する回復期機能への病床転換等を促進するための取組を実施し、病床の機能分化・連携を推進する。

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・高度急性期機能 1,178床（H26）→ 535床（R7）
 - ・急性期機能 3,914床（H26）→ 2,028床（R7）
 - ・回復期機能 928床（H26）→ 2,566床（R7）
 - ・慢性期機能 2,348床（H26）→ 1,780床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

高齢化の進展に伴う在宅医療の需要増加に対応するため、在宅医療を担う人材の育成等に取り組み、在宅医療を総合的に推進する。

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140箇所（H27）→ 154箇所（R2）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20箇所（H27）→ 23箇所（R2）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 7病院（H28）→ 9病院（R2）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50箇所（H27）→ 56箇所（R2）

- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 40 箇所 (H27) → 45 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 45 箇所 (H28) → 51 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 83 箇所 (H27) → 92 箇所 (R2)
- 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数 0 箇所 (H29) → 1 箇所以上 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～令和2年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,516 床 → 1,719 床
- 認知症高齢者グループホーム 1,067 床 → 1,139 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 28 カ所 → 33 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 7 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8 カ所 → 16 カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

医師や看護師の偏在解消のための取組を中心に、医療従事者の確保を推進する。

【定量的な目標値】

- 医療施設従事医師数 1,924 人 (H28) → 2,099 人 (R5)
- 就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9 人 (H28) → 10,742.5 人 (R5)
- 養成所等卒業生県内就業率 75.6% (H29) → 75.6% (R5)
- ナースセンター事業再就業者数 430 人 (H28) → 443 人 (R5)
- MFICU 病床数 6 床 (H29) → 6 床 (R5)
- NICU 病床数 30 床 (H29) → 30 床 (R5)

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県内の労働市場の動向も踏まえ、特に中高校生及びその父兄、教員に対する介護のイメージアップ及び潜在的有資格者の掘り起こしによる中高年齢者層の参入促進にターゲットを絞った対策を進める。さらに、介護職場の処遇改善のためモデル給与規程を作成し普及を進めるとともに、労働環境の改善のため介護ロボットの導入支援などを行い、介護職員の定着を進める。

【定量的な目標値】

- 令和7年度において必要となる介護人材等の確保及び定着のための取組みと、上記対象事業を実施し人材を確保する。
介護職員数 12,536 人 (H28) → 13,746 (R2)

2. 計画期間

平成30年4月1日～令和7年3月31日

□山梨県全体（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・高度急性期機能 1,178床（H26）→ 718床（R5）
 - ・急性期機能 3,914床（H26）→ 3,207床（R5）
 - ・回復期機能 928床（H26）→ 1,750床（R5）
 - ・慢性期機能 2,348床（H26）→ 1,818床（R5）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140箇所（H27）→ 109箇所以上（R4）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20箇所（H27）→ 10箇所以上（R4）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 7病院（H28）→ 18病院（R5）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50箇所（H27）→ 43箇所以上（R4）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 40箇所（H27）→ 59箇所（R4）
- 在宅療養支援歯科診療所 45箇所（H28）→ 46箇所（R5）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 83箇所（H27）→ 186箇所（R4）
- 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数 0箇所（H29）→ 2箇所（R5）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,516床 → 1,516床
- 認知症高齢者グループホーム 1,067床 → 1,067床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 28カ所 → 29カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3カ所 → 3カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8カ所 → 8カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

- 医療施設従事医師数 1,924人（H28）→ 2,068人（R4）
- 就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9人（H28）→ 10,350.1人（R4）

- 養成所等卒業生県内就業率 75.6% (H29) → 73.0% (R6.3)
- ナースセンター事業再就業者数 430人 (H28) → 298人 (R5)
- MFICU病床数 6床 (H29) → 6床 (R5)
- NICU病床数 30床 (H29) → 27床 (R5)

⑤ 介護従事者の確保

- 介護職員数は、令和2年度までに平成28年度から1,000人以上増加したものの、令和7年度までの需給改善に向けては、引き続き介護人材確保の事業に取り組む必要がある。

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数や、ナースセンター事業再就業者数は、現時点では目標に達していない。今後は更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 小規模多機能型居宅介護事業所の整備により、支援体制の向上が図れた。
- 介護職員の参入促進、資質の向上、魅力ある職場環境の整備を3つの柱として、介護職員の確保対策を進めている。今後も引き続き、介護職員の確保に資する事業を積極的に展開していく。

3. 改善の方向性

【医療分】

- 引き続き在宅医療の充実や医師確保、看護職員の資質向上や離職防止対策を推進し、就業の継続や再就職の支援を行っていく。

【介護分】

- 令和7年度の需給改善に向けて、今後も引き続き、介護職員の確保・定着を進めていく。

4. 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■中北区域

1. 目標

中北区域は、甲府市を中心とする峡中地域に医療資源が集中し、他区域から多くの患

者が流入する一方で、北部の峡北地域は医療資源が乏しく、区域内の格差が著しい。

区域全体では、全県的な課題である在宅医療提供体制の確保が課題であるほか、峡中地域以外の他区域からの患者流入等による医療機能不足の解消、峡北地域の医療資源確保等が課題となっている。

平成30年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 1,962床 (H26) → 1,353床 (R7)
- ・回復期機能 263床 (H26) → 1,227床 (R7)
- ・慢性期機能 1,486床 (H26) → 1,161床 (R7)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 77箇所 (H27) → 86箇所 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 12箇所 (H27) → 13箇所 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 3病院 (H28) → 4病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27箇所 (H27) → 30箇所 (R2)
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 22箇所 (H27) → 25箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 26箇所 (H28) → 29箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 52箇所 (H27) → 58箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～令和2年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 734床 → 821床
- 認知症高齢者グループホーム 677床 → 713床

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5カ所 → 9カ所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 14カ所 → 15カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3カ所 → 5カ所

2. 計画期間

平成30年4月1日～令和7年3月31日

□中北区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 1,962床（H26）→ 1,771床（R5）
 - ・回復期機能 263床（H26）→ 690床（R5）
 - ・慢性期機能 1,486床（H26）→ 1,296床（R5）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 77箇所（H27）→ 60箇所以上（R4）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 12箇所（H27）→ 6箇所以上（R4）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 3病院（H28）→ 8病院（R5）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27箇所（H27）→ 31箇所以上（R4）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 22箇所（H27）→ 35箇所（R4）
- 在宅療養支援歯科診療所 26箇所（H28）→ 25箇所（R5）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 52箇所（H27）→ 125箇所（R4）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 734床 → 734床
- 認知症高齢者グループホーム 677床 → 677床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5カ所 → 5カ所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 14カ所 → 14カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3カ所 → 3カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数は、現時点では目標に達していない。今後は更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。

また、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡東区域

1. 目標

峡東区域は、人口当たりで県平均を上回る病院数・病床数を有するが、リハビリテーションを提供する病院が多く、急性期医療を中心に中北区域（峡中地域）への流出患者が多い一方で、リハビリテーション目的の患者の流入が多い区域である。

区域全体では、今後の高齢者の増加を見据え、在宅医療を担う医師の確保、連携体制の構築など在宅医療提供体制の確保・充実等が課題となっている。

平成30年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
- | | | | |
|--------|-----------|---|----------|
| ・急性期機能 | 776床（H26） | → | 279床（R7） |
| ・回復期機能 | 639床（H26） | → | 978床（R7） |
| ・慢性期機能 | 587床（H26） | → | 419床（R7） |

- ※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
- ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 28 箇所 (H27) → 30 箇所 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 4 箇所 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2 病院 (H28) → 2 病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 11 箇所 (H27) → 12 箇所 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 7 箇所 (H27) → 7 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 9 箇所 (H28) → 10 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 17 箇所 (H27) → 18 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～令和2年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 339 床 → 368 床
- 認知症高齢者グループホーム 195 床 → 231 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 6 カ所 → 7 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 カ所 → 3 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 1 カ所

2. 計画期間

平成30年4月1日～令和7年3月31日

□ 峡東区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776 床 (H26) → 498 床 (R5)
 - ・回復期機能 639 床 (H26) → 872 床 (R5)
 - ・慢性期機能 587 床 (H26) → 341 床 (R5)

- ※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
- ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 28 箇所 (H27) → 27 箇所以上 (R4)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 4 箇所以上 (R4)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2 病院 (H28) → 5 病院 (R5)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 11 箇所 (H27) → 12 箇所以上 (R4)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 7 箇所 (H27) → 9 箇所 (R4)
- 在宅療養支援歯科診療所 9 箇所 (H28) → 11 箇所 (R5)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 17 箇所 (H27) → 27 箇所 (R4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 339 床 → 339 床
- 認知症高齢者グループホーム 195 床 → 195 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 6 カ所 → 6 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 カ所 → 1 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 0 カ所
-

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数は、現時点では目標に達していない。
- 今後は更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げしていない。

■ 峡南区域

1. 目標

峡南区域は、県下で最も高齢化・過疎化が進展しており、在宅医療に対する需要が高い地域である。一方、医療提供体制は特に脆弱であり、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

平成30年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

・急性期機能 310床（H26）→ 78床（R7）

・回復期機能 26床（H26）→ 102床（R7）

・慢性期機能 124床（H26）→ 83床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

➤ 訪問診療を実施する診療所・病院数 9箇所（H27）→ 10箇所（R2）

➤ 退院支援を実施する診療所・病院数 2箇所（H27）→ 2箇所（R2）

➤ 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
2病院（H28）→ 2病院（R2）

➤ 在宅看取りを実施している病院・診療所数 3箇所（H27）→ 4箇所（R2）

➤ 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数
6箇所（H27）→ 7箇所（R2）

➤ 在宅療養支援歯科診療所 2箇所（H28）→ 3箇所（R2）

➤ 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 3箇所（H27）→ 4箇所（R2）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～令和2年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 114床 → 143床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所 → 2カ所

2. 計画期間

平成30年4月1日～令和7年3月31日

□ 峡南区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 310床（H26）→ 314床（R5）
 - ・回復期機能 26床（H26）→ 0床（R5）
 - ・慢性期機能 124床（H26）→ 105床（R5）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 9箇所（H27）→ 3箇所以上（R4）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 2箇所（H27）→ 0箇所以上（R4）
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2病院（H28）→ 2病院（R5）
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 3箇所（H27）→ 0箇所以上（R4）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 6箇所（H27）→ 6箇所（R4）
- 在宅療養支援歯科診療所 2箇所（H28）→ 3箇所（R5）
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 3箇所（H27）→ 6箇所（R4）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 114床 → 114床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所 → 2カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援、在宅看取りを実施している病院・診療所数は、現時点では目標に達していない。
- 今後は更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
また、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■富士・東部区域

1. 目標

富士・東部区域は、大規模な病院が集積する中北区域に比べ医療資源の面で大きな格差が生じていると同時に、中北区域とは御坂山系等で分断され、自動車でも1～2時間程度離れているという地理的条件があり、他の区域よりも区域内で医療を完結する必要性が高いことから、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

平成30年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866床（H26）→ 318床（R7）
 - ・回復期機能 0床（H26）→ 259床（R7）
 - ・慢性期機能 151床（H26）→ 117床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 26 箇所 (H27) → 28 箇所 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 4 箇所 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 0 病院 (H28) → 1 病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 9 箇所 (H27) → 10 箇所 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 5 箇所 (H27) → 6 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 8 箇所 (H28) → 9 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 11 箇所 (H27) → 12 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（平成30年度～令和2年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 329 床 → 387 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 7 カ所 → 9 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 1 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2 カ所 → 4 カ所

2. 計画期間

平成30年4月1日～令和7年3月31日

□富士・東部区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866 床 (H26) → 624 床 (R5)
 - ・回復期機能 0 床 (H26) → 188 床 (R5)
 - ・慢性期機能 151 床 (H26) → 76 床 (R5)
- ※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
- ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 26箇所 (H27) → 19箇所以上 (R4)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3箇所 (H27) → 0箇所以上 (R4)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 0病院 (H28) → 3病院 (R5)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 9箇所 (H27) → 0箇所以上 (R4)
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーション数 5箇所 (H27) → 9箇所 (R4)
- 在宅療養支援歯科診療所 8箇所 (H28) → 7箇所 (R5)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 11箇所 (H27) → 28箇所 (R4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 329床 → 329床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 7カ所 → 7カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0カ所 → 0カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2カ所 → 2カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援、在宅看取りを実施している病院・診療所数は、現時点では目標に達していない。
- 今後は更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取組みを推進していく。
- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況 【医療分】

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No.1 (医療分)】 地域医療構想推進事業	【総事業費】 942,175 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関、山梨県	
事業の期間	平成 30 年 10 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	患者の状態に応じた適切な医療を将来にわたって持続的に受けられるようにするため、不足する回復期機能への転換を促す必要がある。 アウトカム指標： 30 年度基金を活用して整備を行う不足する回復期機能の病床数 182 床/年	
事業の内容（当初計画）	地域医療構想を達成するため、 ・医療機関等が行う回復期への転換に係る施設整備の費用 ・医療機関が行う事業縮小の際に要する経費 に対して助成する。また、地域医療構想調整会議で活用する医療提供体制のあり方に係る調査・分析等を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	施設整備を行う医療機関 4 箇所 地域医療構想調整会議の開催（各医療圏）	
アウトプット指標（達成値）	施設整備を行う医療機関 3 箇所	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 県全域の回復期病床数 1,867 床 (R4) →1,750 床 (R5) ※医療機関の報告誤りによる増加 (1) 事業の有効性 病床全体の削減が進む一方、医療機能分化・連携のための設備整備については、既に完了している医療機関や、コロナ禍で先送りにする医療機関が多いことから、目標値には達していないものの、本事業の実施により、地域医療構想の実現に向けて、不足する回復期機能の充実・強化や、地域医療連携体制を構築するための取組が着実に推進されている。 (2) 事業の効率性 各医療機関に対して定期的に意向調査を実施するとともに、回復期リハ病棟や地域包括ケア病棟の施設基準取得など一定の助成要件を付すことによって、回復期への転換等を促し、効率的に事業を実施している。	
その他		

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No.4 (医療分)】 周術期等口腔機能管理推進事業	【総事業費】 1,957 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (山梨県歯科医師会委託)	
事業の期間	平成 30 年 10 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>多くの疾患において、周術期の口腔機能管理を行うことにより合併症リスクの低下など患者の身体的負担が軽減され、早期退院、更には医療費削減などの効果があることが明らかになっているが、本県では病院での口腔機能管理に対応する歯科診療所が少なく、また病院側の受入体制も十分ではないことから、切れ目なく口腔機能管理を提供するための医科歯科連携の強化と実施のための体制整備を行う必要がある。</p> <p>アウトカム指標： 医科歯科連携により周術期口腔管理を行う歯科診療所の数 0 施設 (H29、がん連携登録歯科医以外) →150 施設 (R4)</p>	
事業の内容 (当初計画)	<p>病院での周術期等口腔機能管理が可能な歯科医を周術期等口腔機能管理連携医として登録し、知識向上のための研修を実施するとともに、県内の病院に対して医科歯科連携の必要性について周知を図ることにより、今後、歯科のない病院においても歯科医師や歯科衛生士と連携し、入院時から在宅まで、患者の状態に応じた口腔機能管理の実施が可能となる体制づくりを目指す。</p>	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<p>冊子・リーフレット作成 各 1500 部 研修会の実施 2 回 (1 回、150 人) 訪問病院数 60 箇所/2 年</p>	
アウトプット指標 (達成値)	<p>冊子改訂版配布 研修会の実施 1 回 (118 人) 訪問未実施病院あて資料送付 26 病院</p>	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 医科歯科連携により周術期口腔管理を行う歯科診療所の数 0 施設 (H29、がん連携登録歯科医以外) →8 施設 (R5) 〔参考：R1～R5 合計 → 223 施設〕</p> <p>(1) 事業の有効性 周術期口腔機能管理により術後合併症のリスク軽減、在院日数の短縮、医療費削減などの効果が見込まれる。</p> <p>(2) 事業の効率性 県内の病院に医科歯科連携の必要性を周知してから周術期口腔機能管理の開始となるため、一定の時間を要する。</p>	

その他	<p>令和5年度も引き続き新型コロナウイルス感染症の対応により医療機関で事業説明の機会を得ることが困難であったため、訪問が叶わなかった医療機関へは資料の送付を行った。</p> <p>今後は本県で実施している医科・歯科連携推進検討会において本事業を継続して取り組めるよう検討を行っていく。</p>
-----	---

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No.5 (医療分)】 医療機能分化・連携推進地域移行支援事業	【総事業費】 87,954 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (山梨県看護協会委託)、地域活動拠点事業者	
事業の期間	平成30年4月1日～令和7年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	地域医療構想上必要となる慢性期機能病床の見直しを進めるためには、病院や介護関係者、訪問看護間での調整や連携を行うための体制整備が必要である。	
	アウトカム指標： 地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床を平成37年度までに568床減少	
事業の内容 (当初計画)	病院関係者やケアマネジャー、訪問看護師等多職種間のネットワークの拠点となるセンターの設置に対して支援する。また、センターと連携し、実際に各地域で活動を行う地域活動拠点の機能強化等に支援することにより、慢性期病床の入院患者の在宅移行を促進する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	支援センターにおける、県民、病院等医療機関、ケアマネジャー等支援関係者からの退院支援等相談対応 114件 (H28年度) → 120件 (H30年度)	
アウトプット指標 (達成値)	支援センターにおける、県民、病院等医療機関、ケアマネジャー等支援関係者からの退院支援等相談対応 58件 (H30年度) → 327件 (R5年度)	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床の減少2,348床 (H26) → 1,818床 (R5)	
	<p>(1) 事業の有効性：相談件数の増加に伴い、在宅療養へ移行する事例の増加が期待でき、慢性期機能病棟の見直しを進めるにあたり、病院や介護関係者、訪問看護師間での調整や連携を行うための体制整備につながった。</p> <p>(2) 事業の効率性：訪問看護の拠点となる「訪問看護支援センター」に委託することで相談実績が着実に増え、効率的に事業が執行された</p>	

事業の区分	1. 医療機能の分化・連携に関する事業	
事業名	【No.6 (医療分)】 医療機能多職種連携促進事業	【総事業費】 22,121 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (山梨県看護協会委託)	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	病床の機能分化・連携を推進するためには、医療に関して幅広い知識を有し、多職種間の調整を図れる看護師の養成・確保及び質の向上を図ることが必要である。 アウトカム指標：地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床を平成 37 年度までに 568 床減少	
事業の内容 (当初計画)	医療や介護等関係職種の調整役を担う看護師を養成するとともに病院等での活躍の場の拡大や周知を図り、多職種間の連携を強化する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	調整役を担う看護師養成人数 年間 10 人×年	
アウトプット指標 (達成値)	調整役を担う看護師養成人数 R5 : 68 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 慢性期機能の病床数 2,348 床 (H26) → 1,818 床 (R5) トータル・サポート・マネジャー (R5 : 68 人) (1) 事業の有効性 チーム医療に関わる多職種の調整役を養成し、患者の症状等に 応じたきめ細やかな医療サービスを提供できる体制を整備した ことにより、病床の機能分化・連携の推進に効果があった。 (2) 事業の効率性 チーム医療の調整役であるトータル・サポート・マネジャーの 活動により、医療分野の多職種間の連携が円滑に図られるよう になった。	
その他		

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No.7 (医療分)】 地域医療連携推進総合拠点事業	【総事業費】 19,360 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県医師会	
事業の期間	平成 30 年 10 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展を見据え、地域完結型医療の構築のため、今後一層の医療・介護の連携強化が求められている。 アウトカム指標： 地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床を平成 37 年度までに 568 床減少	
事業の内容 (当初計画)	県医師会館内に設置される総合拠点において、以下の事業を行う。 ①医療機関で共有される ICT ネットワークの情報のうち、処方データや検診データ等を患者が個人のスマートフォンに蓄積し、他の医療機関の受診や在宅医療での情報共有を容易にする取り組みを支援することにより、切れ目のない医療提供体制の構築に繋げる。 ②病院関係者やかかりつけ医、ケアマネージャー等多職種からの相談に対応できる総合相談窓口を設置するとともに、相談員となる介護支援専門員に医療を始めとする多職種連携への知識を深める研修を実施することにより、医療・介護連携を推進する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	①システムを活用した施設数 1 箇所/年 (~R4) ②研修の実施 3 回/年	
アウトプット指標 (達成値)	①システムを活用した施設数 1 箇所/年 ②令和 5 年度に研修会を開催し、地域連携室訪問、同行訪問等の内容を実施。17 名の主任介護支援専門員が受講	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 慢性期機能の病床数 2,348 床 (H26) → 1,818 床 (R5) (1) 事業の有効性 病床機能報告における慢性期病床数においては目標であった 1,780 床を上回った。COVID-19 への対応により病床削減そのものが進展しづらかった数年間を経ていることが原因と考えられるが、年々着実に減少している。介護支援専門員に対する医療分野の研修の実施により、医療と介護双方の知識を有した相談窓口の担い手が増加し、医療介護連携が推進された。	

	<p>(2) 事業の効率性</p> <p>医療・介護連携における役割が期待される県医師会が設置する総合拠点の取組を支援することにより、事業が効率的に実施された。</p>
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.8 (医療分)】 在宅医療推進協議会設置事業	【総事業費】 5,933 千円
事業の対象となる区域	県全体、中北、峡東、峡南、富士・東部	
事業の実施主体	山梨県医師会、地区医師会 (10 地域)	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 □継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進展を見据え、在宅医療需要の高まりに対応するためには、訪問診療実施医療機関の増加等在宅医療提供体制の強化が必要である。	
	アウトカム指標： ・訪問診療を実施する病院・診療所数 140 (H27) →154 (R2) ・在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 施設(H27) → 56 施設(R2) ・在宅療養支援病院数・診療所数 71 箇所(H28) ⇒ 78 箇所(R5)	
事業の内容 (当初計画)	県医師会及び地区医師会における在宅医療に取り組む医師及び多職種からなる協議会の設置、地域及び全県における在宅医療の課題の検討、研修会等の開催に対し支援を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	全県及び 10 地域で在宅医療推進協議会を開催 協議会開催数 6 回 (H29) → 7 回 (R5)	
アウトプット指標 (達成値)	全県及び 10 地域で在宅医療推進協議会を開催 協議会開催数 6 回 (H29) → 5 回 (R5)	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： ・訪問診療を実施する病院・診療所数 140 施設 (H27) →109 施設 (R4) ・在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 施設 (H27) → 43 施設 (R4) ※R5 以降の数値は未公表のため現時点で不明。	
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>新型コロナウイルス感染症により協議会開催のノウハウが途絶える等の影響も出ているが、全県及び地区医師会において在宅医療推進協議会を設置し、課題の検討や研修会を通じて在宅医療の拡大を図っている。引き続き、全県の在宅医療の課題解決に向け継続して取り組みを進める。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>在宅医療において中心的役割が期待される医師会が主体的に在宅医療推進に向けた取り組みを進めることにより、在宅医療提供体制の効率的な推進が図られた。</p>	
その他		

平成 29 年度山梨県計画に関する 事後評価

令和 7 年 1 月

山 梨 県

目次

1. 事後評価のプロセス

- (1) 「事後評価の方法」の実行の有無 1
- (2) 審議会等で指摘された主な内容 1

2. 目標の達成状況 2

3. 事業の実施状況

【介護分】

- [事業区分3] 介護施設等の整備に関する事業 18
- [事業区分5] 介護従事者の確保に関する事業 20

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

行った

(実施状況)

- ・平成30年5月29日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成30年7月31日 山梨県老人福祉施設協議会と意見交換
- ・令和元年7月2日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和元年8月28日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和2年7月27日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和4年3月16日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和4年5月25日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和5年3月22日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和5年8月2日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和5年12月25日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

※ 事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

■山梨県全体（目標と計画期間）

1. 目標

地域の医療ニーズに対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたり持続的に受けられるよう病床の機能分化・連携を進めるほか、地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療や介護施設等の提供体制の充実、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・養成を進めることにより、医療計画^{※1}や介護保険事業支援計画^{※2}に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

※1 「山梨県地域保健医療計画」（平成25年度～平成29年度）
（医療計画の一部である「山梨県地域医療構想」を含む）

※2 「健康長寿やまなしプラン」（平成27年度～平成29年度）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

地域医療構想を踏まえ、不足する回復期機能への病床転換等を促進するための取組を実施し、病床の機能分化・連携を推進する。

【定量的な目標値】

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・高度急性期機能 1,178床（H26）→ 535床（R7）
- ・急性期機能 3,914床（H26）→ 2,028床（R7）
- ・回復期機能 928床（H26）→ 2,566床（R7）
- ・慢性期機能 2,348床（H26）→ 1,780床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

➤ かかりつけ医の定着率 58.7%（H24）→ 65%（H29）

② 居宅等における医療の提供に関する目標

高齢化の進展に伴う在宅医療の需要増加に対応するため、在宅医療を担う人材の育成等に取り組み、在宅医療を総合的に推進する。

【定量的な目標値】

➤ 訪問診療を受けた患者数（6カ月）

13,008人（H22）→ 14,311人（H29）

- 往診を受けた患者数（6カ月）
3,429人（H22）→ 3,773人（H29）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
25施設（H20）→ 30施設（H29）
- 在宅療養支援歯科診療所数
34施設（H25）→ 39施設（H29）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
183人（H21）→ 203人（H29）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等（平成27年度～29年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,137床 → 1,623床
- 認知症高齢者グループホーム 959床 → 1,076床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 24カ所 → 30カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3カ所 → 5カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5カ所 → 13カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

医師や看護師の偏在解消のための取組を中心に、医療従事者の確保を推進する。

【定量的な目標値】

- 医師数 1,887人（H22）→ 2,130人（H29）
- 就業看護職員数（常勤換算後） 8,804.7人（H22）→ 9,634.2人（H29）
- 養成所等卒業生県内就業率 69.9%（H22）→ 80.9%（H29）
- ナースセンター事業再就業者数 566人（H22）→ 575人（H29）
- 病院看護職員離職率 8.7%（H22）→ 8%（H29）
- MFICU病床数（診療報酬対象） 6床（H24）→ 6床（H29）
- NICU病床数（診療報酬対象） 27床（H24）→ 27床（H29）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県内の労働市場の動向も踏まえ、特に中高年生及びその父兄、教員に対する介護のイメージアップ及び潜在的有資格者の掘り起こしによる中高年齢者層の参入促進にターゲットを絞った対策を進める。さらに、介護職場の処遇改善のためモデル給与規程を作成し普及を進めるとともに、労働環境の改善のため介護ロボットの導入支援などを行い、介護職員の定着を進める。

【定量的な目標値】

- 令和7年度の都道府県で必要となる介護人材の需給状況、介護人材等の確保に向けた取組 上記対象事業の実施等により平成30年までに327人の供給改善を図る。

2. 計画期間

平成29年4月1日～令和8年3月31日

□山梨県全体（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

・高度急性期機能	1,178床（H26）	→	718床（R5）
・急性期機能	3,914床（H26）	→	3,207床（R5）
・回復期機能	928床（H26）	→	1,750床（R5）
・慢性期機能	2,348床（H26）	→	1,818床（R5）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

- かかりつけ医の定着率 58.7%（H24） → 67.4%（R5）

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を受けた患者数（6カ月）

13,008人（H22） → 20,771.5人（R4）

- 往診を受けた患者数（6カ月）

3,429人（H22） → 4,451人（R4）

- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数

25施設（H20） → 43施設以上（R4）

- 在宅療養支援歯科診療所数

34施設（H25） → 46施設（R5）

- 24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数

183人（H21） → 442人（R4）

③ 介護施設等の整備

- | | | | |
|------------------|--------|---|--------|
| ➤ 地域密着型介護老人福祉施設 | 1,137床 | → | 1,516床 |
| ➤ 認知症高齢者グループホーム | 959床 | → | 1,067床 |
| ➤ 小規模多機能型居宅介護事業所 | 24カ所 | → | 28カ所 |

- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3カ所 → 3カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5カ所 → 8カ所
- 介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備 1カ所
- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策（消毒液等一括購入、簡易陰圧装置）を行った。

④ 医療従事者の確保に関する目標

- 医師数 1,887人（H22）→ 2,148人（R4）
- 就業看護職員数（常勤換算後） 8,804.7人（H22）→ 10,350.1人（R4.12）
- 養成所等卒業生県内就業率 69.9%（H22）→ 73.0%（R6.3）
- ナースセンター事業再就業者数 566人（H22）→ 298人（R5）
- 病院看護職員離職率 8.7%（H22）→ 7.1%（R4）
- MFICU病床数（診療報酬対象） 6床（H24）→ 6床（R5）
- NICU病床数（診療報酬対象） 27床（H24）→ 27床（R5）

⑤ 介護従事者の確保

- 介護職員数は増加しているが、需給改善には至っていないため、令和7年度の介護職員数の需給改善に向けて引き続き上記事業により介護職員の確保を図る必要がある。

2. 見解

【医療分】

- ナースセンター事業再就業者数は目標が達成できなかったが、平成28年度から集計方法を変更した影響で数値が減少している（短期の就業について延べ人数でカウントしていたものを実人数に修正した）。
- その他の事業については全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、在宅療養支援体制の整備や、医師や看護師の確保等において、一定の成果を得ている。

【介護分】

- 地域密着型介護老人福祉施設4カ所の整備により、入所申込み者数の減少に繋がった。また認知症高齢者グループホーム2カ所の整備により、認知症高齢者への支援体制の向上が図れた。
- 介護職員の参入促進、資質の向上、魅力ある職場環境の整備を3つの柱として、介護職員の確保対策を進めている。今後も引き続き、介護職員の確保に資する事業を積極的に展開していく。

3. 改善の方向性

【医療分】

- 引き続き在宅医療の充実や医師確保、看護職員の資質向上や離職防止対策を推進し、就業の継続や再就職の支援を行っていく。

【介護分】

- 介護職員の需給改善に向けて、引き続き介護職員の確保のための事業に取り組む。

4. 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■中北区域（目標と計画期間）

1. 目標

中北区域は、甲府市を中心とする峡中地域に医療資源が集中し、他区域から多くの患者が流入する一方で、北部の峡北地域は医療資源が乏しく、区域内の格差が著しい。

区域全体では、全県的な課題である在宅医療提供体制の確保が課題であるほか、峡中地域以外の他区域からの患者流入等による医療機能不足の解消、峡北地域の医療資源確保等が課題となっている。

平成29年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 1,962床（H26）→ 1,353床（R7）
 - ・回復期機能 263床（H26）→ 1,227床（R7）
 - ・慢性期機能 1,486床（H26）→ 1,161床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）
7,464 人（H22）→ 8,211 人（H29）
- 往診を受けた患者数（6 カ月）
1,900 人（H22）→ 2,029 人（H29）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
13 施設（H22）→ 15 施設（H29）
- 在宅療養支援歯科診療所数
14 施設（H25）→ 16 施設（H29）
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
96 人（H21）→ 106 人（H29）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 531 床 → 734 床
- 認知症高齢者グループホーム 605 床 → 686 床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 3 カ所 → 5 カ所

2. 計画期間

平成 29 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

□中北区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 1,962 床（H26）→ 1,771 床（R5）
 - ・回復期機能 263 床（H26）→ 690 床（R5）
 - ・慢性期機能 1,486 床（H26）→ 1,296 床（R5）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）
7,464 人（H22）→ 11,834.0 人（R4）

- 往診を受けた患者数（6カ月）
1,900人（H22）→ 2,918.0人（R4）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
13施設（H20）→ 31施設以上（R4）
- 在宅療養支援歯科診療所数
14施設（H25）→ 25施設（R5）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
96人（H21）→ 279人（R4）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 531床 → 734床
- 認知症高齢者グループホーム 605床 → 677床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 3カ所 → 5カ所
- 介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備 1カ所

2. 見解

【医療分】

- 全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、目標を達成できている。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡東区域（目標と計画期間）

1. 目標

峡東区域は、人口当たりで県平均を上回る病院数・病床数を有するが、リハビリテーションを提供する病院が多く、急性期医療を中心に中北区域（峡中地域）への流出患者が多い一方で、リハビリテーション目的の患者の流入が多い区域である。

区域全体では、今後の高齢者の増加を見据え、在宅医療を担う医師の確保、連携体制の構築など在宅医療提供体制の確保・充実等が課題となっている。

平成 29 年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776 床（H26）→ 279 床（R7）
 - ・回復期機能 639 床（H26）→ 978 床（R7）
 - ・慢性期機能 587 床（H26）→ 419 床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるとはしないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）
2,977 人（H22）→ 3,275 人（H29）
- 往診を受けた患者数（6 カ月）
527 人（H22）→ 580 人（H29）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
4 施設（H20）→ 5 施設（H29）
- 在宅療養支援歯科診療所数
10 施設（H25）→ 11 施設（H29）
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
36 人（H21）→ 40 人（H29）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 252床 → 339床
- 認知症高齢者グループホーム 177床 → 195床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 3カ所 → 6カ所

2. 計画期間

平成29年4月1日～令和8年3月31日

□ 峡東区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776床（H26） → 498床（R5）
 - ・回復期機能 639床（H26） → 872床（R5）
 - ・慢性期機能 587床（H26） → 341床（R5）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を受けた患者数（6カ月）
2,977人（H22） → 5,216.0人（R4）
- 往診を受けた患者数（6カ月）
527人（H22） → 671.0人（R4）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
4施設（H20） → 12施設以上（R4）
- 在宅療養支援歯科診療所数
10施設（H25） → 11施設（R5）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
36人（H21） → 64人（R4）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 252 床 → 339 床
- 認知症高齢者グループホーム 177 床 → 195 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 6 カ所

2. 見解

【医療分】

- 全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、目標を達成できている。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
- 往診を受けた患者数の目標値は達成できなかったものの、訪問診療を受けた患者数は増加しており、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を実施し、患者のニーズに対応できる医療提供体制の確保を図る。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡南区域（目標と計画期間）

1. 目標

峡南区域は、県下で最も高齢化・過疎化が進展しており、在宅医療に対する需要が高い地域である。一方、医療提供体制は特に脆弱であり、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

平成 29 年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 310床 (H26) → 78床 (R7)
- ・回復期機能 26床 (H26) → 102床 (R7)
- ・慢性期機能 124床 (H26) → 83床 (R7)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

➤ 訪問診療を受けた患者数 (6カ月)

716人 (H22) → 788人 (H29)

➤ 往診を受けた患者数 (6カ月)

349人 (H22) → 384人 (H29)

➤ 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数

0施設 (H20) → 1施設 (H29)

➤ 在宅療養支援歯科診療所数

2施設 (H25) → 3施設 (H29)

➤ 24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数

27人 (H21) → 30人 (H29)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 83床 → 143床

2. 計画期間

平成29年4月1日～令和8年3月31日

□ 峡南区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

・急性期機能 310床（H26）→ 314床（R5）

・回復期機能 26床（H26）→ 0床（R5）

・慢性期機能 124床（H26）→ 105床（R5）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

➤ 訪問診療を受けた患者数（6カ月）

716人（H22）→ 1,018.0人（R4）

➤ 往診を受けた患者数（6カ月）

349人（H22）→ 232.5人（R4）

➤ 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数

0施設（H20）→ 0施設以上（R4）

➤ 在宅療養支援歯科診療所数

2施設（H25）→ 3施設（R5）

➤ 24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数

27人（H21）→ 31人（R4）

③ 介護施設等の整備

➤ 地域密着型介護老人福祉施設 83床 → 114床

2. 見解

【医療分】

- 全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、目標を達成できている。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。

- 往診を受けた患者数の目標値は達成できなかったものの、訪問診療を受けた患者数は増加しており、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を実施し、患者のニーズに対応できる医療提供体制の確保を図る。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■富士・東部区域（目標と計画期間）

1. 目標

富士・東部区域は、大規模な病院が集積する中北区域に比べ医療資源の面で大きな格差が生じていると同時に、中北区域とは御坂山系等で分断され、自動車でも1～2時間程度離れているという地理的条件があり、他の区域よりも区域内で医療を完結する必要性が高いことから、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

平成29年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866床（H26）→ 318床（R7）
 - ・回復期機能 0床（H26）→ 259床（R7）
 - ・慢性期機能 151床（H26）→ 117床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）
1,851 人（H22）→ 2,037 人（H29）
- 往診を受けた患者数（6 カ月）
653 人（H20）→ 719 人（H29）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
8 施設（H20）→ 9 施設（H29）
- 在宅療養支援歯科診療所数
8 施設（H25）→ 9 施設（H29）
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
24 人（H21）→ 27 人（H29）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 271 床 → 407 床
- 認知症高齢者グループホーム 117 床 → 135 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 5 カ所 → 8 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 2 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 カ所 → 3 カ所

2. 計画期間

平成 29 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

□富士・東部区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866 床（H26）→ 624 床（R5）
 - ・回復期機能 0 床（H26）→ 188 床（R5）
 - ・慢性期機能 151 床（H26）→ 76 床（R5）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を受けた患者数（6カ月）
1,851人（H22）→ 2,703.5人（R4）
- 往診を受けた患者数（6カ月）
653人（H20）→ 629.5人（R4）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
8施設（H20）→ 0施設以上（R4）
- 在宅療養支援歯科診療所数
8施設（H25）→ 7施設（R5）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
24人（H21）→ 68人（R4）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 271床 → 329床
- 認知症高齢者グループホーム 117床 → 135床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 5カ所 → 7カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0カ所 → 0カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1カ所 → 2カ所

2. 見解

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を実施し、患者のニーズに対応できる医療提供体制の確保を図る。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 往診を受けた患者数の目標値は達成できなかったものの、訪問診療を受けた患者数は増加しており、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を実施し、患者のニーズに対応できる医療提供体制の確保を図る。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況【介護分】

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業															
事業名	【NO.1】 山梨県介護施設等整備事業	【総事業費】 1,535,862 千円														
事業の対象となる区域	県全域（中北区域、峡東区域、峡南区域、富士・東部区域）															
事業の実施主体	社会福祉法人等															
事業の期間	平成29年4月1日～令和5年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了															
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。 アウトカム指標：平成29年度末における施設・居宅系サービスの入所定員総数 9,767人															
事業の内容(当初計画)	<p>①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。</p> <table border="1"> <tr><td>整備予定施設等</td></tr> <tr><td>地域密着型特別養護老人ホーム:232床(8カ所)</td></tr> <tr><td>認知症高齢者グループホーム:9床(1カ所)</td></tr> <tr><td>小規模多機能型居宅介護事業所:4カ所</td></tr> <tr><td>看護小規模多機能型居宅介護事業所:1カ所</td></tr> <tr><td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護:5カ所</td></tr> </table> <p>②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。</p> <table border="1"> <tr><td>整備予定施設等</td></tr> <tr><td>地域密着型特別養護老人ホーム:232床(8カ所)</td></tr> <tr><td>認知症高齢者グループホーム:27床(2カ所)</td></tr> <tr><td>小規模多機能型居宅介護事業所:4カ所</td></tr> <tr><td>看護小規模多機能型居宅介護事業所:1カ所</td></tr> <tr><td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護:5カ所</td></tr> </table> <p>③特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護改修事業に対して支援を行う。</p> <table border="1"> <tr><td>特別養護老人ホーム</td><td>: 112床(2カ所)</td></tr> </table>		整備予定施設等	地域密着型特別養護老人ホーム:232床(8カ所)	認知症高齢者グループホーム:9床(1カ所)	小規模多機能型居宅介護事業所:4カ所	看護小規模多機能型居宅介護事業所:1カ所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護:5カ所	整備予定施設等	地域密着型特別養護老人ホーム:232床(8カ所)	認知症高齢者グループホーム:27床(2カ所)	小規模多機能型居宅介護事業所:4カ所	看護小規模多機能型居宅介護事業所:1カ所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護:5カ所	特別養護老人ホーム	: 112床(2カ所)
整備予定施設等																
地域密着型特別養護老人ホーム:232床(8カ所)																
認知症高齢者グループホーム:9床(1カ所)																
小規模多機能型居宅介護事業所:4カ所																
看護小規模多機能型居宅介護事業所:1カ所																
定期巡回・随時対応型訪問介護看護:5カ所																
整備予定施設等																
地域密着型特別養護老人ホーム:232床(8カ所)																
認知症高齢者グループホーム:27床(2カ所)																
小規模多機能型居宅介護事業所:4カ所																
看護小規模多機能型居宅介護事業所:1カ所																
定期巡回・随時対応型訪問介護看護:5カ所																
特別養護老人ホーム	: 112床(2カ所)															

<p>アウトプット指標（当初の目標値）</p>	<p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。</p> <p>（健康長寿やまなしプラン：平成27年度～平成29年度）</p> <p>○地域密着型特別養護老人ホーム：1,137床 → 1,623床 ○認知症高齢者グループホーム：959床 → 1,076床 ○小規模多機能型居宅介護事業所：24カ所 → 30カ所 ○看護小規模多機能型居宅介護事業所：3カ所 → 5カ所 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所：5カ所 → 13カ所</p>
<p>アウトプット指標（達成値）</p>	<p>○地域密着型特別養護老人ホーム：1,391床 → 1,516床 ○認知症高齢者グループホーム：1,040床 → 1,085床 ○小規模多機能型居宅介護事業所：26カ所 → 28カ所 ○看護小規模多機能型居宅介護事業所：3カ所 → 4カ所 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所：5カ所 → 8カ所</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止対策（消毒液等一括購入、簡易陰圧装置）</p> <p>【R4基盤整備】</p> <p>○小規模多機能型居宅介護事業所 1カ所</p>
<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 平成29年度末施設・居宅系サービスの入所定員総9,567人</p> <p>（1）事業の有効性 地域密着型特別養護老人ホーム:125床(5カ所)、認知症高齢者グループホーム:45床(3カ所)、小規模多機能型居宅介護事業所:2カ所、看護小規模多機能型居宅介護事業所:1カ所、特別養護老人ホーム(多床室)のプライバシー保護改修事業に対する支援(2カ所)、介護医療院への転換整備(開設準備のみ1カ所)を行い、地域密着型サービスの提供体制を推進した。</p> <p>（2）事業の効率性 県公共事業に準じた手続きにより適正に施設整備が行われた。</p>
<p>その他</p>	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.2 (介護分)】 主任介護支援専門員養成研修事業	【総事業費】 4,100 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 一般社団法人山梨県介護支援専門員協会)	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>他の介護支援専門員への指導助言を行う主任介護支援専門員を養成するため、ケアマネジメントプロセス等介護支援専門員業務について経験を持つ専門性の高い指導者を確保する必要がある。</p> <p>アウトカム指標: 介護支援専門員業務に精通し、専門性の高い主任介護支援専門員の確保を図る。</p>	
事業の内容 (当初計画)	介護支援専門員に専門的な助言を行い、地域包括ケアシステム構築の役割を担う主任介護支援専門員の養成を行う。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	主任介護支援専門員研修 各年度 受講者数 30 名 実施回数 1 コース (12 日間)	
アウトプット指標 (達成値)	主任介護支援専門員研修 平成 29 年度 実施回数 1 コース、修了者数 28 名 平成 30 年度 実施回数 1 コース、修了者数 51 名 令和元年度 実施回数 2 コース、修了者数 83 名 令和 2 年度 実施回数 1 コース、修了者数 27 名 令和 3 年度 実施回数 1 コース、修了者数 33 名	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後 1 年以内のアウトカム指標:</p> <p>主任介護支援専門員研修修了者数 平成 28 年度末 426 名、平成 29 年度末 454 名 平成 30 年度末 505 名、令和元年度末 588 名 令和 2 年度末 615 名、令和 3 年度末 648 名</p> <p>(1) 事業の有効性</p> <p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、利用者の自立支援に資するケアマネジメントなど個別支援を通じた地域づくりを実践でき、他の介護支援専門員に対する助言や指導など人材育成等の役割を担う主任介護支援専門員を養成することができた。</p> <p>平成 30 年 4 月介護報酬改正により「居宅介護支援事業所</p>	

	<p>の管理者は主任介護支援専門員」となったため受講希望者が大幅に増加した。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>他の介護支援専門員への助言や指導の役割を果たせる主任介護支援専門員を養成できるよう、委託先において効率的な研修実施に努めた。</p>
その他	

平成 28 年度山梨県計画
に関する事後評価

令和 7 年 1 月

山 梨 県

目次

1. 事後評価のプロセス	
(1) 「事後評価の方法」の実行の有無	1
(2) 審議会等で指摘された主な内容	1
2. 目標の達成状況	2
3. 事業の実施状況	
【医療分】	
[事業区分1] 地域医療構想の達成に向けた医療機関の 施設又は設備の整備に関する事業	17
【介護分】	
[事業区分3] 介護施設等の整備に関する事業	20
[事業区分5] 介護従事者の確保に関する事業	22

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

行った

(実施状況)

- ・平成29年5月23日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成29年2月1日 山梨県老人福祉施設協議会と意見交換
- ・平成29年2月6日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・平成29年8月1日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・平成30年5月29日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成30年7月31日 山梨県老人福祉施設協議会と意見交換
- ・平成31年3月20日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和元年7月2日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和元年8月23日 山梨県老人福祉施設協議会と意見交換
- ・令和元年8月28日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和2年7月27日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和4年3月16日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和4年5月25日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和5年3月22日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和5年5月17日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和5年8月2日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和5年12月25日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和6年6月20日 山梨県医療審議会において意見聴取

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

※ 事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

令和5年度終了時における目標の達成状況については、次のとおりである。

なお、計画に基づき実施した事業ごとの目標の達成状況については、「3. 事業の実施状況」に記載する。

■山梨県全体（目標と計画期間）

1 目標

地域の医療ニーズに対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたり持続的に受けられるよう病床の機能分化・連携を進めるほか、地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療や介護施設等の提供体制の充実、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・養成を進めることにより、医療計画^{※1}や介護保険事業支援計画^{※2}に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

※1「山梨県地域保健医療計画」（平成25年度～平成29年度）

（医療計画の一部である「山梨県地域医療構想」を含む）

※2「健康長寿やまなしプラン」（平成27年度～平成29年度）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

地域医療構想を踏まえ、不足する回復期機能への病床転換等を促進するための取組を実施し、病床の機能分化・連携を推進する。

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標）

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数の数値目標は、医療計画の一部に位置付けられる地域医療構想の策定を受けて設定（→ H28.5 策定）

- ・ 高度急性期機能 1,178床（H26）→ 535床（R7）
- ・ 急性期機能 3,914床（H26）→ 2,028床（R7）
- ・ 回復期機能 928床（H26）→ 2,566床（R7）
- ・ 慢性期機能 2,348床（H26）→ 1,780床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

- かかりつけ医の定着率 58.7%（H24）→ 65%（H29）
- がんの年齢調整死亡率（75歳未満（人口10万対））78.2（H22）→ 69.0（H29）

② 居宅等における医療の提供に関する目標

高齢化の進展に伴う在宅医療の需要増加に対応するため、在宅医療を担う人材の育成に取り組み、在宅医療を総合的に推進する。

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標）

- 訪問診療を受けた患者数（6カ月）
13,008人（H22）→ 14,311人（H29）
- 往診を受けた患者数（6カ月）
3,429人（H22）→ 3,773人（H29）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
25施設（H20）→ 30施設（H29）
- 在宅療養支援歯科診療所数
34施設（H25）→ 39施設（H29）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
183人（H21）→ 203人（H29）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,197床（43カ所）→ 1,391床（50カ所）
- 認知症高齢者グループホーム 966床（68カ所）→ 1,038床（72カ所）
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 6カ所 → 8カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 79人/月分（3カ所）→108人/月分（4カ所）

④ 医療従事者の確保に関する目標

医師や看護師の偏在解消のための取組を中心に、医療従事者の確保を推進する。

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標）

- 医師数 1,887人（H22）→ 2,130人（H29）
- 就業看護職員数（常勤換算後） 8,804.7人（H22）→ 9,634.2人（H29）
- 養成所等卒業生県内就業率 69.9%（H22）→ 74.8%（H29）
- ナースセンター事業再就業者数 566人（H22）→ 575人（H29）
- 病院看護職員離職率 8.7%（H22）→ 8%（H29）
- MFICU病床数（診療報酬対象） 6床（H24）→ 6床（H29）
- NICU病床数（診療報酬対象） 27床（H24）→ 27床（H29）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県内の労働市場の動向も踏まえ、特に中高校生及びその父兄、教員に対する介護のイメージアップ及び潜在的有資格者の掘り起こしによる中高年齢者層の参入促進にターゲットを絞った対策を進める。さらに、介護職場の処遇改善のためモデル給与規程

を作成し普及を進めるとともに、労働環境の改善のため介護ロボットの導入支援などを行い、介護職員の定着を進める。

【定量的な目標値】

- 令和 7 年度の都道府県で必要となる介護人材の需給状況、介護人材等の確保に向けた取組 上記対象事業の実施等により平成 30 年までに 327 人の供給改善を図る。

2 計画期間

平成 28 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

□山梨県全体（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・高度急性期機能 1,178 床 (H26) → 718 床 (R5)
 - ・急性期機能 3,914 床 (H26) → 3,207 床 (R5)
 - ・回復期機能 928 床 (H26) → 1,750 床 (R5)
 - ・慢性期機能 2,348 床 (H26) → 1,818 床 (R5)
- かかりつけ医の定着率 58.7% (H24) → 67.4% (R5)
- がんの年齢調整死亡率 (75歳未満 (人口10万対)) 78.2 (H22) → 65.6 (R元)

② 居宅等における医療の提供

- 訪問診療を受けた患者数 (6 カ月)
13,008 人 (H22) → 20,771.5 人 (R4)
- 往診を受けた患者数 (6 カ月)
3,429 人 (H22) → 4,451 人 (R4)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
25 施設 (H20) → 43 施設以上 (R4)
- 在宅療養支援歯科診療所数 34 施設 (H25.1) → 46 施設 (R5)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
183 人 (H21) → 442 人 (R4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,197床 (43カ所) → 1,391床 (50カ所)

- 認知症高齢者グループホーム 966床（68カ所）→ 1,020床（71カ所）
※外1カ所は、基盤整備を支援（開設準備はH29計画で支援）
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 6カ所 → 7カ所
※外1カ所は、施設整備は自主財源で実施したため、開設準備に関する支援
- 上記以外で整備の目標としていた看護小規模多機能型居宅介護事業所は、事業所からの応募がなく施設整備には至らなかった。

④ 医療従事者の確保

- 医師数 1,887人（H22）→ 2,148人（R4）
- 就業看護職員数（常勤換算後） 8,804.7人（H22）→ 10,350.1人（R4.12）
- 養成所等卒業生県内就業率 69.9%（H22.3）→ 73.0%（R6.3）
- ナースセンター事業再就業者数 566人（H22）→ 298人（R5）
- 病院看護職員離職率 8.7%（H22）→ 7.1%（R4）
- MFICU病床数（診療報酬対象） 6床（H24）→ 6床（R5）
- NICU病床数（診療報酬対象） 27床（H24）→ 27床（R5）

⑤ 介護従事者の確保

- 介護職員数は増加しているが、需給改善には至っていないため、令和7年度の介護職員数の需給改善に向けて引き続き上記事業により介護職員の確保を図る必要がある。

2) 見解

【医療分】

- ナースセンター事業再就業者数は目標が達成できなかったが、平成28年度から集計方法を変更した影響で数値が減少している（短期の就業について延べ人数でカウントしていたものを実人数に修正した）。
- その他の事業については全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、在宅療養支援体制の整備や、医師や看護師の確保等において、一定の成果を得ている。

【介護分】

- 地域密着型介護老人福祉施設7カ所の整備により、入所申込み者数の減少に繋がった。また認知症高齢者グループホーム4カ所の整備により、認知症高齢者への支援体制の向上が図れた。
- 介護職員の参入促進、資質の向上、魅力ある職場環境の整備を3つの柱として、介護職員の確保対策を進めている。今後も引き続き、介護職員の確保に資する事業を積極的に展開していく。

3) 改善の方向性

【医療分】

- 引き続き在宅医療の充実や医師確保、看護職員の資質向上や離職防止対策を推進し、就業の継続や再就職の支援を行っていく。

【介護分】

- 介護職員の需給改善に向けて、引き続き介護職員の確保のための事業に取り組む。

4) 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■中北区域（目標と計画期間）

1. 目標

中北区域は、甲府市を中心とする峡中地域に医療資源が集中し、他区域から多くの患者が流入する一方で、北部の峡北地域は医療資源が乏しく、区域内の格差が著しい。

区域全体では、全県的な課題である在宅医療提供体制の確保が課題であるほか、峡中地域以外の他区域からの患者流入等による医療機能不足の解消、峡北地域の医療資源確保等が課題となっている。

平成28年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 1,962床(H26) → 1,353床(R7)
- ・回復期機能 263床(H26) → 1,227床(R7)
- ・慢性期機能 1,486床(H26) → 1,161床(R7)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 訪問診療を受けた患者数(6カ月)
7,464人(H22) → 8,211人(H29)
- 往診を受けた患者数(6カ月)
1,900人(H22) → 2,090人(H29)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
13施設(H20) → 15施設(H29)
- 在宅療養支援歯科診療所数
14施設(H25) → 16施設(H29)
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
96人(H21) → 106人(H29)

③ 介護施設等の整備

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 531床(19カ所) → 589人(21カ所)
- 認知症高齢者グループホーム 594床(43カ所) → 648床(46カ所)
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 3カ所 → 5カ所

2. 計画期間

平成28年4月1日～令和8年3月31日

□中北区域(達成状況)

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 1,962床(H26) → 1,771床(R5)
 - ・回復期機能 263床(H26) → 690床(R5)
 - ・慢性期機能 1,486床(H26) → 1,296床(R5)

② 居宅等における医療の提供

- 訪問診療を受けた患者数(6カ月)
7,464人(H22) → 11,834.0人(R4)

- 往診を受けた患者数（6カ月）
- 1,900人（H22）→2,918.0人（R4）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
13施設（H20）→31施設以上（R4）
- 在宅療養支援歯科診療所数 14施設（H25.1）→25施設（R5）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
96人（H21）→279人（R4）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 531床（19カ所）→618人（22カ所）
- 認知症高齢者グループホーム 594床（43カ所）→648床（46カ所）
※外1施設は基盤整備のみ支援（開設準備はH29計画で支援）
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 3カ所 → 4カ所
※外1カ所は施設整備を自主財源で実施したため、開設準備に関する支援

2) 見解

【医療分】

- 全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、目標を達成できている。

【介護分】

- 県全体と同じ

3) 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4) 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡東区域（目標と計画期間）

1. 目標

峡東区域は、人口当たりで県平均を上回る病院数・病床数を有するが、リハビリテ

ーションを提供する病院が多く、急性期医療を中心に中北区域（峡中地域）への流出患者が多い一方で、リハビリテーション目的の患者の流入が多い区域である。

区域全体では、今後の高齢者の増加を見据え、在宅医療を担う医師の確保、連携体制の構築など在宅医療提供体制の確保・充実等が課題となっている。

平成28年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

・急性期機能 776床(H26) → 279床(R7)

・回復期機能 639床(H26) → 978床(R7)

・慢性期機能 587床(H26) → 419床(R7)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

➤ 訪問診療を受けた患者数(6カ月)

2,977人(H22) → 3,275人(H29)

➤ 往診を受けた患者数(6カ月)

527人(H22) → 580人(H29)

➤ 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数

4施設(H20) → 5施設(H29)

➤ 在宅療養支援歯科診療所数

10施設(H25) → 11施設(H29)

➤ 24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数

36人(H21) → 40人(H29)

③ 介護施設等の整備

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 252床（9カ所）→ 281床（10カ所）
- 認知症高齢者グループホーム 177床（11カ所）→ 195床（12カ所）

2. 計画期間

平成28年4月1日～令和8年3月31日

□ 峡東区域（達成状況）

1) 目標の達成状況

- **地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備**
- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776床（H26）→ 498床（R5）
 - ・回復期機能 639床（H26）→ 872床（R5）
 - ・慢性期機能 587床（H26）→ 341床（R5）

② 居宅等における医療の提供

- 訪問診療を受けた患者数（6カ月）
2,977人（H22）→ 5,216.0人（R4）
- 往診を受けた患者数（6カ月）
527人（H22）→ 671.0人（R4）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
4施設（H20）→ 12施設以上（R4）
- 在宅療養支援歯科診療所数 10施設（H25.1）→ 11施設（R5）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
36人（H21）→ 64人（R4）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 252床（9カ所）→ 301床（10カ所）
※H29は20床支援、外1カ所は基盤整備のみ支援
- 認知症高齢者グループホーム 177床（11カ所）→ 177床（11カ所）
※1カ所設置されたが、施設整備は法人の自主財源で実施したため、開設準備のみ支援

2) 見解

【医療分】

- 全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、目標を達成できている。

【介護分】

- 県全体と同じ

3) 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4) 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡南区域（目標と計画期間）

1. 目標

峡南区域は、県下で最も高齢化・過疎化が進展しており、在宅医療に対する需要が高い地域である。一方、医療提供体制は特に脆弱であり、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

平成28年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 310床(H26) → 78床(R7)
- ・回復期機能 26床(H26) → 102床(R7)
- ・慢性期機能 124床(H26) → 83床(R7)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 訪問診療を受けた患者数(6カ月)
716人(H22) → 788人(H29)
- 往診を受けた患者数(6カ月)
349人(H22) → 384人(H29)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
0施設(H20) → 1施設(H29)
- 在宅療養支援歯科診療所数
2施設(H25) → 3施設(H29)
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
27人(H21) → 30人(H29)

③ 介護施設等の整備

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 114床(4カ所) → 143床(5カ所)

2. 計画期間

平成28年4月1日～令和8年3月31日

□ 峡南区域(達成状況)

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 310床(H26) → 314床(R5)
 - ・回復期機能 26床(H26) → 0床(R5)
 - ・慢性期機能 124床(H26) → 105床(R5)

② 居宅等における医療の提供

- 訪問診療を受けた患者数（6カ月）
716人（H22）→ 1,018.0人（R4）
- 往診を受けた患者数（6カ月）
349人（H22）→ 232.5人（R4）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
- 0施設（H20）→ 0施設以上（R4）
- 在宅療養支援歯科診療所数
2施設（H25.1）→ 3施設（R5）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
27人（H21）→ 31人（R4）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 114床（4カ所）→ 114床（4カ所）

2) 見解

【医療分】

- 全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、目標を達成できている。

【介護分】

- 県全体と同じ

3) 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対する補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
- 往診を受けた患者数の目標値は達成できなかったものの、訪問診療を受けた患者数は増加しており、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を実施し、患者のニーズに対応できる医療提供体制の確保を図る。

【介護分】

- 県全体と同じ

4) 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■富士・東部区域（目標と計画期間）

1. 目標

富士・東部区域は、大規模な病院が集積する中北区域に比べ医療資源の面で大きな格差が生じていると同時に、中北区域とは御坂山系等で分断され、自動車でも1～2時間程度離れているという地理的条件があり、他の区域よりも区域内で医療を完結する必要性が高いことから、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

平成28年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

・急性期機能 866床(H26) → 318床(R7)

・回復期機能 0床(H26) → 259床(R7)

・慢性期機能 151床(H26) → 117床(R7)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

➤ 訪問診療を受けた患者数(6カ月)

1,851人(H22) → 2,037人(H29)

➤ 往診を受けた患者数(6カ月)

653人(H22) → 719人(H29)

➤ 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数

8施設(H20) → 9施設(H29)

➤ 在宅療養支援歯科診療所数

8施設(H25) → 9施設(H29)

➤ 24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数

24人(H21) → 27人(H29)

③ 介護施設等の整備

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 300床（11カ所） → 378床（14カ所）
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0人/月分（0カ所） → 29人/月分（1カ所）

2. 計画期間

平成28年4月1日～令和8年3月31日

□富士・東部区域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866床（H26） → 624床（R5）
 - ・回復期機能 0床（H26） → 188床（R5）
 - ・慢性期機能 151床（H26） → 76床（R5）

② 居宅等における医療の提供

- 訪問診療を受けた患者数（6カ月）
1,851人（H22） → 2,703.5人（R4）
- 往診を受けた患者数（6カ月）
653人（H22） → 629.5人（R4）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
8施設（H20） → 0施設以上（R4）
- 在宅療養支援歯科診療所数 8施設（H25.1） → 7施設（R5）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
24人（H21） → 68人（R4）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 300床（11カ所） → 329床（12カ所）
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0人/月分（0カ所） → 0人/月分（0カ所）

2) 見解

【医療分】

- 全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、目標を達成できている。

【介護分】

- 県全体と同じ

3) 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を実施し、患者のニーズに対応できる医療提供体制の確保を図る。

【介護分】

- 県全体と同じ

4) 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況 【医療分】

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No. 1 (医療分)】 地域医療構想推進事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 765,098 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成 28 年 10 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	患者の状態に応じた適切な医療を切れ目なく提供するため、急性期機能や慢性期機能の見直しを図りながら、不足する回復期機能を着実に充実・強化させていく必要がある。	
	アウトカム指標：不足する回復期機能の病床整備 928 床 (H26) → 2,566 床 (H37) (1,638 床増)	
事業の内容 (当初計画)	地域医療構想の実現に向けて医療機能の分化・連携を推進するため、急性期機能から回復期機能への転換等を行う医療機関に対し、転換に伴う施設整備費用等を助成する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	回復期機能への転換に伴う施設整備 4 箇所	
アウトプット指標 (達成値)	回復期機能への転換に伴う施設整備 H28 : 1 箇所、H29 : 5 箇所、H30 : 2 箇所、R 元 : 2 箇所、R2 : 1 箇所、R5 : 2 箇所	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 不足する回復期機能の病床整備 928 床 (H26) → 1,750 床 (R5) (822 床増)	
	<p>(1) 事業の有効性 本事業の実施により、地域医療構想の実現に向けて、不足する回復期機能の充実・強化や、地域医療連携体制を構築するための取組が推進されている。施設整備の目標数は達成したが、まだ残額があるため、引き続き補助金活用の周知に努めていく。</p> <p>(2) 事業の効率性 各医療機関に対して定期的に意向調査を実施し、回復期リハ病棟や地域包括ケア病棟の施設基準取得など一定の助成要件を付すことによって、回復期への転換等を促し、効率的に事業を実施している。</p>	
その他		

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No.4 (医療分)】 医療機能分化・連携推進地域移行支援事業	【総事業費】 79,830 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県 (山梨県看護協会委託)、山梨県立大学	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	病床の機能分化・連携の推進に向けて、入院患者の早期・円滑な在宅復帰を促進していくためには、病院と訪問看護等の連携を強化し、患者の状態に応じた適切な医療を身近な地域で提供する体制を構築していくことが必要不可欠である。	
	アウトカム指標： ・地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床を平成 37 年度までに 568 床減少 ・療養病床(病院)の平均在院日数 131.4 日(H27) →131.4 日以下(H29)	
事業の内容 (当初計画)	病床の機能分化・連携を進める上で必要となる療養病床患者等の実態を把握するための取組を支援するとともに、入院患者の早期・円滑な在宅復帰に向けた医療・介護連携を進める上で必要となる病院、ケアマネジャー等の支援関係者と訪問看護ステーションのネットワーク化推進事業等を実施する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> 療養病床患者等実態調査の支援【完了】 (調査回答：医療機関 750 カ所、訪問看護ステーション 54 カ所) 支援センターにおける、県民、病院等医療機関、ケアマネジャー等支援関係者からの退院支援等相談対応 (年間 100 件) 県民、医療・介護関係者、行政等を対象とした山梨版退院支援マネジメントガイドラインの普及・実践講習の開催 (5 回・600 人) 【完了】	
アウトプット指標 (達成値)	支援センターにおける、県民、病院等医療機関、ケアマネジャー等支援関係者からの退院支援等相談対応 58 件 (H30 年度) →327 件 (R5 年度) ※療養病床患者等実態調査の支援、及び県民、医療・介護関係者、行政等を対象とした山梨版退院支援マネジメントガイドラインの普及・実践講習の開催は、過年度に完了・達成済のため、R5 は実施なし	

事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標： 地域医療構想上見直しが必要な県全域の慢性期機能の病床の減少2,348床（H26）→ 1,818床（R5）</p> <p>（1）事業の有効性： 相談件数の増加に伴い、在宅療養へ移行する事例の増加が期待でき、慢性期機能病棟の見直しを進めるにあたり、病院や介護関係者、訪問看護師間での調整や連携を行うための体制整備につながった。</p> <p>（2）事業の効率性： 訪問看護の拠点となる「訪問看護支援センター」に委託することで相談実績が着実に増え、効率的に事業が執行された。</p>
その他	

3. 事業の実施状況 【介護分】

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業						
事業名	【No.1 (介護分)】 山梨県介護施設等整備事業	【総事業費 (計画期間の総額)】 1,172,411 千円					
事業の対象となる区域	県全域 (中北区域、峡東区域、峡南区域、富士・東部区域)						
事業の実施主体	社会福祉法人等						
事業の期間	平成28年4月1日～令和6年3月31日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了						
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活を継続できる体制の構築を図る。 アウトカム指標：65歳以上人口10万人あたり地域密着型サービス施設等の定員総数950人						
事業の内容(当初計画)	<p>①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th style="text-align: center;">整備予定施設等</th> </tr> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム:194床(7カ所)</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム:72床(4カ所)</td> </tr> <tr> <td>看護小規模多機能型居宅介護事業所:29人/月分(1カ所)</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護：2カ所</td> </tr> </table> <p>②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。</p>		整備予定施設等	地域密着型特別養護老人ホーム:194床(7カ所)	認知症高齢者グループホーム:72床(4カ所)	看護小規模多機能型居宅介護事業所:29人/月分(1カ所)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護：2カ所
整備予定施設等							
地域密着型特別養護老人ホーム:194床(7カ所)							
認知症高齢者グループホーム:72床(4カ所)							
看護小規模多機能型居宅介護事業所:29人/月分(1カ所)							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護：2カ所							
アウトプット指標(当初の目標値)	<p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。</p> <p>○地域密着型特別養護老人ホーム：1,197床(43カ所) → 1,391床(50カ所)</p> <p>○認知症高齢者グループホーム：966床(68カ所) → 1,038床(72カ所)</p> <p>○看護小規模多機能型居宅介護事業所：79人/月分(3カ所) → 108人/月分(4カ所)</p> <p>○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 6カ所→8カ所</p>						
アウトプット指標(達成値)	<p>○地域密着型特別養護老人ホーム：203床(7カ所)</p> <p>○認知症高齢者グループホーム：54床(3カ所) ※開設準備への助成は4カ所</p> <p>○定期巡回・随時対応型訪問介護看護:1カ所 ※開設準備への助成は2カ所</p>						

	<p>○小規模多機能型居宅介護事業所：1カ所</p> <p>○特別養護老人ホームの合築・併設支援：2カ所</p>
事業の有効性・効率性	<p>地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活を継続できる体制の構築が進んでいる。</p>
	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>地域密着型特別養護老人ホーム（203床（7カ所））、認知症高齢者グループホーム（72床（3カ所））、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（1カ所）、小規模多機能型居宅介護事業所（1カ所）の施設の整備を行い、地域密着型サービスの提供体制を推進した。また、特別養護老人ホームの合築・併設（2カ所）の支援を行った。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>県公共事業に準じた手続きにより適正に施設整備が行われた。</p>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.3 (介護分)】 福祉・介護の仕事の魅力発信事業 (介護の魅力 ～「深さ」と「楽しさ」～の発信)	【総事業費】 12,307 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 山梨県社会福祉協議会)	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。 アウトカム指標:平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容 (当初計画)	福祉・介護の仕事の魅力を広く発信し、福祉・介護の仕事に関するイメージアップと理解の促進を図るため、福祉・介護の仕事への理解を深めてもらう講演会や、先進的な事業を展開している介護事業所や NPO など働く職員による介護体験などをテーマとしたシンポジウム、介護体験、福祉・介護に関する展示・相談ブースの設置等のイベントを開催する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・イベントの開催 各年度 1 回、参加目標者数 各年度 150 名	
アウトプット指標 (達成値)	・イベントの開催 平成 28 年度 開催回数 1 回、参加者数 180 名 平成 29 年度 開催回数 1 回、参加者数 222 名 平成 30 年度 開催回数 1 回、参加者数 212 名 令和元年度 開催回数 1 回、参加者数 392 名 令和 2 年度 開催回数 1 回、参加者数 車 43 台 (感染対策のため、車内から参加するイベントを実施した。)	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 広く県民に対し、福祉・介護の仕事の魅力について、幅広く情報発信することにより、福祉・介護への理解を深め、将来に亘る福祉・介護人材の雇用の継続、確保が期待される。</p> <p>(2) 事業の効率性 イベントの周知を広く一般県民に行うと同時に、養成学校や介護事業所など関係機関にも行うことで、多くの興味ある県民に対し効率的に事業周知ができた。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.4 (介護分)】 福祉・介護人材確保対策情報発信事業	【総事業費】 2,244 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。</p> <p>アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。</p>	
事業の内容（当初計画）	中学生・高校生をはじめとする一般県民を対象に、福祉・介護の仕事の魅力を発信するため、各種広報媒体を利用した一体的な広報を展開する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ CM の放送 15 秒 CM×1 回 ・新聞広告 1 回 	
アウトプット指標（達成値）	<p>平成 28 年度 新聞広告 7 回、新聞折込チラシ 3 回、フリーペーパー掲載 他</p> <p>平成 29 年度 新聞広告 7 回、新聞折込チラシ 4 回、フリーペーパー掲載 他</p> <p>平成 30 年度 新聞広告 7 回、フリーペーパー掲載 他</p> <p>令和元年度 新聞広告 8 回、フリーペーパー掲載、公共交通機関公告</p> <p>令和 2 年度 新聞広告 7 回、新聞広告特別誌掲載、SNS による情報発信</p> <p>令和 3 年度 新聞広告 9 回、フリーペーパー掲載、SNS による情報発信</p> <p>令和 4 年度 新聞広告 9 回、フリーペーパー掲載、SNS による情報発信</p> <p>令和 5 年度 新聞広告 9 回、新聞折込チラシ 2 回、フリーペーパー掲載、SNS による情報発信</p>	

<p>事業の有効性・ 効率性</p>	<p>(1) 事業の有効性 福祉・介護に興味のある方に対し、新聞広告や新聞折込により広く一般県民向けの内容で周知することで、福祉・介護人材の認知度向上に繋がった。</p> <p>(2) 事業の効率性 新聞折込チラシを事業ごとに配布地域を変えるなど、委託先において、効率的な事業執行に努めている。</p>
<p>その他</p>	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.5 (介護分)】 職場体験事業	【総事業費】 280 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。</p> <p>アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>高校生・大学生をはじめ、他分野からの離職者、主婦層、高齢者層等の福祉・介護分野への参入を促進するため、実際に介護現場で介護の仕事を体験することにより、福祉・介護の仕事の魅力ややりがいを学んでもらう。</p>	
アウトプット指標（当初の目標値）	職場体験実施者 50 人（体験日数 2 日）	
アウトプット指標（達成値）	令和 3 年度 職場体験実施者 12 人、体験日数 延べ 22 日 ※新型コロナウイルス感染症の影響により 6 件（11 日）中止・変更。	
事業の有効性・効率性	<p>（１）事業の有効性 実際の福祉・介護職場を体験することにより、他分野からの離職者等が、魅力ややり甲斐を感じて、福祉・介護分野への就業を選択することが期待される。</p> <p>（２）事業の効率性 再就労者支援事業と共通の受入登録事業所を活用することで、より効率的に事業が執行された。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.6 (介護分)】 求人・求職のマッチング機能強化事業	【総事業費】 43,885 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。</p> <p>アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>福祉・介護職の入職への人材確保を図るとともに、求職者の多様なニーズに伴う就労条件を把握し、きめ細かなマッチングを行い、人材定着を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア支援専門員の配置 2 名配置 ・求職者支援活動（ハローワーク訪問活動） ・求人・求職開拓活動 	
アウトプット指標（当初の目標値）	・マッチングによる雇用創出目標数 各年度 33 名	
アウトプット指標（達成値）	・マッチングによる雇用創出数 平成 28 年度 6 名、平成 29 年度 2 名、平成 30 年度 2 名、令和元年度 2 名、令和 2 年度 2 名、令和 3 年度 2 名、	
事業の有効性・効率性	<p>（１）事業の有効性</p> <p>ハローワーク内における就職セミナーの開催や、地域のニーズを反映した地域別就職相談会の実施、また民間企業が実施する就職フェアへのブースの出展など、きめ細やかな支援を行うことにより、福祉・介護人材の確保が期待される。</p> <p>（２）事業の効率性</p> <p>ハローワークと共催で就職セミナーや社会福祉施設見学会を実施するなど、効率的な事業執行に努めている。</p>	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.7 (介護分)】 福祉・介護人材キャリアパス支援事業	【総事業費】 4,268 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。</p> <p>アウトカム指標： ・平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る</p>	
事業の内容（当初計画）	<p>福祉・介護職員等へのキャリアパスを支援するとともに、定着促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリアパス支援研修 ・キャリア形成技術指導事業 ・研修事業専門員の配置 1 名 	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・職員育成キャリアパス支援研修受講修了目標数 130 人 ・キャリア形成技術指導事業受講修了者 100 人 	
アウトプット指標（達成値）	<p>令和 2 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員育成キャリアパス支援研修受講者 53 人 ・キャリア形成技術指導事業受講者 31 人 <p>令和 3 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員育成キャリアパス支援研修受講者 65 人 ・キャリア形成技術指導事業受講者 15 人 <p>令和 4 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員育成キャリアパス支援研修受講者 78 人 ・キャリア形成技術指導事業受講者 46 人 	
事業の有効性・効率性	<p>（１）事業の有効性</p> <p>ハローワーク内における就職セミナーの開催や、地域のニーズを反映した地域別就職相談会の実施、また民間企業が実施する就職フェアへのブースの出展など、きめ細やかな支援を行うことにより、福祉・介護人材の確保が期待される。</p> <p>（２）事業の効率性</p> <p>ハローワークと共催で就職セミナーや社会福祉施設見学会を実施するなど、効率的な事業執行に努めている。</p>	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.8 (介護分)】 介護職員等医療的ケア研修事業	【総事業費】 5,639 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 委託研修機関)	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	介護保険施設等において、医療的ケアのニーズが高まっており、対応可能な人材を育成する必要がある。 アウトカム指標: 山梨県内で必要とされる医療的ケアに対応可能な人材の確保	
事業の内容 (当初計画)	特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の介護職員等に、たんの吸引・経管栄養等医行為について、国が定める一定の研修 (第一号・第二号研修) を実施し、医療的ケアのニーズに対応可能な人材の確保とサービスの質の向上を図り、介護基盤を強化する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者養成講習 80 名×1 回 講義・演習 1.5 日 (H30 終了) ・基本研修 45 名×1 コース 講義 50 時間 筆記試験・演習 2 日間及び評価 (H28 終了) ・実地研修 45 名×1 コース 事業所内での実習 (H28 終了) ・医療的ケア検討委員会 2 回、研修部会 1 回 (H29 終了) 	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> ・指導者養成講習 (H28: 62 名、H29: 47 名、H30: 46 名) ・基本研修 (H28: 45 名) ・実地研修 (H28: 42 名) ・医療的ケア検討委員会 (H28: 2 回、H29: 1 回) 研修部会 (H28: 1 回、H29: 1 回) 	
事業の有効性・効率性	<p>これまでの基本研修、実地研修により医療的ケア実施可能な介護職員の養成を一定数確保できた。</p> <p>(1) 事業の有効性</p> <p>高齢者や障害者に対して適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成することにより、痰の吸引や経管栄養を安全に実施する体制整備が図られた。</p> <p>また、医療的ケア検討委員会により、研修水準の向上や職場内における安全管理体制の確保等、安全・安心な医療的ケアの実施体制の基盤整備が図られた。</p>	

	<p>(2) 事業の効率性</p> <p>研修受講要件を設ける等、修得した技術をすぐに現場で有効に実践できる介護職員等を養成できるよう、委託先において効率的に研修が実施された。</p>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.10 (介護分)】 再就労者支援事業	【総事業費】 1,194 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 山梨県社会福祉協議会)	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。</p> <p>アウトカム指標:平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。</p>	
事業の内容 (当初計画)	求人・求職マッチング機能強化事業及び、福祉・介護キャリアパス支援事業と組み合わせて実施することにより、求職者・求人事業者にとって効率の良いプログラム実施を目指す。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	・再就労者職場復帰プログラム実施人数 各年度 6 名	
アウトプット指標 (達成値)	<ul style="list-style-type: none"> ・再就労者職場復帰プログラム実施人数 H28 年度 12 名 ・再就労者職場復帰プログラム実施人数 R 元年度 8 名 ・再就労者職場復帰プログラム実施人数 R2 年度 6 名 ・再就労者職場復帰プログラム実施人数 R3 年度 6 名 ・再就労者職場復帰プログラム実施人数 R4 年度 0 名 ・潜在的有資格者等の求職者を対象とした「職場実習」の実施 R5 年度 2 名 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>潜在的有資格者の求職者を対象に、個別の状況に応じた講習、実習等を組み合わせた職場復帰プログラムを実施することで、有資格者の再就労に繋がっている。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>職場体験事業の受入登録事業所を活用することにより、事業を効率よく実施した。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.11 (介護分)】 認知症地域医療支援事業	【総事業費】 7,536 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県 ((1) は国立研究開発法人国立長寿医療研究センターに委託、 (2)・(3) は山梨県医師会に委託 (5)は山梨県歯科医師会に委託)	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を進める必要がある。 アウトカム指標：地域包括ケアシステムの構築の推進	
事業の内容（当初計画）	地域における認知症医療支援体制の充実を図るため、次の事業を行う。 (1) 認知症サポート医の養成 (2) 認知症サポート医フォローアップ研修 (3) かかりつけ医認知症対応力向上研修 (4) 病院勤務における医療従事者向け認知症対応力向上研修 (5) 歯科医師認知症対応力向上研修 (6) 薬剤師認知症対応力向上研修	
アウトプット指標（当初の目標値）	(1) 年間養成数 10 名 (H30 3 名) (2) 年間受講者数 36 名 (3) 年間受講者数 140 名 (4) 年間実施数 3 病院 (各 50 名) (5) 年間受講者数 80 名 (6) 年間受講者数 80 名	
アウトプット指標（達成値）	H30 (1) 養成数 5 名 (2) 受講者数 30 名 (3) 受講者数 102 名 (4) 実施数 3 病院 (228 名) (5) 受講者数 108 名 (6) 受講者数 76 名 R1 (1) 養成数 4 名 (2) 受講者数 0 名 (3) 受講者数 74 名 (第 2 回目中止) (4) 実施数 0 病院 (0 名) (5) 受講者数 0 名 (6) 受講者数 0 名 R2 (1) 養成数 2 名 (2) 受講者数 0 名 (3) 受講者数 0 名 (4) 実施数 0 病院 (0 名) (5) 受講者数 84 名(当初の目標は達成)	

	<p>(6) 受講者数 38名</p> <p>R3 (1) 養成数 4名 (2) 受講者数 0名 (3) 受講者数 0名 (4) 実施数 0病院 (0名) (5) 受講者数 97名 (6) 受講者数 61名</p> <p>R4 (1) 養成数 4名 (2) 受講者数 0名 (3) 受講者数 0名 (4) 実施数 0病院 (0名) (5) 受講者数 79名 (6) 受講者数 72名</p> <p>R5 (1) 養成数 4名 (2) 受講者数 0名 (3) 受講者数 0名 (4) 実施数 0病院 (0名) (5) 受講者数 77名 (6) 受講者数 76名</p>
<p>事業の有効性・ 効率性</p>	<p>サポート医の養成により、県内全市町村の初期集中支援チームの専門医の確保ができたため、初期の支援を包括的・集中的な対応により、早期に適切な医療につなげることができた。</p> <p>(1) 事業の有効性 医療関係者の研修を開催することにより、認知症の理解が進み、関係者とのネットワークが充実し、支援体制の構築が進んでいる。</p> <p>(2) 事業の効率性 委託先等において、効率的な事業の執行に努めた。</p>
<p>その他</p>	<p>➤ R5年度は、能登半島地震による災害支援、新型コロナウイルス、インフルエンザの感染拡大を鑑みて、医師や病院を対象とする研修は、ほとんど中止となった。歯科医師、薬剤師については、県歯科医師会と県薬剤師会に委託し、事業の有効性や効率性の一助として開催できた。</p>

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.12 (介護分)】 認知症初期集中支援チーム員研修事業	【総事業費】 1,360 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター)	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を進める必要がある。	
	アウトカム指標: 地域包括ケアシステムの構築の推進	
事業の内容 (当初計画)	市町村等が実施する初期集中支援推進事業に関わるチーム員としての知識・技術を習得することを目的とした研修を実施する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	受講者数 26 市町村 + 9 地域包括支援センター (委託) × 2 名 = 70 名	
アウトプット指標 (達成値)	平成 27、28 年度受講と併せ 49 名 (27 市町村) が受講	
事業の有効性・効率性	認知症初期集中支援チームの設置: 27 市町村 平成 29 年度中に県内すべての市町村に設置できた	
	<p>(1) 事業の有効性 本事業の実施により、すべての市町村に認知症初期集中支援チームが設置され、早期相談・早期対応に向けた支援体制の構築を図ることにつながっている。</p> <p>(2) 事業の効率性 認知症ケアの専門機関である国立長寿医療研修センターに委託することにより、事業を効率よく実施できた。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.13 (介護分)】 認知症対応型サービス事業者等研修事業	【総事業費】 42 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（（１）～（３）及び（５）は山梨県社会福祉協議会に委託、 （４）は認知症介護研究・研修大府センターに委託）	
事業の期間	平成30年4月1日～令和5年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を進める必要がある。 アウトカム指標：地域包括ケアシステムの構築の推進	
事業の内容（当初計画）	<p>（１）認知症対応型サービス事業者開設者研修事業 認知症介護サービス事業者開設者に対して、開設者としてサービス事業を管理・運営していくための知識・技術の習得を目的とするための研修を実施する。</p> <p>（２）認知症対応型サービス事業者管理者研修事業 認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び複合型サービス事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術の習得を目的とするための研修を実施する。</p> <p>（３）小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修事業 小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所の計画作成担当者となる者が、小規模多機能型居宅介護計画を適切に作成する上で必要な知識・技術の習得を目的とするための研修を実施する。</p> <p>（４）認知症介護指導者養成研修事業（フォローアップ研修） 認知症介護指導者に対し、最新の認知症介護に関する高度な専門的知識及び技術を習得させるとともに、高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の向上を図るため研修を実施する。</p> <p>（５）認知症介護基礎研修事業 認知症ケアに携わる者が、その業務を遂行する上で必要な基礎的な知識・技術を身につけ、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供が行うことができるようにするための研修を実施する。</p>	
アウトプット指標（当初の目標）	（１）認知症対応型サービス事業者開設者研修事業 ・実施回数 1 コース（講義・演習 2 日間）	

<p>値)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者数 10名 (2) 認知症対応型サービス事業者管理者研修事業 <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数 1コース (講義・演習 2日間) ・受講者数 40名 (3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修事業 <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数 1コース (講義・演習 2日間) ・受講者数 20名 (4) 認知症介護指導者養成研修事業 (フォローアップ研修) <ul style="list-style-type: none"> ・受講者数 指導者2名 (講義・演習 5日間) (5) 認知症介護基礎研修事業 <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数 1コース (講義・演習 1日間) ・受講者数 72名
<p>アウトプット指標 (達成値)</p>	<p>○R4 研修実施回数及び受講者数</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 認知症対応型サービス事業者開設者研修事業 <ul style="list-style-type: none"> ・実施1回・修了者数 0名 (2) 認知症対応型サービス事業者管理者研修事業 <ul style="list-style-type: none"> ・実施1回・修了者数 23名 (3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修事業 <ul style="list-style-type: none"> ・実施1回・修了者数 14名 (4) 認知症介護指導者養成研修事業 (フォローアップ研修) <ul style="list-style-type: none"> ・修了者数 0名 (5) 認知症介護基礎研修事業 <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度からeラーニング
<p>事業の有効性・効率性</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業の有効性 事業所の代表者・管理者・計画作成担当者になることが予定される者に対し、認知症介護に関する基礎的な知識及び認知症対応型サービス事業所の運営に必要な知識を習得させた。 (2) 事業の効率性 令和3年度から研修体系がeラーニングとなり、各施設が直接、それぞれの事業所にて申込み・受講可能となった。
<p>その他</p>	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.14 (介護分)】 地域ケア会議構築支援事業	【総事業費】 3,464 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	市町村、地域包括支援センター	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を進める必要がある。 アウトカム指標：地域包括ケアシステムの構築の推進	
事業の内容（当初計画）	個別事例のアセスメント力の向上や、個別事例から政策課題に繋げるための、又は多職種連携を図るための研修や検討会の開催に対する助成	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての市町村で地域ケア会議を実施 ・1市町村で地域ケア会議の効果的、継続的な運営を図るための研修又は検討会を開催 	
アウトプット指標（達成値）	<p>3市町において地域ケア会議効果的に運営な運営を図る研修会を開催することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲州市：有識者の支援を受けて地域ケア会議や学習会を実施した。 ・富士川町：モデル地域を選定し、地域課題の解決に繋げる検討会等を実施した。 ・富士河口湖町：有識者の支援を受けて住民を交えた地域ケア会議を実施や研修会を実施した。 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 地域ケア会議の体制構築や住民を交えたケア会議の開催が実施されるなど、有識者の支援がこの事業の有効性が認められ、実施した3市町においては、市町村職員を中心とした地域ケア会議の人材の育成につながった。</p> <p>(2) 事業の効率性 補助先（3市町）において、効率的な事業の執行に努めた。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.15 (介護分)】 市民後見人養成研修推進事業	【総事業費】 10,713 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	市町村	
事業の期間	平成28年4月1日～令和2年3月31日 □継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を進める必要がある。	
	アウトカム指標：地域包括ケアシステムの構築の推進	
事業の内容（当初計画）	市町村が実施する市民後見人養成研修及び市民後見人の支援体制構築に向けた取り組みに対し助成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	平成30年度は次の6市で市民後見人養成や支援体制構築に向けた取り組みが行われ、令和元年度も継続して実施される見込み。 甲府市：市民後見人養成の実践研修・フォローアップ研修 山梨市：市民後見人養成フォローアップ研修、支援体制構築に係る運営協議会 大月市：市民後見人養成フォローアップ研修 南アルプス市：市民後見人養成フォローアップ研修、支援体制構築に係る運営委員会 笛吹市：市民後見人養成実務研修・フォローアップ研修等 中央市：市民後見人養成フォローアップ研修	
アウトプット指標（達成値）	【H30年度】 6市において、研修会、フォローアップ研修等が次のとおり行われた。 甲府市：実践研修 計28時間、フォローアップ研修 計7時間 山梨市：検討委員会 計8回開催 大月市：研修（講座） 計3回 南アルプス市：フォローアップ研修 計5回、運営委員会 計3回開催 笛吹市：実務研修 計15回、フォローアップ研修 計2回 市民後見人候補者とのマッチング等 中央市：フォローアップ研修 計6回 【H31年度】 6市において、研修会、フォローアップ研修等が次のとおり行われた。 甲府市：実践研修 計28時間、フォローアップ研修 計7時間 山梨市：実務研修 計7回、事例検討会 計4回開催 大月市：研修（講座） 計3回 南アルプス市：フォローアップ研修 計5回、運営委員会 計3回開催	

	<p>笛吹市：実務研修 計14回、フォローアップ研修 計2回、 市民後見人候補者とのマッチング等</p> <p>中央市：フォローアップ研修 計1回</p>
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 後見人の人材確保や本人に寄り添ったきめ細かな支援の必要性からこの事業の有効性が認められる。実施した6市においては、市民後見人を中心とした権利擁護人材の確保、育成につながった。</p> <p>(2) 事業の効率性 補助先(6市)において、効率的な事業の執行に努めた。</p>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.16 (介護分)】 労働環境・処遇改善、人材育成力強化事業	【総事業費】 865 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県 (委託先：山梨県社会福祉協議会)	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。</p> <p>アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。</p>	
事業の内容 (当初計画)	労働環境・処遇改善、人材育成力の強化の観点から、新人介護職員に対するエルダー・メンター制度等の導入を支援するための研修を実施する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	<p>職員定着化に向けた支援体制の構築と具体的な技法の習得・体得を目的とする。</p> <p>・研修受講者数 各年度 30 人</p>	
アウトプット指標 (達成値)	<p>・研修受講者数 平成 28 年度 21 名、平成 29 年度 29 名、平成 30 年度 18 名、令和元年度 7 名、令和 4 年度 40 名、令和 5 年度、27 名</p>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>施設長や管理者を含む経営層を対象に、エルダー制度・メンター制度導入支援研修を実施することで、福祉・介護人材の定着促進が期待される。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>キャリアパス支援事業のマネジメント研修と一緒に周知することで、効率的に受講者を募集することができた。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.17 (介護分)】 介護ロボット導入支援事業	【総事業費】 6,0797 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県 (委託先: 山梨県社会福祉協議会)	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。</p> <p>アウトカム指標: 平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。</p>	
事業の内容 (当初計画)	介護施設の管理者等が雇用管理改善の一環として介護ロボット導入計画を策定して介護ロボットの導入を行う取り組みを支援する。	
アウトプット指標 (当初の目標値)	介護ロボットの導入数 各年度 5 機器	
アウトプット指標 (達成値)	介護ロボットの導入数 令和 2 年度 132 機器、令和 3 年度 57 機器、令和 4 年度 166 機器	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>当事業は現在技術開発途上の介護ロボットの導入を支援しようとする先駆的な取り組みであり、介護事業所も製品価格の推移など様子見の状態であるが、今後介護ロボットの技術開発の進展や低価格化などから、介護事業所の積極的な取り組みが期待できる。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>介護事業所が実際に介護ロボットを手にとって、その効果を実感できるようにするため、介護ロボットのデモンストレーションの場を設け、事業への理解を深めてもらうなど、効率的な事業執行に努めている。</p>	
その他		

平成 27 年度山梨県計画
に関する事後評価

令和 7 年 1 月

山 梨 県

目次

1. 事後評価のプロセス	
(1) 「事後評価の方法」の実行の有無	1
(2) 審議会等で指摘された主な内容	1
2. 目標の達成状況	2
3. 事業の実施状況	
【医療分】	
[事業区分1] 地域医療構想の達成に向けた医療機関の 施設又は設備の整備に関する事業	15
[事業区分2] 居宅等における医療の提供に関する事業	16
【介護分】	
[事業区分3] 介護施設等の整備に関する事業	19
[事業区分5] 介護従事者の確保に関する事業	21

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

行った

(実施状況)

- ・平成28年5月24日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成28年7月13日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・平成29年5月23日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成29年2月1日 山梨県老人福祉施設協議会と意見交換
- ・平成29年2月6日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・平成29年8月1日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・平成30年5月29日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成30年7月31日 山梨県老人福祉施設協議会と意見交換
- ・平成31年3月20日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和元年7月2日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和元年8月23日 山梨県老人福祉施設協議会と意見交換
- ・令和元年8月28日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和2年7月27日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和4年3月16日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和4年5月25日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和5年3月22日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和5年5月17日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和5年8月2日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和5年12月25日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和6年6月20日 山梨県医療審議会において意見聴取

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

※ 事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

令和5年度終了時における目標の達成状況については、次のとおりである。

なお、計画に基づき実施した事業ごとの目標の達成状況については、「3. 事業の実施状況」に記載する。

■山梨県全体（目標と計画期間）

1 目標

地域の医療ニーズに対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたり持続的に受けられるよう病床の機能分化・連携を進めるほか、地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療や介護施設等の提供体制の充実、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・養成を進めることにより、医療計画^{※1}や介護保険事業支援計画^{※2}に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

※1「山梨県地域保健医療計画」（平成25年度～平成29年度）

※2「健康長寿やまなしプラン」（平成27年度～平成29年度）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

地域医療構想策定前の現時点においても不足が明らかな、回復期機能や在宅患者の急変時の受入機能の強化を図るとともに、精神科長期入院患者の地域移行等に向けた病床の機能分化を推進する。

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標）

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数の数値目標は、医療計画の一部に位置付けられる地域医療構想の策定を受けて設定（→ H28.5 策定）

- ・ 高度急性期機能 1,178床（H26）→ 535床（R7）
- ・ 急性期機能 3,914床（H26）→ 2,028床（R7）
- ・ 回復期機能 928床（H26）→ 2,566床（R7）
- ・ 慢性期機能 2,348床（H26）→ 1,780床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

- かかりつけ医の定着率 58.7%（H24）→ 65%（H29）
- 精神疾患の退院率 22%（H23）→ 27%（H29）

② 居宅等における医療の提供に関する目標

高齢化の進展に伴う在宅医療の需要増加に対応するため、在宅医療を担う人材の育成や訪問看護支援センターの設置等に取り組み、在宅医療を総合的に推進する。

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標）

- 訪問診療を受けた患者数（6カ月）
13,008人（H22）→ 14,311人（H29）
- 往診を受けた患者数（6カ月）
3,429人（H22）→ 3,773人（H29）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
25施設（H20）→ 30施設（H29）
- 在宅療養支援歯科診療所数
34施設（H25）→ 39施設（H29）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
183人（H21）→ 203人（H29）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,139床（41カ所）→ 1,197床（43カ所）
- 認知症高齢者グループホーム 957床（68カ所）→ 975床（69カ所）
- 小規模多機能型居宅介護事業所 579人／月分（24カ所）
→ 608人／月分（25カ所）
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5カ所 → 6カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

医師や看護師の偏在解消のための取組を中心に、医療従事者の確保を推進する。

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標）

- 医師数 1,887人（H22）→ 2,130人（H29）
- 就業看護職員数（常勤換算後） 8,804.7人（H22）→ 9,634.2人（H29）
- 養成所等卒業生県内就業率 69.9%（H22）→ 74.8%（H29）
- ナースセンター事業再就業者数 566人（H22）→ 575人（H29）
- 病院看護職員離職率 8.7%（H22）→ 8%（H29）
- MFICU病床数（診療報酬対象） 6床（H24）→ 6床（H29）
- NICU病床数（診療報酬対象） 27床（H24）→ 27床（H29）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県内の労働市場の動向も踏まえ、特に中高校生及びその父兄、教員に対する介護のイメージアップ及び潜在的有資格者の掘り起こしによる中高年齢者層の参入促進にタ

ーゲットを絞った対策を進める。さらに、介護職場の処遇改善のためモデル給与規程を作成し普及を進めるとともに、労働環境の改善のため介護ロボットの導入支援などを行い、介護職員の定着を進める。

【定量的な目標値】

- 令和7年度の都道府県で必要となる介護人材の需給状況、介護人材等の確保に向けた取組 上記対象事業の実施等により 327 人の供給改善を図る。

2 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

□山梨県全体（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・高度急性期機能 1,178 床 (H26) → 718 床 (R5)
 - ・急性期機能 3,914 床 (H26) → 3,207 床 (R5)
 - ・回復期機能 928 床 (H26) → 1,750 床 (R5)
 - ・慢性期機能 2,348 床 (H26) → 1,818 床 (R5)
- かかりつけ医の定着率 58.7% (H24) → 67.4% (R5)
- 精神疾患の退院率 22% (H23) → 29.5% (H28)

② 居宅等における医療の提供

- 訪問診療を受けた患者数 (6 カ月)
13,008 人 (H22) → 20,771.5 人 (R4)
- 往診を受けた患者数 (6 カ月)
3,429 人 (H22) → 4,451 人 (R4)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
25 施設 (H20) → 43 施設以上 (R4)
- 在宅療養支援歯科診療所数 34 施設 (H25.1) → 46 施設 (R5)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
183 人 (H21) → 442 人 (R4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,139 床 (41 カ所) → 1,197 床 (43 カ所)
- 認知症高齢者グループホーム 957 床 (68 カ所) → 975 床 (69 カ所)

- 小規模多機能型居宅介護事業所 579人／月分（24カ所）
→ 608人／月分（25カ所）
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5カ所 → 6カ所
- 上記以外で整備の目標としていた地域密着型介護老人福祉施設は、事業者からの応募がなく施設整備には至らなかったが、引き続き事業を実施し、令和2年度に地域密着型特別養護老人ホーム：29床（1カ所）、認知症高齢者グループホーム：18床（2カ所）、看護小規模多機能型居宅介護事業所：9人（1カ所）を整備した。

④ 医療従事者の確保

- 医師数 1,887人（H22）→ 2,148人（R4）
- 就業看護職員数（常勤換算後） 8,804.7人（H22）→ 10,350.1人（R4.12）
- 養成所等卒業生県内就業率 69.9%（H22.3）→ 73.0%（R6.3）
- ナースセンター事業再就業者数 566人（H22）→ 298人（R5）
- 病院看護職員離職率 8.7%（H22）→ 7.1%（R4）
- MFICU病床数（診療報酬対象） 6床（H24）→ 6床（R5）
- NICU病床数（診療報酬対象） 27床（H24）→ 27床（R5）

⑤ 介護従事者の確保

- 介護職員数は増加しているが、需給改善には至っていないため、令和7年度の介護職員数の需給改善に向けて引き続き上記事業により介護職員の確保を図る必要がある。

2) 見解

【医療分】

- ナースセンター事業再就業者数は目標が達成できなかったが、平成28年度から集計方法を変更した影響で数値が減少している（短期の就業について延べ人数でカウントしていたものを実人数に修正した）。
- その他の事業については全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、在宅療養支援体制の整備や、医師や看護師の確保等において、一定の成果を得ている。

【介護分】

- 地域密着型介護老人福祉施設58床及び認知症高齢者グループホーム18床の整備により、入所申込み者数の減少に繋がり、認知症高齢者への支援体制の向上が図れた。事業実施できなかった施設整備については、令和2年度に地域密着型介護老人福祉施設、認知症高齢者グループホーム及び看護小規模多機能型居宅介護事業所を整備して地域の実情に応じた介護サービス提供体制を確保した。
- 介護職員の参入促進、資質の向上、魅力ある職場環境の整備を3つの柱として、介護職員の確保対策を進めている。今後も引き続き、介護職員の確保に資する事

業を積極的に展開していく。

3) 改善の方向性

【医療分】

- 引き続き在宅医療の充実や医師確保、看護職員の資質向上や離職防止対策を推進し、就業の継続や再就職の支援を行っていく。

4) 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■中北区域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数の数値目標は、医療計画の一部に位置付けられる地域医療構想の策定を受けて設定（→ H28.5 策定）

- ・急性期機能 1,962床 (H26) → 1,353床 (R7)
- ・回復期機能 263床 (H26) → 1,227床 (R7)
- ・慢性期機能 1,486床 (H26) → 1,161床 (R7)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 訪問診療を受けた患者数（6カ月）
7,464人 (H22) → 8,211人 (H29)
- 往診を受けた患者数（6カ月）
1,900人 (H22) → 2,090人 (H29)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
13施設 (H20) → 15施設 (H29)
- 在宅療養支援歯科診療所数
14施設 (H25) → 16施設 (H29)
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
96人 (H21) → 106人 (H29)

2. 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

□中北区域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

- R7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 1,962 床 (H26) → 1,771 床 (R5)
 - ・回復期機能 263 床 (H26) → 690 床 (R5)
 - ・慢性期機能 1,486 床 (H26) → 1,296 床 (R5)

② 居宅等における医療の提供

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）
7,464 人 (H22) → 11,834.0 人 (R4)
- 往診を受けた患者数（6 カ月）
1,900 人 (H22) → 2,918.0 人 (R4)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
13 施設 (H20) → 31 施設以上 (R4)
- 在宅療養支援歯科診療所数 14 施設 (H25.1) → 25 施設 (R5)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
96 人 (H21) → 279 人 (R4)

2) 見解

【医療分】

- 全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、目標を達成できている。

【介護分】

- 県全体と同じ

3) 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4) 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡東区域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数の数値目標は、医療計画の一部に位置付けられる地域医療構想の策定を受けて設定（→ H28.5 策定）

- ・急性期機能 776床 (H26) → 279床 (R7)
- ・回復期機能 639床 (H26) → 978床 (R7)
- ・慢性期機能 587床 (H26) → 419床 (R7)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 訪問診療を受けた患者数（6カ月）
2,977人 (H22) → 3,275人 (H29)
- 往診を受けた患者数（6カ月）
527人 (H22) → 580人 (H29)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
4施設 (H20) → 5施設 (H29)
- 在宅療養支援歯科診療所数
10施設 (H25) → 11施設 (H29)
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
36人 (H21) → 40人 (H29)

2. 計画期間

平成27年4月1日～令和8年3月31日

□ 峡東区域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776床（H26）→ 498床（R5）
 - ・回復期機能 639床（H26）→ 872床（R5）
 - ・慢性期機能 587床（H26）→ 341床（R5）

② 居宅等における医療の提供

- 訪問診療を受けた患者数（6カ月）
2,977人（H22）→ 5,216.0人（R4）
- 往診を受けた患者数（6カ月）
527人（H22）→ 671.0人（R4）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
4施設（H20）→ 12施設以上（R4）
- 在宅療養支援歯科診療所数 10施設（H25.1）→ 11施設（R5）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
36人（H21）→ 64人（R4）

2) 見解

【医療分】

- 全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、目標を達成できている。

【介護分】

- 県全体と同じ

3) 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4) 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡南区域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数の数値目標は、医療計画の一部に位置付けられる地域医療構想の策定を受けて設定（→ H28.5 策定）

- ・急性期機能 310 床 (H26) → 78 床 (R7)
- ・回復期機能 26 床 (H26) → 102 床 (R7)
- ・慢性期機能 124 床 (H26) → 83 床 (R7)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）
716 人 (H22) → 788 人 (H29)
- 往診を受けた患者数（6 カ月）
349 人 (H22) → 384 人 (H29)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
0 施設 (H20) → 1 施設 (H29)
- 在宅療養支援歯科診療所数
2 施設 (H25) → 3 施設 (H29)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
27 人 (H21) → 30 人 (H29)

③ 介護施設等の整備

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 85 床 (3 カ所) → 114 床 (4 カ所)

2. 計画期間

平成 27 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

□ 峡南区域（達成状況）

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 310床（H26）→ 314床（R5）
 - ・回復期機能 26床（H26）→ 0床（R5）
 - ・慢性期機能 124床（H26）→ 105床（R5）

② 居宅等における医療の提供

- 訪問診療を受けた患者数（6カ月）
716人（H22）→ 1,018.0人（R4）
- 往診を受けた患者数（6カ月）
349人（H22）→ 232.5人（R4）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
0施設（H20）→ 0施設以上（R4）
- 在宅療養支援歯科診療所数 2施設（H25.1）→ 3施設（R5）
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
27人（H21）→ 31人（R4）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設1カ所29人の整備を行った。
85床（3カ所）→ 114床（4カ所）

2) 見解

【医療分】

- 全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、目標を達成できている。

【介護分】

- 県全体と同じ

3) 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対する補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。

- 往診を受けた患者数の目標値は達成できなかったものの、訪問診療を受けた患者数は増加しており、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を実施し、患者のニーズに対応できる医療提供体制の確保を図る。

【介護分】

- 県全体と同じ

4) 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■富士・東部区域（目標と計画期間）

1. 目標

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数の数値目標は、医療計画の一部に位置付けられる地域医療構想の策定を受けて設定（→ H28.5 策定）

- ・急性期機能 866床(H26) → 318床(R7)
- ・回復期機能 0床(H26) → 259床(R7)
- ・慢性期機能 151床(H26) → 117床(R7)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供

【定量的な目標値】(医療計画に掲げている目標(医療圏ごとに設定している目標値のみ記載))

- 訪問診療を受けた患者数(6カ月)
1,851人(H22) → 2,037人(H29)
- 往診を受けた患者数(6カ月)
653人(H22) → 719人(H29)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
8施設(H20) → 9施設(H29)
- 在宅療養支援歯科診療所数
8施設(H25) → 9施設(H29)

- 24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
24人 (H21) → 27人 (H29)

③ 介護施設等の整備

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 271床 (10カ所) → 300床 (11カ所)
- 認知症対応型共同生活事業所 117床 (9カ所) → 135床 (10カ所)
- 小規模多機能型居宅介護事業所 111人/月分 (5カ所)
→ 140人/月分 (6カ所)
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1カ所 → 2カ所

2. 計画期間

平成27年4月1日～令和8年3月31日

□富士・東部区域 (達成状況)

1) 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866床 (H26) → 624床 (R5)
 - ・回復期機能 0床 (H26) → 188床 (R5)
 - ・慢性期機能 151床 (H26) → 76床 (R5)

② 居宅等における医療の提供

- 訪問診療を受けた患者数 (6カ月)
1,851人 (H22) → 2,703.5人 (R4)
- 往診を受けた患者数 (6カ月)
653人 (H22) → 629.5人 (R4)
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
8施設 (H20) → 0施設以上 (R4)
- 在宅療養支援歯科診療所数 8施設 (H25.1) → 7施設 (R5)
- 24時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
24人 (H21) → 68人 (R4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 271床 (10カ所) → 300床 (11カ所)
- 認知症高齢者グループホーム 117床 (9カ所) → 135床 (10カ所)
- 小規模多機能型居宅介護事業所 111人/月分 (5カ所)
→ 140人/月分 (6カ所)
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1カ所 → 1カ所
※1カ所設置されたが、施設整備は法人の自主財源で実施したため、開設準備のみ支援を実施した。

2) 見解

【医療分】

- 全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、目標を達成できている。

【介護分】

- 県全体と同じ

3) 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を実施し、患者のニーズに対応できる医療提供体制の確保を図る。

【介護分】

- 県全体と同じ

4) 目標の継続状況

- 令和6年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- 令和6年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況 【医療分】

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【No.1】 医療機能分化連携推進事業	【総事業費】 929,281 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	医療機関	
事業の期間	平成 28 年 1 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
	高齢化の一層の進展を見据え、不足する回復期機能の充実・強化等により、医療機能の分化・連携を推進し、効率的で質の高い医療提供体制を構築していく必要がある。	
	アウトカム指標：不足する回復期機能の病床整備 928 床 (H26) → 2,566 床 (R7) (1,638 床増)	
事業の内容 (当初計画)	病床の機能分化・連携体制の構築に向けて、在宅復帰を推進する回復期機能等の充実・強化を図るため、病院、診療所が行う設備整備に対して助成を行う。(回復期リハビリテーション機能の強化、急性期を経過した患者の受入機能の強化、在宅患者の急変時における受入機能の強化及び地域医療連携体制の強化に必要な設備整備等)	
アウトプット指標 (当初の目標値)	医療機能分化・連携のための設備整備 年間 4 箇所	
アウトプット指標 (達成値)	医療機能分化・連携のための設備整備 H27：16 医療機関、H28：9 医療機関、H29：6 医療機関、 H30：3 医療機関、R1：3 医療機関、R2：1 医療機関、R3：2 医療機関 R4：3 医療機関、R5：2 医療機関	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 病床機能報告における回復期機能の病床数の増 928 床 (H26) → 1,750 床 (R5) (822 床増)	
	<p>(1) 事業の有効性 医療機能分化・連携のための設備整備については、既に完了している医療機関や、コロナ禍で先送りにする医療機関が多いことから、目標値には達していないものの、本事業の実施により、地域医療構想の実現に向けて、不足する回復期機能の充実・強化や、地域医療連携体制を構築するための取組が着実に推進されている。</p> <p>(2) 事業の効率性 各医療機関に対して定期的に意向調査を実施するとともに、回復期リハ病棟や地域包括ケア病棟の施設基準取得など一定の助成要件を付すことによって、回復期への転換等を促し、効率的に事業を実施している。</p>	
その他		

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	【総事業費】 1,223 千円
事業名	【No.13】 在宅医療広域連携等推進事業	
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>高齢化の進展を見据え、在宅医療需要の高まりに対応するためには、訪問診療実施医療機関の増加等在宅医療提供体制の強化が必要である。</p> <p>アウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問診療を実施する病院・診療所数 140 施設 (H27) → 154 施設 (R2) ・ 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 施設 (H27) → 56 施設 (R2) ・ 在宅療養支援歯科診療所数 42 箇所 (H28) ⇒ 46 箇所 (R5) 	
事業の内容(当初計画)	県内各保健福祉事務所において在宅医療の多職種関係者の連携会議を開催する。	
アウトプット指標(当初の目標値)	連携会議の開催 4 圏域×3 回	
アウトプット指標(達成値)	連携会議の開催 4 圏域×1 回ずつ	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問診療を実施する病院・診療所数 109 施設 (R4) ・ 在宅看取りを実施している病院・診療所数 43 施設 (R4) <p>※R5 以降の数値は未公表のため現時点で不明。</p> <p>(1) 事業の有効性</p> <p>保健所単位で広域連携会議等を開催することにより、市町村圏域を超えた在宅医療・介護関係者・市町村間の連携促進、在宅多職種人材の育成が図られている。令和5年度は新たな医療計画策定に当たり「在宅医療に必要な連携を担う拠点」を位置づけるため、連携会議開催前の調整に時間を要し、連携会議の開催回数は減ってしまったが、今後も継続して取り組みを進め、目標達成を目指していく。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>地域の在宅医療、介護等のネットワークや経験・知識を持ち合わせた保健福祉事務所が主体となることで、効率的な事業の実施が図られた。</p>	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.6】 訪問看護推進事業	【総事業費】 3,218 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県、山梨県看護協会、NPO 法人山梨県ホスピス協会	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関から在宅に移行する患者が一貫したケアを関係職種の連携体制のもと、高度な知識、技術を有する訪問看護師により訪問看護が受けられるようにする必要がある。 	
	<p>アウトカム指標：</p> <p>訪問看護職員数 409 人(R1. 4. 1) → 459 人 (R6. 4. 1)</p> <p>「令和元年度介護サービス施設・事業所調査」(厚生労働省推計値) から抜粋</p>	
事業の内容(当初計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の在宅医療の推進を図るため、医療機関・訪問看護ステーション・居宅介護支援事業所、市町村、保健所等で構成する訪問看護推進協議会で、訪問看護に関する課題や対策等を協議する。 ・県民や看護職、支援関係者を対象に、在宅医療の推進に不可欠な訪問看護の充実を図るため、研修・普及啓発等を実施する。 	
アウトプット指標(当初の目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護推進協議会の開催回数(2回) ・訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師相互研修の実施日数(5日間) ・訪問看護管理者研修の開催回数(2回) ・在宅ターミナルケア普及事業 講演会の開催(1回)、パンフレット作成配布(1回) 	
アウトプット指標(達成値)	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問看護推進協議会(開催見合わせ) ・訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師相互研修事業(各5日) ・訪問看護管理者研修(1回) 	
事業の有効性・効率性	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：</p> <p>訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師相互研修や訪問看護管理者研修により、訪問看護師の質の向上と及び在宅医療提供体制の強化が図られた。</p>	

	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>訪問看護推進協議会は、開催ができなかったが、管理者研修会等の事業を通じて、現場の課題の収集はできた。</p> <p>研修等の実施により、医療との連携、病院や診療所を含めた地域医療における訪問看護の課題への対応や、最新の看護技術の修得など、看護職の質の向上が図られた。</p> <p>普及啓発は、療養者や家族が安心して、地域で暮らすために必要な知識の提供ができた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>保健師、助産師、看護師、准看護師の従事者の約半数（正会員数 5,800 名）の会員を占め、研修体制が充実している県看護協会に研修事業を委託することにより、病院・訪問看護ステーション双方にとって有益な研修を、効果的に実施することができた。</p>
その他	

3. 事業の実施状況 【介護分】

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業						
事業名	【No.12】 山梨県介護施設等整備事業	【総事業費】 417,675 千円					
事業の対象となる区域	山梨県全域						
事業の実施主体	山梨県						
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了						
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活を継続できる体制の構築を図る。 アウトカム指標：65 歳以上人口 10 万人あたり地域密着型サービス施設等の定員総数 950 人						
事業の内容(当初計画)	<p>①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <th style="text-align: center;">整備予定施設等</th> </tr> <tr> <td>地域密着型特別養護老人ホーム:58 床(2カ所)</td> </tr> <tr> <td>認知症高齢者グループホーム:18 床(1カ所)</td> </tr> <tr> <td>小規模多機能型居宅介護事業所:29 人/月分(1カ所)</td> </tr> <tr> <td>定期巡回・随時対応型訪問介護看護：1カ所</td> </tr> </table> <p>②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。</p>		整備予定施設等	地域密着型特別養護老人ホーム:58 床(2カ所)	認知症高齢者グループホーム:18 床(1カ所)	小規模多機能型居宅介護事業所:29 人/月分(1カ所)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護：1カ所
整備予定施設等							
地域密着型特別養護老人ホーム:58 床(2カ所)							
認知症高齢者グループホーム:18 床(1カ所)							
小規模多機能型居宅介護事業所:29 人/月分(1カ所)							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護：1カ所							
アウトプット指標(当初の目標値)	<p>地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。</p> <p>○地域密着型特別養護老人ホームの増：1139 床（41カ所）→1197 床（43カ所）</p> <p>○認知症高齢者グループホーム：948 床（67カ所）→966 床（68カ所）</p> <p>○小規模多機能型居宅介護事業所の増：579 人/月分（24カ所）→608 人/月分（25カ所）</p> <p>○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 5カ所→6カ所</p>						

<p>アウトプット 指標（達成値）</p>	<p>【平成27年度】 ○地域密着型特別養護老人ホーム：29床（1カ所）</p> <p>【平成28年度】 ○認知症高齢者グループホーム：18床（1カ所）</p> <p>【平成29年度】 ○地域密着型特別養護老人ホーム：29床（1カ所） ○小規模多機能型居宅介護事業所：29人（1カ所） ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（1カ所）</p> <p>【令和2年度】 ○地域密着型特別養護老人ホーム：29床（1カ所） ○認知症高齢者グループホーム：18床（2カ所） ○看護小規模多機能型居宅介護事業所：9人（1カ所）</p> <p>【令和4年度】 ○地域密着型特別養護老人ホーム：29床（1カ所）</p>
<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>（1）事業の有効性 地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活を継続できる体制の構築が進んでいる。 平成27年度に地域密着型特別養護老人ホーム（29床（1カ所））、平成28年度に認知症高齢者グループホーム：（18床（1カ所））、平成29年度に地域密着型特別養護老人ホーム：29床（1カ所）、小規模多機能型居宅介護事業所：29人（1カ所）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（1カ所）を整備した。令和2年度に地域密着型特別養護老人ホーム：29床（1カ所）、認知症高齢者グループホーム：18床（2カ所）、看護小規模多機能型居宅介護事業所：9人（1カ所）を整備した。</p> <p>（2）事業の効率性 県公共事業に準じた手続きにより適正に施設整備が行われた。</p>
<p>その他</p>	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.39】 介護職員確保定着促進事業	【総事業費】 9,196 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の期間	平成 27 年 9 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の開催 各年度 3 回 ・介護人材育成に関する優良施設の認定 各年度 12 施設 ・スキルアップ拠点施設の指定 各年度 2 施設 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の開催 平成 27、28 年度 3 回、29 年度 2 回 ・介護人材育成に関する優良施設の認定 平成 27、28 年度 12 施設 ・スキルアップ拠点施設の指定 平成 27、28 年度 2 施設、29 年度 5 施設 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やまなし介護の魅力発信委員会を開催し、平成 27 年度に「介護サービス事業所・施設のモデル給与規程・モデル就業規則」を作成したところであり、平成 28 年度以降普及に取り組むことにより、施設等における導入促進が期待される。 ・また、先駆的に職場環境改善を実践する 12 施設を認定したところであり、施設の取組内容について周知を図ることにより、働きやすい職場づくりや介護の仕事のイメージアップに繋げることができる。 ・スキルアップ拠点施設を平成 27 年、28 年度 2 施設、平成 29 年度 5 施設指定し、他施設職員の研修受講を受け入れるなど、介護の質の向上を図るとともに、介護の魅力を地域に向けて発信することができた。 <p>(2) 事業の効率性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やまなし介護の魅力発信委員会の開催にあたり県庁内会議室を使用したほか、委託先において資料印刷などの経費節減を図り、効率的な事業執行に努めた。 	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.40】福祉・介護の仕事の魅力発信事業（介護の魅力 ～「深さ」と「楽しさ」～の発信）	【総事業費】 2,001 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。</p> <p>アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。</p>	
事業の内容（当初計画）	福祉・介護の仕事の魅力を広く発信し、福祉・介護の仕事に関するイメージアップと理解の促進を図るため、福祉・介護の仕事への理解を深めてもらう講演会や、先進的な事業を展開している介護事業所や NPO など働く職員による介護体験などをテーマとしたシンポジウム、介護体験、福祉・介護に関する展示・相談ブースの設置等のイベントを開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・イベントの開催 1 回、参加目標者数 150 名	
アウトプット指標（達成値）	・イベントの開催 平成 27 年度 開催回数 1 回、参加者数 134 名 平成 28 年度 開催回数 1 回、参加者数 180 名 平成 29 年度 開催回数 1 回、参加者数 222 名	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性 広く県民に対し、福祉・介護の仕事の魅力について、幅広く情報発信することにより、福祉・介護への理解を深め、将来に亘る福祉・介護人材の雇用の継続、確保が期待される。</p> <p>（2）事業の効率性 イベントの周知を広く一般県民に行うと同時に、養成学校や介護事業所など関係機関にも行うことで、多くの興味ある県民に対し効率的に事業周知ができた。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.41】 福祉・介護人材確保対策情報発信事業	【総事業費】 925 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。</p> <p>アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。</p>	
事業の内容（当初計画）	中学生・高校生をはじめとする一般県民を対象に、福祉・介護の仕事の魅力を発信するため、各種広報媒体を利用した一体的な広報を展開する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・PR 用クリアファイルの作成 15,000 枚 ・テレビ CM の放送 15 秒 CM×2 回 ・新聞広告 2 回 	
アウトプット指標（達成値）	<p>平成 27 年度 PR 用クリアファイルの作成 7,500 枚 テレビ CM の放送 15 秒 CM 32 本 新聞折込チラシ 9 回 385,500 部</p> <p>平成 28 年度 新聞広告 7 回、新聞折込チラシ 3 回、フリーペーパー掲載 他</p> <p>平成 29 年度 新聞広告 7 回、新聞折込チラシ 4 回、フリーペーパー掲載 他</p>	
事業の有効性・効率性	<p>（１）事業の有効性 福祉・介護に興味のある方には、クリアファイルに事業内容を含むチラシを挟んで周知し、テレビや新聞折込では、広く一般県民向けの内容で周知することで、福祉・介護人材の認知度向上に繋がった。</p> <p>（２）事業の効率性 新聞折込チラシを事業ごとに配布地域を変えるなど、委託先において、効率的な事業執行に努めている。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業		
事業名	【No.42】 職場体験事業	【総事業費】	2,957 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域		
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了		
事業の目標	職場体験実施者 H27 年度 100 人、H28 年度以降各年度 50 人 (体験日数 毎年 2 日)		
事業の達成状況	平成 27 年度	職場体験実施者 21 人	体験日数 延べ 47 日
	平成 28 年度	職場体験実施者 10 人	体験日数 延べ 24 日
	平成 29 年度	職場体験実施者 16 人、	体験日数 延べ 28 日
	平成 30 年度	職場体験実施者 15 人、	体験日数 延べ 26 日
	令和元年度	職場体験実施者 11 人、	体験日数 延べ 16 日
	令和 2 年度	職場体験実施者 24 人、	体験日数 延べ 36 日
	令和 4 年度	職場体験実施者 18 人、	体験日数 延べ 27 日
	令和 5 年度	職場体験実施者 17 人、	体験日数 延べ 27 日
	講座参加者：延べ 167 人		
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 実際の福祉・介護職場を体験することにより、他分野からの離職者等が、魅力ややり甲斐を感じて、福祉・介護分野への就業を選択することが期待される。</p> <p>(2) 事業の効率性 再就労者支援事業と共通の受入登録事業所を活用することで、より効率的に事業が執行された。</p>		
その他			

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.43】 基準緩和型訪問サービス従事者等養成研修会開催事業	【総事業費】 1,259 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	(1) 地域支え合い活動推進セミナー 開催回数：1 回 参加者数：100 名 (2) 基準緩和型訪問サービス従事者養成研修会 開催回数：1 回（3 日間） 参加者数：50 名	
事業の達成状況	(1) 地域支え合い活動推進セミナー 開催回数：1 回 参加者数：104 名 (2) 基準緩和型訪問サービス従事者養成研修会 開催回数：1 回（3 日間） 参加者数：31 名	
事業の有効性・効率性	(1) 事業の有効性 研修会等の開催により、新しい総合事業への関心を高め理解が深まるとともに、一定の専門的知識を学ぶ場となったことにより、今後の各市町村における多様なサービスにおける多様な担い手の確保につながることを期待される。 (2) 事業の効率性 県内市町村の総合事業への準備状況等を踏まえながら、県が直接企画・実施し、効率的な執行に努めた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.44】 介護人材掘り起こし事業	【総事業費】 3,367 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	福祉・介護人材を確保するため、市町村ボランティアセンター（市町村社会福祉協議会）、県シルバー人材センターを構成員とする連絡会を設置し、社会活動（ボランティア）を通じて介護分野に関心を持つ中高年齢者（概ね 50 歳～64 歳）を対象に、介護基礎講座を開催する。 ・福祉・介護人材確保県連絡会（仮称）の開催回数 年間 2 回 ・中高年齢者に対する介護入門講座の受講者数 年間 200 人	
事業の達成状況	中高年齢者に対する介護入門講座の受講者数 平成 28 年度 168 人、平成 29 年度 53 人、平成 30 年度 94 人 令和元年度は新型コロナウイルス感染拡大のため、講座が中止となった。 令和 3 年度 207 人 令和 4 年度 168 人	
事業の有効性・効率性	<p>（１）事業の有効性 社会活動を通じて介護分野に関心を持つ中高年齢者を対象に、介護基礎講座を開催することで、多様な人材の参入に向け、就労意欲のある者の掘り起こしが期待できる。</p> <p>（２）事業の効率性 令和元年度は新型コロナウイルス感染拡大のため講座実施が中止となったが、引き続き市町村ボランティアセンター（市町村社会福祉協議会）、県シルバー人材センター等の関係機関と連携することにより、事業を効率よく実施する。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.45】 介護職員初任者研修助成事業	【総事業費】 2,116 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	福祉・介護人材を確保するため、福祉人材センターによるマッチングを通じて就労し、働きながら介護職員初任者研修の修了を目指す者に対し、研修受講費等の助成を支援する。 ・研修受講費の助成者数 平成 28～29 年度 各 50 人、平成 30 年度 5 人	
事業の達成状況	研修受講費の助成者数 平成 28 年度 2 人、平成 29 年度 3 人、平成 30 年度 2 人、令和元年度 0 人、令和 2 年度 3 人、令和 3 年度 3 人、令和 4 年度 0 人	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 働きながら介護職員初任者研修の修了を目指す者に対し支援することで、就労未経験者の就労・定着促進を図ることが期待される。</p> <p>(2) 事業の効率性 福祉人材センター求職登録者における無資格者に対し、事業の周知を図るとともに、求人事業所に対しても事業内容の詳細を説明し、活用の推進を図るなど、効率的な事業執行に努めている。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.46】 求人・求職のマッチング機能強化事業	【総事業費】 12,078 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。</p> <p>アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。</p>	
事業の内容（当初計画）	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア支援専門員の配置 2 名配置 ・求職者支援活動（ハローワーク訪問活動） ・求人・求職開拓活動 	
アウトプット指標（当初の目標値）	<p>福祉・介護職の入職への人材確保を図るとともに、求職者の多様なニーズに伴う就労条件を把握し、きめ細かなマッチングを行い、人材定着を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マッチングによる雇用創出目標数 33 名 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・マッチングによる就労者数 平成 27 年度 18 名、平成 28 年度 6 名、平成 29 年度 2 名、令和 3 年度 2 名、令和 4 年 6 名 	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性</p> <p>ハローワーク内における就職セミナーの開催や、地域のニーズを反映した地域別就職相談会の実施、また民間企業が実施する就職フェアへのブースの出展など、きめ細やかな支援を行うことにより、福祉・介護人材の確保が期待される。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>ハローワークと共催で就職セミナーや社会福祉施設見学会を実施するなど、効率的な事業執行に努めている。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.47】 福祉・介護人材キャリアパス支援事業	【総事業費】 25,619 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	福祉・介護職員等へのキャリアパスを支援するとともに、定着促進を図る。 ・職員育成キャリアパス支援研修受講修了目標数 680 人（募集定員の 100%） ・キャリア形成技術指導事業受講修了者 300 人（ " ）	
事業の達成状況	<p>平成 27 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員育成キャリアパス支援研修受講者 324 人 ・キャリア形成技術指導事業受講者 104 人 <p>平成 28 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員育成キャリアパス支援研修受講者 146 人 ・キャリア形成技術指導事業受講者 84 人 <p>平成 29 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員育成キャリアパス支援研修受講者 125 人 ・キャリア形成技術指導事業受講者 114 人 <p>平成 30 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員育成キャリアパス支援研修受講者 124 人 ・キャリア形成技術指導事業受講者 137 人 <p>令和元年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員育成キャリアパス支援研修受講者 92 人 ・キャリア形成技術指導事業受講者 42 人 <p>令和 2 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員育成キャリアパス支援研修受講者 53 人 ・キャリア形成技術指導事業受講者 31 人 <p>令和 3 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員育成キャリアパス支援研修受講者 65 人 ・キャリア形成技術指導事業受講者 15 人 	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性 就労年数や職域階層等に応じた知識や技術等を習得し、キャリアパス、スキルアップを促進するための研修を実施することで、福祉・介護人材の安定的な定着を図ることが期待される。</p> <p>（2）事業の効率性 研修対象となる職員別に研修を実施することにより、事業を効率よく実</p>	

	施された。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.48】 介護職員等医療的ケア研修事業	【総事業費】 6,444 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の期間	平成 27 年 5 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導者養成講習 80 名×1 回 講義・演習 1.5 日 ・ 基本研修 60 名×1 コース 講義 50 時間 筆記試験・演習 2 日間及び評価 ・ 実地研修 60 名×1 コース 事業所内での実習（約 3 か月間） ・ 医療的ケア検討委員会 検討委員会 2 回、研修部会 1 回 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導者養成講習 受講者数（H27：47 人，H29：47 人） ・ 基本研修 H27（開催回数 1 コース 受講者数 51 人） ・ 実地研修 H27（開催回数 1 コース 修了者数 31 人） ・ 医療的ケア検討委員会 H27（検討委員会 2 回、研修部会 1 回） H29（検討委員会 1 回、研修部会 1 回） 	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性</p> <p>高齢者や障害者に対して適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成することにより、痰の吸引や経管栄養を安全に実施する体制整備が図られた。</p> <p>また、医療的ケア検討委員会により、研修水準の向上や職場内における安全管理体制の確保等、安全・安心な医療的ケアの実施体制の基盤整備が図られた。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>研修受講要件を設ける等、修得した技術をすぐに現場で有効に実践できる介護職員等を養成できるよう、委託先において効率的に研修が実施された。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.49】 介護支援専門員資質向上事業	【総事業費】 109,628 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の期間	(1) 平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日 (1) 以外 平成 28 年 1 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	(1) 介護支援専門員実務従事者基礎研修事業 (H27 終了) ・実施回数 1 コース・受講人数 70 名 (2) 介護支援専門員更新研修 (法定研修) 事業 ・実施回数 各年度 1 コース・受講人数 各年度 35 名 (3) 介護支援専門員専門研修 (法定研修) 事業 ・実施回数 各年度・各研修 1 コース ・受講人数 専門研修Ⅰ H27 年度 130 名、H28 年度以降各年度 110 名 専門研修Ⅱ H27 年度 300 名、H28 年度以降各年度 280 名 (4) 介護支援専門員実務研修 (法定研修) 事業 ・実施回数 各年度 1 コース ・受講人数 各年度 210 名 (5) 介護支援専門員再研修 (法定研修) 事業 ・実施回数 各年度 1 コース ・受講人数 各年度 40 名	
事業の達成状況	(2) 介護支援専門員更新研修 受講者 (H27:39 人、H28:45 人、H29:50 人、H30:32 人、R1:49 人、R2:26 人、R3:26 人、R4:46 人) (3) 介護支援専門員専門研修 受講者 専門研修Ⅰ (H27:119 人、H28:84 人、H29:99 人、H30:83 人、R1:104 人、R2:新型コロナにより中止、R3:112 人、R4:75 人) 専門研修Ⅱ (H27:265 人、H28:138 人、H29:238 人、H30:237 人、R1:268 人、R2:新型コロナにより中止、R3:161 人、R4:234 人) (4) 介護支援専門員実務研修 受講者 (H27 : 123 人、H28 : 102 人、H29 : 188 人、H30 : 38 人、R1:台風 19 号の影響により試験が延期となったため未実施、R2:87 人、R3:70 人、R4:53 人) (5) 介護支援専門員再研修 受講者 (H27 : 50 人、H28 : 32 人、H29 : 26 人、H30 : 40 人、R1:30 人、R2:31 人、R3:24 人、R4:33 人)	

事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 地域包括ケアシステムの中で、自立支援に資するケアマネジメントが実践できる介護支援専門員を養成することができた。</p> <p>(2) 事業の効率性 各経験熟度に応じた研修を実施し、指定研修実施機関において実践能力を高める研修実施が効率的に行われた。</p>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.50】 代替要員の確保による現任介護職員等の研修支援事業	【総事業費】 16,679 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の期間	平成 27 年 9 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	・ 申請件数 62 件	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公益財団法人介護労働安定センター山梨支部に、介護サービス事業者等への事業周知、事業者等の研修・代替職員雇用計画の受理、相談業務を委託。 ・ 山梨県現任介護職員等研修支援助成金の創設、助成金の支給。 助成金支給申請(支払)件数 H 2 7 年度：8 件 H 2 8 年度：1 5 件 H 2 9 年度：2 3 件 H 3 0 年度：2 1 件 R 元年度 : 2 2 件 R 2 年度 : 1 0 件 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>代替職員の雇用や研修計画の作成にあたっての相談援助業務を、公益財団法人介護労働安定センター山梨支部に委託することにより、助成金の支給にとどまらず、介護サービス事業所の雇用環境改善、介護サービスの質の向上にも資することになり、事業の一定の有効性が認められるが、申請事業所は全体のごく一部にとどまり、また申請件数も横ばいである。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>県内の介護サービス事業者に精通している公益財団法人介護労働安定センター山梨支部に事業の一部を委託することにより、効率的な事業の周知等が図られた。</p>	
その他	事業所全体に占める申請者の割合が低調であることから、幅広いサービス提供事業所に向けた、より効率的かつ効果的な事業を実施するため、本事業の予算を新規事業や既存事業に充てることを見据え、令和 2 年度をもって終了することとした。	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.51】 再就労者支援事業	【総事業費】 448 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。</p> <p>アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。</p>	
事業の内容（当初計画）	求人・求職マッチング機能強化事業及び、福祉・介護キャリアパス支援事業と組み合わせて実施することにより、求職者・求人事業者にとって効率の良いプログラム実施を目指す。 対象人数 15 人程度見込	
アウトプット指標（当初の目標値）	対象人数 15 人程度	
アウトプット指標（達成値）	再就労者職場復帰プログラム実施人数 平成 28 年度 7 人、平成 29 年度 2 人、平成 30 年度 1 人、令和 3 年度 1 人	
事業の有効性・効率性	<p>（１）事業の有効性 潜在的有資格者の求職者を対象に、個別の状況に応じた講習、実習等を組み合わせた職場復帰プログラムを実施することで、有資格者の再就労に繋がっている。</p> <p>（２）事業の効率性 職場体験事業の受入登録事業所を活用することにより、事業を効率よく実施した。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.52】 認知症地域医療支援事業	【総事業費】 1,990 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（（1）は国立研究開発法人国立長寿医療研究センターに委託、（2）・（3）は山梨県医師会等に委託）	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を進める必要がある。 アウトカム指標：地域包括ケアシステムの構築の推進	
事業の内容（当初計画）	地域における認知症医療支援体制の充実を図るため、次の事業を行う。 （1）認知症サポート医の養成 （2）認知症サポート医フォローアップ研修 （3）かかりつけ医等認知症対応力向上研修 （4）病院勤務における医療従事者向け認知症対応力向上研修	
アウトプット指標（当初の目標値）	（1）養成数 10 名 （2）受講者数 36 名 （3）受講者数 140 名 （4）3 病院（各 50 名）	
アウトプット指標（達成値）	（1）養成数 11 名 （2）受講者数 33 名 （3）受講者数 医師 98 名 その他職員 87 名 （4）3 病院 217 名	
事業の有効性・効率性	（1）事業の有効性 医療従事者の認知症対応力の向上を図ることにより、認知症の人が適切な治療を受けながら、住み慣れた地域で生活できる体制の構築を図ることが期待されている。 （2）事業の効率性 一部委託、また関係機関の協力を得て開催することにより、効率的な執行に努めた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.54】 認知症地域支援推進員研修事業	【総事業費】 1,482 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	受講者数 地域包括支援センター数×1 名=35 名	
事業の達成状況	平成 27 年度 認知症地域支援推進員研修受講者数 24 名 平成 28 年度 認知症地域支援推進員研修受講者数 6 名 平成 29 年度 認知症地域支援推進員研修受講者数 10 名	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 研修を受講することで、各市町村や地域包括支援センターに配置された認知症地域支援推進員の質の向上が図られ、各地域における認知症の人に対して効果的な支援が行われる連携体制や認知症ケアの向上にむけた取り組みが促進された。</p> <p>(2) 事業の効率性 認知症支援の専門機関である認知症介護研究・研修東京センターに委託することにより、事業を効率よく実施できた。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.55】 認知症対応型サービス事業者等研修事業	【総事業費】 4,170 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の期間	(1) ~ (3) 平成 27 年 10 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日 (4) 平成 27 年 4 月 1 日 ~ 令和 5 年 3 月 31 日 (委託先の日程による) (5) 平成 28 年 4 月 1 日 ~ 令和 5 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	(1) 認知症対応型サービス事業者開設者研修事業 ・実施回数 各年度 1 コース (講義・演習 2 日間) ・受講者数 H27 年度 20 名、H28 年度以降各年度 10 名 (2) 認知症対応型サービス事業者管理者研修事業 ・実施回数 各年度 1 コース (講義・演習 2 日間) ・受講者数 H27 年度 30 名、H28 年度以降各年度 40 名 (3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修事業 ・実施回数 各年度 1 コース (講義・演習 2 日間) ・受講者数 各年度 20 名 (4) 認知症介護指導者養成研修事業 (フォローアップ研修) ・受講者数 各年度・指導者 2 名 (講義・演習 5 日間) (5) 認知症介護基礎研修事業 (平成 28 年度から実施) ・実施回数 各年度 1 コース (講義・演習 1 日間) ・受講者数 各年度 72 名	
事業の達成状況	○R4 研修実施回数及び受講者数 (1) 認知症対応型サービス事業者開設者研修事業 ・平成 27 年度 実施回数 1 コース・修了者数 5 名 ・平成 28 年度 1 コース・ 3 名 ・平成 29 年度 1 コース・ 2 名 ・平成 30 年度 1 コース・ 3 名 ・令和元年度 1 コース・ 0 名 ・令和 2 年度 1 コース・ 3 名 ・令和 3 年度 1 コース・ 2 名 ・令和 4 年度 1 コース・ 0 名 (2) 認知症対応型サービス事業者管理者研修事業 ・平成 27 年度 実施回数 1 コース・修了者数 55 名 ・平成 28 年度 1 コース・ 30 名 ・平成 29 年度 1 コース・ 45 名	

	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度 1 コース・ 21 名 ・令和元年度 1 コース・ 31 名 ・令和 2 年度 1 コース・ 26 名 ・令和 3 年度 1 コース・ 27 名 ・令和 4 年度 1 コース・ 23 名 <p>(3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度 実施回数 1 コース・修了者数 11 名 ・平成 28 年度 1 コース・ 12 名 ・平成 29 年度 1 コース・ 9 名 ・平成 30 年度 1 コース・ 11 名 ・令和元年度 1 コース・ 11 名 ・令和 2 年度 1 コース・ 9 名 ・令和 3 年度 1 コース・ 8 名 ・令和 4 年度 1 コース・ 14 名 <p>(4) 認知症介護指導者養成研修事業（フォローアップ研修）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度 修了者数 1 名 ・平成 28 年度 1 名 ・平成 29 年度 1 名 ・平成 30 年度 1 名 ・令和元年度 1 名 ・令和 2 年度、3 年度 0 名（新型コロナの影響により中止） ・令和 4 年度 0 名 <p>(5) 認知症介護基礎研修事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年度 修了者数 71 名 ・平成 29 年度 38 名 ・平成 30 年度 53 名 ・令和元年度 40 名 ・令和 2 年度 0 名（新型コロナの影響により中止） <p>※令和 3 年度から e ラーニングにて実施</p>
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 認知症介護の専門的な知識・技術を修得し、質の高い介護サービスを提供するための人材の育成、確保が図られた。</p> <p>(2) 事業の効率性 受講者への受講に関する必要事項の事前連絡や、少人数でのグループワークを取り入れる等、研修目的が達成できるよう効率的な実施に努めた。</p>
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.56】 地域包括支援センター職員研修事業	【総事業費】 633 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・受講者数 (1)新任者研修 年間 37 人 (2)現任者研修 年間 70 人 	
事業の達成状況	<p>受講者</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)新任者研修 46 人 (2)現任者研修 69 人 <p>研修会の開催回数 2 回</p>	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性</p> <p>新任研修会では、在職 1 年未満の職員に対して、基本的知識を伝達することができ、地域包括支援センターの役割の理解につながった。</p> <p>現任者研修では、総合事業について基本的なところを地域包括支援センター職員以外の課にも研修を受けてもらうことで地域包括ケアの体制整備が図られた。</p> <p>(2) 事業の効率性</p> <p>市町村の抱えている課題の整理と講師の打ち合わせを積極的に行い、研修を通して効率的に伝達をすることに努めた。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.58】 生活支援コーディネーター養成研修会開催事業	【総事業費】 651 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会開催 年間 1～2 回 ・コーディネーター養成研修受講者数 毎年 60 人 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーター養成研修会開催 計 6 回 (H27 年度：2 日間×2 回、H28 年度：1 日×2 回、H29 年度：1 日×2 回) ・受講者数 計 339 名 H27 年度 1 回目：77 名、2 回目：47 名 (計 124 名) H28 年度 1 回目：45 名、2 回目：39 名 (計 84 名) H29 年度 1 回目：77 名、2 回目：54 名 (計 131 名) 	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 研修会の開催により、地域における生活支援体制整備の中心を担う生活支援コーディネーターやその候補者等の資質向上が図られ、事業の有効性が認められる。</p> <p>(2) 事業の効率性 県内市町村における総合事業や生活支援体制整備事業の実施又は準備状況等を踏まえながら、県が直接企画・実施し、効率的な執行に努めた。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.60】 市民後見人養成研修推進事業	【総事業費】 4,773 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	市町村	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう地域包括ケアシステムの構築を進める必要がある。	
	アウトカム指標：地域包括ケアシステムの構築の推進	
事業の内容（当初計画）	市町村が実施する市民後見人養成研修及び市民後見人の支援体制構築に向けた取り組みに対し助成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	平成 29 年度は次の 6 市で市民後見人養成や支援体制構築に向けた取り組みが行われ、平成 30 年度も継続して実施される見込み。 甲府市：市民後見人養成実践研修・フォローアップ研修 山梨市：市民後見人養成事業検討委員会 大月市：市民後見人養成研修（講座） 南アルプス市：市民後見人及び生活支援員等養成講座、現場実習・研修等、支援体制整備の運営委員会 笛吹市：市民後見人養成実務研修、フォローアップ研修等 中央市：市民後見人養成フォローアップ研修	
アウトプット指標（達成値）	6 市において、研修会、フォローアップ研修等が次のとおり行われた。 甲府市：実践研修 計 28 時間、フォローアップ研修 計 7 時間 山梨市：検討委員会 計 6 回開催 大月市：研修（講座） 計 3 回 南アルプス市：養成講座 計 5 回、現場実習・研修 計 5 回、運営委員会 計 3 回開催 笛吹市：実務研修 計 14 回、フォローアップ研修 計 2 回 市民後見人候補者とのマッチング等 中央市：フォローアップ研修 計 6 回	
事業の有効性・効率性	（1）事業の有効性 後見人の人材確保や本人に寄り添ったきめ細かな支援の必要性からこの事業の有効性が認められる。実施した 6 市においては、市民後見人を中心とした権利擁護人材の確保、育成につながった。 （2）事業の効率性 補助先（6 市）において、効率的な事業の執行に努めた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.61】介護予防リハビリテーション専門職リーダー養成研修会開催事業	【総事業費】 763 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	3 士会合同介護予防リーダー養成研修会 年 1 回開催・受講者数 年間 100 名	
事業の達成状況	<p>【平成 27 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会 1 回開催 平成 28 年 3 月 6 日（日） ・受講者数 72 人（理学療法士（PT）22 人、作業療法士（OT）32 人、言語聴覚士（ST）18 人） ・検討会の開催回数 3 回（PT 士会、OT 士会、ST 士会） <p>【平成 28 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会 1 回開催 平成 29 年 2 月 19 日（日） ・受講者数 50 人（理学療法士（PT）20 人、作業療法士（OT）16 人、言語聴覚士（ST）14 人） ・検討会の開催回数 3 回（PT 士会、OT 士会、ST 士会） <p>【平成 29 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修会 1 回開催 平成 29 年 9 月 11 日（月） ・受講者数 50 人（理学療法士（PT）19 人、作業療法士（OT）23 人、言語聴覚士（ST）8 人） ・検討会の開催回数 3 回（PT 士会、OT 士会、ST 士会） 	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性</p> <p>県が進めているリハビリテーションを活用した介護予防促進事業の推進役となることが期待されている。また、県内市町村で実施している地域リハビリテーションの現状や課題等を踏まえ、更に、職場内での市町村事業への協力者としての旗振り役として期待される。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>県内の PT、OT、ST の 3 士会が合同で、検討段階から協議を図り、互いの情報交換など進め、効率的な執行に努めた。特に、委託先においても、研修ノウハウを活かし、効率的な事業執行を努めた。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.62】 労働環境・処遇改善、人材育成力強化事業	【総事業費】 194 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。 アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	労働環境・処遇改善、人材育成力の強化の観点から、新人介護職員に対するエルダー・メンター制度等の導入を支援するための研修を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	職員定着化に向けた支援体制の構築と具体的な技法の習得・体得を目的とする。 ・研修受講目標数 30 人	
アウトプット指標（達成値）	・研修受講者数 平成 27 年度 17 人、平成 28 年度 21 名、平成 29 年度 29 名、平成 30 年度 18 人	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性 施設長や管理者を含む経営層を対象に、エルダー制度・メンター制度導入支援研修を実施することで、福祉・介護人材の定着促進が期待される。</p> <p>（2）事業の効率性 キャリアパス事業のマネジメント研修と一緒に周知することで、効率的に受講者を募集することができた。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.63】 介護ロボット導入支援事業	【総事業費】 17,772 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	介護ロボット導入計画に基づき介護ロボットを導入する介護事業所	
事業の期間	平成 27 年 10 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<p>団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する平成 37 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。</p> <p>アウトカム指標：平成 30 年度までに 327 人の介護従事者の供給改善を図る。</p>	
事業の内容（当初計画）	介護施設の管理者等が雇用管理改善の一環として介護ロボット導入計画を策定して介護ロボットの導入を行う取り組みを支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	介護ロボットの導入数 10 機器	
アウトプット指標（達成値）	介護ロボットの導入実績 平成 30 年度 13 機器、令和元年度 20 機器、令和 2 年度 132 機器、令和 3 年度 57 機器	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性</p> <p>当事業は現在技術開発途上の介護ロボットの導入を支援しようとする先駆的な取り組みであり、介護事業所も製品価格の推移など様子見の状態であるが、今後介護ロボットの技術開発の進展や低価格化などから、介護事業所の積極的な取り組みが期待できる。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>介護事業所が実際に介護ロボットを手にとって、その効果を実感できるようにするため、介護ロボットのデモンストレーションの場を設け、事業への理解を深めてもらうなど、効率的な事業執行に努めている。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 64】 介護事業所内保育所運営費補助事業	【総事業費】 14,039 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	施設内保育の運営により計画的な勤務環境改善を図る介護事業所数 H27 年度：4 施設、H28 年度以降各年度 2 施設	
事業の達成状況	施設内保育の運営により計画的な勤務環境改善を図る介護事業所数 H27 年度：1 施設 H28 年度：1 施設 H29 年度：1 施設 H30 年度：1 施設 R 元年度：0 施設	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 事業の実施により、介護事業所が事業所内に保育施設の設置しやすくなり、介護職員が働きながら子育てのできる労働環境の構築を進めることができる。</p> <p>(2) 事業の効率性 補助事業に関する説明会を開催し、介護事業所に対し広く事業の実施を呼びかけるなど、効率的、効果的な事業執行に努めている。</p>	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No. 65】 I C T 導入支援事業	【総事業費】 10,000 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	I C T の導入事業所数 10 事業所	
事業の達成状況	I C T の導入事業所数 令和 2 年度：22 事業所	
事業の有効性・効率性	<p>(1) 事業の有効性 介護職員の負担軽減や業務の効率化などにより、離職防止を図り、職員が継続して就労できる環境を整えることができる。</p> <p>(2) 事業の効率性 介護事業所における事業効率化のために、介護ロボットと併せて I C T 導入を支援しており、介護事業所の取り組み方針に沿った支援を行っている。</p>	
その他		

平成 26 年度山梨県計画
に関する事後評価

令和 7 年 1 月

山 梨 県

目次

1. 事後評価のプロセス	
(1) 「事後評価の方法」の実行の有無	1
(2) 審議会等で指摘された主な内容	1
2. 目標の達成状況	2
3. 事業の実施状況	
[事業区分2] 居宅等における医療の提供に関する事業	11
[事業区分4] 医療従事者の確保に関する事業	12

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

行った

(実施状況)

- ・平成27年5月26日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成28年5月24日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成29年5月23日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成30年5月29日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和元年7月2日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和4年5月25日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和5年5月17日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和6年6月20日 山梨県医療審議会において意見聴取

行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

※ 事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

[凡例]

区域欄

全県： 山梨県全域の目標

中北： 中北区域の目標

峡東： 峡東区域の目標

峡南： 峡南区域の目標

富東： 富士・東部区域の目標

備考欄

⑩： 平成26年度計画において、計画期間を複数年度としているもの

⑩●： 平成27年度計画の●ページに、当該目標に関連した目標を継続して掲げているもの

区域	目標と計画期間	達成状況等 【 継続中(令和5年度末までの状況) 】	備考
全県	<p>① 県の医療と介護の総合的な確保に関する目標</p> <p>(1) 現状において不足する医療機能の確保</p> <p>○ 平成26年度計画においては、医療関係団体が自主的に行う地域医療のあり方等の調査・検討を支援することにより、実効性のある地域医療構想の策定準備を行うとともに、地域医療構想策定前においても明らかに不足する医療機能の確保を図る。</p>	<p>これまで、概ね計画どおりに事業が進行しており、在宅療養支援体制の整備や、医師や看護師の確保等において、一定の成果を得ている。</p> <p>令和6年度以降も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。</p> <p>➤ 平成27年度に事業完了</p> <p>県医師会において、本県の医療資源の実態を考える基礎データを集約し、医療機関等の視点で、医療と介護の効果的な連携のあり方、連携拠点のあり方等を検討</p> <p>(【No.1】地域医療のあり方検討基礎調査事業)</p> <p>(【No.9】在宅医療・介護連携のあり方調査事業)</p>	⑩
全県	<p>○ 地域医療構想の策定・達成に向けて、医療関係団体が行う県内医療の受療動向等の調査・検討を支援することにより、医療機関等の自主的な取り組みを促進する。</p>	<p>➤ 平成27年度に事業完了</p> <p>(【No.1】地域医療のあり方検討基礎調査事業〔再掲〕)</p>	⑩
全県 中北 富東	<p>○ 地域において安心してお産ができる体制の確保</p> <p>医師数の減少等を背景とした分娩取扱医療機関の集約に伴う分娩件数の集中化や、産科医不足に対応し、産科外来・助産師外来の増設等を支援することにより、安心してお産ができる体制を維持、確保する。</p>	<p>➤ 平成27年度に事業完了</p> <p>地域で不足する周産期医療に対応するため、2病院が行う産婦人科・助産師外来の施設・設備整備事業に対して助成し、産科医と助産師の機能分担等を推進</p> <p>(【No.2】地域分娩体制機能強化推進事業)</p>	⑩

<p>全県 峡東 峡南</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・分娩取扱病院・診療所数 (県全体) 15施設 → 15施設 (中北) 11施設 → 11施設 (富士・東部) 2施設 → 2施設 ○ がん医療の均てん化の推進 地域がん診療病院の整備に向けた医療機器整備の支援や技術的支援等により、県内どこでも質の高いがん医療が受けられる体制を整備する。 ・がん診療連携拠点病院等整備区域数 (県全体) 2区域 → 3区域 (峡東) 0施設 → 1施設 (峡南) 指定に向けた環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・分娩取扱病院・診療所数 (県全体) 15施設 → 15施設 (中北) 11施設 → 11施設 (富士・東部) 2施設 → 2施設 ➤ 平成26年度に事業完了 峡東区域の1施設を地域がん診療連携拠点病院に指定するとともに、峡南区域の1施設に病理診断装置を整備し、地域がん診療連携拠点病院の指定に向けた体制の整備を推進 (【No.3】 地域がん診療提供体制整備事業) ・がん診療連携拠点病院等整備区域数 (県全体) 2区域 → 3区域 (峡東) 0施設 → 1施設 (峡南) 指定に向けた環境整備 	
<p>全県 中北</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 重症心身障害児(者)に対する入院医療の確保 重症心身障害児(者)の増加により不足が見込まれる重症心身障害児(者)の受入病床を増床することにより重症心身障害児(者)への適切な医療提供を確保する。 ・重症心身障害児(者)受入病床数 (中北) 214床 → 220床 <p>(2) 地域包括ケアの底上げを図るための在宅医療提供体制の確保・充実</p> <p>【在宅医療の推進】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成27年度に事業完了 不足が見込まれる重症心身障害児(者)の受入病床を増床し、重症心身障害児(者)のレスパイト入院や在宅療養患者の急変時への対応を強化 (【No.4】 地域重症心身障害児(者)受入体制強化事業) ・重症心身障害児(者)受入病床数 (中北) 214床 → 220床 	<p>④</p>
<p>全県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅医療推進体制の整備 医療関係者及び関係多職種による協議会を設置し、在宅医療に関する課題解決に向けた体制を整備する。 ・在宅医療推進協議会設置地域数 (県全体) 0箇所 → 11箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成26年度、平成29年度に事業完了 県医師会における在宅医療推進に向けた体制の整備、在宅医療推進に向けた四師会会長の連携会議の開催、地区医師会における在宅医療推進協議会の設立 (【No.5】 在宅医療推進協議会設置事業) (【No.25】 在宅医療推進協議会設置事業) 	<p>④ 24</p>

<p>全県 中北 富東</p>	<p>(中北) 0箇所 → 4箇所 (峡東) 0箇所 → 2箇所 (峡南) 0箇所 → 2箇所 (富士・東部) 0箇所 → 3箇所</p> <p>○ 在宅医療の実施拠点・連携拠点等の確保 複数のかかりつけ医が連携した取り組みを支援し、在宅医療チームの形成を促進することにより、在宅医療を提供する診療所等の増加を図るとともに、医療と介護が連携した多職種協働による支援体制の構築を推進する。 また、在宅医療を提供する診療所等の医療機器等の整備を支援することにより、在宅医療提供機能の充実強化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅医療推進協議会設置地域数 (県全体) 3箇所 (中北) 2箇所 (峡東) 1箇所 (峡南) 0箇所 (富士・東部) 0箇所 ➤ 令和5年度に事業完了 在宅多職種の連携推進に向け、病院・診療所を中心とした26チームの多職種連携チームを形成、82施設の診療所等が研修会等に参加 (【No.6】在宅医療チーム形成促進事業) ➤ 保健福祉事務所において在宅多職種関係者の広域連携会議及び人材育成研修会を開催 (【No.22】在宅医療広域連携等推進事業) ➤ 甲府市医師会が実施するICTを活用した在宅医療・介護連携システムの運営を支援 (【No.23】在宅医療介護連携事業) ➤ 平成28年度に事業完了 133の医療機関等が在宅医療の実施に必要な機器等を整備 (【No.7】在宅医療提供体制機能強化事業) ➤ 平成29年度に事業完了 在宅医療の多様な研修機会の提供、研修会を通じた多職種間の相互理解の促進等を行う在宅医療総合推進拠点の整備を支援 (【No.24】在宅医療総合推進拠点整備事業) ➤ 平成27年度に事業完了 上野原市において、在宅医療推進に向けた拠点を形成し、在宅医療連携の研修を実施するとともに、在宅医療・介護連携 	<p>⑥</p> <p>⑥</p> <p>⑥</p> <p>⑥</p> <p>⑥</p> <p>⑥</p>
-------------------------	---	---	---

<p>全県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療連携拠点数 （県全体）3箇所 → 4箇所 （富士・東部）0箇所 → 1箇所 ○ 在宅医療の人材育成基盤の整備 在宅医療に取り組む医師や多職種人材を対象とした研修会の実施を支援することにより、在宅医療を担う人材を育成する。 ・訪問診療を行う医療機関数 （県全体）95施設 → 105施設 	<p>の仕組み等を検討 （【No.8】在宅医療連携拠点整備事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療連携拠点数 （県全体）4箇所 （富士・東部）1箇所 ➤ 平成26年度に事業完了 地区医師会において多職種研修会や県民を対象とした講演会を3回開催 （【No.10】在宅医療人材育成事業） ➤ 令和元年度に事業完了 県内の在宅医療の実態を把握するため、医療機関を対象とした調査分析を実施 （【No.27】在宅医療実施意向調査事業） ・訪問診療を行う医療機関数 （県全体）95施設(H23)→128施設(H30) 	<p>② 25</p> <p>② 26</p> <p>② 27</p>
<p>全県</p>	<p>〔訪問看護の推進〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 訪問看護の推進 訪問看護関係者で構成する協議会の運営により、訪問看護に関する課題解決に向けた取り組みを推進するとともに、訪問看護の推進拠点を整備し、訪問看護師の確保・定着及び訪問看護ステーションの相互連携を図ることにより、訪問看護の拠点化を推進する。 また、入院医療から在宅医療への移行期において、退院支援マネジメントの標準ツールを作成・普及することにより、適切な退院支援を確保する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成26年度に事業完了 訪問看護推進協議会や、訪問看護にかかる各種研修を開催するとともに、在宅ターミナルケア普及事業として、講演会等を実施（【No.11】訪問看護推進事業） ➤ 平成26年度に事業完了 訪問看護の推進拠点機能の設置に向けた運営委員会の開催、訪問看護を活用した在宅療養の普及啓発講演会の開催、普及啓発チラシ等の作成・配布を実施 （【No.12】訪問看護推進拠点事業） ➤ 平成26年度に事業完了 退院支援マネジメントの養成検討会議や普及啓発研修の開催、退院支援マネジメントガイドラインの作成・配布を実施 （【No.13】退院支援マネジメント養成 	<p>② 28</p> <p>② 29</p> <p>② 複</p>

<p>全県</p>	<p>【在宅歯科医療の推進】</p> <p>○ 在宅歯科医療連携の推進</p> <p>在宅歯科医療連携室の機能強化や在宅歯科医療の拠点形成の推進とともに、居宅における多職種連携が可能となるツールを作成・普及することにより、多職種連携の推進等を図る。</p> <p>また、専門的口腔ケア等ができる歯科医師等の人材を育成することにより、在宅療養高齢者への適切な歯科保健医療を確保する。</p>	<p>研修事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成26年度に事業完了 県歯科医師会への委託により在宅歯科医療連携室を設置し、相談対応72件、在宅医療機器貸出83件、連携室運営推進協議会開催等の事業を実施 (【No.14】在宅歯科医療連携室整備事業) ➤ 平成28年度に事業完了 在宅歯科医療推進に向け、県歯科医師会館の改修を支援 (【No.16】在宅歯科医療連携拠点整備事業) ➤ 平成27年度に事業完了 県歯科医師会において在宅歯科・多職種連携ツール「お口の健康手帳」を作成・配布するとともに、介護専門員等に在宅歯科・口腔ケアに関する研修会を開催 (【No.17】在宅歯科・多職種連携推進事業) ➤ 平成27年度、平成29年度に事業完了 県歯科医師会において、「歯科訪問診療事例集」を作成・配布 また、県歯科医師会及び甲府市歯科医師会において、在宅歯科医療の人材育成に向けた研修会を実施 (【No.18】在宅歯科医療人材育成事業) (【No.19】在宅歯科連携人材育成事業) (【No.26】在宅歯科医療人材育成事業) ➤ 平成26年度に事業完了 県歯科医師会において在宅歯科診療訪問車を整備 (【No.20】在宅歯科訪問体制強化事業) 	<p>⑩</p> <p>⑩ 継30</p> <p>⑩ 継31</p>
-----------	---	---	--

<p>中北</p>	<p>○ 高齢者人口の大幅な増加が見込まれる甲府市において、地域の歯科医療関係団体の協力を得て、在宅療養支援室を整備し、地域の特性に応じたきめ細やかな在宅歯科医療提供体制の構築を図る。</p> <p>【在宅医療（薬剤）の推進】</p>	<p>➤ 平成26年度に事業完了 甲府市歯科医師会に在宅歯科医療支援に向けた拠点となる在宅療養支援室を整備 (【No.15】 地域在宅療養支援室整備事業)</p>	<p>継 35</p>
<p>全県 中北 峡東</p>	<p>○ 在宅療養拠点薬局の整備 地域ごとに無菌調剤設備を備えた拠点薬局を整備することにより、がん患者等が地域で安心して療養できる環境を整える。 ・無菌調剤室を設置した薬局のある地域数 (県全体) 3 地域 → 6 地域 (中北) 1 地域 → 3 地域 (峡東) 0 地域 → 1 地域</p> <p>(3) 医師・看護師等の地域偏在解消を含む医療従事者の確保</p> <p>【医師確保対策の推進】</p>	<p>➤ 平成27年度に事業完了 新たに3地域の薬局で無菌調剤室を整備 (【No.21】 在宅療養拠点薬局整備事業)</p> <p>・無菌調剤室を設置した薬局のある地域数 (県全体) 3 地域 → 6 地域 (中北) 1 地域 → 3 地域 (峡東) 0 地域 → 1 地域</p>	<p>継 36</p> <p>継 39</p>
<p>全県</p>	<p>○ 地域偏在対策の推進 地域医療に従事する医師のキャリア形成支援と一体的に医師不足病院の医師確保を支援することにより地域偏在の緩和を図る。 地域の医療機関を活用した研修プログラムの作成、地域枠医学生に対する継続的な病院実習の実施により、地域の医療機関の医師確保を図る。</p>	<p>➤ 平成26年度に事業完了 地域医療に対する意識付けを図るための各種事業（地域枠医学生等への面談、臨床研修指導医講習会や若手医師医療技術向上研修会の開催等）を実施 (【No.27】 地域医療支援センター運営事業)</p> <p>➤ 平成26年度に事業完了 地域枠医学生に対する継続的な病院実習の実施 8人 (【No.26】 医学生定着促進実習支援事業)</p>	<p>継 37</p> <p>継 38</p> <p>複</p>
<p>全県 富東</p>	<p>○ 診療科偏在対策の推進 医師不足が特に著しい産科を対象に、若手医師の高度専門医療への志向に対応し、ハイリスク分娩等の高度な医療技術の修得ができるよう、キャリア形成プログラムの見直し等を行うことにより、産科医の確保を図る。 また、産科医、新生児医療担当医の</p>	<p>➤ 平成26年度に事業完了 産科後期研修の新規受講者数 2人 (【No.29】 産科医確保臨床研修支援事業)</p> <p>➤ 平成26年度に事業完了 分娩手当支給医療機関 17施設 (【No.30】 産科医等分娩手当支給事業)</p>	<p>複</p>

	<p>処遇改善に取り組む医療機関を支援することにより、これらの医師の確保を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成26年度に事業完了 新生児担当手当支給医療機関 1施設 (【No.31】NICU入室児担当手当支給事業) ➤ 令和5年度に事業完了 地域の小児科医が発達障害児の診療等を担えるようにするためのネットワーク構築事業(診療マニュアルの作成・発行、連携シートの作成、研修会開催)を実施 (【No.32】発達障害児医療支援ネットワーク構築事業) ➤ 平成27年度に事業完了 富士・東部区域において臨床研修医を養成するための研修環境の整備を実施 (【No.33】臨床研修医養成基盤整備事業) 	<p style="text-align: center;">④</p>
<p>全県 中北</p>	<p>〔歯科医師等の確保対策の推進〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 医科・歯科連携に資する人材の養成 がん患者、糖尿病患者等と歯科との関連に係る研修を開催することにより、医科歯科連携を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成26年度に事業完了 県歯科医師会及び甲府市歯科医師会において在宅歯科連携人材の育成に向けた研修会を開催(【No.19】在宅歯科連携人材育成事業(再掲)) 	<p style="text-align: center;">④ ④ 45 46</p>
<p>全県</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在宅歯科医療に対応した歯科医療従事者の養成・確保 在宅歯科医療・専門的口腔ケアに対応した質の高い歯科衛生士を養成する基盤整備を行うとともに、在宅歯科医療や医科歯科連携に資する人材の育成を進める。 また、出産・育児等の一定期間の離職により再就業に不安を抱える女性歯科衛生士を対象に、最新の診療補助技術等の研修を行い、歯科衛生士の安定的な確保を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成26年度に事業完了 県歯科医師会において歯科衛生士確保養成研修会を開催 (【No.43】歯科衛生士確保養成支援事業) ➤ 平成27年度に事業完了 障害者やICT教育に対応した歯科衛生専門学校の改修・設備を実施 (【No.44】歯科衛生専門学校施設設備整備事業) 	<p style="text-align: center;">④ 52</p>
<p>全県</p>	<p>〔看護職員の確保対策の推進〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 看護職員の資質向上の推進 新人看護職員に対する臨床研修の実施、就業看護職員に対する研修を実施すること等により、看護の質の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成26年度に事業完了 多施設合同研修(7日間)、実地指導者研修(6日間)、新人看護職員卒後研 	<p style="text-align: center;">④ 47</p>

<p>全県</p>	<p>や安全な医療の確保、早期離職防止を図る。</p> <p>また、看護師等養成所の運営を支援し、教育内容の向上を図ることにより、質の高い看護師等を養成する。</p> <p>○ 看護職員確保対策の推進</p> <p>新卒看護職員のU・Iターンによる就職促進、看護の質の向上や指導管理体制の改善を行う病院へのアドバイザー派遣、看護職員の離職防止を図るための健康相談等の実施により看護職員の確保を図るとともに、ナースセンターとハローワークが情報共有した相談支援を行うことにより、潜在看護職員の再就業を効果的に進める。</p>	<p>修（17病院）、新人看護師指導担当者研修（3日間）、看護職員専門分野研修（認知症看護・緩和ケア7ヶ月間）、看護職員実務研修（3～7日間）、潜在看護職員復職研修（3～5日間）、看護職員実習指導者講習会（40日間）、資質向上研修（21.5日間）等の研修事業や、認定看護師の養成事業（3名）を実施</p> <p>（【No.34】新人看護職員研修事業）</p> <p>（【No.35】看護職員資質向上推進事業）</p> <p>➤ 平成26年度に事業完了</p> <p>専任教員の配置や実習経費等の補助により教育内容の向上を図った看護師等養成所数 3施設（【No.36】看護師等養成所運営費補助事業）</p> <p>➤ 平成26年度に事業完了</p> <p>無料就職相談会（年2回）、学校訪問（2校）、就職情報誌の作成・配布（県外92校）を実施</p> <p>（【No.37】看護職員確保対策事業（新卒看護職員U・Iターン就職促進事業））</p> <p>➤ 平成26年度に事業完了</p> <p>各施設の要望に合ったアドバイザーを派遣（県内病院17施設 計73回）</p> <p>（【No.38】看護職員確保対策事業（就業環境改善アドバイザー派遣事業））</p> <p>➤ 平成26年度に事業完了</p> <p>就業継続のための看護職の心の健康相談の計画的な実施（月2回）</p> <p>（【No.39】看護職員確保対策事業（看護の心の健康相談事業））</p> <p>➤ 平成26年度に事業完了</p> <p>計画的な就業相談の実施（県内3ハローワーク、各3回実施（富士・東部1回））</p> <p>（【No.40】看護職員確保対策事業（ナースセンター・ハローワーク連携相談支援事業））</p>	<p>継 48</p> <p>継 49</p> <p>継 51</p> <p>複</p> <p>複</p> <p>継 54</p> <p>継 53</p> <p>継 40</p>

富東	<ul style="list-style-type: none"> ○ また、看護師不足が特に著しい富士・東部地域について、看護師の地域偏在の解消に向け、地方自治体が行う大学看護学部誘致を支援することにより看護師確保を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 就業相談会、就業支援研修会等を実施 平成29年度まで順次事業を執行予定（【No.41】看護職員確保対策事業（地域看護就業促進事業）） ➤ 平成27年度に事業完了 富士・東部地域において、健康科学大学看護学部が平成28年4月に開校（【No.42】富士・東部地域看護師確保対策事業） 	<p>継 41</p> <p>継 42</p>
全県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 看護管理者を対象に、多様な勤務形態の導入など、看護職員の就労環境改善に必要な知識等の習得を図る。 <p>【医療従事者の勤務環境改善の推進】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成26年度に事業完了 多様な勤務形態等の導入や職場環境改善、雇用の質の向上等に関する研修を開催（【No.45】看護職員就労環境改善事業） 	
全県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 病院内保育所の運営支援 病院等における保育所運営を支援し、働きやすい環境を整備することにより、医療従事者の確保・定着を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成26年度に事業完了 院内保育所運営により計画的な勤務環境改善を図った民間医療機関 6施設（【No.46】病院内保育所運営費補助事業） 	
全県	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小児救急医、救急勤務医の負担軽減策の推進 小児救急患者の輪番制による受入体制及び小児患者の保護者等向けの電話相談体制を整備、救急患者の状態等に応じた搬送のルール化など、救急患者の受入体制を整備し、患者の重症度や疾患に応じた適切な救急搬送を行うことにより、休日・夜間における小児救急医療の確保と小児救急医、救急勤務医の負担軽減を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 平成26年度に事業完了 小児二次救急輪番体制参加病院数 8病院を維持・確保（【No.47】小児救急医療体制確保事業（小児救急医療体制整備事業）） ➤ 平成26年度に事業完了 継続的な小児救急電話相談を実施（【No.48】小児救急医療提供体制確保事業（小児救急電話相談事業）） ➤ 平成26年度、平成29年度に事業完了 救急患者の最終受入医療機関 6施設を確保（【No.49】救急搬送受入支援事業）（【No.50】救急搬送受入支援事業） 	
全県	<p>② 計画期間 平成26年4月1日～令和5年3月31日</p>		

3. 事業の実施状況 【医療分】

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【No.6】 在宅医療チーム形成促進事業	【総事業費】 14,911 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の期間	平成 26 年 12 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
事業の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・複数のかかりつけ医や多職種による研修会等を開催した診療所等の数 現状：0 施設 → 目標：50 施設 ・在宅療養支援病院数・診療所数 71 箇所（H28）⇒ 78 箇所（R5） 	
事業の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅多職種の連携推進に向け、病院・診療所を中心とした 26 チームの多職種連携チームを形成、約 82 施設の診療所等が研修会等に参加 	
事業の有効性・効率性	<p>（1）事業の有効性</p> <p>平成 26 年度から令和 5 年度の間には医師、歯科医師、看護師、ケアマネージャ等の医療・介護関係者による多職種連携チームが 26 チーム形成され、在宅多職種の連携により医療・介護サービスが切れ目無く提供される体制が構築されている。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>在宅医療チーム形成に要する経費を助成することにより、在宅医療の実施に必要な在宅多職種のチームが効率的に形成されている。</p>	

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO. 32】 発達障害児医療支援ネットワーク構築事業	【総事業費】 2,680 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	平成 27 年 3 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの診療・相談ニーズが年々増加し、診療の待機期間が長期化 ・地域の小児科医等のバックアップ等間接支援機能が不十分 ・適切な医療提供のため、センターと小児科医等との更なる連携の強化が必要 	
	アウトカム指標： ① 発達障害等に係る知識・技能の習得に取り組む地域の小児科医の増加 18 名（平成 29 年度）→ 24 名以上（令和 5 年度） ② 発達障害等の診療を標榜する医療機関 13 箇所（H26）→ 15 箇所以上（令和 5 年度）	
事業の内容（当初計画）	<ul style="list-style-type: none"> ・児童精神科医の不足により十分なサービスが提供できていない発達障害について、地域の小児科医が発達障害の診療等が担えるよう、基礎的知識や診断、治療についての研修会を開催する。 ・専門医療機関と地域の小児科医との連携体制を確保するため、作成した医療連携パスの普及や改善を進める。 ・円滑かつ速やかな診療体制を整備するため、地域小児科医と連携実績を重ね、医療連携のための基準を明確にしながら、その評価、検証を行う。 ・発達障害者支援の充実を推進するため、発達障害のある大人が地域で安心して医療を受けることができるよう、センターが中心となり、地域の精神科医及び精神科医療機関を対象としたネットワーク構築のため、検討委員会を開催する。 	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの発達総合支援センターが中心となり、地域の小児科医等を対象とした発達障害や心のケアに係る症例検討・研修会等の開催 年 4 回以上 ・こころの発達総合支援センターが中心となり、県内の精神科医の協力を得て検討委員会を開催 年 3 回以上 	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの発達総合支援センターが中心となった、地域の小児科医等を対象とした発達障害や心のケアに係る症例検討・研修会等の開催 年 4 回 ・こころの発達総合支援センターが中心となり、県内の精神科医の協力を得て検討委員会を開催 年 3 回 	

<p>事業の有効性・効率性</p>	<p>事業終了後1年以内のアウトカム指標：</p> <p>① 発達障害等に係る知識・技能の習得に取り組む地域の小児科医の増加 18名（平成29年度）→ 24名（令和5年度）</p> <p>② 発達障害等の診療を標榜する医療機関 13箇所（H26）→ 15箇所（令和5年度）</p> <p>（1）事業の有効性</p> <p>発達障害の早期発見、早期支援を促進するため、発達障害のある子どもがより身近な場所で医療を受け入れられる体制を整備する必要があることから、地域の小児科医が発達障害の診断や専門医療機関へのつなぎ、その後の診療を担えるよう、基本的な知識や診断、診療について習得する機会を確保すること、また、具体的な診療連携のための仕組みについて検討を行うことは有効である。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>多くの症例に遭遇する可能性が高く、すでに一定以上の知識と技術を有する小児科医に対し、専門機関であるところの発達総合支援センターが事業主体となって診療連携に必要なマニュアル及び連携シートの作成や、研修等の機会を確保することで効率的に発達障害医療の質を高めることができる。</p>
<p>その他</p>	<p>※本事業に協力していただける小児科医の増やすために、現委員の承認を得て、県内の新たな小児科医にコンタクトを取るように計画中。</p>